

平成19年第3回志布志市議会定例会

目 次

| 第1号（9月11日） | | 頁 |
|---|--|----|
| 1. 議事日程 | | 12 |
| 2. 出席議員氏名 | | 13 |
| 3. 欠席議員氏名 | | 13 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | | 13 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | | 13 |
| 6. 開 会・開 議 | | 14 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | | 14 |
| 8. 日程第2 会期の決定 | | 14 |
| 9. 日程第3 報告 | | 14 |
| 10. 日程第4 議案第70号 政治倫理の確立のための志布志市長の資産等の公開に関する 条例の一部を改正する条例の制定について | | 14 |
| 11. 日程第5 議案第71号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について | | 15 |
| 12. 日程第6 議案第72号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について | | 16 |
| 13. 日程第7 議案第73号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について | | 17 |
| 14. 日程第8 議案第74号 市道路線の廃止について | | 17 |
| 15. 日程第9 議案第75号 市道路線の認定について | | 19 |
| 16. 日程第10 議案第76号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号） | | 21 |
| 17. 日程第11 議案第77号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | | 39 |
| 18. 日程第12 議案第78号 平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号） | | 40 |
| 19. 日程第13 議案第79号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号） | | 41 |
| 20. 散 会 | | 42 |
| 第2号（9月12日） | | |
| 1. 議事日程 | | 43 |
| 2. 出席議員氏名 | | 44 |
| 3. 欠席議員氏名 | | 44 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | | 44 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | | 44 |
| 6. 開 議 | | 45 |

| | | |
|---------|------------|-----|
| 7. 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 45 |
| 8. 日程第2 | 一般質問 | 45 |
| | 藤後 昇一 | 45 |
| | 坂元 修一郎 | 61 |
| | 小野 広嗣 | 76 |
| | 木藤 茂弘 | 93 |
| 9. 延 会 | | 103 |

第3号（9月13日）

| | | |
|-------------------------------|------------|-----|
| 1. 議事日程 | 104 | |
| 2. 出席議員氏名 | 105 | |
| 3. 欠席議員氏名 | 105 | |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 105 | |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 105 | |
| 6. 開 議 | 106 | |
| 7. 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 106 |
| 8. 日程第2 | 一般質問 | 106 |
| | 八久保 壹 | 106 |
| | 丸山 一 | 116 |
| | 上野 直広 | 128 |
| | 小園 義行 | 139 |
| 9. 延 会 | 159 | |

第4号（9月14日）

| | | |
|-------------------------------|------------|-----|
| 1. 議事日程 | 160 | |
| 2. 出席議員氏名 | 161 | |
| 3. 欠席議員氏名 | 161 | |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 161 | |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 161 | |
| 6. 開 議 | 162 | |
| 7. 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 162 |
| 8. 日程第2 | 一般質問 | 162 |
| | 鶴迫 京子 | 162 |
| | 下平 晴行 | 183 |
| 9. 日程第3 | 事件の訂正について | 192 |

| | |
|---------|-----|
| 10. 散 会 | 193 |
|---------|-----|

第5号（9月28日）

| | |
|---|-----|
| 1. 議事日程 | 194 |
| 2. 出席議員氏名 | 195 |
| 3. 欠席議員氏名 | 195 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 195 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 195 |
| 6. 開 議 | 196 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 196 |
| 8. 日程第2 議案第74号 市道路線の廃止について | 196 |
| 9. 日程第3 議案第75号 市道路線の認定について | 197 |
| 10. 日程第4 議案第76号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号） | 198 |
| 11. 日程第5 議案第77号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | 210 |
| 12. 日程第6 議案第78号 平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号） | 211 |
| 13. 日程第7 議案第79号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号） | 212 |
| 14. 日程第8 請願第1号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願 | 213 |
| 15. 日程第9 陳情第7号 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ(NSG)での慎重な議論を求める陳情 | 214 |
| 16. 日程第10 認定第1号 平成18年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について | 215 |
| 17. 日程第11 認定第2号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について | 217 |
| 18. 日程第12 認定第3号 平成18年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について | 217 |
| 19. 日程第13 認定第4号 平成18年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について | 217 |
| 20. 日程第14 認定第5号 平成18年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について | 217 |
| 21. 日程第15 認定第6号 平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | 217 |
| 22. 日程第16 認定第7号 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について | 217 |

| | | | |
|--------------|--|--|-----|
| 23. 日程第17 | 認定第8号 | 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について…………… | 217 |
| 24. 日程第18 | 認定第9号 | 平成18年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について… | 217 |
| 25. 日程第19 | 発議第7号 | 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について………… | 221 |
| 26. 日程第20 | 発議第8号 | 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書の提出について…………… | 222 |
| 27. 日程第21 | 議員派遣の決定…………… | | 224 |
| 28. 日程第22 | 閉会中の継続審査申出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長）… | | 224 |
| 29. 日程第23 | 閉会中の継続調査申出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）… | | 225 |
| 30. 追加日程第1 | 野村公一議員の年金に関する発言についての動議…………… | | 226 |
| 31. 追加日程第2 | 国民年金保険料にかかわる本会議及び文教厚生常任委員会での発言に対する説明責任について…………… | | 228 |
| 32. 閉 会…………… | | | 230 |

平成19年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

| 月 日 | 曜日 | 会 議 別 | 内 容 |
|-------|----|-------|---------------------------|
| 9月11日 | 火 | 本 会 議 | 開会 会期の決定 議案上程（採決及び委員会付託） |
| 12日 | 水 | 本 会 議 | 一般質問 |
| 13日 | 木 | 本 会 議 | 一般質問 |
| 14日 | 金 | 本 会 議 | 一般質問 |
| 15日 | 土 | 休 会 | |
| 16日 | 日 | 休 会 | |
| 17日 | 月 | 休 会 | 敬老の日 |
| 18日 | 火 | 委 員 会 | |
| 19日 | 水 | 委 員 会 | |
| 20日 | 木 | 委 員 会 | |
| 21日 | 金 | 委 員 会 | |
| 22日 | 土 | 休 会 | |
| 23日 | 日 | 休 会 | 秋分の日 |
| 24日 | 月 | 休 会 | 振替休日 |
| 25日 | 火 | 休 会 | |
| 26日 | 水 | 休 会 | |
| 27日 | 木 | 休 会 | |
| 28日 | 金 | 本 会 議 | 委員長報告・採決 追加議案上程（委員会付託） 閉会 |

2. 付議事件

| 番号 | 事 件 名 |
|--------|--|
| 議案第70号 | 政治倫理の確立のための志布志市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第71号 | 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第72号 | 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第73号 | 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について |
| 議案第74号 | 市道路線の廃止について |
| 議案第75号 | 市道路線の認定について |
| 議案第76号 | 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号） |
| 議案第77号 | 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第78号 | 平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第79号 | 平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号） |
| 認定第1号 | 平成18年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第2号 | 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第3号 | 平成18年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第4号 | 平成18年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第5号 | 平成18年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第6号 | 平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第7号 | 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第8号 | 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第9号 | 平成18年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 請願第1号 | 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願 |
| 陳情第7号 | 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める陳情 |
| 発議第7号 | 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について |
| 発議第8号 | 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書の提出について |

3. 一般質問

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質 問 の 相 手 方 |
|---------|--|--|-------------|
| 1 藤後 昇一 | 1 国民宿舎ボルベリアダグリの指定管理者の問題と今後のまちづくりへの関連と今後の展望について | <p>(1) 6月定例会でのボルベリアダグリの指定管理者の指定についての議案は、市民の高い関心を呼ぶと同時に、議会の否決という結果に対し、地元マスコミも論評付きで報道した。6/29「域外資本の参入が地域経済を衰退させる。」「ダグリ岬活用の代替案とまちづくりの展望を議会も示す責任がある。」(南日本新聞)、7/9「6,500万円をフイにした」「市民の税負担が続く」「市民にとって不利益になる議会の議決」(南九州新聞)等である。これらの報道に対しての市長の見解を問う。</p> <p>(2) 平成18年度の志布志市観光開発公社の事業・決算報告書も提出され、ボルベリアダグリの国民宿舎事業の18年度の業績も確定したと思うが、その内容、結果を問う。</p> <p>併せて、指定管理者の指定に向けての開発公社の今後の展望を、ノルマである納付金6,500万円の見通しと関連して市長の見解を問う。</p> <p>(3) ボルベリアダグリの活性化のため「休暇村サービス」利活用等があるが、検討されたか見解を問う。</p> <p>(4) 国土交通省は、6月に、観光を低迷している地方経済活性化の柱にしようと「観光立国推進基本計画」を立案し、閣議決定した。その内容は、国内観光旅行消費額を05年度の24兆円から10年度に30兆円にする目標を立てて、様々な方策を提案している。本市もボルベリアダグリの活性化と、さんふらわあ利用促進等の観光事業を軸とした「内発的発展」を目指した地域経済自立のまちづくり政策を推進することが必須と考えるが、市長の具体的な方策を問う。</p> | 市長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|---------|--------------------------|--|-------------|
| 2 坂元修一郎 | 1 近代農業の諸問題について | (1) バイオ燃料の実用化に向けた取り組みが国内各地で始まっているが、本地域での取り組みは。 (2) 海外でのバイオ燃料生産の影響で輸入飼料の高騰が続いているが、環境にも配慮した国内自給のための耕畜連携の飼料供給推進について (3) ポジティブリスト施行後1年が経過したが、本市の農業に与えた影響と、施行後の安心・安全な作物づくりの状況は。 (4) 東部畑かんの全面通水が開始されるが、本市農業への貢献と今後の取り組みについて (5) 国は集落営農を推進しているが、本市における組織づくりの状況はどうか。 | 市長 |
| 3 小野 広嗣 | 1 母子家庭の支援策について | (1) 母子家庭は、児童扶養手当制度の見直しなど、厳しい経済情勢の中で一層不利な状況に置かれようとしている。母子家庭の増加傾向と生活実態及び母子家庭が将来に希望を持てるような支援策について問う。 | 市長 |
| | 2 子育て支援について | (1) 生後4ヵ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や育児支援家庭訪問事業の推進状況について問う。 | 市長 |
| | 3 介護保険について | (1) 改正介護保険制度から1年余り、市が責任を持って実施する地域包括支援センターを拠点にした介護予防への取り組みは、軌道に乗っているのか。 (2) 介護事業者の認定取り消し、立ち入り権限も強化されている県と、保険者である市との連携はどのように行われているのか。 | 市長 |
| | 4 多重債務対策について | (1) 多重債務に陥り、生活に苦しむ市民を一刻も早く救済するための体制づくりと、中学生に対する金融教育について問う。 | 市長 教育委員長 |
| 4 木藤 茂弘 | 1 入札制度改革の考え方について | (1) 一般競争入札の導入について | 市長 |
| | 2 イチゴ産地づくりにおける炭疽病対策について | (1) 健全苗の確保はできているのか。 (2) 今後の健全苗供給体制の整備について | 市長 |
| | 3 新生「志布志市」本庁、支所周辺の景観について | (1) 旧町時代の看板等の整理、整備について | 市長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|---------|----------------------|---|-------------|
| 4 木藤 茂弘 | 4 歴史のまちづくり「基本構想」について | (1) 学校施設の耐震補強工事にも今後取り組まなければならないと思うが、財政上、実施可能な歴史のまちづくり「基本構想」について (2) 進める組織体制について | 教育委員長 市長 |
| 5 八久保 壹 | 1 志布志港へのアクセス道路について | (1) 高規格道路の終点（取付け地点）は、どこに予定されているのか。 (2) 高規格道路の使命と果たすべき機能について (3) アクセス（取付け位置）の重要性について (4) 新港部への直結はしないのか。 | 市長 |
| | 2 「スポーツ振興」について | (1) 今年のサッカーフェスティバルに、市としてどのようにかわり、取り組まれたのか。 (2) スポーツの持つ特性をどう考えるか。 (3) スポーツ振興のために温かい支援策を示せ。 | 教育委員長 市長 |
| 6 丸山 一 | 1 農業行政について | (1) 早期米不作の現状認識とその後の対応について | 市長 |
| | 2 通山・一丁田地区の防災について | (1) 線路跡地の排水対策について (2) 町境から海岸への防災避難道路について (3) 通山地区からの排水路延長について (4) 安楽川右岸堤防工事と海岸の護岸工事について (5) 鮫島坂の道路改良について | 市長 |
| 7 上野 直広 | 1 保育所について | (1) 民営化によるメリット、デメリットについて問う。 (2) 保育の在り方も、多くの青少年事件に関係しているのではないか。 (3) 質の高い保育の環境を目指す必要があるのではないか。 | 市長 |
| 8 小園 義行 | 1 公立保育所の民間移管について | (1) 民間移管を進める理由と自治体の公的責任をどのように考えているか。 (2) 住民（保護者）への十分な説明と理解を求める対応をどのように進めてきたか。 (3) 議会で陳情の審査が行われているが、そのことに対する認識を問う。 (4) 移管先選考委員会の状況はどうか。 | 市長 |
| | 2 後期高齢者医療制度について | (1) 制度発足に対する市長の認識を問う。 (2) 対象者数と、現在子供等の扶養家族になっている人は保険料を支払う必要がないが、新制度は負担が課せられる。こうした人がどれくらいいるのか。 (3) 月15,000円以下の普通徴収の対象者はどれくらいか。 | 市長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|--------|-----------------|--|-------------|
| 8小園 義行 | 3 生活保護行政について | (1) 北九州市等で起きている状況を、市長はどのように受けとめているか。 (2) 本市の相談に対する申請率と開始率は、どれくらいになっているか。 | 市長 |
| | 4 福祉タクシーについて | (1) 志布志町地域の昨年度の利用実績はいくらか。 (2) 志布志町地域においても、有明町、松山町地域と同じ方式に変えていくように見直しを検討すると答弁されているがどうか。 | 市長 |
| | 5 福祉行政について | (1) 組織の見直し等がされていく中で、保健師の退職等も考えて採用が予定されているが、本市の保健師の配置は十分か。 | 市長 |
| 9鶴迫 京子 | 1 若者への支援と育成について | (1) 本市の青年団活動に対して、現状をどのように認識しているか。 (2) イベント「さんふらわあクルージングパーティーinしぶし」について ① 第1回実行委員会(志布志市青年団連絡協議会)での市長の感想はどうであったか。 ② 市の支援策は、12月23日のイベントに向けて、どのように図られていくのか。 (3) 青年団活動に対する本市の支援の在り方はどうか。また、育成はどのようにしていられるのか、今後の方向性を伺いたい。 (4) 若者の市外流出対策として、本市ではどのような取り組みがなされているか。 | 市長 教育委員長 |
| | 2 救急救命について | (1) AED(自動体外式除細動器)について ① AED設置後の状況と市民の反応はどうか。また、市民への周知及び啓発はどのような方法とするのか。 ② 消防本部職員を講師にした市職員へのAED操作方法を学ぶ普通救命講習会は開かれたのか。また、現在、講習終了証を持っている職員は何人いるのか。市職員全員の習得を目指す計画が立てられているのか。 ③ 6月議会での一般質問、「AEDをすべての小・中学校25校へ配置せよ」に向けてのその後の取り組みはどうか。 ④ 医療の確保は図られているか。現況と問題点はないのか。対策はとられているか。また、救急医療体制の整備は万全かどうか。 | 市長 教育委員長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|---------|-----------------------|--|--------|
| 10下平 晴行 | 1 サポート志布志アピアの商業政策について | (1) 株を50%以上所有している志布志市が、代表取締役社長になって経営に取り組むべきだと思うがどうか。 (2) 2階のコミュニティー施設が全体の13.1%を占めており、償還について大変な重荷になっているが、利活用についてどのように考えているか。 | 市長 |
| | 2 過疎地域の活性化対策について | (1) 過疎地域は少子高齢化で、学校運営はもちろん、公民館（集落）の運営が大変厳しい現状である。定住化を促進するために、地域活性化住宅を設置する考えはないか。 | 市長 |

平成19年第3回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成19年9月11日（火曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第70号 政治倫理の確立のための志布志市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第71号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第72号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第73号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第8 議案第74号 市道路線の廃止について
- 日程第9 議案第75号 市道路線の認定について
- 日程第10 議案第76号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第77号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第78号 平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第79号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名 (32名)

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 下 平 晴 行 | 2 番 | 西江園 明 |
| 3 番 | 丸 山 一 | 4 番 | 八久保 壹 |
| 5 番 | 玉 垣 大二郎 | 6 番 | 坂 元 修一郎 |
| 7 番 | 鶴 迫 京 子 | 8 番 | 藤 後 昇 一 |
| 9 番 | 迫 田 正 弘 | 10 番 | 毛 野 了 |
| 11 番 | 立 平 利 男 | 12 番 | 本 田 孝 志 |
| 13 番 | 立 山 静 幸 | 14 番 | 小 野 広 嗣 |
| 15 番 | 長 岡 耕 二 | 16 番 | 金 子 光 博 |
| 18 番 | 木 藤 茂 弘 | 19 番 | 岩 根 賢 二 |
| 20 番 | 吉 国 敏 郎 | 21 番 | 上 野 直 広 |
| 22 番 | 宮 城 義 治 | 23 番 | 東 宏 二 |
| 24 番 | 宮 田 慶一郎 | 25 番 | 小 園 義 行 |
| 26 番 | 上 村 環 | 27 番 | 鬼 塚 弘 文 |
| 28 番 | 重 永 重 久 | 29 番 | 丸 崎 幹 男 |
| 30 番 | 福 重 彰 史 | 31 番 | 野 村 公 一 |
| 32 番 | 谷 口 松 生 | 33 番 | 若 松 良 雄 |

欠席議員氏名 (1名)

17 番 林 勇 作

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|---------|-------------------|-----------|
| 市 長 | 本 田 修 一 | 副 市 長 | 瀬戸口 司 |
| 教 育 長 | 坪 田 勝 秀 | 総 務 部 長 | 井 手 南海男 |
| 企 画 部 長 | 持 富 秀 明 | 市 民 部 長 | 嶋 戸 貞 治 |
| 福 祉 部 長 | 蔵 園 修 文 | 産 業 振 興 部 長 | 永 田 史 生 |
| 建 設 部 長 | 宮 苑 和 郎 | 松 山 支 所 長 | 白 坂 照 雄 |
| 志 布 志 支 所 長 | 山 裾 信 博 | 教 育 次 長 | 上 村 和 憲 |
| 総 務 課 長 | 中 崎 秀 博 | 企 画 政 策 課 長 | 萩 本 昌 一 郎 |
| 財 務 課 長 | 溝 口 猛 | 市 民 課 長 | 竹 之 内 宏 史 |
| 環 境 政 策 課 長 | 立 山 広 幸 | 水 道 局 長 | 徳 田 俊 美 |
| 会 計 管 理 者 | 楠 川 昭 博 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 大 園 朗 |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|-------------------|---------|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 徳 重 昭 一 | 事 務 局 次 長 | 前 田 泰 郎 |
| 次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 | 門 岡 秀 明 | 調 査 管 理 係 長 | 徳 田 弘 美 |

午前10時00分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成19年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。
林勇作議員から欠席届が提出されております。
これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により吉国敏郎君と上野直広君を指名いたします。

○
日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。今定例会の会期は、本日から9月28日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの18日間に決定しました。

○
日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日まで受理しました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。
請願第1号、陳情第7号及び陳情第8号は総務常任委員会に、陳情第9号は文教厚生常任委員会に付託いたしました。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市農業公社から、平成18年度事業報告及び決算書、平成19年度事業計画及び予算書、やっちくふるさと村から解散による事業報告及び決算書並びに監査委員からの監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第4、議案第70号から日程第7、議案第73号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号から議案第73号まで、以上4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○
日程第4 議案第70号 政治倫理の確立のための志布志市長の資産等の公開に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第70号、政治倫理の確立のための志布志市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、政治倫理の確立のための志布志市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、証券取引法の一部改正による同法の題名の改正及び有価証券の定義の整備が行われたことに伴い、条例中の当該法律名を引用している部分及び有価証券に関する部分を改める必要があるため提案するものであります。

内容といたしましては、第2条第1項第5号の金銭信託の部分を削り、第6号の証券取引法を金融商品取引法に改め、号を1号ずつ繰り上げるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第70号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第71号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第71号、郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、郵政民営化等の制定に伴い、国に属している郵政事業の民営化の措置が講じられたため、関係条例の規定の整備を行うものであります。

内容としましては、関係する条文から日本郵政公社及び郵便貯金を削ることと、手数料条例では証明

書の請求に郵便による方法のほかに民間事業者による信書便を加えるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第71号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第72号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第72号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正による同法の条項の追加が行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改める必要があるため提案するものであります。

内容につきましては、郵政民営化に伴い、地方税法の第349条の3に、新たに第38項が設けられたこと、附則の第15条に第57項が設けられたことにより、関係条例を整理するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第72号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第73号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第73号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から、揖宿郡穎娃町、川辺郡知覧町及び同郡川辺町の廃置分合により、平成19年12月1日から廃されることとなる揖宿郡穎娃町、川辺郡知覧町及び同郡川辺町を脱退させ、設置されることとなる南九州市を加入させ、鹿児島県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、市町村の合併の特例等に関する法律第13条及び地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第73号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は可決されました。



日程第8 議案第74号 市道路線の廃止について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第74号、市道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号、市道路線の廃止について説明を申し上げます。

本案は、平成18年1月1日の廃置分合に伴い、合併前の松山町、志布志町及び有明町において認定された路線の名称の整理及び合併前の町界を越える路線の統合を図るため、現在ある市道の路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設部長（宮苑和郎君） 市道路線の廃止について、補足説明を申し上げます。

平成18年1月1日の志布志市合併に伴う廃置分合に伴い、路線番号が重複し、事務に支障を来しておりましたので、旧松山町を1,000桁、旧志布志町を2,000桁、旧有明町を3,000桁にそれぞれの旧町で管理しておりました路線番号を付けて交付税などの資料を作成しておりました。

今回の廃止による案件は、それぞれ管理しておりました路線の起点及び終点の字名、地番などを確認し、合併に伴い、旧町境にありました路線の一本化、旧町間をまたぐ路線については、起点・終点を変更し、一つの路線にするなどして、合併にあった路線の統合を図る必要がありますので、提案するものでございます。

なお、廃止する路線につきましては、旧3町全線でございますが、説明資料の8ページの新旧対照表の旧の方で廃止する路線、1級市道34路線、2級市道38路線、その他市道852路線、総計924路線であります。

また、各町ごと、級別とか延長等については、9ページから参考にしていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 今回、路線の整理がされたわけでありますが、これらによりますと、1級市道で1本、それからその他の市道で3本、路線が少なくなったということのようであります。そこでお伺いしておきますが、この路線の変更あるいは減線に伴う地域の皆さんの不都合、不具合というものは生じないのかどうか、まずそれが1点。

それから、今回、この変更に伴う交付税の変動、これがどれぐらい見込まれるのかお答えをいただきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質疑がありましたように、路線の減少ということになっております。このことにつきましては、部長の方で説明いたしましたように、新市の発足に伴いまして、旧町間にまたがる路線を整理するものということでございまして、市民の方々に不都合は生じないものというふうに考えます。

交付税につきましては、部長に回答させます。

○企画部長（持富秀明君） 今回の路線の変更に伴います市道延長距離につきましては、6,443.6mの増ということになります。したがって、平成19年度の交付税算定基準で申し上げますと、市道1km当たり27万4,000円の単位費用となっております。これに補正係数等を加味いたしますと、今回の市道延長距離の増に伴いまして、理論上は263万円の基準財政需要額に反映されるということになります。

それから、延長距離が増えたことに伴いまして、面積の方も4万㎡増えますので、市道1,000㎡当たり8万5,400円の単位費用でございますので、理論上は341万6,000円の基準財政需要額に反映されるという計算になります。したがって、合計いたしますと、604万6,000円の、これは平成21年度から基準財政需要額に反映される計算になります。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第74号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第75号 市道路線の認定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第75号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、平成18年1月1日の廃置分合に伴い、合併前の松山町、志布志町及び有明町において認定された路線の名称の整理及び合併前の町界を越える路線の統合を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設部長（宮苑和郎君） 市道路線の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

先ほど、議案第74号で、全部廃止していただく路線、これら全部の旧町の起点・終点の字名、市民課及び法務局の表示方法などを確認の上、また合併後の施設名で明らかに変わった施設などにより、路線名の見直し、新規認定による路線分割など、さらには1級から2級、その他路線への整理番号を連番にいたしました。新たに認定するもので、また認定路線の中の整理番号、今回2路線認定をいたしておりますが、整理番号の948号と949号、一番後の方に載っております。農道で管理している路線を、主要な道路ということで、維持管理を含め、市道に認定する路線であると判断いたしましたので、2路線、新規に認定をいたしております。

なお、認定する路線につきましては、説明資料の先ほどの第74号と同じでございますが、説明資料の8ページの新旧対照表の新の方でございます。1級市道33路線、2級市道38路線、その他市道849路線、総計920路線であります。各町ごと、級別、延長等については、9ページからを参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 先ほど、交付税の質問を申し上げましたが、大変、今日、厳しい財政の中で、少しでも交付税のアップを図るといのは、行政の務めだろうというふうに考えますが、本市にかなりの農道があると。そういう農道の中から、市道に格上げをして申請をすべき農道といのは何本ぐらいあるのか、調査をしておられれば、ひとつ御報告をいただきたいというふうに思います。

○建設部長（宮苑和郎君） 今回、グリーンロード志布志線という路線と、県道の方から払下げをいただきました分の農道ということで、2路線入れておりますが、今、協議を耕地課等といたしております

が、18年度に完了した農道、それから前の耕地事務所、県営事業でございますが、その分の農道、また全線開通した分、継続の分、いろいろございまして、18年度と19年度、これらを合わせて次の回に新しく認定しようかということで、今、協議をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○31番（野村公一君） 大変いい作業だと私は思っております。その作業が、いつの段階で終了をして報告ができるのか併せてお願いを申し上げます。

○建設部長（宮苑和郎君） 18、19、合わせまして、本年度12月ぐらいには大体の路線、延長それからいろいろまだ調査せねばならない事項もございますけれども、12月ぐらいには認定してはどうかという協議は整うと思っておりますけれども、実際その時点は年度末の3月頃になるのじゃないかと。それと同時に、図面、これも大きな、大きなと言うんですかね、500分の1ぐらいの図面しかございませんので、それらと加味いたしまして、どこか3月、年度末ぐらいには再度、認定の準備が、図面等も併せて、できるのじゃないかというふうに思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 先ほどの廃止の関係もですが、今回新たにそういう市道の認定ということでございます。これに伴いまして、道路占用料、これが九電、NTT、その他の関係の所、市道廃止、また新しく市道を今回認定ということでございます。その道路占用料というものがどういうふうに変化があるのかですね。それと合併後1年たつてまして、有明町、松山町、それぞれも含めて、道路占用料を徴収するということになったわけですが、志布志市としてですね。その沿線というのはどういうふうに変わるのか少しお願いをします。

○建設部長（宮苑和郎君） 今言われます電柱等の占用物件でございますけれども、それについても今、管理課の方で調査しようということでいたしておりますので、それらを併せて、できれば来年3月ぐらいにはですね、一緒に併せて説明申し上げたいと思っておりますのでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○30番（福重彰史君） 2点だけお伺いをいたします。

まず、この重用延長ですけれども、この重用延長とはどういうものを指すのかということが1点。

それから未供用延長でございますけれども、この未供用延長につきましては、どのような協議がなされたのか。そしてまた、今後、供用に向けてどのような見込みが考えられるのかお伺いをいたしたいと思っております。

○建設部長（宮苑和郎君） 重用延長でございますが、これは重複させている延長でございます。重複してですね、どちらにも、どの路線にも加算しているという延長であります。それで、実延長につきましては、どちらかの路線、1級の方で通していくと、2級の方ではその十文字の所は重複しないようにするという所でございます。

それと、未供用につきまして、3路線ほどございました。道路は住民が使っているんだけど、これは国の、港の一番奥の方ですが、道路はあるんだけど、国の方から払下げも何も受けてないということで、市道、旧町道でもない、ただ通ってはいるんだけどというようなことですね、未供用ということで、

認定だけしているというような所が3路線、松山2件、志布志1件あるところでございます。以上です。

[何ごとか言う者あり]

○建設部長（宮苑和郎君） 供用についてということでございますけれども、末端と言うんですかね、もう行き止まりというような感じであるようでございますので、これらについては、再度、今の3路線でございますけれども、今後の検討課題ということになるようでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 2点ほど、お伺いをいたします。

まず、認定する路線の整理番号の付け方と申しますか、どういう考え方でこの整理番号をされたか。当初説明が若干ありましたが、旧町がそれぞれ順序よく並んでいないという形になっているように見受けられます。この整理番号の付け方についての考え方をお伺いをいたします。

それと、必要であることから、今回、約900本近い廃止及び認定が出されたわけでありましたが、年度途中でもあります。これに伴い、例えば施工中の道路工事等若しくは各部署にまたがる路線名等が入った文書、こういったものはどうなるのか、その2点をお伺いいたします。

○建設部長（宮苑和郎君） 新しい路線の認定につきましては、通し番号といたしております。松山の方から1級、2級、その他という番号。それから旧志布志の方の路線にいきまして、1級から2級、その他と。そして最後に旧有明町を1級、2級、その他ということで連番、整理番号を通しておるところでございます。

それから、現在工事中、各部署でお願いをいたしておる、認定しようかというような路線もあるところでございますが、これらにつきましては、各県、農水省にいたしますと、あんまり市道等に格上げをしてくるんとか、いろいろまだ今でも話があるわけでございますけれども、実際、維持管理をしているのは市道の方の維持工事の方でいろいろ伐採やらですね、いろいろやっているというようなことで、この辺も各部署、県と再協議しながら、市道の方へなるだけ認定をして、交付金等に増額をしていくように努力したいというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第76号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第76号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、学校給食センター建設事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持冨秀明君） 議案第76号につきまして、補足して説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に4億2,729万1,000円を追加いたしまして、予算の総額を187億1,255万1,000円といたしております。

それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の継続費でございますが、学校給食センター建設事業に要する経費を、総額で8億6,896万円と定め、平成19年度の年割額を2億6,418万円、平成20年度の年割額を6億478万円と定めております。次に、8ページをお願いします。

第3表、地方債補正でございますが、地域総合整備資金貸付事業の実施に伴い、一般単独事業の地域総合整備資金貸付事業を4,000万円追加をいたしております。変更につきましては、単独災害復旧事業から補助災害復旧事業に組み替えたことに伴い、現年補助災害復旧事業を280万円増額し、限度額を6,650万円に、学校給食センター建設事業に伴い合併特例事業を2億190万円増額し、限度額を6億9,210万円に、市道改良の工法等の変更に伴い、市道整備事業を400万円増額し、限度額を2億3,350万円に、それから農道整備の事業量増に伴い、農道整備事業を290万円増額し、限度額を1億2,110万円に、漁村づくり総合整備事業の事業量の増に伴い、水産基盤整備事業を90万円増額し、限度額を4,220万円に、借入額の決定に伴い、臨時財政対策債は110万円増額し、限度額を4億7,540万円と定め、総額で2億1,360万円増額変更をいたしております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

11ページをお開きください。

地方特例交付金は、交付額が決定したことに伴いまして106万4,000円増額、それから12ページの特別交付金は651万9,000円の減額となっております。

13ページの地方交付税でございますが、これにつきましては、普通交付税の交付額が62億4,347万1,000円に決定をいたしたことに伴いまして、7,347万1,000円増額いたしております。

次に、14ページでございます。

国庫支出金の国庫負担金は、18年度老人保健事業の追加交付額を139万円計上いたしております。

15ページの国庫補助金は、地域介護・福祉空間整備等交付金を1,500万円、学校給食センター建設に伴う安全・安心な学校づくり交付金を3,680万円計上いたしております。

次に、16ページをお願いします。

国庫委託金は、環境保全調査等地方公共団体委託事業委託金を700万円計上いたしております。

次、18ページでございます。

県支出金の県補助金、総務費県補助金は、共生・協働型地域コミュニティ活動創出支援事業補助金を

75万円計上、農林水産業費県補助金は活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金を1,212万3,000円増額、耕畜連携による鹿児島黒牛放牧実証事業補助金を35万円計上、地域森林環境づくり促進事業補助金を140万円増額、災害復旧費県補助金は農林水産業施設災害復旧費補助金を360万5,000円増額いたしております。

次に、21ページをお願いいたします。

財産収入の財産売却収入は、モーターグレーダーの売却収入として100万円計上いたしております。

次、22ページでございます。

繰入金の基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1億8,645万7,000円減額、学校給食センター建設事業に伴う一般財源として、施設整備事業基金繰入金を2,278万円増額いたしております。

次に、24ページをお願いいたします。

繰越金は、前年度からの繰越金が確定いたしましたので、1億8,821万2,000円増額いたしております。

25ページの諸収入でございますが、貸付金元利収入は、酪農振興資金貸付金収入を100万円計上いたしております。

次、26ページをお願いいたします。

雑入でございますが、環境保全促進事業助成金を100万円計上いたしております。

27ページの市債につきましては、総額で2億5,360万円増額いたしまして、総額で23億330万円といたしております。

次に、歳出でございます。

28ページをお願いいたします。

総務管理費の2目、文書広報費は、市例規データ更新事業に伴う委託料といたしまして、347万9,000円増額いたしております。3目の財産管理費は、地域森林環境づくり促進事業等に伴う経費として281万3,000円計上いたしております。4目の企画費は、地域総合整備資金貸付事業に伴う貸付金を4,000万円計上いたしております。

次に、30ページをお願いします。

社会福祉費の4目、老人福祉費は、認知症高齢者グループホームの施設整備である地域介護・福祉空間整備等交付金事業補助金を1,500万円計上いたしております。

次に、32ページでございます。

生活保護費の1目、生活保護総務費は、前年度の国庫負担金の精算返納金として432万3,000円計上いたしております。

33ページの保健衛生費の4目、環境衛生費は、地下水等の状況等を調査するための環境省からの委託事業である環境保全調査等地方公共団体委託事業に伴う経費を700万円増額いたしております。また、環境保全促進事業の助成決定があったため、共生協働ごみゼロまちづくり事業補助金を100万円増額いたしております。

次に、34ページでございます。

清掃費の3目、し尿処理費は、公共用水域保全事業の推進を図るため500万円増額し、下水道管理特

別会計の前年度決算が確定したため、繰出金を1,022万2,000円減額いたしております。

次、35ページの農業費の2目、農業総務費は、やっちくふるさと村の修繕等に要する経費を198万9,000円計上いたしております。6目の畜産業費は、耕畜連携による鹿児島黒牛放牧実証事業補助金を35万円計上、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金を1,212万3,000円増額いたしております。畜産環境施設整備事業補助金を798万円増額いたしております。

次、36ページでございます。

8目でございます。農地整備費は、上通山地区の農道舗装等に要する工事請負費346万1,000円のほか、農道維持に要する経費を増額いたしております。

次、39ページでございます。

水産業費の3目、漁港建設費は、漁村づくり総合整備事業の事業量増に伴い、工事請負費を100万円増額いたしております。

次、40ページでございます。

商工費の2目、商工業振興費は、志布志市商工観光戦略会議事業が県の補助事業採択となりまして、既定予算を減額いたしまして、補助金に組み替えをしたものでございます。4目の港湾振興費は、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会活動事業の推進のため450万円増額いたしております。

41ページの道路橋梁費の2目、道路維持費は、市道等の維持修繕工事等を3,155万3,000円増額いたしております。3目の道路新設改良費は、各路線の事業内容及び工法等の見直し等によりまして、600万円増額いたしております。

次に、42ページでございます。

都市計画費の1目、都市計画総務費は、市街地排水路の維持補修経費を220万円増額いたしております。6目の特殊地下壕対策費は、有明町蓬原地区の地下壕調査に伴う委託料ほかを269万円計上いたしております。

43ページの住宅費の1目、住宅管理費につきましては、市営東町住宅の軒天のコンクリート落下防止事業を実施するための工事請負費として440万円計上いたしております。

次に、44ページでございます。

消防費の2目、非常備消防費は、共生・協働型コミュニティ活動創出支援事業補助金を150万円計上いたしております。

次に、46ページの小学校費でございますが、学校教育法等の改正によりまして、小・中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害のある児童・生徒に対する特別支援教育支援員配置事業の導入に伴いまして、小学校費の1目、学校管理費に共済費、賃金で235万5,000円、同じく47ページの中学校費の1目、学校管理費に共済費、賃金で117万8,000円計上いたしております。

次、48ページお願いいたします。

保健体育費でございますが、今回新設いたしました4目、学校給食センター建設費は、学校給食センター建設事業に伴う経費といたしまして、役務費、委託料、工事請負費、総額で2億6,418万円計上いたしております。

49ページの災害復旧費につきましては、単独災害復旧事業から補助災害復旧事業への組替え及び災害箇所の事業量の増等に伴いまして、493万4,000円増額いたしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 企画部長より説明がありましたけれども、30ページ、老人福祉費、今回、交付金として地域介護・福祉空間整備等交付金事業というものが提案されておりますが、企画をなさって、そしてそれが認められて、こういった交付金事業の採択になったということではありますが、実際ここで対象者に対しては公募中であるというふうに説明がなされておりますが、この公募中であるという、この公募の期間はいつからいつまでになっているのかということですね。もう一つ、この公募されるその趣旨というものが、目的が明確になっていなければいけないと思いますが、その観点から説明をいただきたい。また、この公募の対象者、今公募中ではありますが、その設置主体になる事業者の在り方というのは法人であろうと思いますが、社会福祉法人、NPO法人あるいは株式会社等とありますね。こういったことに対して、どういった形で公募をなさっているのか、これをまずお示しをいただきたい。

それと、あと予算書の33ページ、先ほどありましたが、共生協働ごみゼロまちづくり事業ということで、当初で50万円、そして今回、助成決定があって100万円増額になっております。これが当初50万円から、今回100万円増額になり、150万円という状況の中で、今後この事業がどのように膨らんでいくのか、その中身についてお示しをお願いしたいと思います。

○福祉部長（蔵園修文君） 地域介護・福祉空間整備等交付金につきまして、公募期間でございますが、9月の3日から9月の14日を公募期間といたしております。応募の資格でございますが、志布志市内に住所を有する法人又は法人設立可能な者ということで資格を定めております。あと、この交付金の目的をお尋ねでございますが、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにする観点から、要介護者の日常生活圏域内、これが今回は旧有明町区域内でございますが、にサービス提供の拠点が確保されるサービスとして、地域密着型サービスの創設、それに伴う整備計画でございます。今回の第3期介護保険事業計画の中で整備計画を定めていたものでございます。以上でございます。

○市民部長（嶋戸貞治君） この共生協働ごみゼロまちづくり事業でございますが、これにつきましては、環境保全促進事業助成金として100万円、全国モーターボート競走施行者協議会からの助成の決定があったことにより、今回100万円増額補正するものでございます。この事業は、当初50万円の補助があったものですが、今回分を含めて150万円になったものでございます。あと、事業の内容につきましては、担当の課長の方で御説明申し上げます。

○環境政策課長（立山広幸君） 御質問の今後の展開でございますが、ごみゼロまちづくり事業を推進するために、当初で50万円いただいていたところでございます。さらに、今回100万円、これは1年限りでございますが、100万円をいただいて、マイロードクリーン大作戦をされる方に対しての、道路等の掃除をされるために、火ばさみとか、あるいは交通事故防止のために帽子等を購入して、参加者に配布をしたところでございます。

今後の展開につきましては、やはりこれをもとにいたしまして、今後もおじゃったもんせクリーン大作戦あるいはマイロードクリーン大作戦という形で、ごみゼロの事業を推進してまいりたいというふうを考えております。

○14番（小野広嗣君） 今のごみゼロまちづくり事業の方から再度質疑をいたしますけれども、当初で課長が言われましたように、このクリーン大作戦にかかわる帽子であるとか、いろんなものに関しての費用ということで50万円等を組まれてたと。そして、今回、単年度限り、いわゆるこのモーターボート協議会からの助成ということで、本年度だけその助成が決定したということで、100万円が付いたわけですね。その付いた以降のこの100万円の使い道、この半年間しかないですね。そのことをお聞きしていますので、そのことに対して答弁をお願いしたい。

あと、福祉部長の方からお答えをいただきました。この事業の内容は理解をしているわけですが、大事な問題ですので、今、公募の期間が9月3日から9月14日と、こういったことに対しては、やはり結構市民も関心が高くなっていきますので、この応募の要件等を、例えばホームページであるとか、そういった形では載らなかったような気がしておるんですが、なぜ公にしっかり出されなかったのかという問題点、そして、大事な問題ですので、審査基準等も、そういったところでしっかり公に公開をなさって、こういった基準のもとに選定をしていくんだということでない、とかくこういったグループホームの立ち上げにかかわっていくときに、いろんな噂等がやはり出てくるくらいがありますのでね、その辺はどうなんですか。

○環境政策課長（立山広幸君） 今回の100万円の使い道ということでございますが、これにつきましては、まず事業推進協議会というのを発足しなければなりませんので、その協議会の会議費というものを予算の中に入れております。それから、報償費でございますが、報償費につきましては、ボランティアでマイロードあるいはおじゃったもんせクリーン大作戦に参加された方々にひまわり券というのを交付しているところでございます。そのひまわり券につきまして、例えばエコグッズですが、牛乳パックから再生いたしましたトイレトペーパーなり、廃油からできました石鹸等を交換できるシステムをつくっているところでございます。そういうことで、報償費にお礼ということで57万9,000円計上しております。

それから、先ほど申し上げました消耗品、いろんな火ばさみとか、軍手とか、あるいはごみ袋の配布を行っておりますが、そういうことに対しまして60万円を予定しているところでございます。ほかに印刷製本費、あるいは推進協議会に対しての通知等の通信運搬費、あるいは横断幕等の看板設置につきましての委託料等を計画しているところでございます。これにつきましては、100万円とプラス50万円の150万円という形での積算をしているところでございます。

以上で終わります。

○福祉部長（蔵園修文君） 公募の在り方についてお尋ねでございます。先ほど、募集期間が9月3日から9月14日というふうにお答えいたしました。事前に市のホームページに募集要項を掲載し、市報の8月号にもこのことにつきましては募集要項を掲載したところでございます。さらに、現在、市内で事業を実施されている事業所につきましては、事務連絡という形で8月15日付けで、それぞれの事業所

にお送りをいたしているということでございます。

あと、選考の方法につきましても、募集要項の中に詳しく審査等についての規定をいたしておりますが、地域密着型サービス運営委員会というのを市で設置しております。これは今回の介護保険制度の改正で設置が義務づけられたものでございますが、この委員会の所掌事務の中に、地域密着型サービス事業所の指定を行おうとするとき又は指定をしないこととするときは、介護保険の被保険者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとなっており、地域密着型サービス運営委員会に諮り、意見を聴くということになっておりますので、そういったその委員会の中で選考をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○14番（小野広嗣君） ちょっとホームページ等、見逃していたような感じですが、この審査基準というものもホームページに載せてあるんですか。部長、載せてあるんですか。例えば、いろんな審査の、今、第三者機関みたいなことも含めて慎重に選定にあたって取り組んでいくということなんですが、地域密着型の施設が、グループホームが出来上がっていくということは、本当に有難い話なんですが、そういった中で、例えば雇用ですね、雇用の枠というものも選考基準に入っているのかとか、あるいは周囲の状況、その設置場所の周囲の状況等を考慮した、やはり選考基準とか、そういった部分とか様々あるかと思うんですが、その辺はクリアをされているのか最後にお尋ねをしておきたいと思います。

○福祉部長（蔵園修文君） 審査の基準でございますが、募集要項の中で8項目ほど定めております。最初にその設置、周囲との関係ということでございますが、これは有明地域内に整備するという計画に基づくものでございますので、その地域に、旧有明町の区域内に設置をするということが条件でございます。そのほか条件につきましては、ちょっと8項目ございますので、省略させていただきますが、例えば地域住民の理解、支援、協力体制等についても、その審査の指針の中に定めているということで、そういう議員がおっしゃいます条件等については、この審査の指針の中に含まれるというふうに考えております。

○27番（鬼塚弘文君） それぞれの委員会に付託されるわけでありまして、詳しいことはお尋ねしませんけれども、3点ほど確認させていただきたいと思います。

まず20ページ、これの漁業振興基金利子ということで掲げてあるわけでありましてけれども、これは旧志布志町時代、漁業振興に1億円という基金を積んで、その果実を充てるという時代がずっと続きましたけれども、非常に利子が低くなったということで、本体の1億円を食べるようになったわけでありまして、現在の基金の額、いくらになっているか、それが1点。

2点目に、35ページ、畜産業費、ここの曾於南部ホルスタイン共進会ということで、41万5,000円の減額がありますね。その内容をちょっと示していただきたいと思っております。と申しますのが、もう既に鹿児島県内に五つあった酪農組合が、合併して一つになりました。4月1日から本県には一つの組合しかないわけですね。よく言われることが、合併したら何もかも簡素化、簡素化ということで、あるべきものがほとんど無くなってしまふんじゃないかという懸念が市民の中にあるようです。これはそういう意味での減額ではないというふうに思いますけれども、ちょっと中身を示していただきたいし、さらに今後どういうふうに、この関係がなっていくかですね、当初でこの予算を通しておるわけですね。

それをちょっと中身を説明をいただきたい。

三つ目、46ページ、教育費、これは説明書にもしっかりと書いてあります。小・中学校の中で先ほども説明がありましたけれども、障害のある方々に手厚い支援をしていくんだということの予算化であります。小学校、中学校、両方とも予算化してありますけれども、この特別支援教育支援員配置事業、非常に私どもには理解できにくいような内容ですが、この説明書を見る限り、中身はよく分かります。であるとすれば、今の市内の小・中学校の現況はどうなのか、どれぐらいいっしょやって、どういう現況なのかですね、そのことと、この支援員の関係はどういうふうになっていくのか、そのことだけを、やがて常任委員会で審査がされるわけでありましてけれども、ちょっと示していただきたいと思っております。以上です。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

まず最初に、漁業振興基金の現在の額ということでございました。19年の3月末現在で6,359万8,000円ほどありました。しかし、これらを19年度現在で充当いたしておりますので、最終的には5,800万円ほどになる予定でございます。先ほどの6,300万円ほどあったのが、最終的に今年充当していけば5,800万円ほどになる予定でございます。

それから、35ページの曾於南部ホルスタイン共進会への41万5,000円の減の理由でございますが、御承知のとおり、共進会にかかわる費用でございまして、今までは志布志酪協というのがございましたので、そちらの方に品評会経費ということで出しておりましたが、議員が先ほど申されたとおり、今年4月1日から県酪協が一本化になりましたので、曾於地区全体で品評会をやるということになりましたので、これらを報償費をもって行って、報償費の方から出品補助を出すという格好で組替えさせていただいております。以上でございます。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

お尋ねの特別支援教育支援員配置事業についてでございますが、御案内のとおり、この配置事業につきましては、教育基本法の一部改正がございまして、従来の特殊教育が特殊学級への入学、また養護学校への支援を必要とする児童・生徒を中心にした教育であったのに対しまして、今回、この特別支援教育は、小・中学校に在籍する、教育上特別の支援を必要とする障害のある児童・生徒に対しまして、その障害による困難を克服するための教育を行うということが明確に位置付けをされたところでございます。また、文科省の調査では、全国小・中学校で様々な障害をもつ児童・生徒が在籍しており、特に普通学級において、そういった発達障害等の児童・生徒が約6%の割合で在籍しているという可能性が示されておるところでございます。そういった、このような状況を踏まえまして、本市におきましても、特別支援教育支援員の配置を検討し、その予算をこの9月定例議会の方でお願いをしているところでございますが、この特別支援教育支援員の役割につきましては、障害のある児童・生徒に対して、食事、排せつ、それから教室の移動補助等、さらには学校における日常生活の介助、さらには授業中の教師の話を繰り返して聞かせてやる、そういった学習活動上のサポートを行うのが役割でございます。そのようなことから、今回、各学校のすべての学校において、この特別支援教育の現状と課題を把握しまして、さらにはこの特別支援教育の推進に係る調査を実施いたしました。その結果から総合的に判断いたしま

して、必要な学校に支援員を配置するということを基本的な考え方として予算をお願いしているところでございます。ちなみに本市の児童・生徒が全体で小・中学校合わせまして3,000名程度でございますが、約2%程度の児童・生徒にそういった支援が必要であるということが、調査の結果出ておるところでございます。以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○産業振興部長（永田史生君） 先ほどの答弁の中で、間違いがございましたので訂正させていただきたいと思います。

志布志酪協へ補助金をというふうに私は申し上げましたけれども、曾於南部酪協の方へ流していったということで、訂正方をお願いします。

○25番（小園義行君） この地域介護・福祉空間整備事業交付金ですね、これを少しお願いします。現在、この有明地区ということで限定されて、今回だということですが、どれぐらいのそういう認知症の方がおられて、待機、いわゆるその施設に入れないという人たちがおられるのかですね、それが1点と、この有明地域だけに限らず、志布志町地域、松山町地域、それぞれ認知症対応のグループホーム等あるわけですが、その数が現在どれぐらいあるのかですね、ちょっとお願いをします。

そして、次は公営住宅の解体業務委託ということですが、宮脇住宅、今回、空き家1棟2戸をこういう形だということで、あとの環境整備を図っていくんだということですが、ここもそれぞれ公営住宅に対しての考え方等、これまでも出されていますが、この空き地、こういったものを今後新しく市営住宅として整備していくのかですね、建設していくのかということと併せて、現在、若浜地区の若浜住宅、あそこにも私なんか、よくわからない、混在している部分があって、壊されて、その後、基礎がされて、民有地と市有地との混在ということで、普通の人たちから見たら、全部あそこは市有地ではないのかという感覚もあるわけですが、新しく新築中のあれは払下げをされたものとして理解していいのか、あの一帯はすべて市有地と見ていいのかですね、その混在がわからなくて、壊された跡に新しく個人の住宅みたいなのが建っている現状があります、建築中ですね。そういったものについてお示しを少しいただきたい。

それと、3点目に先ほども出ましたけれども、この特別支援教育支援員、小学校、中学校それぞれ今ありましたけど、賃金がですね、小学校、倍からですね、中学校のね。これ何人配置されるのかですね、何校に配置されるのかをお願いします。そして、これは国がそういう特別支援教育を今年度4月から実施したわけですが、全く一般財源化してですよ、国からのいわゆる補助金、そういったもの等は交付金等はこれに対してはゼロなのかですね、そこについてお願いします。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

この特別支援教育支援員につきましては、小学校費に2名、中学校費に1名ということで、共済費、賃金等を計上してございます。これにつきましては、年度当初ということで、国からの説明会を受けて、こういった形でしたところでございます。また、20年度につきましては、改めて検討させていただきたいというふうに思います。なおまた、これの財源措置でございますが、普通交付税の基準財政需要額に1校当たり84万円の基準額が示されておるところでございます。以上でございます。

○福祉部長（蔵園修文君） グループホームについてお答えいたします。

今回の計画は、第3期の事業計画でございまして、有明、松山、志布志、旧町単位で生活圏域を定めておりますが、それぞれ1箇所ずつの計画が当初予定されていたわけでございます。18年度中におきまして、松山地域に9床、それから志布志地域に18床、これが整備済みでございます。有明地域が残っていたところでございますが、志布志に、入所対象者は違いますが、同じ居住系の地域密着型の有料老人ホーム20床の整備が行われた関係で、その入所状況等についてのやっぱり状況把握というのが必要であるということで、今年度へその整備計画をずらしたという経緯がございます。

なお、待機者数、グループホームの待機者数というのは、今の段階では14名というふうに数字を把握いたしているところでございます。

あと、施設数でございますが、地域ごとに言いますと、有明2施設、18床、それから志布志地域4施設の72床、それから松山地域1施設の18床という現在の数になっているところでございます。

○建設部長（宮苑和郎君） 住宅関係の宮脇住宅でございますが、今、宮脇住宅はやっと出ていただいたということで、今回、空き家政策というようなことで、解体をしようということで、今回、委託料をお願いしておりますところでございます。

それから、その住宅については、全体の見直し計画を、マスタープランで住宅の計画をいたしておりますが、全体的に50戸ぐらい減らしていこうということで、耐用年数の済んだ分とかですね、どの住宅をどれだけ減らそうというのは、まだないところでございますが、全体的には50戸ぐらい減らしていこうということであるようでございます。

それから、その若浜住宅につきましては、今そういう仮設みたいな家が建っているというような状況であるということでございますが、それらについては市有地じゃないということでございます。志布志市の市有地じゃない、個人ですかね、その住宅だろうというふうに思っておるところでございます。

○25番（小園義行君） この地域介護・福祉空間整備事業で、待機が14名ということで、本来こういったものでも公募中ということでございますが、仮にこれが公募がなかったとしたら、予算としてはこれは非常に問題という大変ですけど、執行ができないわけで、本来そういったものも含めて、事前にそういう非常に待機をされている方々、家族にしてみたら、施設があつたらいいと、介護保険のそういった中で、給付を受けたいということであるわけですし、早急にこういったものは、やっぱりやっていくべきだろうというふうに思います。

併せて、志布志のいわゆる有料老人ホーム、ここを含めてですね、先ほどあったんですが、これも認知症のそういった方々も対象の施設として考えてよいのかですね、少しお願いします。医療法人の方でされてる所ですよ。お願いします。

それと、先ほど、住宅の関係で、やっと出ていただいたということですが、やっぱりそういう表現は少し適切でないというふうに思います。住民の方にですね。ここで、そういう市としての、民間、旧志布志町地域、たくさん民間のそういうマンション形式を含めて、賃貸のやつがどんどん出来ていくわけですが、民間に任せればよいというものでは、私はないというふうに考えてます。そういった意味で、志布志市としては、住宅マスタープラン等出ていますけれども、今後、50戸を減らしていくということ

になると、非常に低所得の方々が入る市営住宅等が、心配だというふうにも思うわけですね。そういった点で、これは現在の空き家政策をずっと今後はどれぐらい続けていくという考え方なのか、向こう10年なのかですね、5年なのか、そういったものについての基本的なマスタープランの中ではいろいろ書かれていますけれども、部長がおっしゃるように、出ていってもらおうという、こういう考え方だったら、これは住民から、これを聞かれたら、ちょっとまずいじゃないですか。だから、今後、この空き家政策をどういうふうやっていくのだという、そういった市長としての、ここに対しての考え方を再度お願いをします。

あと、その特別支援教育の関係はよく分かりました。それぞれ2%ということになると、非常にたくさんの子供たちがその対象となるわけですが、交付税措置されているということでもありますけれども、現在はそれでも足りないよというのが、私の実感です。これはもう分かりましたので、委員会でもまたしたいと思います。

○福祉部長（葦園修文君） 認知症の関係で、若干補足いたしておきます。

認知症の数がいくらかということにつきましては、把握をいたしておりませんが、介護認定の判定資料から推測でございますが、約68%の方が何らかの形で認知症の症状が見られると。そのうち介護が必要とされている方については27%程度の方々になるんじゃないかというふうに推測をいたしているところでございます。

先ほどお尋ねになりました有料老人ホームでございますが、この認知症の対象はグループホームでございますが、有料老人ホームにつきましては、条件としては入れるということでございます。認知症の方も対象になるという施設でございます。

○市長（本田修一君） 住宅政策につきましては、マスタープランで申し述べているところでございます。今後、この事業につきましては、例えば定住化促進という面からも、それから地域の活性化という面からも考慮しなければいけないということでありまして、総体的に現在ある住宅を50戸は減らしていても、他の市の水準、他の自治体の水準と比較しても、まだ住民に対しては高い割合で住宅があるというようなことで、こういった数字が出ているようでございます。先ほど申しましたような様々な要因というものを考えながら、このことにつきましては、低所得者についても十分考慮しながら、住宅政策につきましては、取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（下平晴行君） 48ページの学校給食センター建設について、ちょっと伺ってみたいと思います。

これは途中でと申しますか、補正と、2年度にかけて建設を実施されるわけですが、今年度は説明資料に書いてありますとおり、設計委託料と、それから建設工事費ということでもあります。これは大まかで結構でございますので、2年かけてどのような形で取組がされるのかお伺いしてみたいと思います。

それから、備品でございますが、食器の安全性を問われるわけですが、これはその容器については、どのようなものを使われているのか。

それから、3点目で、給食が始まるのはいつ頃かということでお伺いしてみたいと思います。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

この給食センター建設事業につきましては、2カ年継続ということで、本年度、建築確認申請関係の分と、それから工事管理業務関係の約4割、そして建設工事につきましてはの約4割を、19年度予算で計上させていただきました。本日この資料をお配りをさせていただいておりますけれども、この本体工事等につきましては、基本的には分離発注方式でしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、備品につきまして、特にこの食器につきましては、旧志布志町地域がアルミ製品でございます。これを替えたいということで、それにつきましては、こういった性質のものを使うかというのは専門的に、今後具体的に協議をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、大体、工期につきましては、契約の日から来年7月末で工期を考えております。そして、8月の夏休み期間中に、こういった新しい機種の研究を1カ月間終えまして、正式には20年の2学期が始まります9月1日をセンターの供用開始としたいという計画で進めているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（立平利男君） 環境衛生費についてお伺いいたしますが、説明資料で4ページになろうかと思いますが、環境保全調査等地方公共団体委託事業ということで、700万円、国の全額補助であります。事業内容を見ますと、非常に盛りだくさんですばらしい事業じゃないかなあと思っております。今、非常に硝酸性窒素の対策の問題が叫ばれておりますが、委託料660万円の中、市内を調査というふうになっておりますが、全域でどういう箇所が調査できる予算なのかなあという疑問を感じております。大体どういう地域で何箇所ぐらいというお示しをいただきたいと思えます。

○市民部長（嶋戸貞治君） この事業は、国の委託事業でありまして、環境省が取り組んでいる硝酸性窒素対策や湧水保全復活支援にかかわるものであり、南九州特有のシラス台地の地下水、湧水等の汚染原因の解明等を調査するものでございます。調査を実施した成果は、同様な地域での対策にも資するもので、志布志市ではこの調査結果を今後策定予定の環境基本計画での利活用を考えているところであります。調査箇所につきましては、志布志地区を2箇所、それから有明地区を2箇所、松山地区を1箇所予定しているところでございます。場所としましては、農林水産業等でボーリングをして現在地下水を利用している所を考えております。

○11番（立平利男君） 地域的に松山が1箇所となっております。そういうボーリングの箇所ということなんですが、ちょうど真ん中辺にあります汚染原因の究明ですね、今そういう場所で本当にこの原因究明ができるかなあという気もしますが、この内容項目において、その原因の究明等にどういうウエイトがあるかお示しをいただきたいと思えます。

○環境政策課長（立山広幸君） お答えいたします。

今、箇所を部長の方で答弁いたしました。やはり有明地区におきましては、農地を利用している所で、あるいはお茶なんかに使っているボーリングの所を調査していきたいと。そして、また志布志地区については、大原の台地から流れてくるような所の、例えば水産業等で地下水を利用している所をしていきたいというふうに考えているところでございます。今、話がございましたように、汚染の原因もさ

ることながら、今後の対策というのも重要な課題でございます、環境省といたしましては、先ほど部長の方からもありましたように、シラス台地特有の地域を調査をして、同じような地域のこの水質汚染に対する対策を取っていきたいということでの環境省からの依頼でございました。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ございませんか。

○31番（野村公一君） 今回、特別交付金、決定なされまして、651万9,000円減額がされております。特別交付金の減額をされた理由、それについてひとつ説明を受けたいというふうに思います。できましたら、どういうその事業が、今回の該当にならなかったのか、そこまで報告を求めます。

次に、今回、文書広報費で347万9,000円補正が組まれております。これは何かといいますと、条例例規集の追録データの更新ということで説明をいただいておりますが、当該事業は当初347万9,000円、当初の予算で組んであります。それを同じ額を今回また補正をされるというふうに見ておりますが、どういう理由であるのか、これが2点目であります。

それから、先ほど地域介護の交付金事業、同僚議員から2人、質疑がありました。違った角度で御質疑をしてみたいと思うんですが、この介護の在り方、もちろんこういう福祉施設を利用して、老人の介護をしていくということも大事であろうというふうに思います。しかし、一方では在宅介護が非常に叫ばれているという今日の中で、在宅介護を押し進めるといふ政策というの、私はやるべきじゃないかと。とすれば、在宅介護のこういう補助事業、そういうものの申請あるいは決定という作業を当然やるべきだろうと、そういう作業がなされているのかどうか、その点が3点目であります。

それから、今回、曾於郡の医師会、夜間救急業務の補助ということで計上がされております。当初、およそ600万円あった上に、また補正をしているわけですね。当然、事業の中間時点で必要であつたらうというふうには見ておりますが、この救急業務の医療体制に問題はないのかどうか。と言いますのは、私のある知っている人が、夜間、松山の医師会に運ばれた。しかし、医師会で措置できずに、ほかの病院にたらい回しにされた。その方はどこが悪かったかという、脳神経外科であります。松山の医師会は、脳神経外科の専門医はおられない。そういうところをもう何年も行政は黙っていると。なぜ医師会に対して、そういう専門の医師の要請をしていかないのか。そこら辺の作業がされておるとすれば、経緯を御説明をいただきたい。

次に、産業振興部の方でございますが、今回、地域森林環境づくり促進事業というのが補正で組まれております。併せまして、本市の市有林の施業計画策定というふうに事業が出てまいっております。この予算書の説明書ではよく分かります。それをひとつ、この本予算書の中で説明をしていただけませんか。

それから、給食センターが今回2億円近いお金が出てまいりました。大変大きな事業でありますので、それ故に大変話題性もあります。ちまたでは大変不愉快な話を聞きます。既に備品等の納入業者が決まっておると。それは、そういう関係の業者からの話を私はお聞きをしております。しかも、今回このおおよそ8億円という建設事業費、これらについても大変嫌な話をよく耳にいたしますが、これから当局が進めていく作業、入札をどういう形でやっていくのか、そこら辺の工程、日程等について、今ひとつ御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、大変今マスコミ等で賑わしております、年金の問題であります。このことで自由民主党が大変な目にあっておりますが、私も自由民主党の一人であります。そこで、消えた年金のほかに、現在、大変話題になっておりますのが、職員の使い込みということで、社会保険庁は50名という件数が出てまいりました。それに対しまして、総務省から恐らく各自治体にその再調査をするようにという通達がいっております。その対応をどうされておられるのか、本市ではそういう使い込みの事案というのはないのかどうか、ひとつそこら辺を御説明をいただきたいと。

それから、最後でございますが、今回、特例債で事業が行われております。合併特例債の活用は大変有意義でいいなあというふうに思っておりますが、この9月末をもって、特例債事業を総体的にいくらお使いになっておられるのか、金額をお示しをいただきたいというふうに思います。以上であります。

○総務部長（井手南海男君） 文書広報費の関係についての質問に対しまして、お答え申し上げます。

御指摘のとおり、当初予算が若干甘い見込みであったということでございますけれども、今後の見込みとしまして、郵政民営化、それから教育改革、地方自治法の改正といった諸々の上位法の改正に伴いまして、例規集を加除あるいは変更するということに伴う同額ということでございます。なお、加除式の、特に議会関係が多うございますが、加除式によります例規集がそのうち100万円程度含まれているということでございます。よろしく願いいたします。

○企画部長（持富秀明君） 特例交付金の減額の理由でございます。この特例交付金は、恒久的な減税に伴う地方税の一部を補てんするための特例交付金が平成18年度で廃止をされたところでございます。それに伴いまして、急激な財源不足の解消ということで、平成19年度から21年度まで、特例交付金として、この交付金制度が創設されたということでございます。したがって、私どもといたしましては、これまでの地方特例交付金の算出の考え方をもとにいたしまして、平成18年度減税補てんの特例交付金総額が約5,000万円程度でございました。したがって、それをもとにこの特例交付金を算定をいたしておりましたけれども、総務省令の通達がいまして、これにつきましては、全国特例交付金の額が約2,000億円という通知がいまして、既にもうその時には予算書を作成いたしておまして、このことが示された後において、このような減額の措置が出てきたところでございまして、もう少し当初予算の段階で、これらの情報等を把握しておれば、今、減額しなくても済んだのというふうに思っているわけで反省をいたしております。そういう事情等がございまして、今回この額が決定をいたしましたので、減額補正をさせていただくということでございます。

それから、合併特例債の額でございますが、9月の時点までで、平成19年度における合併特例債につきましては、今のところ、予算規模で7億6,340万円を予定いたしております。これまでの合併特例債の運用でございますが、17億3,850万円ということでございます。以上でございます。

○福祉部長（蔵園修文君） 介護保険の在り方についてのお尋ねでございます。

平成17年に介護保険法が大きく改正されました。制度全体が予防重視型システムへの転換が図られたということは、御承知のとおりでございます。それを受けまして、平成18年からの事業計画、第3期でございますが、策定したわけでございます。在宅介護というのは、この介護保険創設のときからの基本的な考え方でございます。その中で今回御提案申し上げております地域密着型のサービス、これに基づ

くグループホームでございますが、これも住み慣れた家庭でいつまでも暮らし続けるということを基本に、志布志市民のみが利用可能な施設ということで、一応区分としましては、在宅居宅扱いということで考え方をいたしております。そのほか、当然これも施設でございますので、この数が増えすぎますと、介護保険料に跳ね返っていくということで、予防を重視したサービスの提供を含めながら、在宅で介護できる体制の整備というの、また併せて推進していかなければならないというふうに思っております。参考までに、現在、在宅で本市が交付しております寝たきり老人等介護手当の対象でございますが、111名の方が在宅で、この手当を受けているということは、在宅で介護を受けているということでございます。

次に、夜間急病センターでございますが、この今回の補正につきましては、18年度の額が確定した段階で追加が生じた。605万5,248円を当初予定していたんですが、確定額が614万7,757円ということで、若干の追加をお願いすると。この事業につきまして、医師会員によります急病センターでございます、午後7時から23時までを、医師会の会員の先生が輪番制で対応をしていただいているという事業でございます。その18年度分の額の確定に伴う追加でございます。

あと、救急体制の在り方についてお尋ねでございましたが、国も地域医療体制の整備について、医師の確保ということに非常に力を入れているところでございますが、この曾於郡医師会におきましても、旧町時代から含めまして、医師会に対して特に救急の中でも非常に重要な地位を占めております脳神経外科医の配置ということ、市長をはじめ、担当レベルでもお願いをしてきた経緯がございますが、なかなかその医師の確保というのが非常に困難だという理由で、これまで来ているところでございます。ただ、合併をしまして、都城の医師会、急病センターにも加入いたしまして、合併後、負担をしているわけでございますが、若干その点につきましては選択肢が広がってきたのかなと、体制的には整備されつつあるのかなというふうに考えているところでございます。引き続き、このことについては、地域医療体制の整備ということで、医師の確保については、機会を通じて働きかけを行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

給食センター建設事業につきましては、今、御質疑いただきました中で、特に大規模な事業ということで2カ年継続事業を設定いたしまして、御提案をさせていただいております。この予算を審議いただき、議決をいただきますと、今後、具体的にそういった建設に向けてスケジュールを進めていきたいというふうに思いますが、その今後のスケジュールにつきましては、議決をいただきますと、早速、建築確認申請をし、さらには本体工事等を含めて、入札契約運営委員会にかけまして、そして入札契約、改めて11月上旬には臨時議会を招集していただきまして、この議決をいただきたいというふうに考えております。そして、契約の日から来年7月末までが工期といたしまして、先ほど申し上げましたとおり、来年の8月、1カ月は研修期間を含めて、2学期、9月1日から給食センターの運用開始をしていきたいというふうに思っております。今、いろいろなお話をさせていただいた中で、私どもといたしましては、この給食センター建設につきましては、多額の血税を使って取り組む事業でございます。そういった中で、時節柄、様々な憶測が流れるというときに、今後、私どもの取組に対しまして、さらに公正さと慎

重さを喚起して欲しいという意味ではなかったかというふうに思っておりますので、今後、公明正大に、厳格に事業を推進してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○産業振興部長（永田史生君） 産業振興部関係をお答え申し上げます。

まず、地域森林環境づくり促進事業及び市有林の施業計画関係でございます。地域森林環境づくり促進事業につきましては、本年度、本市で植樹祭が開催されるわけでございますが、その植樹祭の場所をこの事業で行うというものでございます。内容は、植林、地ごしらえ、管理道路の整備といった内容になるかと思えます。

それから、市有林の施業計画につきましては、有明地区の市有林の実態調査を行うということで、精通者をお願いしながら調査を行う内容でございます。

予算書の中で御説明をいたしますが、28ページをお開きください。28ページの財産管理費の中で予算を計上いたしております。まず、賃金でございますが、66万円という賃金でございますが、作業員賃金の中に、93万9,000円の中に66万円が入っておるところでございます。他ににつきましては、災害等の市有林のそういった賃金でございます。

それから、需用費につきましては、消耗品費を15万円、それから燃料費の中に1万9,000円ほど計上させていただいておりますが、内容は看板やかま、そういったな等の購入費でございます。

それから、使用料及び賃借料に83万9,000円計上いたしておりますが、116万円の中に計上させていただいております。先ほど申し上げました地ごしらえ、それから環境のための管理道路の整備、そういったものに使う予算でございます。

それから、原材料費の36万9,000円につきましては、予算書の原材料費56万9,000円の中の36万9,000円でございます。当然、生コン、砂利、そういったものの管理道路にかかわる費用でございます。

それから、施業計画の費用につきましては、賃金の56万円がその他賃金で計上してありますが、これらが先ほど申し上げた調査賃金等に充てる賃金の内容でございます。以上でございます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 国民年金保険料の着服が問題となっております。志布志市においては、そのようなことはなかったのかという御質疑でございますが、このことにつきましては、平成19年8月7日付けの文書で調査がまいったところであり、早速、人事厚生係に過去の事案を調査してもらったところです。人事担当者と旧町の人事担当を含めて、過去の事案について尋ねたところであります。その結果、現在と旧3町とも、そのような事案はなかったところでございます。この調査期間は、昭和52年4月から平成14年3月までの期間でございます。

また、この8月7日付けの文書の後、9月10日付けの文書が、本日11日にまいっております。再調査の文書でございまして、早急に調査をしたいと思っております。以上でございます。

○31番（野村公一君） まず、答弁をいただきましたので、大方理解をするところですが、総体予算の半分しか当初で組んでないというのは、どうしてもこれは積算の甘さなんです。そこはやはり財政のプロですので、そこらはちゃんと予算措置をしておかないと、残額僅かなプラスアルファの補正であれば、当然構わないわけですが、当初予算と同じ補正をするというのは、いかがなものかというふうに考えますので、そこら辺は十分勉強をしていただきたいというふうに思います。

それから、その年金の問題です。今、報告にありますように、事案はないということのようでございますが、どのような調査をされて、そういう事案がないという結論に出たんでしょうね。本当にありませんか。特に、それは社会保険庁が主たる事業所ですので、社会保険庁の問題になるでしょうが、私が一番懸念をしているのは、徴収が社会保険庁に移る前、各町村が年金の徴収をしておりました。この当時、いろんな問題が発生をしたと、そのことの中にそういう使い込みの問題等がなかったのかどうか。ない方がいいですよ。ない方がいいんです。ない方がいいけれども、あったとすれば、やはり速やかに報告をすべきだと。これが後でありましたということになると大変ですよ。だから、あったんだったらあったとはっきりやはり情報開示して欲しい。そこら辺を市長はどう思われますか。あなたの責任でやはり開示をすべきだと、私は思っていますが、再度、市長にそのことをお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、その教育委員会の給食センターの建設の問題、私が一番懸念をするのは、それは人は、あるいは世間はいろんなことを言います。それはわからないからですね、内容が。しかし、内容がわかれば、人は言わないわけです。陰口も言わない。であれば、内容をしっかり開示するという、このことが大事だと思うんです。今後、入札をどういう形でしていくのか。一般競争入札をされるのか、あるいは専門の指名競争にされるのか、そこら辺のプロセスをですね、今一度ひとつ議会にしっかり報告をしておいてください。我々もいろんな方から苦情だとか、あるいは苦言を聞きますと、それにしっかり当局はこうなんだと言って胸を張ってお答えをしていかなきゃならない。そういう点では、議会にしっかりと、これからの進む状況をですね、提供して行って欲しいと。そこら辺を併せて御答弁をいただきます。

○市長（本田修一君） 社保庁の件につきまして、国民の方々が負担された分について、職員で着服はなかったかということが、今、論議されているようでございます。そのようなことでその文書が18年の8月7日付けで来たということで、すぐさま旧町の人事担当の者と調査いたしまして、そういった形の事件があったのかということを確認しまして、なかったという結果であったようでございます。それで、再度また文書が来ておりますので、再度このことにつきましては、調査をしたいというふうに思います。私どもの市では、そんな事案がなかったということが前回の調査で出ておりますので、今後もそのような結果が出るのではなかろうかというふうに思いますが、仮にもしそれでない結果が出たら、直ちにそのことにつきましては、社保庁なりに報告、そして皆様方にも、そのことにつきましては報告したいというふうに思います。

○教育次長（上村和憲君） お答えいたします。

給食センター事業の今後の事業のスケジュール等についての情報開示ということでございますが、当然、議会を通じまして、様々な計画の内容について御審議をいただきながら、情報開示していくということになりますけど、今回、これまで実施設計をしておりまして、ようやくそれが出来上がりましたので、予算として、この9月定例会の方に2カ年継続事業としてお願いをしたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、入札・契約運営委員会等にお諮りをして事業執行していくわけですが、建築工事、そして備品等、それぞれ内容的に違いますので、指

名競争入札するのか、一般競争入札するのか、そこらあたりは今後、十分内容等を詰めて、入札・契約運営委員会の方で御審議をいただいで進めたいというふうに思っております。今、ちょうど予算を出した段階で、具体的にこの工事はこういう形ということが、まだ具体的に固まっておりませんので、そこはひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。ただ、基本的には情報は開示をしていきたいという考え方でございますので、よろしく願いいたします。

○31番（野村公一君） 分かりました。ひとつ、嫌じゃないですか、疑われるのは。だから、そこはしっかりオープンにして、誰からも嫌な苦言を聞かないような執行をしていかないと、ひとつそこら辺は重ねてお願いをしておきます。

それから、先ほどの緊急医療の問題、当然、市長はこの組織の中の一員であるでしょうから、そういう会合の折はですね、やはり声を大にして、脳神経外科専門の先生をどうすれば呼べるのか、金が不足してということであれば、お互い負担をすればいいじゃないですか。やっぱり交通事故だとか、救急の病人なんていうのは、一番大事な脳神経外科、これが近くにないというのはですね、大変寂しいものです。だから、そこら辺はひとつそれぞれが金を出し合って採ってる体制ですので、市長自らですね、やはり地域民の声として、協議会の中でしっかりと御討議をしていただきたいというふうをお願いをしておきます。

それから、年金の問題、どういう調査をされて、問題がないと言われるのか、大変不思議でならないんですが、私の所には、何件か第三者委員会に出すという方もおられます。そういうものが何件、本市であるのか。恐らく把握はされてないと思います。そういう答弁は要りません。されてないでしょうけれども、やはり行政の姿勢として、鹿屋の社会保険庁あたりに、本市から第三者委員会に上がっていく件数が何件あるのか、それぐらいはしっかり把握しとかなないと、しかも使い込みなんていうのは、とんでもない話ですよ。しっかりそこら辺は監督をして欲しい。もう使い込みの話があるんです。だから、しっかり調査をなさないと私は言ってるんです。再度ひとつ市長、あなたの決意をお伺いをしておきます。

○市長（本田修一君） 使い込みに関しましては、現在までの調査ではなかったということでございます。今後また改めて調査いたしたいと思っております。

当然、今、こうした形で使い込みがあったという話があるのならば、私どもの方にも直接その情報を伝えていただければ、そのことに基づいて調査は厳密にしたいというふうに思います。

私どもの所に届く情報でない形で、もし皆さん方にも寄せられたら、そのことについても私どもの方に改めて伝えていただければ、そのことに基づきまして、厳正に調査していきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、こういったことが本当にあってはならないことでございますので、そのようなことが絶対ない志布志市の市役所の職員だということを、市民の方々にお示ししたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第77号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第77号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般管理、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 議案第77号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億8,652万5,000円とするものでございます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

5ページをお願いします。

繰入金の一般会計繰入金につきましては、事務費等繰入金として60万円を増額し、3億7,511万2,000円とするものでございます。

次の6ページをお願いします。

基金繰入金の国民健康保険基金繰入金ですが、次の7ページの繰越金の前年度の確定に伴い、3,802万7,000円の減額となったため、同額を基金から繰り入れるものでございます。

7ページの繰越金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、前年度の額の確定に伴いまして、3,802万7,000円を減額し、9,548万6,000円とするものでございます。

9ページをお願いします。

諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金につきましては、前年度の退職分療養給付費交付金の確定に伴う翌年度返還が生じたため、922万3,000円を増額し、924万3,000円とするものでございます。

10ページをお願いします。

予備費につきましては、先ほどの退職分療養給付費交付金の確定に伴い、翌年度返還が生じたため、922万3,000円を償還金に充用するため、922万3,000円を減額し、2,151万円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第77号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第12 議案第78号 平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第78号、平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号、平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、保険給付、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉部長（蔵園修文君） 議案第78号、平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,976万円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億3,135万9,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳入でございますが、予算書の5ページをお願いします。

支払基金交付金につきましては、平成18年度の介護給付費確定に伴います追加交付分でございます。

6ページ、繰越金につきましては、前年度の繰越額が1億4,181万4,000円で確定しましたので計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページから10ページにかけての保険給付費につきましては、7月までの実績に基づきまして、不足が見込まれる分を追加計上したところでございます。

11ページの償還金でございます。

平成18年度の保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴います国、県支払基金への返納金でございます。

次のページ、一般会計繰出金につきましても、前年度精算に伴うものでございます。予備費につきましては、留保分を計上いたしております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第78号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第13 議案第79号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第79号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成19年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、浄化センターの改修工事等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（嶋戸貞治君） 議案第79号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,725万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,323万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入でございますが、5ページをお願いいたします。

一般会計繰入金1,022万2,000円の減額補正につきましては、次の6ページの繰越金が確定したことに伴うものでございます。

次の6ページの繰越金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、前年度の繰越額が確定しましたので、1,776万円増額するものでございます。

次のページの諸収入の雑入の971万2,000円の増額につきましては、消費税の還付金でございます。

次に、歳出でございます。8ページをお願いします。

総務費の一般管理費の給料、職員手当等、共済費のそれぞれの増額は、本年4月1日の職員の人事異動に伴うものでございます。

需用費の修繕料の120万円につきましては、通山地区の真空ポンプとマンホールの修繕でございます。委託料の150万円の減額は、浄化センター維持管理委託料の入札執行に伴い、確定したためでございます。工事請負費1,050万円の増額は、野井倉地区浄化センターのかくはん機モーター等、機器類の取替工事と、松山地区クリーンセンターのスクリーン取替工事が主なものでございます。

次のページの公債費の利子の333万円の増額は、平成18年度資本平準化債を平成19年2月28日に借入れをし、借入利率の決定の関係で、今回補正をお願いするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日12日は午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労様でした。

午後 0 時20分 散会

平成19年第3回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成19年9月12日（水曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

藤 後 昇 一

坂 元 修一郎

小 野 広 嗣

木 藤 茂 弘

八久保 壹

丸 山 一

上 野 直 広

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

下 平 晴 行

出席議員氏名 (32名)

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 下 平 晴 行 | 2 番 | 西江園 明 |
| 3 番 | 丸 山 一 | 4 番 | 八久保 壹 |
| 5 番 | 玉 垣 大二郎 | 6 番 | 坂 元 修一郎 |
| 7 番 | 鶴 迫 京 子 | 8 番 | 藤 後 昇 一 |
| 9 番 | 迫 田 正 弘 | 10 番 | 毛 野 了 |
| 11 番 | 立 平 利 男 | 12 番 | 本 田 孝 志 |
| 13 番 | 立 山 静 幸 | 14 番 | 小 野 広 嗣 |
| 15 番 | 長 岡 耕 二 | 16 番 | 金 子 光 博 |
| 18 番 | 木 藤 茂 弘 | 19 番 | 岩 根 賢 二 |
| 20 番 | 吉 国 敏 郎 | 21 番 | 上 野 直 広 |
| 22 番 | 宮 城 義 治 | 23 番 | 東 宏 二 |
| 24 番 | 宮 田 慶一郎 | 25 番 | 小 園 義 行 |
| 26 番 | 上 村 環 | 27 番 | 鬼 塚 弘 文 |
| 28 番 | 重 永 重 久 | 29 番 | 丸 崎 幹 男 |
| 30 番 | 福 重 彰 史 | 31 番 | 野 村 公 一 |
| 32 番 | 谷 口 松 生 | 33 番 | 若 松 良 雄 |

欠席議員氏名 (1名)

| | |
|------|-------|
| 17 番 | 林 勇 作 |
|------|-------|

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------------|-----------|-----------------|---------|
| 市 長 | 本 田 修 一 | 副 市 長 | 瀬戸口 司 |
| 教 育 長 | 坪 田 勝 秀 | 総 務 部 長 | 井 手 南海男 |
| 企 画 部 長 | 持 富 秀 明 | 市 民 部 長 | 嶋 戸 貞 治 |
| 福 祉 部 長 | 蔵 園 修 文 | 産 業 振 興 部 長 | 永 田 史 生 |
| 建 設 部 長 | 宮 苑 和 郎 | 松 山 支 所 長 | 白 坂 照 雄 |
| 志 布 志 支 所 長 | 山 裾 信 博 | 教 育 次 長 | 上 村 和 憲 |
| 総 務 課 長 | 中 崎 秀 博 | 行 政 改 革 推 進 課 長 | 溝 口 敏 久 |
| 企 画 政 策 課 長 | 萩 本 昌 一 郎 | 財 務 課 長 | 溝 口 猛 隆 |
| 港 湾 商 工 課 長 | 外 山 文 弘 | 福 祉 課 長 | 津 曲 兼 一 |
| 保 健 課 長 | 今 井 善 文 | 松 山 支 所 福 祉 課 長 | 木 佐 貫 也 |
| 志 布 志 支 所 福 祉 課 長 | 山 下 修 一 | 農 政 課 長 | 仮 屋 正 文 |
| 畜 産 課 長 | 中 崎 章 文 | 耕 地 課 長 | 上 原 登 |
| 水 道 局 長 | 徳 田 俊 美 | 会 計 管 理 者 | 楠 川 昭 博 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 大 園 朗 | 文 化 振 興 課 長 | 米 元 史 郎 |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|-------------------|---------|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 徳 重 昭 一 | 事 務 局 次 長 | 前 田 泰 郎 |
| 次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 | 門 岡 秀 明 | 調 査 管 理 係 長 | 徳 田 弘 美 |

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

林勇作議員から欠席届が届いております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、吉国敏郎君と上野直広君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、8番、藤後昇一君。

○8番（藤後昇一君） おはようございます。

質問書を提出しておりましたので、質問を行いたいと思います。

まず、6月定例議会における国民宿舎ボルベリアダグリの指定管理者の指定についての議案は、ダグリが志布志市民のかけがえのない貴重な公有財産であることに加え、志布志市観光事業の重要な拠点であることや、有限会社大黒を指定した議案が議会で否決された議決に対して、市民の高い関心と呼ぶと同時に、地元新聞各紙も論評付きで大きく報道しました。

そこで、これらのことを踏まえつつ、国民宿舎ボルベリアダグリの指定管理者の問題と、今後のまちづくりへの関連と展望について、質問通告書に沿って大きく4点を市長に問い、その見解を伺いたいと思います。

まず第1点は、市長も通告をしておりましたので、新聞報道には目を通されておると思いますが、ダグリの指定管理者議案と、その議会否決についての地元新聞の論評についての市長の見解を伺いたいと思います。

6月議会が終了した翌日の、29日の南日本新聞の論旨は、「少子化などで市場が縮小する中で、反対討論のいう競争原理の導入は、地域外資本の参入を招き、地域経済を衰退させるのではないか。だからこそダグリ岬活用の代替案を示さず否決した議会には、将来のまちづくりの展望を明確にする責務がある。」というものでした。また、7月9日の南九州新聞の小幡記者のコラム記事は、「税込6,500万円をフイにした志布志市議会の議決」という見出しを付けて、その論旨は「議案どおりに有限会社大黒を指定管理者に指定せず、議会が否決したことは市民にとって不利益な議決であり、せつかく税込の6,500万円をフイにする、ごく単純な質疑が欠落している。さらには市内の商工業者の中には「いっそ、分譲マンションとして売却したらどうか」という極論の声が出ている。」というものでした。

いずれも6月議会の否決という議決に対して疑問視する記事であり、6月議会の質疑や賛成討論の中でも論議されたものであります。当然ながら市民の方々の間でも同様の懸念を持っている人が多くおられると考えます。

以上、申し述べました新聞報道は、ボルベリアダグリの指定管理者の議案に対して反対討論をしました私はもとより、議決した議会は自明のこととして、議案の提出者である本田市長に対しても重大な問題提起をしていると考えますが、これらの報道に対する本田市長の見解を伺います。

次に、第2点として、8月の臨時議会でボルベリアダグリの指定管理者は、暫定措置として来年の3月31日まで、志布志市観光開発公社に継続させることを可決しました。また、市長は臨時議会の答弁の中で、次回の指定管理者の公募には志布志市観光開発公社も当然応募することと、6,500万円の納付金は市民の利益を守る観点からも下げないことを明言されました。

そこで、市長に伺います。平成18年度の志布志市観光開発公社の事業・決算報告書も現時点では提出済であり、ボルベリアダグリの18年度の国民宿舎事業の業績も確定し、その内容も十分に分析済ではないかと思えます。特に、公募の段階から高すぎるハードルではないかと問題視された6,500万円の納付金に対応する18年度の、民間でいうところの償還前利益、すなわち繰出金の結果はどうであったか。また、その結果を受けて、現状分析と今後の観光開発の指定管理者の公募と、指定に向けての見通し、換言すれば今後の志布志市の観光事業を中心とする地域経済浮揚の行方を大きく左右する国民宿舎ボルベリアダグリの指定管理者制度への取組と市長の認識、さらにはその展望をお示ししていただきたいと思えます。

3番目に、6月議会が代替案や今後の展望を示すことなく議案を否決したことに対して、賛成議員や新聞報道等で批判的意見が出されましたことは、先に述べましたとおりです。その意見に対する私の見解は、本来反対をするには当然対案を出すのが一番ベターであるでしょうが、その意見に対する私の見解は、市長答弁のあとに明らかにしたいと考えますが、いずれにしてもボルベリアダグリの指定管理者の今後の行方について、議会が大きな責任を担っていることは自明のことです。

そこで、私は6月議会が終了した翌日の29日に、かねてより抱いていたボルベリアダグリの活性化のための私案とその資料を港湾商工課に提出して、その内容を企画部長と次長、当日は課長が出張で不在でしたので、課長には後日その内容を説明しました。その概要は、全国に展開する国民休暇村36施設で構成される厚生労働省、環境省共管の財団法人休暇村協会の唯一の関連会社である株式会社休暇村サービスのコンサルタント部門と連携してボルベリアダグリの自立経営の道を構築するとともに、志布志市の観光産業の活性化の展望を開いていくという私なりの私案です。

そのために、ボルベリアダグリの経営の現状分析と財団法人休暇村協会と株式会社休暇村サービス関連の資料を提出し、説明したことは市長も報告を受けて十分承知されていると思えます。その前提の上で、私の代替案といえるかどうか分かりませんが、この私なりの私案に対し、市長の見解と、その後どのような検討をなされたのか、お伺いいたします。

4番目に、東京や名古屋に代表される都市部や大企業が未曾有の好景気に潤っているのに対し、北海道や鹿児島などに代表される地方や中小零細企業は疲弊、低迷と、長引く不況に苦しんでおります。志布志市においても一部の企業を除き、多くの地場企業が業績の長期低迷に陥って、しにせや有力企業が相次ぐ事業閉鎖に歯止めがかからないのが現状です。

そこで、国土交通省は観光を低迷している地方経済活性化の柱として「観光立国推進基本計画」を立

案し、6月に政府が閣議決定しました。その内容は、広域連携による観光振興の促進、地域独自の魅力を生かした観光商品の創出、宿泊産業における公的な宿泊施設を含め、新たなサービスの提供などを講ずべき施策として、具体的にはエコツーリズム、グリーンツーリズムなどを推進することにより国内の観光旅行消費額を05年度の24兆円から10年度には30兆円にすることを目標としております。

志布志市においても今回の指定管理者の論議の中で、ボルベリアダグリの経営の自立化と観光事業の活性化が急務であることが浮き彫りとなりました。また、さんふらわあ航路維持問題についても、鍵を握っているのは乗船客の利用促進対策であります。新航路の開設にしる、交通アクセスの早期整備にしる、「ストロー現象」が発生すれば逆に地域に与える影響は逆効果となります。したがって、志布志市の地域経済を浮揚させるためには、ボルベリアダグリ等の地元観光産業とさんふらわあ航路を有機的に結合した自力で開発する観光の内発的發展を軸に、地元の地域力の総力を結集して具現化していく以外に展望は開かないと考えます。市当局も、「商工観光戦略会議」や「さんふらわあ志布志航路利用促進協議会活動事業」などで具体的方策を探っていますが、観光事業を国と同じ方向で地域経済自立の柱としてボルベリアダグリ、さんふらわあ問題を含め、総合的視点に立ってまちづくりをプロデュースすることが急務であるとするが、市長の見解と今回の指定管理者の指定問題を契機に、新たな具体的施策と展望があればお示し下さい。

以上で、1回目の質問を終わります。あとは一問一答方式で進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

藤後議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、1番目の国民宿舎ボルベリアダグリの指定管理者の問題と、今後のまちづくりへの関連と、今後の展望についてでございますが、1番目の6月定例会でのボルベリアダグリの指定管理者の指定についての議案は、市民の高い関心と呼ぶと同時に、議会の否決という結果に対し、地元マスコミも論評付きで報道しました。

6月29日、「域外資本の参入が地域経済を衰退させる。」「ダグリ岬活用の代替案とまちづくりの展望を議会も示す責任がある。」と、7月9日の「6,500万円をフイにした」と、「市民の税負担が続く」、「市民にとって不利益になる議会の議決」というような新聞報道についての私の見解を問うということに対しまして、お答えいたします。

志布志市ダグリ公園の公園施設、ボルベリアダグリ、展望台の指定管理者につきましては、公募により募集し、3社の応募があり、指定管理者制度選定委員会の審査を経て6月定例会に提案いたしました。総務常任委員会否決、6月28日開催の最終本会議において賛成少数で否決されたということで、私としては残念な結果であったと思っております。

6月議会の否決を受けての新聞報道で、「域外資本の参入が地域経済を衰退させる。」との報道につきましては、各地域で指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者がこれまでの納入業者を変更する事例があるなど、地域経済への微妙な影響もあり得るとの一面を解説の中で示してあると認識しております。このことにつきましては、指定管理者に市内業者の育成の観点から、納入業者の市内業者優先について

お願いをしたいというふうに考えております。

次に、「6,500万円をファイにした」と、「市民の税負担が続く」と、「市民にとって不利益になる議会の議決」だという新聞報道につきましては少し誤解があるようでございます。国民宿舎のリニューアルオープン時、資金を借入し建設した経緯があり、現在起債償還をしているわけでございますが、これまで国民宿舎の管理を財団法人志布志市観光開発公社に委託し、これまでの6年間、平均して6,500万円の収益を上げていますので、この収益と税金を充てて返済しているところであります。少しでも多くの納付金が市に入ることにより、一般会計からの負担が少なくなることは確かではありますが、すべてファイになったというわけではございません。

次に、(2)の平成18年度の志布志市観光開発公社事業の決算報告も提出され、ボルベリアダグリの国民宿舎事業の18年度の業績も確定したと思うが、その内容、結果を問うと。併せて指定管理者の指定に向けての開発公社の今後の展望を、ノルマである納付金6,500万円の見通しと関連して市長の見解を問うということについてのお尋ねでございます。

18年度収支実績につきましては、事業収入は約3億8,400万円、前年比2,120万円の増、事業支出は約3億3,200万円、前年比3,140万円の増。利益に当たる繰出金は約5,200万円、前年比1,020万円の減となっております。具体的には、宿泊収入1億1,460万円、前年比500万円の減となりましたが、宴会収入1億5,400万円、前年比1,400万円の増となりました。これは婚礼事業が伸びてきているためであり、婚礼引出物等の売上げも前年比1,500万円の増となっております。しかし、支出につきましては、原材料費、婚礼引出物等の経費が増加しており、結果として前年に対しまして1,020万円の増収減益となりました。

次に、指定管理者の指定に向けての観光開発公社の今後の展望についての御質問ですが、6月1日より新しく支配人を配置し、積極的に営業展開をしておりますので、指定管理者の応募につきましては、理事会等での協議を経て応募する方向で考えております。また、納付金6,500万円の見通しについてでございますが、先ほど18年度開発公社の決算について申し上げましたとおり、利益に当たる繰出金は約5,200万円、前年比1,020万円の減となっております、これまでになく厳しい状況でございますが、本年度につきましては宿泊者増のための営業セールスに力を入れ、引き続き婚礼事業をはじめとした宴会収入の増加、各種材料費等の支出の見直しも着手しており、前年度の実績を上回るように公社職員全員で現在努力しております。

次に、3番目のボルベリアダグリ活性化のため休暇村サービスの利活用等があるが、検討されたかということでございますが、お答えいたします。

ボルベリアダグリの活性化のための休暇村サービス等の利活用につきまして、観光開発公社の運営につきましては、休暇村サービスなど外部の経営ノウハウを持った企業に支配人等の業務を委託する方法は、レインボー桜島をはじめ全国に数多く存在し、実績を残していることは承知しております。

観光開発公社においても、平成12年のリニューアルの際、休暇村サービスの導入について調査・検討されていたと聞いておりますが、来年4月1日からの指定管理者の指定に向けては、今月中にも指定管理者の公募について、前回の議会での指摘事項を踏まえ、ホームページ、広報紙等で周知を徹底し、休暇村サービス等の企業の新たな応募があるのではと考えております。なお、現時点で休暇村サービスの

ような支援企業等の利活用は、現在、観光開発公社は来年3月までの暫定的な期間延長でありますので、無理ではなかろうかというふうに考えているところであります。

次に4番目の、国土交通省は6月に、観光を低迷している地方経済活性化の柱にしようと、観光立国推進基本計画を立案し、閣議決定した。その内容は、国内観光旅行消費額を05年度の24兆円から10年度に30兆円にする目標を立てて様々な方策を提案していると。本市もボルベリアダグリの活性化と、さんふらわあ利用促進等の観光事業を軸とした内発的発展を目指した地域経済自立のまちづくり政策を推進することが必須と考えられるが、市長の具体的な方策を問うということに対しましてお答えいたします。

本市振興計画のまちづくり方針の中で、志布志港や都城・志布志道路の整備が進められている交通基盤を効果的に活用し、自然、歴史、文化、農林水産資源を組み合わせた体験・交流型の観光を目標としているところです。本市の観光産業は、ダグリ公園一帯に国民宿舎ボルベリアダグリ、海水浴場、ダグリ岬遊園地を整備しており、総合的な観光レクリエーション施設として観光の拠点を形成しているところです。また、志布志港はカーフェリーの就航等により鹿児島県の海の玄関口としての役割を担っているところです。

しかし、都城・志布志道路や東九州自動車道など、高速道路網や、国・県道等の地域間の交流を促進する幹線道路の基盤整備が遅れており、緊急の課題となっているところであります。今後は早期完成に向け、近隣自治体及び経済団体、地域と連携しながら積極的に展開し、補完するアクセス道路の整備を進めるとともに、さんふらわあの利用促進を図るためにもダグリ岬一帯の総合レクリエーション施設、町屋など歴史ある町並みなどを組み合わせたいやされる滞在型観光を図ってまいります。

また、見学や体験のできる焼酎工場や海産物工場などを含めた新たな観光ルート設定などによる周遊型観光と、農業や水産業など基幹産業を活用した体験・交流型観光を本市のみでなく広域的な取組としても充実させ、地域の経済活性化を図ってまいりたいと考えております。

○8番（藤後昇一君） 一通り御答弁いただいたんですが、順次質問してまいります。私の場合はちょっと細かいことになっていきますが、まず新聞報道からいきます。と言いますのは、この新聞報道に対しましては議会そのものも問われておりますので、反対意見を申しました私の立場としては、それに対して、私なりの考えを述べる責務もあると思っておりますので、私の考えを述べるとともに市長の見解を伺いたいと思います。

まず、南日本新聞が言っております競争原理の導入によって地方経済が疲弊するのではないかという問題についてであります。先ほどボルベリアダグリの18年度の決算の内容を、市長は大まか御説明されましたが、それでも明らかなように、まずボルベリアダグリの業績内容は二つに大別されて、大きく正反対の業績を上げているようになりました。宿泊事業は、平成12年度に新装オープンして以来、18年度まで一度も回復することなく減少傾向を示し、まず客数で言えば1万7,000人台あったのが今では1万3,000人台に落ちております。それと逆に、今度は宴会、婚礼、そういうところは過去最高、12年オープン開業以来、18年度で最高の業績を上げている分が多数あるのであります。ということは、ボルベリアダグリの国民宿舎事業の市場が二つに大きく大別されるのであります。市場原理、南日本新聞の報道は

私も一般論としては十分理解するのでありますが、ことボルベリアダグリにつきましては、市場は明らかに二つに分かれるのであります。

まず、宿泊事業は地域外を対象とした広域型市場であります。宴会、婚礼は地域密着型の市場であります。それぞれ対応が違うのであります。そのことは今回の、18年度の観光開発公社の事業報告でも、この宿泊事業の減少の理由として、新幹線の開通以来、薩摩半島への観光などに客がとられたという、つまり対外的な理由をこの不振の理由で上げていることからでも明らかであります。むしろ、地域の観光事業は一体となって外に向けて情報を発信し、自分の地場の観光資源を協力して開発して、協同して競争力を培養していくのが、この広域型市場のあれであって、競争原理が広域型市場の宿泊事業において疲弊するということは当たらないのであります。

さらに、地域密着型の宴会、婚礼、この事業は大黒をはじめとします企業が切磋琢磨して競争することによって、市場が既にすみ分けが形成されているのが現状であります。このことは私自身が26年間地場の経営、それらをつぶさに仕事としてやってきた中で十分に肌で感じて理解しているところであります。むしろ、すみ分けが完成していることによって市場にはむしろ閉塞感がある、一部にはあるぐらいの地域密着型市場であります。

この中で、仮に有限会社大黒がダグリを指定管理者として指定しますと、すみ分けされた一方の市場は市外に逃げていく、そういう憂慮が真剣になされたのであります。とすれば、最悪、指定されればすみ分けされた一方の市場は市外に逃げた、縮小された地域密着型市場で大きな施設を抱え込んで事業をやっていくというリスクも、また発生するのであります。競争原理というのはそういうのを含んだ上での競争原理であります。私の、この見解に対しての市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは様々な希望と、そして様々な意気込みを持って新しい志布志市を形成したというふうに思っております。それは様々な分野で、この合併が良かったなという評価がされて、そして市民の方々が、ああ志布志は活気があるんだなと、住んでよかったなというようなふうになるまにすべきだという形で合併がされたということでございます。

この商工観光業についても、多分そういった希望を持って今後取り組むべきだというようなことを、関係者の方は期待されるというふうに思っております。そういう中でのこうした指定管理者制度の導入であったわけですが、私どもは納付金の6,500万円につきまして様々な形で論議をいたしまして、この地域の将来性を考えたときに指定管理者に受けていただいた方は、必ずこれを上回る形で納付していただけるものではないかということを期待感を持って、この額を提示したわけですが、実際あに図らんや、そのような状況ではなかったと。中身を検討したときに、そういった状況でなかったということにつきましては、少し残念だなと思うと同時に反省もしたところであります。

その6,500万円に届かない形の経営の内容であるということを考えたときに、今議員がおっしゃったような要因もあるかもしれませんが、私どもは、今初めに申しましたように、この地域はまだ将来性があるんだと、そしてこの地域の商工観光については、このダグリ岬を中心とした一帯を充実していけば、本当に魅力ある観光地になるんだという信念を持っております。そのような意味合いで、決して

この地域の観光業が閉塞感があるというようなふうにはとらえていないところであります。

○8番（藤後昇一君） 今の市長の答弁は、ちょっと私の言ったこと、十分踏まえておられないような気がします。大きな問題は、広域と密着は違うんだということを、私は言っているんでありまして、当然、今言われたのは密着型に対する見解ですよ。

と言いますのは、なぜこういうことを言いますかといいますと、ダグリの活性化策はもとより志布志の観光事業を柱とする地域経済の浮揚をしようとすればですね、この広域型市場と密着型の市場は違うんだという、まず基本的な視点がないと、十把一絡でやっては視点がぼやけてくるんです、方向性がぼやけてくるから、これをまず取り上げているわけでありまして。

誤解がないように言いますが、代替案を示さずに否決したという報道に移りますけれども、これとも関係しますが、まず私どもが否決したのは選定委員会のやり方、中身、そしてこの指針ですか、反対討論の時にも言いましたけれども、多様化する住民ニーズを民活を入れることによって、それに応えていくんだという、その視点で審査が果たしてなされたのかという基本的な所からの問いかけをしているわけであって、そこにはまだ代替案の入る余地すらなかったと私は考えるんであります。もちろん、反対討論をする以上は代替案を示して論議を進めるのが議員の責務であることは十分に理解しております。一番目の討論も、実はそこの代替案とかかわってくるから、そういう質問をしているのであります。

まず、この代替案を示す、否決したということに関して、実は7月31日の南日本新聞報道で、都城市吉之元町にある健康増進施設「神々のふるさとの湯」を運営する「都城健康の森」が経営難から施設を、ごく最近ですが、8月31日で閉鎖することが決定したという報道がありました。さらに、閉鎖された8月31日の南日本新聞の「記者の目」の記事は、都城市が昨年の4月に第三セクターを民間の会社に経営譲渡したときに、都城市長が「民間活力の導入は市の負担を最小限にとどめ、施設を維持する最善策」として評価されて譲渡されております。しかしながら、結果は市長が評価したにもかかわらず、3年契約の途中のわずか1年あまりで指定管理者の社長が「見通しが甘かった」と謝罪し、施設が閉鎖されました。現在閉鎖状態だとお聞きしております。

このことに対して「記者の目」は、「迷走」と題した記事を書いて、「市が行った企業の事業計画や的確性などの調査は十分だったのだろうか、施設の迷走は企業だけの責任ではなく、市幹部らの見通しの甘さも一因と言わざるを得ない」という、市の責任を断じた記事を書いております。これは、一点には責任は市と企業のみならず、それを事前にチェックできなかった都城市議会にもあることは、夕張市の財政破綻に際して夕張市議会のチェック機能が厳しく弾劾されるのと同列であります。私どもが、まず今回の指定管理者制度にすべきであったのは、この1年あまりで閉鎖するような状態を招かないためのチェック機能の発揮ではなかったのかと。選定委員会そのものがちゃんと審査したのか、調べる所を調べたのか、それがまず問題だったのであって、この南九州新聞などでは、有限会社大黒の企業のダメージを与えたと書かれております。その点で、私も非常に心苦しい胸の痛む思いがするのですが、私どもの本意はそこにあつたのではなくて、それ以前の問題で否決したので、私は否決意見を申し上げました。

また、それを優先して、代替案の責任はまたほかの、その否決を受けて、市と議会が協力しながら方向性をまた探る責任は、またそこで生じてくるのではないかと、チェック機能の行使と同時並行して代替案を、今回の指定管理者に限ってですけど、出すことが果たしてよかったのかどうか。むしろチェック機能の事態の方向を拡散されるのではなかったのかと、私は考えます。市長の見解はいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先の6月議会で提案しました議案が否決されたということについては、本当に残念だなというふうに思うところでありまして、そのことにつきまして、議会の方々もいろんな形でまたお考えになられたということでありまして、ただいまお話があったように、藤後議員におかれましては改めてこういったことを検討してみてもというような御提案がありましたのは有り難く思ったところでございます。

先ほどもお話ししましたように、私どもは今回、また9月になりまして改めて公募につきまして、その募集を再開するところでございます。そして、その内容につきまして今検討しているところでございますが、そのことにつきましては前回のことを十分反省し、踏まえ、募集をしたいということでありまして、選定委員会の機能につきましても十分検討して臨みたいというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） 今の答弁で理解いたしましたので、次の質問に入りたいと思います。

南九州新聞の「6,500万円をフイにした志布志市議会の否定」という記事についてであります。実は、この記事もそうですが、今回の否決に関して議会は6,500万円を取れるものを取らずに否決したのではないかという意見が市民の方々の中にも、かなりあります。市長答弁にありましたように、これは誤解であります。そもそも、この納付金6,500万円は、新装オープンしました平成12年度から17年度までの志布志市観光開発公社が実績として出した平均が6,534万3,470円という、この数字にその実証済の根拠があります。さらに、志布志市観光開発公社は、その時の直近の17年度の拠出金は6,222万4,278円であります。ですから、そもそも選定委員会での、この件に関してのテーマは6,500万円か、さもなくば0円じゃなかったのであります。

直近で6,500万円に限りなく近い拠出金を出している志布志市観光開発公社以上の数字を安定して出せる企業、すなわち市民にとって利益をもたらす優秀な企業を選定することが選定委員会の本来の目的であったはずであります。その意味で、志布志市観光開発公社が、直近で6,200万円余の拠出金、平成12年から17年までの平均では6,500万円余の実績を上げているということは、いわば前回の指定管理者制度の担保保証の役割もしているのであります。事実、8月の臨時議会では志布志市観光開発公社が暫定措置として、3月31日までこの任を担うということは、この担保保証の実績を残していたからこそ可能であったのであり、もし赤字が巨額に、6,500万円に遠く及ばない実績しか持たない観光開発公社であったとしたらどうであったか、また問題は別ではなかったかと考えるのであります。

その意味で、次回の指定管理者制度において、志布志市観光開発公社が6,500万円という納付金を十分に出せるという、そういう説得できる事業案、並びに財務計画、そういうのを出して次回の指定管理者制度に臨むことは、また次回の指定管理者制度の底辺からの高い位置での下支えという担保保証の役割も担っているのではないかと考えるのであります。

市長、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、初回の答弁でお答えしましたように、18年度収支につきましては繰出金、納付金につきましては5,200万円で実質が増収減益となった形になりまして減っております。それ以前につきましては、今お話がありましたように6,500万円の平均の納付ができていたという数字でございまして、そのことをもとに私どもは指定管理者制度の公募をしたという経緯がございます。

18年度につきまして、様々な要因があつて減つたということございまして、それは先ほどお話があつたように宿泊者数の減というようなことがありまして、収益にもたらす要因が減つてしまったということございまして。そのことを受けまして、私どもは先ほどもお話ししましたように6月1日から新しい支配人を配置いたしまして、今営業努力を懸命に重ねてきているところでございます。そして、直近の数字ではございますが、4月から8月までの収入合計で見ましたときに、対前年比、19年度につきましては3,200万円ほどの増収になっているようでございます。このことが、また年間を通してどういった形になるか、まだ今からさらなる営業努力をしなければならぬわけでございますが、そしてもう一方、支出になります経費をいかに抑えていくかということが納付金の額につながってくるわけでございますので、このようなことを今後も鋭意努力しながら期待に応えうる公社として存在感を高めるような努力をいたしまして、次回の指定管理の公募につきましても応募をさせていきたいというふうに、現在のところ考えているところでございます。

○8番（藤後昇一君） 今言いましたように、開発公社が次の指定管理者に手を挙げるということは、ただ単に指定管理者に一開発公社が手を挙げるというだけにはとどまらないのであります。今、業績が上向いているということですが、それぐらい開発公社の職員の方々も一体となって業績を上げる緊急の責務がある。次回の指定管理者制度において、志布志市観光開発公社以上の優秀な企業が公募されれば、これにすぐる市民の利益はないのでありまして、私は心からそういう優秀な企業が来られることを望んでいるわけですが、再度申しますけれども、それをそのところで高い位置で下支えする役目が開発公社にあるんだということを十分、そうしなければ次回の指定管理者制度もその目的を達し得るかどうかが、そこにまずはかかっているのでありますから、その点も十分認識してやっていただきたい。

ここに志布志町誌下巻というのがあります。旧志布志町の町史であります。その382ページにダグリ岬、前の国民宿舎ダグリ荘のことが書いてあります。昭和39年3月1日に開店しております。国民宿舎自体が昭和31年に、国が、池田首相が、もう戦後は終わったと所得倍増計画を出して、国民が豊かになっていく中で国民レジャーの新しいツーリズムをつくるという意味で、地方自治体を主体として厚生年金の積立金、国民年金の積立金を融資することによってなされた事業であります。その時に、町誌はこう書いております、「国民宿舎ダグリ荘の経営は関係者の努力にもかかわらず苦しい経営が続き、昭和55年度までの累積赤字は1,600万円であった」と。「この原因は、施設の老朽化はもちろんのことであるが、従事職員が公務員であるために施設職員として職務内容に対応し切れていないのが原因である」。それ故に、町観光開発公社に昭和57年度に業務委託した経緯があります。したがって、今の開発公

社は公務員的な、親方日の丸的な経営を脱して、赤字経営から脱するという本来の目的を持って委託されているのであります。

したがいまして、この点からも次回の指定管理者制度にあたっての志布志市観光開発公社の責務はまた重大であろうと思いますが、再度市長の答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

設立当初から、このダグリの運営につきましては歴代の関係者の方々が苦勞されていたと。そして、その赤字を、解消を図るべく努力されたということにつきましては、本当に大変だったというふうに思っているところでございます。

現在の段階でも先ほども申しましたように18年度におきましては増収であったが減益となりまして、総体としては納付金の額が減ってしまったということは、本当に反省するところでございまして、そのことにつきまして過渡期でございますが本当に経営努力がなされてきているというふうに感じております。

このことは、私も当然従業員の方にはお話するところでございますが、今回指定管理者制度に伴い純然たる民間の形の公社の運営をなさざるを得ないということをお話をしているところでございます。そのような意識で従業員の方々にも勤務していただいておりますので、このような成果が出てきているものというふうに考えるところであります。

○8番（藤後昇一君） 市長の今の答弁は理解するところでありますので、次の問題に入ります。

ボルベリアダグリの国民宿舎事業の18年度の内容については、先ほど市長が説明されました。業績と市場の対応関係、全然違うんだということも申し上げました。

そこで、まずはダグリの最大の弱点は、この宿泊事業が歯止めがかからないということでありまして。収入の歯止めがかからない。客数も減っている。これは国民宿舎事業において、宿泊事業は柱であります。と同時に利益を出す大本でもあります。ここが弱いとなりますと、ダグリの宿泊事業は、地域密着型は市場がもう限定されておりますので好転してもある段階ではどうしても限界が出ます。6,500万円、できればそれ以上の拠出金を出さなきゃいけない使命があるわけですので、そうなりますと、この広域型市場をどうするかという問題がダグリの経営上の大きな問題となります。

この宿泊事業、宿泊部門はオープン当時からしますと宿泊者数72.2%、宿泊組数は88.8%、宿泊収入は75.1%に陥っております。これは広域型ですので、開発公社単体の視点で、ローカルな視点で広域的市場を開拓するということはきわめて限界があります。これは地域の観光戦略会議などをやっておられます。地域の観光資源を開発して地域の観光業者が一体となって、先ほども言いましたように、そうやって立ち向かっていかないことには、リピーターを取り戻すとか、そういう小さい視点では駄目なのであります。もっと専門的なコンサルを入れるなり、なんなりしないと打開には限界があるんです。

さらに地域密着型の事業に関しても経費がかさみ、せつかく12年度以来2番目の収入を上げておられますが、逆に繰出金は1,000万円以上減るという結果、まさに支出の問題であります。人件費、それから材料費、それから婚礼の外注費、これらを改善するためにも専門的な目が必要なのであります。自力ではなかなかこれは解決できない。その一つが婚礼であります。婚礼の外注、これがなぜ上がるかとい

うと、今の結婚式はそれぞれ分業化されて、専門化されているから、こうやって上がっていく、これをどうするかというと、これはもう地場のあれでは無理です。ですから、こういうのはやっぱりコンサルを入れてやっていかなければならない。

さらに6,500万円との関連で言いますと、収入が12年度からすると過去2番目になっているということは、十分な企業の体力があるということでもあります。問題は経費の方で、費用対効果で効率的収益性の問題が発生している。ダグリの弱点はもう明確に2点に絞られる。これに対する手を具体的に打たないと数字となって跳ね返ってこないし、6,500万円という納付金も確実なる保証が出ないのであります。この点について、先ほどの私が言いました休暇村サービス私案との関連でいかがでしょうか、御見解をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

初めの話で閉塞感のお話があって、それは地域内密着型と地域外の事業というような形で考えて、地域内について閉塞感と。そして今お話になられまして、また地域外のことについて、ことダグリの問題であるが、地域全体として、あるいはこの大隅半島全体として、そして鹿児島県全体として取り組むべきではないかというようなお話だろうというふうに思います。

そのことにつきましては、当然私どもも、この市全体としましては商工観光戦略会議なるものを立ち上げまして、年間の入込み観光客数を100万人という目標を達成すべく、今協議を重ねていただいているところでございます。

そして大隅半島としましては、大隅の県の振興局を中心といたしまして、そして大隅開発期成会の中で観光振興のための会がございまして、そちらと一体化しまして、新幹線が開通したあとに、この地域にいかん、その観光客を誘引すべきかということをご検討しているところでございます。そのようなことで、広域的には取り組んでいるというふうにご理解下さるようお願いいたします。

そして、今お話がありましたように、まさしく増収ながら減益になってしまったということにつきましては、お話がありますように経費の見直しというのが本当に必要かというふうに思います。このことにつきましては、専門家の方々を本当にお招きしまして、そのことの改善に向けて取り組むべきが必要かと思いますが、ただいまお話ししましたようなことも含めまして、来年の3月31日までの暫定的な延長期間であるということでございますので、現在のところそのような体制は採りがたいなというふうに考えております。今後はまた、そのような形で検討させていただきたいというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） 観光の広域型の市場に対しては先ほど地域の業者が一体となってやっていかなきゃならないと。先ほど、競争力の問題からしますと、この広域の観光で地域の経済が浮揚して自立していけるような方向の柱としての観光、さらにその重要な拠点としてのダグリ、さらにこの件に関しては大黒も共に発展してもらわないと困るのであります。1社だけが、1企業だけが利益によって発展するということは観光では考えられない。観光地という言葉があります、観光地が発展しないと浮揚しないのであります。観光地ということは、ダグリの、大黒の、という競争ではないのであります。ダグリも競争力を持たなきゃいかんし、大黒も競争力を持たなきゃいけない。さらにほかの企業も観光事業を営む所は共に発展しないと、この観光を柱とする地域経済の浮揚はあり得ない。産業として商業を営む、

この浮揚策はそういうものであります。その点を考えれば、いかに、ただ単に競争原理という一言でくることがいかに危険かということでもあります。

さらに、ダグリに戻りますけれども、ダグリの弱点は、なぜ観光宿泊事業は上がらないかと言いますと、ここに市から貰った資料がありますけれども、客室稼働率、客室利用率が、ここには15年度からの資料ですけれども67.2、稼働率があったのが今は54.9、利用率が42.0あったのが34.9であります。この稼働率、利用率は、実はホテルの経営指標としては最も重要な指標であります。この指標が上がらないことには、収入は上がらないのであります。

しかも、この上げるということは先ほどやったことをしないとこれは上がってこないのであります。実は6月、ダグリの問題をしているときに、ここに週刊現代、市長にやっていますね、週刊現代という週刊誌が出ています。ここのグラビアに、「夏休み泊まりたい公共の宿」、8箇所、全国で紹介されています、部長には早く渡しましたね。そのうち3箇所が、休暇村サービスがコンサルなり指定管理者で入っている所であります。

まず、私が言いたいのはこういう発信力も必要なのであります、観光には。しかも八つあるうちの、三つですよ。しかも国民宿舎協会というのが客室利用率のベスト10を発表しています。平成16年度には5施設、ベスト10に。17年度も5施設、18年度には4施設が、休暇村サービスがコンサルで入っているなり、指定管理者で入っている所であります。まさに、ダグリの一番の弱点に対して、一番強力な有効な実績を示しているのであります。しかもレインボー桜島、これは全国で第3位をずっと堅持しております。去年は近くのコスモピア内之浦が第9位で入っております。こういう所の指導を仰ぐべきではないかと、私は考えますが、さらに唐津市では四つある施設を全部この休暇村に指定管理者として委託しております。いかがでしょうか。暫定的な、3月までは無理ですよ、方向性として、方向を示せということですから、方向性としてこういう手段を具体的に実績を出しているわけでありますから、しかも休暇村というところは国民宿舎とは兄弟関係にあります。国民宿舎は地方自治体が造っておりますけれども、休暇村は年金福祉の事業団から融資を受けて、先ほども言いました厚生労働省、環境省管轄の財団法人でやっているところであります。どうでしょうか、再度方向性としてお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

手元にも資料がございまして、また改めて見させてもらいまして、すばらしい団体だなというふうに思ったところがございます。公的な施設、ホテル、旅館及び観光施設を中心に、休暇村のノウハウによりまして、そして経営をサポートしながら経営委託の手法もしていただいているということ、そういった専門会社であるというようなことがございますので、私どものボルベリアダグリにつきましても、そういった形で指導をお願いすれば、本当にこういった形で全国でも有数な宿泊施設になろうかと思いますので、このことにつきましては今後、もし4月1日以降、そういった形になりましたら、検討させていただければというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） この休暇村は事業内容と言いますか、それでこういうことを述べております。休暇村は自然とのふれあい、保健休養事業をメインテーマとして、「自然の中のやすらぎ」、「心に残るサービス」を基本において、自然公園の中で公益性と自主独立採算性の並立といった、極めて困難な経

営スタイルを40年にわたって実践してまいりました。このノウハウを、そして日経の経営ナビと、これはすみません、これは休暇村協会の方でしたけれども、ここの小会社ですので、ここで経営ナビというのは日経新聞の経営ナビというか、この休暇村協会に対してコメントをインターネットで公表しているんですが、この中で、休暇村は自然環境や伝統的な文化の保全に配慮しつつ、エコツーリズムの趣旨を生かしたふれあい「プログラム」を実施し、2005年度の参加者31万1,500人にのぼった。こういう地元の観光資源を生かして自然と共存しながらやっていく観光ツアーを企画するところでもあります。

休暇村サービスは、全国に25箇所、指定管理者なり経営コンサルで入っております。近くは「レインボー桜島」、「あすばる大崎」、「コスモピア内之浦」、さらに休暇村協会は、全国36箇所の施設からなっております。このネットワークを、現在この休暇村サービスに加盟する所は、ここの休暇村のネットワークをつくっております。これもまた大事な方向性なのではないでしょうか。志布志の観光事業、ダグリ岬がやっていく、こういうネットワーク、しかもエコグリーン、そういうのに重点を置いたツアーを組む、しかも地元観光資源を発掘する、そういう仕事をされている。

その例として、休暇村サービスは財団法人地域活性化センターと組んで地域づくりアドバイザー事業と、それから国民宿舎協会と組んで全国国民宿舎経営セミナーというのも行っております。さらに、総務省の委託を受けて全国の公営企業の再生、そういう事業もやっている所でもあります。

つまり、至らなくなった、立ちいかなくなった公営企業の再生事業もやっている所でもあります。そういう所ですので、ぜひ具体的に志布志の観光、ダグリのみならず、地域経済の自立の一つの貴重な方策として考えていただきたいと思います。これは回答は要りません。

次に、これとの関連で先ほど言いましたように、国が観光立国推進基本計画というのを出しております。これを見ますと、まさに今申し上げました、志布志の観光戦略会議で取り組んでいることがここに書いてあります。そういう意味では、志布志市は国より先に行って具体的に動いているということになります。大いに誇っていいことでもあります。要は、これを具体的にどうやったらできるか、地元の観光企業をどうやって成り立たせていくか、もしくは反映させていくかということ、具体的にどうやってつながるかということでもあります。

それに対して、観光戦略会議などでやっておりますけれども、この点について再度、市長の見解をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どものこの志布志市につきましては、昨年10月13日の日にさんふらわあの撤退という問題があったわけでございます。そのことで、この地域全体の経済振興、それから当然観光振興ということについても大きな影響があるということで、市民一丸となりまして、地域一丸となりまして、このさんふらわあの航路、存続について取り組んだ経緯があるわけでございます。

そのような運動を通じまして、私どもは改めて単独で取り組むべき内容ではないと、観光については特にそういったことでありまして、先ほども申しましたように、この地域では当然独自に商工観光戦略会議で取組を始めまして、新たな観光資源の発掘や農業体験を活用した体験型観光、あるいはスポーツ合宿の誘致というものもしなきゃいけないと。そして、それらをしていきながら、地元では暖かいおも

てなしのあるまちづくりをしていかなきゃならないということで、観光ボランティアの育成というものにも取り組もうとしているわけでございます。

九州新幹線が西鹿児島駅まで開通しまして、鹿児島中央駅と名前を改めて発足したのが16年の3月13日であります。それ以来、予想を上回る形で鹿児島まで観光客が訪れるようになってきたと。そして、2011年3月には全線開通になるということで、鹿児島はこの期待感が本当に高まってきているということでございます。その鹿児島まで訪れた方々を大隅の地にもきちんと流すようなルートを設定しなきゃいけないということでもあります。そのことが私どもの志布志市の観光振興につながってくると。そして、初めに申しましたようにさんふらわあを利用した、大隅まで来られた方々がさんふらわあを利用しまして、関西あるいは関東へというような周遊コースというものは設定できないかということで、このことについても県や、あるいは旅行会社とも相談をしながらただいま検討を重ねているところであります。

そのような意味で、今お話がありましたような観光振興というものを取り組んでいこうということでございます。

○8番（藤後昇一君） さんふらわあの問題ですけど、今重点的に取り組むべきは旅客をどうやって確保して、増やすかということですね。この点でも、仮に新航路を開発したり、道路が良くなったり、開通したりしても、冒頭に申しましたように、地域経済にとって危ぐすべきはストロー現象であります。造ったは良かった、施設は良いふうにした、道路は通した。ところが人の流れが通過するだけ、とどまらない。経済効果をもたらさない。現に新幹線が通って、鹿児島と福岡、ストロー現象と。福岡から来ない、鹿児島から吸い込まれるという現象が起きたときは、ストロー現象ですよ。

そういうことにならないためにも、旅客を志布志に滞在させる。ただ増加させるだけでは志布志にとっては、それはさんふらわあは存続しますよ。本来の根本的なところが成り立たないのであります。いかにしてストロー現象を起こさないか、いかにして志布志そのものを目的に、人がさんふらわあを使用して来ていただけるかと。新航路でも関西から志布志に来て、そのまま島に行っちゃったら何もならないじゃないですか。そのためにも、このダグリをどうするかという問題は、そういうところに行き着くのであります、方向性としては。

そうしないと、ただ単に旅客を増やしても何もならないと、極端に言えばですよ。とどめるためにも、こういう事業というのはしていかないと志布志の浮揚は無いわけであります。さんふらわあの航路が志布志の浮揚には直結しないのであります。そういう点も考えてやっていただきたい。

そして、ここに「検証、鹿児島・奄美の戦後大型公共事業」という本がありますけども、これは県立短大の西村先生が書かれた論文ですが、これは昨年の南日本文化賞学術文化部門の候補作品として新聞で紹介された本であります。この冒頭は、新大隅開発です。巨額な投資をしたにもかかわらず、地元はその経済的な効果の実態が見られない。そして市民の間に、この新大隅開発ということは、結局、志布志港湾の拡張工事につながったわけですから、その意味で言っているんですが、この港が市民にとって親しみがないとかという議論がなされております。このように、巨額な投資をすることが地域づくりではないんだと、そこでできるのが先に申しました、内発的發展であります。

これは、先ほど言いました自前を自力で開発する、外からの企業誘致のみに頼らずですよ、それは頼

らなならんところではありますが、のみに頼らず、地元にある資源を、人的観光、文化、すべての資源を活用して、それを地元の産業として生かしていく。

つまり循環型、富が地域内で循環、外に出て行かない、しかも生産が再生産されている。そして一過性じゃなくて、一過性の夢のあるイベントもそれは必要でしょうけども、それではなく、継続的に地域資源がもたらす富を再生産することで、地域住民に所得をもたらす、繁栄をもたらす、そういう地域づくりをするというのが内発的発展であります。このことは市長は御存じだったでしょうか。失礼な質問かもしれませんが、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

内発的発展という言葉につきましては、初めて耳にしたところでした。しかしながら、私どもが進めようとしていることは、まさしくこの言葉どおりのものでして、今お話がありましたように通過型、あるいはストローというような経済現象が起こってはならないということを十分踏まえて、この地域の観光誘致というものを考えているというふうに御理解していただければというふうに思います。

先ほども言いましたように、まず来ていただいた方に充分なおもてなしができる市民の体制、そしてそこに魅力がある観光施設、そしてそれからグリーンツーリズム等を入れた農業体験型の観光という様々なパターンを組み合わせながら、この地域にとどまっていたとということが考えられるというふうに思います。

そのいい事例が、今年も行われました、8月1日から11日まで行われましたサッカーフェスティバルだというふうに思います。ああいった形で、さんふらわあを利用した形でこの地でキャンプを張っていただければ、この地の経済活性化につながっていくと。そして、この地のスポーツをされる方々も、その方々の取組を見まして向上していくというようなことにつながっていくのではないかなと。もちろん、宿泊していただくことによりまして、地場産品をまた買っていただいて、経済効果をもたらせるというような流れになろうかと思えます。

そのようなことを、私どもも十分考えておりまして、そして先ほど申しましたダグリの支配人につきましても、改めてスポーツ合宿の誘致に、今回関西地域に赴いて予約を取って来たという報告が届いてきております。およそ420名ほどの予約客を、合宿を獲得してきたということでございますので、私どもはこれらのものを組み立てながら、内発的な発展というものを取り組んでいきたいというふうに思うところでございます。

内発的発展を目指して、この地域の振興を図っていきたいというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） 今、紹介しましたこの本の最終章は、内発的発展論です。大型投資の地域の自立発展を考えると、この内発的発展論に行き着くんだというのが結論であります。そして、この内発的発展をまちづくりの方針として堂々と掲げてやっている所があります。

以前、赤字交通路線の時に取り上げました岩手県の雫石町です。内発的発展で町を自立と。観光を軸に、農業・商業と連携して内発的発展でまちづくりをするんだということで、ここは合併を選ばずに単独の道を選んだ町であります。ここには「休暇村イン雫石」とかありまして、ここの指定管理者は先ほど言いました休暇村サービスがやっております。さらに申しますと、ここはJR東日本が経営していた

所が、経営が立ち行かなくなったとき、そのあとを引き継いでやったのが、また休暇村サービス、これも雫石町にある所で、ついでながら申し上げておきます。

さらに、この間「共生・協働・自立のまちづくり」のシンポジウムがありましたですね、その時開会のあいさつで、吉野会長が志布志の施設巡りをして、いかに寺社仏閣が多いかとか、逆にいかに観光資源が多いかということをおっしゃられていますね。あとはもう取組み方だというようなあいさつをされております。こういうことから、今申し上げましたダグリの今回の指定管理者制度、その否決、再度の募集、公募、この問題をまちづくり、地域自立の事業としてしっかりとらえて、しかも内発的発展で具体的にまちに跳ね返るようなことをしてもらいたいと思います。

最後に、毎日新聞が今年2月16日に県内の平均所得ということで出しておりますが、これの全国の順位を出しております。これは課税対象所得総額を納税者数で割ったのを平均所得として出して、これをジニ係数とよく聞かれますね、格差社会のジニ係数の基礎資料データとして収集したものです。全国の市町村、これは平成4年ですけども2,375市町村の中で、志布志町は1,820位であります、有明町は1,962位であります、松山町は2,189位であります、2,375中ですよ。この所得を上げることが、まちづくりの本来の目的じゃないですか、市長、まちづくりはこの所得を上げることですよ。1,820位、1,962位、2,189位、この住民の方々の所得を上げていく。今回の指定管理者のダグリの問題は行き着くところはここなんです。ここを十分自覚してやっていただきたい。だから、具体的な成果を出さなきゃいけないのであります。市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） ただいま、全国で2,375市町村、ちょっとこれ数が少ないなという気がしたんですけど、それで1,820位、これ、志布志市ではないわけですね。ちょっと、平成4年ぐらいだったら3,300ぐらい市町村あったはずだなと思ったんですけど。こういった順位であるということで、この順位を上げて、本当に所得を増大させなきゃならないというのは大命題だというふうに、日々認識しております。

そのことは、具体的に言えばダグリの宿泊客数を増やすことがそういったことに直接的につながっていくということでございますので、そのことを十分かみしめて今後取り組んでいきたいというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） 最後になりますが、全国の市町村数はどうであれ、旧志布志町、3町のこの所得の位置、それは肝に銘じて今後とも、このまちづくりをやっていく。だから内発的に、継続的に資源を生かして、これは大変な作業です。言葉で言うのは簡単ですよ、学者が言うのは簡単です。でも、行政としていくのは大変な道でしょうけども、このことを再度、強調しまして私の一般質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、藤後昇一君の一般質問を終わります。

ここで10分休憩いたします。

○
午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

次に、6番、坂元修一郎君の発言を許可いたします。

○6番（坂元修一郎君） それでは通告書を提出しておきましたので、提出内容に基づきまして一問一答式で質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

現代の農業は、いろいろな外からの環境の変化によりまして、日々刻々と変化しております。その方向性をつかさどる行政の判断が、その地域の農業の将来を大きく左右する時代でございます。そのような観点から、今回は近代農業の諸問題について質問いたします。

初めに、バイオ燃料にまつわる本市での取組について伺いますけれども、最近の新聞紙上では必ず取り上げられているのが、石油に代わるエネルギーとして注目を集めているバイオ燃料の記事でございます。植物から作るアルコールや油脂、いわゆるガソリンに代わるアルコールのバイオエタノールと、軽油に代わる植物油脂のバイオディーゼルのことでございますけれども、植物を発酵させて自動車の燃料にするとともに、天然資源の枯渇を緩和し、地球温暖化の対策にもなるということで世界中の注目を浴びておりまして、特にアメリカ、ブラジル、ヨーロッパ等で生産が急増しているようであります。

我が国でも、今年の家計予算の中にバイオエタノール燃料の利用促進対策としまして、約100億円の予算計上がなされているようでございます。実用化へ向けまして、全国101箇所を取組がなされているようでございます。

バイオ燃料の生産には賛否両論ございますけれども、ほかに良い方法がない限り、必ず枯渇する天然資源の代用として現時点では進めていかなければいけないのかなというふうに考えますが。九州南部の日照、そして平均気温を考えますと、原料のでんぷん生産には大変適した地域であると言えるわけでございます。全国各地でバイオ燃料の実用化に向けた取組がなされる中、九州南部は取り残されているような気がいたしているわけでございますが、バイオ燃料生産に対しまして、本市はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 坂元議員の質問にお答えいたします。

バイオ燃料の実用化に向けての本市の取組ということでございますが、議員が御指摘のとおり、バイオ燃料の実用化につきましては、地球温暖化防止など我が国にとって大きな課題であり、全国でも様々な取組がなされてきております。

本市におきましても、19年3月に志布志市バイオマスタウン構想を策定しまして、現在バイオマス総合利活用に向けて推進しているところであります。また、19年7月には、志布志市バイオマス利活用推進委員会を組織し、当地域にある木質バイオマス、畜産バイオマス、焼酎かすや紙おむつ等の廃棄物系バイオマスについても総合的に検討しているところであります。

本地域にとって可能性のあるバイオ燃料につきましては、家畜ふん尿や生ごみによるバイオガス、木材や竹を利用した木質系燃料、廃食油や植物油からつくるBDF燃料、農産物や建設廃材から作るバイオエタノール、家畜ふん尿の中でも鶏ふんを燃料とする熱利用や発電などが挙げられます。中でもBDF燃料は、平成12年4月から取組を始めており、本市は先進地域と評価されております。これは家庭から回収した廃食油をメタノールと反応させて精製するというものでありまして、現在ごみ回収車のディ

一ゼル燃料として使用しております。

新たなバイオ燃料として、御質問にもありましたとおり、全国でも有数の日照時間を誇る当地域の特性を生かし、でんぷん生産等によるバイオエタノールの調査・研究にも取り組んでいきたいと考えております。

○6番（坂元修一郎君） 本市ではバイオマスタウン構想というのが設立されたということでございます。サンサンひまわりプランだったですかね、ひまわりの油から燃料を作るという、小さなそういった試みもされているようでございます。主な実証地域と、その原料の農産物としまして、北海道が余剰でん菜を使いながらやっている。新潟ではエサ米とよばれる等級の低い米ですね、沖縄ではサトウキビやその廃糖蜜を利用した事業が行われているようでございますけども、よく考えてみますと、我々の地域というのは、雪が降らずに1年を通じていろんな作物ができるわけでございます、見渡しただけでも間伐材があったり、孟宗竹が茂っていたり、いろんな材料があるわけでございます。

そういったものをうまく利用しながら、今後このバイオ燃料の生産によって、また新たな産業ができないものか、いろいろ御検討をお願いしたいというふうに思っております。

今年から国内でもバイオ燃料の生産と販売が本格化するようでございまして、2011年には年間3万1,000k岡の生産と、全国での販売も目指すというふうにいわれておりますけれども、しかしながら、その裏にはバイオ燃料の急増に警鐘を鳴らす向きがあります。原料となる穀物需要が増える中、世界の穀物在庫が今までにない勢いで減りつつあります。これによって発展途上国の飢餓、農産物価格を押し上げる要因ともなっております。新聞によりますと、世界の8億2,000万人が栄養不良に陥っている現状であるという中で、そういった穀物をそういったエタノールに回していいのかという現状もあるようでございます。

ブラジル等ではジャングルの伐採が進んでおりまして、大豆を主に作っているようでございますけども、かえって二酸化炭素の放出量が多くなっているというニュースもございました。アメリカでは、一時ニュースで騒いでおりましたけども、収量の上がる遺伝子組換えの作物が、最近非常に植付けが増えているということでございますけども、その影響は今、日本でも大きな問題となっております。豆腐の原料の価格高騰、砂糖が上がったり、子供のお菓子まで値段が上がるような状態でございます。

それと一番問題が、畜産飼料価格の高騰でございます。志布志港から荷揚げされる穀物のほとんどが、穀物飼料であることを考えますと、地域の農業、そして産業の一大事でありまして。海外のバイオ燃料生産の影響を受けまして、輸入飼料の価格変動はどのように現在なっているのか、畜産農家への現段階での影響を、できれば農家等の声も把握されておれば、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

配合飼料の主原料であるトウモロコシの国際価格につきましては、米国でバイオエタノール原料として需要が急増したため、昨年秋から急騰しております。今年2月をピークに下落しましたが、なお1年前より3割程度高い状況の、25kg当たり350セント程度となっております。

原料の高騰を受けて、全農などメーカーの配合飼料価格におきましても、昨年は7～9月期の1t当たり4万3,288円から4期連続で上昇し、今年7～9月期には5万4,260円程度と、約1万1,000円も高

くなっております。このような急激な配合飼料価格の高騰による畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、基金を造成しまして、値上げが一定の基準を超えた場合には農家に補てんを行う目的で、配合飼料価格安定制度が設けられております。7～9月期で見ますと、1 t 当たり7,650円が補てんされておりました、1年間の値上がり分の3分の2がカバーされたこととなりますが、残り3分の1は農家負担になっております。

ちなみに、肥育牛1頭当たりの年間配合飼料給与量は約3,000kgとなりますので、100頭規模でいきますと100万円程度の負担増になっておりました、所得も大幅に減少するものであります。この状況が続きますと、畜産農家においては多大な影響が出てくるものというふうに変心配しておるところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 市長の答弁を聞きましても、かなりの価格で上昇している。まだ、バイオ燃料の生産も始まったばかりでございますので、さらにこの影響は続くのではないかとこのように思います。

日本の人口は、世界の2%ほどしかないわけでございますけれども、その人口で世界の貿易の穀物の8分の1を輸入をしているということでございます。そして、これは余談かもしれませんが、世界貿易される食肉、これは4分の1を今輸入しているという、驚くべき数字が出ておりますけれども、全国有数の畜産地帯を抱えるこの地域では、このままでは畜産経営自体に大きな打撃を与えるのは必至であります。あらゆる手段をもって需給飼料を確保していかなければならないという状況に追い込まれつつございます。

最近では、そういった情勢の中、畜産農家から出る堆肥を利用して遊休農地で飼料を栽培して、それをまた畜産農家に販売するという粗飼料供給事業、そしてコントラクター業務を行う若手の農家が増えてきたようでございます。この前ありました農業・農村活性化対策等調査特別委員会でもそういった現場を見てきたわけでございますけれども、堆肥の地域内還元、そして環境を崩さない循環型農業として大いに、これは注目すべきではないかというふうに思っているところでございます。

すべての農家が専業化される中で、必要とされながらも、なかなかこれまでなかった分野ではないかというふうに思います。海外需要に影響されずに、環境にも配慮された耕畜連携、地域の環境保全と国内の安定した粗飼料の供給に役立ち、これからも大いに推進すべきだというふうに思うわけでございますけれども、市としてはどのような取組や支援を行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

耕畜連携についての市としての取組と支援ということでございますが、耕畜連携とは、耕種農家が畜産農家に稲わらや飼料稲等の粗飼料を提供し、畜産農家が堆肥を供給する等の連携のもとに、両者がメリットの感じられるシステムというふうに定義がされているようでございます。

農業振興におきまして、耕畜連携は極めて重要な役割があるということでございまして、相互に連携されるよう推進を図っているところでございます。

このような中、耕畜連携・資源循環型農業に志布志町の法人が取組を進めておりました、大規模な革新的耕畜連携のモデルケースとして成長されつつあるようでございます。この法人は、ケールやパレイ

ショなどの野菜の契約栽培を行う傍ら、トウモロコシサイレージの供給を始めております。今年は、延べ80haの栽培を予定されているようでございます。市としましては、優良事例の育成として補助事業等による支援の取組を進めております。

具体的には、平成18年度に県単独事業の革新的農業技術実践支援事業による大容量可変型バンガーサイロの導入、平成19年度資源リサイクル畜産環境整備事業による堆肥舎の設置、タイヤシャベル、堆肥散布機及び平成19年度飼料生産対策事業によりトウモロコシの収穫機械一式の施設整備に加え、曾於南部自給飼料推進協議会への会員となっただきまして、地域飼料コンダクター育成を通じ、地域自給飼料生産給与体制の確立等に向けた一体的な取組を進めております。

今後ますます、検討、改善が重ねられ、本地域ならではの耕畜連携のスタイルの一つとして確立されてくるものと期待をしております。

○6番（坂元修一郎君） 支援内容を聞きますと、非常に一般の農家が聞けばよだれが出そうな支援があるわけでございますけれども、これまで国の施策としまして、法人や大規模農家への支援が多いというふうにいわれておりますけれども、この件については違うと思うんですよね。いかに小さな農家を支援しながら、永続的に、年を取っても農業ができる体制を整えるための支援でございますので、非常に有効な支援だというふうに思っているところでございます。

市としては、耕畜連携を取り持つシステム作りも必要であると思っておりますので、現場での堆肥場について若干お伺いいたしますけれども、平成16年度に完全施行されております畜産排せつ物管理法でございますけれども、本市の堆肥舎、パドック牛舎等の達成率をお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） 本市のパドック牛舎の達成率は、ということでございますが、本年1月の市内全体の畜産農家は1,162戸、このうちの家畜排せつ物管理法の対象農家が355戸でございまして、簡易対応を含めまして、すべて整備は終えております。これまでの整備状況は、補助事業や自己資金も含めまして、堆肥舎・尿ためが273戸、パドック牛舎が51戸、受託処理農家が31戸となっております。

なお、今後においては、簡易対応の恒久化及び委託から自己処理への変更及び増頭による新たな法適用者の方々が整備を要することとなります。

○議長（谷口松生君） ここで昼食ため、休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

—————○—————

午後0時00分 休憩

午後1時10分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、坂元修一郎君の一般質問を続行いたします。

○6番（坂元修一郎君） 午前中に続きまして、私の一般質問を続けたいと思っております。

まさか自分の一般質問の間に、安倍首相が辞任の意向を示されるとは思いもしませんでしたけれども、本田市長も一般質問に答えられないからといってですね、辞任されないようお願いしたいと思います。

それでは、午前中の質問が耕畜連携の中でバイオマスの利用が重要であるというところで終わりましたので、続けますけれども、畜産排せつ物管理法の畜舎なり堆肥舎が十分に設備が整っているということでございますけれども、実際自分が農家を回ってみますと、堆肥の置場になってなかなか品質向上までは至っていないような気がいたしております。その専門家として、堆肥センター等の設備もあるわけでございます。

次の質問でございますが、本市での畜産廃棄物の発生量と、その状況ですね。堆肥センター等の設備は万全か、その処理状況、両立といったものについてお示しがいただければお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

質問にきちんと正確にお答えしまして、引き続いて市長の職を全うしたいというふうに思います。

畜産廃棄物の発生量におきましては、バイオマスタウン構想におきまして現在、乳用牛の排せつ量が2万449 tで、堆肥化率が100%となっております。そして、肉用牛の排せつ量が13万4,276 tで、これも堆肥化率が100%となっております。豚の排せつ物が28万473 tで、堆肥化率40.4%、鶏の排せつ物が5万3,358 tで、堆肥化率が63.7%になっておりまして、現在そのような排せつと還元率になっているようでございます。

○6番（坂元修一郎君） 今、計算してみましたけども、だいたい我が市で48万 t ぐらいの排せつの量があるようでございます。

鹿児島県については把握しておりました。鹿児島県の畜産廃棄物は、600万 t あるそうございまして、鹿児島県内の耕地面積12万6,000haあるわけございまして、それを割りますと、その堆肥を鹿児島県内の耕地に散布した場合に、だいたい4.8 tの量になるようでございます。

この量というのをいろいろ調べてみますと、だいたい反当2 tの残さ等があるということございしますので、だいたい量的には2倍近い量になるのではないかというふうに思っているところでございます。

牛ふんに比べて豚ふん、鶏ふんの利用率が悪いようございましてけれども、使い方にも問題があるような気がいたしておりますけれども、農家に行ってみますと、散布してすぐ植付けをしてしまうということですね。それによって、ガスの発生によって根傷みがして、なかなか鶏ふん、豚ふんの利用が進まないということであるようございまして、1年休作して、土壌になじませるやり方が大切なのかなという気がしておりますけれども、鹿屋の方では共同で炭化施設、炭にして、その炭を再び敷料にしているというようなことを聞いておりますけれども、そういった施設、そういった処理の方法は市としては考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。鶏ふん、豚ふんの利用についてお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

豚ふん、鶏ふんの堆肥としましての利用率は、牛ふんに比べまして低い現状にありますが、農作物を生産する上で、土壌と栽培作物によりまして必要な肥料分があるわけですので、土壌分析等によりまして、肥料設計の中で豚ふんや鶏ふんの有機堆肥を活用する等の推進を関係機関へも要請しながら進めていきたいというふうに思っております。

○6番（坂元修一郎君） 耕畜連携の中で、その堆肥がうまく生かせるように質問しているわけござ

います。

その耕畜連携が実際専門化されておりまして、うまくいかない原因に、畜産は畜産だけ、耕作者は畑だけということで専門化されていて、お互いの情報がうまくいっていないのではないかとこのように考えております。県のホームページを見ますと、産業廃棄物の情報公開も行われているわけでございます。本市の畜産が非常に盛んなことを考えますと、そういった堆肥の排出側と利用する側との情報連絡の提供、そういったものがあってしかりのような気がするわけですが、何らかの手だてはできないものか、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 情報連絡の提供ということで、お互いの情報連絡機関の設置ということになりますが、そお鹿児島農協及びあおぞら農協、いずれも堆肥センターを設置されているということでございます。お互いの情報提供につきましては当然、堆肥センターの利活用の一つというふうに考えられますので、今後それらの関係機関とも十分協議を行っていきたいというふうに思っております。

○6番（坂元修一郎君） 農家の大半を担っているのが家族経営でございます。小規模農家や兼業農家でございます。また、肉用牛繁殖農家の農家さんにつきましては、70から80歳の方がほとんどであるようでございます。先日、松山町の畜産の総会があったわけでございますけれども、たぶん200名ぐらいの生産農家がいらっしゃると思いますけれども、子牛が当たる抽選会があるということで、本当に皆さんおいでになったと、本当に杖をついてまでおいでになったような気がしますけれども、あれが実態だと思うんですね。

本当にああいう方々を、本当に農家は死ぬまで現役です、定年はございません、助けるためにも、この耕畜連携をうまく生かしながら、粗飼料の生産を本当に元気な限り提供して、頑張っている牛を飼っていただきたいというふうに思うわけでございます。総会に市長、出席されて、70から80歳の農家の方が現役で頑張っている姿を見て、どういうふうに思われたか、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員お話の松山地域の畜産振興大会に参加いたしまして、高齢者の方々がたくさんいらっしゃるなどというふうに思ったところです。JAあおぞらにつきましても、農協の組合員の平均がもう65歳になっているというふうに聞きまして、総体としまして、この農業就業者の平均年齢が高くなっている、その中でも畜産というものにつきましても、そういった面が特にあるということございまして、今後畜産振興につきましても、それらの方々を本当に十分考慮しながら進めていかなければならないというふうに痛感したところでございます。

○6番（坂元修一郎君） ああいった総会にはぜひとも参加されて、現状を把握していただきたいというふうに思います。

次に移ります。昨年から始まりました農薬残留規制のポジティブリスト制についてお伺いいたします。海外の、輸入農産物の安全性の向上を狙ったこの法律でございますけれども、国内農産物に大きな影響を与えております。本地域でも航空防除の見直し、農地の集積、他人からの農薬飛散等、いわゆるドリフト問題ですが、多くの問題を抱えて対処していらっしゃるであろうと思います。

初めに、ポジティブリスト施行後1年が経過いたしましたけれども、本市の農業に与えた影響と、施

行後の安心・安全な農産物づくりに、どのように対処されているのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ポジティブリスト制度が施行されたことに伴い、作物の混在化が著しい地域については、有人ヘリによる一斉航空防除が、農薬飛散による危被害を防止するため実施できなくなったところでもあります。

食の安心・安全を確保するため、農家、JA、行政が一体となりまして、ポジティブリスト制度の周知徹底や作物の団地化を図ってきたところでもあります。

○6番（坂元修一郎君） この問題は、なかなかものが見えないだけに、非常に苦勞されているのではないかというふうに思います。この制度が施行されて1年が経過したわけでございますけれども、この制度のせいだけではないんでしょうけれども、最近国内では、食の安全性についてかなり敏感になっているようでございます。その原因に、たびたびマスコミから報道されます危険な中国産食品の影響が多分にあるんだろうというふうに思っております。ポジティブリスト制が導入されて、違反となった海外からの輸入食品ですけれども、これが1年間に8.4倍に増加したというふうな新聞記事がございました。全部で761件あったことが報道されておりますけれども、以前は調べられなかった農薬とか添加物が、海外で広く実際は使われているということが浮き彫りにされたということでございます。

もうちょっとデータをお示ししたいと思います。新聞の記事によりまして、違反が見つかった輸出国と違反件数が出ておりましたので、多い順にお示ししたいと思います。中国が一番多くて250件あったそうでございます。ベトナムが143件、エクアドルが93件、ガーナが77件、台湾が47件であったと報道されております。

ポジティブリストの導入で輸入産物の安全性が指摘されまして、消費者も国内産に目が向いていくだろうと、そして国内産の自給率も高まるのではないかというふうに、私も実は期待しております。人の不幸を喜ぶわけじゃありませんけれども、それに反して、実は国内でもこのような違反が発生しておりますね。皆さん、まだ記憶があると思いますけれども、栃木のイチゴ、数人の農家の方が、ネマトリンですかね、土壌消毒剤を上からかけて、イチゴの方に出て、個人名が出ていなかったの、すべて供出していたイチゴが何百tも廃棄されたというニュースが流れたのは最近でございます。そして、茨城県のピーマン、これも残留農薬等で大量に廃棄処分が出たことが報道されております。一人二人の事故でも、ちょっとしたミスでその産地が壊れます。本当、マスコミにかかりますと、産地が一瞬にして消えてしまうほどの影響がございます。本市からも、そのようなことがないように祈るばかりであります。

厳しい残留農薬基準でございますけれども、本市におきまして、流通段階で基準値を超えた等の報告はなかったか、また近隣の地域でそういうことはなかったか、お示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 流通において、あるいは近隣の地域で基準値を超えたという報告はなかったかということでございますが、市内においても近隣においても、現在のところ聞いていないところでございます。

ただ、ポジティブリスト施行後1年が経過しておりまして、現在のところ、市・県という段階での報告が無いわけでございますが、九州では2件、その他全国で12件ほどの違反事例が発生しているようでございます。内容につきましては、飛散が1件、散布器具の洗浄不足が3件、適用外使用が6件、その

他原因が分からない、調査中が4件というようなことでございます。

○6番（坂元修一郎君） やはり全国には、そういった問題が発生しているということですね。本市でなくて本当に良かったなというふうに思っております。

ポジティブリストの大きな問題は、実際今までに農家はそういった作業をやっているわけで、常識的な農薬散布では、そういった基準値を超えることは絶対ないはずでございます。この制度は、ドリフト、いわゆる薬をかけるつもりはなくても、他人のそういった防除によって飛散してきて被害を受けるということでございます。それも、作物に使っていけない農薬であれば、基準値の0.01ppm、1億分の1gという規制が発生するわけでございます。

聞くとことによりますと、100m先で、噴霧器で散布をして、風が吹いた場合には100m先でも0.01ppmになる可能性があるというふうに聞いたことがございます。このドリフトによって農業者間のトラブルなどの発生はなかったか、お聞きいたします。

○市長（本田修一君） 現在のところ、そのようなトラブルの発生があったという報告は無いところであります。

ただ、問題、課題があるということでございまして、例えば隣接のほ場が収穫・摘採時期にある場合に、必要な時期に自園の農薬散布等の防除作業ができないというような課題はあるようでございます。

○6番（坂元修一郎君） 私も農業の現場におりますので、いろんなことを聞いたり、目にしたりするわけでございます。このドリフトをさせないために、茶農家であれば、その防除器にカバーを掛けたり、散布する動噴の噴口でございしますが、なるべく霧にならないような動噴を使ったり、そして飛散の少ないような農薬をなるべく使うようにしながらやっている現状を目にしております。

このドリフトをさせないための対策や指導、こういったものが本市ではどのように取られているのか。また国や県から、どういった指導があるものかお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の有明地区におきましては、昭和30年代後半から実施されてきました有人ヘリによる一斉航空防除を、農薬飛散による危被害を防止するため、無人ヘリによる航空防除への転換を図り、さらに本年度は、作物混在化の著しい野井倉開田地区の作物団地化を推進しているところであります。

また、JAの座談会等を通じて、危被害対策の徹底や、自家野菜の適正な薬剤散布対策の周知徹底を図ってきたところであります。

県におきましては、農薬飛散防止を図るために農薬飛散防止対策指導指針が定められ、その中で、市町村における農薬飛散防止対策協議会の設立と、農薬飛散防止対策指導指針の策定が義務付けられましたので、本市におきましても、18年度に志布志市農薬飛散防止対策協議会を設立し、農薬飛散防止対策指導指針を定めたところであります。

○6番（坂元修一郎君） このドリフトについてうるさく聞くのは、実際はすべての農作物調べているわけじゃありませんで、日々畑等で見ている、多分あれは飛散しているなという感じが受けたりするものですから、幾度となくお聞きしたわけでございます。

こういうことを考えて、ほかの作物と隣接する畑で危険を知らせたり、収穫を間近に控えたことを知

らせるために、旗を立てる方法はどうなのかなと思うところまでございまして、ちょっと質問いたします。これは、ある農家の話でございまして。御主人が土手草に除草剤をかけたと、最近の除草剤というのは根から枯らすものですから、根まで浸透する間、4日、5日ぐらいその薬の症状が分からないわけですね、しおれてこない。それに気付かずに奥さんが草を刈って牛に食べさせたと。それで親牛と子牛を死なせたということが、実際これは起こっております。私が、農家さんから聞いた話なので、これはもう間違いはないんですけども、これは家族の間で発生したことなので、良かったとは言えませんが、不幸中の幸いだったというふうに思っているわけでございます。

実際、声掛けが必要なんですけれども、夫婦でもこんな感じですよ。夫婦でもそういった事故が起こっているわけですから、今は昔と違って車社会になりまして、田舎でも隣のじいさまと若い後継者が話をするということはありません。これは、かねがね思っていることなんです。そして自分の作っている作物以外に知識がないということもあります。

そして、除草剤や農薬をかけたときに、近隣の農家に知らせたい場合には赤い旗を立てる。そして収穫が近づいてきて、農薬の飛散が無いように周りの人に注意を促す、そういうときに黄色い旗を立てて、注意を促す。私が付けたんですが、ポジフラッグというような旗とかカードを掲げることによって、そういった注意を促すことはできないか。市として、そういった推進ができないものか、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

安心・安全な作物をお互いに収穫しなきゃならないということが必要でございます。旗を立てるということにつきまして、それこそ口頭でも、「あそこでしたよ。」ということを知らせれば一番よろしいかと思いますが、それがなかなかままならない時代になってきたということでもありますので、そのような形で明示して、そして近隣の方々には注意を促すというのは、本当にすばらしいアイデアかと思っております。

○6番（坂元修一郎君） 前向きな御検討をいただけたということで、安心・安全な農作物を生産するために旗を掲げることが一般的なマナーになるように、また本地域が安心・安全な農産物を生産しているという一つの目印になるように、ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

農家は自分が作っている作物以外は知識がございません、専門化しておりますので。ポジティブリスト制では、ドリフトでのほかの農産物にかかった場合、登録がなければ一律基準の0.01ppmが課せられるということをお話ししましたけれども、この制度が施行された今では、近隣に迷惑を掛けまい、他人の作物のことまで知る必要が出てきたわけです。

私は、最近目が老眼になりまして眼鏡を掛けておりますが、実際薬品のラベルは字が小さいんですよ。もう見にくくて、眼鏡が無いときには本当に苦労するんですけれども。ラベルの字が小さいのと、一般的な作物の情報が、農薬の登録の情報が簡単に把握できるよう、JA等との協力で一覧表というのはいらないものか。確かに、お茶農家にお茶農家のそういった暦があるんです、多分ピーマンの方にはピーマンのそういったのがあると思うんですけれども、それが本地域の作物別のそういった一覧表というのはいらないですね。もしかするとあるかもしれませんが、もし無かったら、JAとも協議しながら

作っていただきたいなど。もしあれば、それを農家にまた配布するなりしていただきたいと思いますが、いかにいかなものでしょうかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、本当に薬品の瓶に書いてある、ラベルに書いてある字は小さくて読み取りにくいというのは、本当に私自身も農業をしておりましたので、そのことについては十分認識しておるところでございます。

今お話があったように、作物ごとに部会が結成されておりまして、その部会に対しましては、それぞれの使用基準、使用方法について、大きな掲示ができる形のポスターで配布されているようでございます。ただ、一般農家についての配布ということになれば、このことについては、どういった形でそういった周知ができるのか、JAとも相談していきたいというふうに思っております。

○6番（坂元修一郎君） 国が決めた以上、避けて通れないこのポジティブリストでございますけれども、安心・安全な作物、農産物作りは、本人だけが努力をしても達成できない時代なんです。周辺農家も巻き込みながら、相手を思いやるが必要になってきているわけございまして、地域、そして行政が一体となりながら、安心・安全な作物作りに取り組んでいきたいものだというふうに思っております。

次に、畑かんについて質問したいと思います。先送りになっておりました曾於東部畑かんが、いよいよ土地改良区へ管理委託されるということで、10月には全面通水の運びとなっておりますけれども、湛水試験がまだ終了していないということで、若干はまた先延ばしになるんじゃないかということをお聞きしましたけれども。併せまして南部の方も一部通水されるということで、いよいよ夢の畑かん営農の到来であります。

将来的には、曾於東部、曾於南部、曾於北部を入れまして、9,000haの耕地に水を引く、夢のような大事業であります。総事業費も2,160億円ですか、膨大な額を使っております。これを1反歩当たりで換算しますと、234万円の工事費になるそうございまして、実際、市でやるとすればとてもできない、個人でもこれはできない額でございます。

先週の9月4日でございますけれども、曾於東部畑かんの全面通水を前に、畑かで輝く農業経営推進大会が大隅町で開催されました。今後の畑かん営農の発展に向けまして盛大に開催されたわけでございますが、しかしながら、参加者の多くは行政や指導機関であったわけございまして、農家の参加者もおりましたけれども、途中のトイレ休憩でほとんど帰ってしまったというのを私は目撃しまして、ちょっと農家の興味の無さにがっかりしたというようなことございまして。

私が不安に感じたのは、一体どこが中心となってこの事業を推進していくのかなということを感じた次第でございます。主催の畑かん営農推進本部、そして各地域の協議会等は代表者の集まりであろうというふうに思いますし、実際に農家との接点がないとは言いませんけれども、農家の方に出向いて指導されることはまず無い。また、本市では行政と農協の方に兼務で畑かん担当がいらっしゃるということでございますけれども、まだ担当ができたばかりで右も左も分からない状況ではないかというふうに思います。

元普及センターでございますが、これが畑地かんがい農業推進センターと名称が変わりました。非常

にタイムリーで有り難いことだと思いますけれども、畑かん、ここも畑かんの営農ビジョンの作成に取りかかったばかりで、畑かんを利用した営農指導にはほとんどまだ手を付けていないということ、聞き取りの中でおっしゃっていらっしゃいました。

結局、農家はどこに相談していいのか分からない状態ではないかと思うんです。確かに、網目状に組織ができているものですから、私も実際よく分からないんですけども、実際あちこちで聞いてみると、そういった事情が浮かび上がってまいりました。そこで、畑かんの全面通水が開始される中で、1日でも早く本地域の農業に貢献するべく、現在のばらばらな取組を一箇所にまとめられないかと提案する次第でございます。畑かん業務を専門とする事務所、いわゆる畑かん農業推進センターでございます、元の普及センターでございますけれども、ここに土地改良区、行政の職員、JAの職員等が出向して、同じ事務所で業務を行い、連携の取れた指導の下、1日でも早い、所得の上がる畑かん営農に取り組むべきだと思うわけでございますが、市長どうでしょうかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於東部畑かんの完全通水によりまして、松山地区1,080ha、志布志地区1,050ha、合わせて2,130haの畑に、また曾於南部畑かんにつきましても、本年度一部通水が始まりまして、数年先には有明地区で1,879haの畑に、待ちに待った水が来るということになります。

多額の経費を投下しました畑かん事業の成果を農家の所得にどう反映していくのか、まさしく議員御指摘のとおりというふうに考えます。そのため、19年度におきまして、曾於畑地かんがい農業推進センターの指導の下で、各地区の営農ビジョンについて、これまでの総花的な振興品目から、振興品目の定義を明確にして、各地区の振興品目の見直し作業を進めております。

その振興品目の考え方ではありますが、一つ目は水利用効果のある品目であること。二つ目はその品目を主幹とした経営体が育成されること。三つ目は地域の農業の中心又は中心になることが期待できる作物であること。四つ目は推進に向けた生産者と関係機関の共通認識があること。以上このようなことを踏まえまして、早急な対策が必要となっており、そのためには、畑かん完全通水に向けての推進体制の整備が急務となっていることは、ただいま議員御指摘のとおりであります。

そこで、志布志市集中改革プランに沿いまして、定員の適正化計画が年次的に進められている中で、重要政策に携わる必要人員を確保するためには、合併により肥大化した組織を、人口3万5,000人のあるべき市役所の組織・機構に戻す以外に人員の確保はできないというふうに認識しておりますので、組織・機構見直しに合わせて、20年度からの県曾於畑地かんがい農業推進センターと連携して、畑かん営農を推進できる新たな体制を構築していきたいというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） 人員確保が難しいということでもありますけれども、大崎町では、農村振興課の中に畑かん営農推進室が設置してあるというふうに聞いております。電話で聞こうと思ったんですけど、ちょっと時間がなくて聞くことができませんでしたけれども。それと、実際現段階で成功していらっしゃる南薩畑かんの成功の裏には、県がつくった畑かん事務所が大きく貢献したというふうに聞いております。ここも、土地改良区、役場、JA職員が出向して、同じフロアで業務を行って、各持ち場の情報や横の連携を利用しながら、大いに畑かん営農の所得向上に貢献したと聞いております。

私も農家でございますので、朝夕に畑を走ることがございますが、東部畑かんは現在、水は使えるわけでございますけれども、実際、園芸農家さんはハウスの中で使っていられるんでしょうけれども、まだ水を散水していられる現場を見たことがないんです。もちろんお茶は防霜時期に水をかけるわけでございますけれども、8月、お盆過ぎから昨日あたりまでずっと雨が降りませんで、干ばつが続いていたわけでございますけれども、それでも水をかける現場を見なかった、この現状は何だろうというふうに思っております。

聞いた話ですけれども、伊藤知事も、南薩畑かんは成功したけども笠之原畑かんはなかなか投資効果が出てこない、曾於地域の今度の畑かんはどうなんだろうというふうに心配されているという話を聞いたところでございますけれども、畑かん営農指導につきまして、まだ本地域も始まったばかりでございます。行政やJA職員にも知識がないのは当たり前だと思います。また農家との接点には、やはりセールスマンが必要ではないかと思うんですよ。農家をやっぱり1戸ずつ回って、その水の大切さ、重要さ、そういった散水の技術とか普及させないと、それこそ2,000何百億円も掛けて、私は職員がどうのこうのという問題ではないような気がするんですが、農家が所得を上げていかなければ、土地改良区も維持管理できないわけじゃないですか。そしてまた、不足分というのは市が見ることになるわけでありまして、この総工費にかかっている莫大な費用を考えますと、職員の出向というのは当然だと思いますし、畑かん専門業務の組織、ワンフロア式の組織づくりというのはあって当たり前だと思うんですが、市長、再度御答弁願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畑かん営農につきましては、私どもも今後大いに期待しまして、そして振興を果たして、この地域の農業の所得が向上するということを努めなきゃならないというふうに認識しているところでございます。そのためには、営農推進につきましては、きっちり体制を組んで、そして農家共々畑かん営農を推進していかなければならないということでございます。

そのために、私どもは人員配置をというようなことになるわけでございますが、産業振興部におきましては今年、県の茶業振興大会を控えているということで、そのために特別な職員を配置しているような状況でございます。そして、今年度から産業振興部におきましては、特に組織の見直しというようなことの試行的な取組をさせていただきまして、現実的に市の産業振興部の推進体制としてどうあるべきかというような形の組織再編をしているところでございます。

そのような成果を見ながら、人員配置ができるか、できないかというものを検討していきたいと。これは全庁的な問題になるということになると、先ほども申しましたとおりでございますので、そのことも踏まえながら対応していきたいというふうに思います。

○6番（坂元修一郎君） これ以上は申し上げませんが、本当にかんりの血税を使ってやっておるわけですので、ぜひともこれは前向きに検討していただきたいというふうに思います。以前の一般質問でも申し上げましたが、この地域に適した畑かん営農というのは、南薩とはまた違うはずなんです。笠之原とまた違うでしょうし、そういったものを早く見い出して、本市の農業体系というものを構築していただきたいと。焼酎ブームも陰りが見え始めました、畑を見ますとほとんど甘藷でござい

ます。実際、甘藷に水を掛けて所得が上がるんでしょうけれども、なかなか畑かんまではつながっていないような気がしますので、これはぜひ頭の中に入れていただいて、人員確保の方へ向けて進んでいただきたいと思います。

最後になりましたが、集落営農の組織づくりについてお伺いいたします。

全国の農村部では、高齢化と人口減少が進んでおります。10年後には消えて無くなる可能性のある限界集落が1割以上もあるというニュースは、大きな反響を呼びました。我が地域でも、高齢化や農家の減少は止まらずに、農地の保全や地域文化の継承が危ぶまれているわけでございます。

昔から農村部では、田植えや稲刈り、家建てなどの、家族だけではできない仕事というのは、親戚が集まって、集落の人が集まって、みんなで助け合いをしておりました。結いというふうにいいですけども、名前からしてそのような集落単位で助け合う農業形態のことであろうと思いますけれども、そもそもこの集落営農というのは、どういった組織のことか、どのような目的があるのか、お示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

集落営農というものの定義につきましては、国は次のように定めております。集落を単位として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化、統一化に関する合意のもとに実施される営農というふうにされております。一般的に、一定のまとまりのある団地的土地利用や機械の共同利用等による農業生産のみならず、農村生活での共同活動を含め、地縁的な関係を基調とする1ないし複数集落を基盤に、農業生産力の一層の向上を期待し、兼業農家や高齢農家を含めた農家の協力のもとに行う営農であるとしております。

そして、集落営農の目的としましては、次の3点を上げております。一つ目は効率的に生産体制の確立をということでございます。土地利用型作物での機械・施設の過剰投資を解消し、農地利用の合理化や機械・施設の共同利用、共同作業により生産コストの低減を図り、地域における専業農家、兼業農家や女性、高齢者の役割分担を明確化し、集落全体の営農意欲の向上を図ることとしております。

そして、二つ目は農地の有効利用ということでありまして。女性や高齢者が営農の役割を担って参加しました集落ぐるみの取組と担い手、機械利用共同利用組合、農業公社等のサービス事業者等の営農支援を利用しました効率的な農業生産活動を行うことで、農地の有効利用と遊休農地の解消を図ることとしております。

三つ目に農村社会の活性化ということでございます。集落営農活動によりまして、地域住民の相互理解や連帯感が深まり、農村文化の継承や農村の景観保全等の取組を通じて集落コミュニティの活性化を図るということの、この三つを目的としております。

○6番（坂元修一郎君） 集落営農のことをお伺いしておりますけれども、本市ではそのタイプというのは、どういったタイプが多いのか、今、市長がおっしゃられた機械の共同利用とか、共同作業、土地の利用とかありましたけど、本市ではどういったタイプが多いのか、あるのか。そして、そういった組織を市としてどのようにサポートされているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 集落営農の組織づくりの取組ということでございます。

本市におきましては、一部の機械・施設の共同利用組合があるということですが、ただいま申しましたような正式な集落営農団体はございません。集落営農につきましては、これまで担い手が不足し、将来的に農地の維持・管理が困難な地域の解決手段としてとらえられており、本市におきましては、担い手の増加及び規模拡大傾向が見られ、緊急に集落営農組織を立ち上げる必要性は感じられていない状況であるということでございます。

ということですが、政府は、平成19年4月にまとめました「21世紀新農政2007」の中で、認定農業者と集落営農組織を大幅に育成・確保し、それら認定農業者等が経営する農地の割合を、現在の38%から80%程度まで引き上げることにより、効率的かつ安定的な農業経営が図られることを目指しているというようなことでございます。

そのようなことから、国は、農業支援を認定農業者と集落営農組織に集中いたしまして、国内農業の体質改善を図るということになっているようでございますが、現在のところ本市では無いということでございます。

○6番（坂元修一郎君） 本市には集落営農組織は無いと。今後できる可能性は十分にあると思えますけれども、ひとつちょっとふに落ちないのがありましたのでお聞きします。

品目横断対策では、集落営農を担い手として認めて、原則として20町歩以上ということ、そしてこれまで認定農業者を担い手として、中心として、農地集積を進めてきたと思うわけですが、この集落営農、結局小さい農家を今度は集めて、土地利用型をしようとしているわけじゃないですか。そのことを、認定農業者の規模拡大を進めてきた中で、ブレーキがかかるような気がするんですけども、ちょっと私は法的には確信がないので、そこをちょっと説明していただければ有り難いんですけども。

○市長（本田修一君） 集落営農につきましては、認定農業者の担い手が不足する場合に、農作業を受託する特定農業団体又は特定農業法人の組織を立ち上げるということで、既に地域内に担い手が多数見込まれるという場合には、担い手を中心とした集落営農活動が想定されるということでございます。

そういうことですので、集落営農と認定農業者等担い手間の調整によりまして、認定農業者の規模拡大も図られまして、したがって、その認定農業者の規模拡大にブレーキがかかることはないというふうに考えられております。

○6番（坂元修一郎君） はい、理解できました。

集落営農は、消えていく農村地帯への国の最後の手段であるような気がしてならないわけですが、今後、集落営農さえも作れない、この限界集落というのが増えてくる中で、安易に集落営農への移行にも実際は不安があるというふうには私は思っております。本市には無いということで、安心というか、そこもちょっと複雑なんですけども、本地域の農業を維持するための施策として、集落営農のほかにもどのようなことを考えていらっしゃるのか。以前、一般質問でも農業農村家業再生支援事業というのがありましたが、あれが多分そういった支援事業になると思いますけれども、ほかにもどういったことを考えていらっしゃるのか。そしてこの農業農村家業再生支援事業はあれからどうなったか、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の農業従事者の多くが65歳を超えまして、農村の高齢化率はさらに加速し、このままでは集落の維持すら危ぶまれているということでございます。農林業センサスによりますと、全国の農村は、1990年の14万集落から2000年には13万5,000集落というふうになりまして、10年間で5,000もの集落が消滅しております。まさに農村コミュニティそのものの崩壊であり、老いる農家から消える農家へというふうに変ぼうがなっております。

農村集落は、専業農家、兼業農家、小規模農家、高齢農家等、多様な人々が多様な形で暮らしをしておりまして、これらの構成員の共同作業によって初めて地域が成り立っております。そして守られてきており、これらの農村の良さを永続的に維持・伝承するために、昨年度より志布志市農業農村家業再生支援事業を創設したということでございまして、これまで3戸の家業再生支援を行っているところであります。

しかしながら、一度農業・農村に希望と自信を失った農家に、改めて農業に対する夢と希望を取り戻させるということは、本当に厳しい現実がございます。農業で生計を立てながら、地域経済に少なからず寄与している高齢者農家が54.1%も存在するという現実がございますので、これをそのまま放置しないで、近い将来にこれら農家が消滅することがないように、またこれらに匹敵するような新たな雇用の場が創設されるというようなものが、本市においてはなかなか無いというようなことで、地域の経済面から見ても大変な損失であるということが想像できますので、このことにつきましては、引き続いてJAとともに連携しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○6番（坂元修一郎君） 各地で限界集落が増える中、日本の食糧自給率も40%を割り込む状況となっております。国が目指した45%はどこにいったんだろうというふうに、本当に逆行しているんじゃないかというふうに思うところでございます。マスコミでは、先進国の中では自給率が最低レベルだと、よく報道されます。この報道には間違いがあるんですね。なぜなら、自給率が最低なのに、決して日本は先進国ではないということです。自力で国を維持できるからこそ先進国であって、命の源である一番大事な食料を60%も他国に依存している日本は、絶対先進国ではあるはずがないと、私は思っております。

農村や農業の現場では、次から次へと大きな危機と問題を抱えております。また、農相かと思ったら安倍首相が今度は辞任されます。農業者からは、まっこと今の時代は、農業がこやでけんごったどという言葉で、本当再三聞きます。行政も議会も、近代の抱えるこの農業問題から逃げずに、農業が抱える問題を少しでも解決しながら、明るい農業の到来に努力したいものであります。

終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、坂元修一郎君の一般質問を終わります。

ここで2時20分まで10分間休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、14番、小野広嗣君の一般質問を許可いたします。

○14番（小野広嗣君） それでは、早速、質問通告にしたがい、順次、質問してまいりたいと思います。

初めに、母子家庭への支援策について伺ってまいります。母子家庭への経済的支援の代表格は児童扶養手当ですが、2002年度に支給方法が変わり、実質的な減額となっております。さらに、来年4月からは受給開始から5年後の減額も決定しており、母子家庭からはこれ以上減額されては暮らしが成り立たないとの悲痛な声が、私の元へも寄せられております。母子家庭の今後の仕事や雇用についての不安を「2007年母子家庭の仕事と暮らし」により見てみれば、一つ目として体調や年齢のために仕事を続けられるかという不安が43%、二つ目に年齢が高くなり求人が無くならないかなという不安が42%、③として今の仕事で収入が増えるかというのが40%、4番手に収入の良い仕事の転職できるかという不安が34%、最後に解雇・リストラ、契約の不更新という不安が31%と大変に深刻な状況にあり、そのしわ寄せは子供の進路や進学に暗い陰を落とし、貧困の再生産につながるのではないかと思います。

そこで児童扶養手当制度の見直しなど、厳しい経済状況の中で一層不利な状況におかれようとしている母子家庭の増加傾向と、その生活実態及び母子家庭が将来に希望を持てるような支援策について、まず伺ってまいりたいと思います。

次に、子育て支援の観点から伺います。児童虐待による痛ましい事件が連日のように報道される中、このような状況に対応するための児童虐待発生予防対策の充実が現在求められております。児童虐待は、発見や対応が遅れるほど親と子供の両方に対する手厚い支援が必要になることを踏まえると、早期発見・早期対応の体制を強化することは児童虐待を無くすための必要不可欠な取組といえると思います。そこで厚生労働省は、本年4月から生後4カ月までの全戸訪問事業、いわゆるこんには赤ちゃん事業をスタートさせました。この事業では生後4カ月までの、できるだけ早い時期に乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなどして母親に安心を与えながら、乳児家庭と地域社会をつなぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的にしております。

また、これに連動する事業として育児支援、家庭訪問事業がありますが、これらの訪問事業の本市における推進状況について伺いたいと思います。

次に、介護保健について2点伺います。現在、介護は施設介護から介護予防を目玉に、居宅介護へ制度がシフトチェンジしておりますが、団塊の世代が65歳以上になる2014年度以降の要介護者は大幅に増加することは明白であり、今後は地域密着型の利用者側に立った介護の質の向上策がますます求められるものと思います。そこで、改正介護保険制度から1年余、市が責任を持って実施する地域包括支援センターを拠点にした介護予防への取組は軌道に乗っているのか、まず伺いたいと思います。

次に、昨今問題となりました介護大手コムスの不祥事は、慢性的な人材不足など介護保険制度が抱える構造的な問題をあぶり出しました。介護保険法では事業所、事業内容ごとに必要なヘルパーなどの数が定められておりますが、退職したり別の事業所に勤務しているヘルパーの名前を登録するなどして水増し不正申請をしていたことは、既に周知の事実ではありますが、一方でこのコムスの不正請求は氷山の一角ともいわれております。2000年4月の介護保険導入以来、2006年末までに指定を取り消されたのは42都道府県で281事業者、459箇所の事業所施設に及んでおります。その約70%が民間事業者であり、

利潤を追求したモラル欠如の介護ビジネスへの参入の門戸を開いた規制緩和への批判も、現在出てきております。

そこで、介護事業者の認定取消し、立ち入り権限も強化されている県と保険者である市との連携は、現在どのように行われているのか、伺っておきたいと思えます。

次に、多重債務対策について伺います。自殺や夜逃げ、離婚、犯罪に結びつく要因の一つに多重債務問題があります。多重債務を個人の問題であるにとらえるのか、それとも行政が積極的に市民を守るセーフティネットとして、あるいは健全な生活に立ち直らせるトランポリン的な役割として、その使命を果たせるのかどうか、それが現在問われていると思えます。私は市としての積極的な取組が望まれていると思えます。

昨年12月、貸金業法の改正を受けて新たな多重債務者の発生に対しては一定の歯止めがかかったものの、200万人を超える既存の多重債務者対策には、きめ細やかな配慮と息の長い支援が欠かせないことから、地域に密着した相談、支援体制が望まれております。多重債務者を対象に行った調査で、借入先を決めた主な理由のベストスリーは、「たまたま宣伝を見たから」が最も多く、続いて「有名な会社だから」、「簡単にお金を貸してくれるから」となっており、「金利が安いから」と答えた人の割合は最も低かったとされております。このため、金利などを考慮しない安易な借入が多重債務問題を引き起こしている実態が明らかになりました。そのことを考えると、学校教育の中での金融教育の必要性も急務であると考えております。

そこで、多重債務に陥り生活に苦しむ市民を一刻も早く救済するための体制づくりと、中学生に対する金融対策について伺いたいと思えます。

執行部の誠意ある対応を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○市長（本田修一君） 小野議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、母子家庭の支援策についてでございますが、母子家庭は児童扶養手当制度の見直しなどで厳しい経済情勢の中で、一層不利な状況におかれようとしております。母子家庭の増加傾向と、生活実態及び母子家庭が将来に希望を持てるような支援策についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

近年、離婚の増加に伴い母子家庭が増加しておりますが、雇用情勢が一段と厳しい中、特に母子家庭の場合、臨時やパートタイムの形態で就労している家庭も多く、収入も少ない状況になっております。母子家庭の母が子育てをしながら、収入面、雇用条件面などでより良い職業に就き、経済的に自立できることが子供の健全な成長につながることから、母子家庭への自立支援はさらに重要なものになっております。

こうした状況の中、国は平成14年3月に「母子家庭等自立対策大綱」を策定し、母子家庭に対する施策を根本的に見直し、平成15年4月には「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律」を施行しました。主な改正内容は、従来の児童扶養手当などの給付による経済的支援中心の施策から就業支援を柱とした総合的自立支援策へ施策転換でございます。

本市においては、本年3月に策定した「志布志市次世代育成支援対策行動計画、志布志市いきいき・

れているものであります。

国と県の場合は、法第24条に規定されております。また、法第76条では、知事と市町村長が事業者に対して報告命令、帳簿等の提出、質問、立入検査等が実施できる旨の規定がされております。このことは、平成17年度の法改正により条文に改正が加えられ、保険者機能の強化を図るために保険者のチェックの強化、市町村長の事業者への立入権限等が規定されたところであります。

保険者機能の強化を図るために、市では介護給付適正化推進運動として、居宅介護支援事業所に対し、要介護認定等の更新申請時に要介護1及び2の対象者分の介護相談を実施しております。平成18年度実績は、ケアプランチェック358件であります。

県との連携は、平成18年度から認知症対応型グループホーム等の地域密着型サービス事業所の指定が、県から市町村に事務委管されたことに伴い、事業所の指導・監査事務も市で行うことになったところであります。

事業所の指導については、県の指導監査担当職員を招いて、実地指導等の研修の実施や、実地指導等による疑義については、県からの助言等を受けているところであります。

次に、多重債務者対策についてでございます。多重債務に陥り、生活に苦しむ市民を一刻も早く救済するなどの体制づくりと、中学生に対する金融教育について問うということでございます。御質問にお答えいたします。

日本全国で、約1,400万人がサラ金を利用し、230万人以上が多重債務に陥り、将来に希望を見出すこともできず過ごされております。9年連続で3万人以上が自殺し、その4分の1が経済苦・生活苦が原因で自殺している現状に、政府も「多重債務者対策本部」を設置し、「多重債務問題改善プログラム」を今年4月20日に策定したことは御承知のとおりであります。

多くの多重債務者は、長引く景気の低迷等による金融機関の貸し渋りなどからサラ金等を利用することに至った、いわば社会的・経済的環境の悪化による被害者であり、自力で解決することは非常に困難で、誰かが手を差し伸べる必要があるとされております。それは、法律家・司法書士ですが、彼らにとっては弁護士・司法書士事務所は敷居が高く、直接相談に行くには勇気がいるところであります。

そこで、行政が多重債務問題に積極的に取り組むことで、これらを緩和することにつながると考えます。市では、多重債務者相談は港湾商工課の消費者行政担当窓口で相談を受け、県サラリーマン金融苦情相談所を紹介するにとどまっていたましたが、今後は県弁護士会、県司法書士会、法テラス鹿児島、法テラス鹿屋、鹿児島くすのき会など、専門の窓口と連携を取り、問題解決を図ってまいります。

また、多重債務問題解決へ向けて事前の連携としまして、弁護士会・司法書士会との連携と庁内の連携が必要でありますので、生活再建のために福祉課、市民課、管理課、税務課など関係各課と連携を取り、早期発見・早期解決に努め、弁護士・司法書士による債務整理と並行して、問題解決の協力体制を整えてまいります。

○教育長（坪田勝秀君） 教育委員長の委任を受けておりますので、今議会におきましても委員長に代わりまして答弁をさせていただきたいと思っております。

中学生に対する金融教育についてでございますが、御案内のとおり、金融教育は児童・生徒の健全な

金銭感覚を養い、物やお金を大事にし、資源の無駄遣いを避ける態度を身につけさせますとともに、それを通じて自立して生きることができる社会形成者としてふさわしい人間形成を目指す教育であると認識をしております。そのため、学校教育におきましては、各学年の発達段階に応じまして多様な取組が考えられております。

例えば、小学校におきましてはお金の意味やお金の得方、その使い方、貯蓄の方法などあらゆる機会をとらえて指導していくべきものととらえております。また、中学校におきましては小学校で培った基礎の上に立って、より実践的、具体的、応用的な学習が必要となります。

とは申しましても、本市の各学校におきましては金融教育についてはまだ不十分な面もあるかもしれませんので、これまでの取組の反省のもとに改善を図らなければならないと考えております。今後とも、教育委員会としては、金融教育が生きる力を育むために不可欠であると、教える教師一人一人がその必要性を十分に認識いたしまして、金融教育の充実を図るべく各学校へ指導をしまいたいと、かように考えております。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 今、質問通告に対しまして、市長、また教育長の方から答弁をいただいたところであります。通告にしたがって、その順序で質問を続けたいと思いますが、今、母子家庭の支援策についてということで、答弁をいただきました。本市における母子家庭の生活実態というものをどのようになまずとらえていらっしゃるのかと、その現実性、そのことが一番私が市長に聞いたかった内容であります。全国的には、一般的な所得平均額というのが出ておりました。そして、その中でいわゆる母子家庭の平均所得がいくらという形で出てくるわけですが、本市においては、今回通告を出して、そこまで対応されるようにされていたかどうか分かりませんが、こういった観点からの実態把握というのはできておるのでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○福祉部長（蔵園修文君） 議員ただいまお尋ねの、本市におきます母子世帯に対する生活実態につきましては、申しわけございませんが直接調査をいたしたことはございません。

○14番（小野広嗣君） 市長の先程の答弁でそうであるとするならば、離婚が増加し、雇用が少ない中、収入が少ないと。その収入が少ないという判断は何をもって、根拠として表現をされたのでしょうか。

○福祉部長（蔵園修文君） 収入関係につきましては児童扶養手当が所得ランク、所得段階での支給になっております。そういったものを参考に生活実態を推測したものでございます。

○14番（小野広嗣君） 市長の認識として、この母子家庭の生活実態がかなり厳しいと。そしてなかなか雇用状態も悪い中、就職率もうまくいかない。そういった中で、この就業支援への促進というものを図っていかなきゃならない、自立支援を図っていかなきゃいけない、そういう観点で答弁をされたわけですね。次世代育成支援の中でも、さらなる支援を目指し、自立支援を目指していくんだと。それはあくまでも就業支援をしっかりと行っていくということであろうと思うんですね。財政的な支援もそれなりに国の支援策としてあります。国が母子家庭の支援策として、大きく四つの柱で組んでおります。その一つ一つはもう申し上げませんが、国の考え方として財政的な支援もさることながら、国の財

政的な問題もあって母子家庭の自立と、それを促していかなければいけないという方向に法を改正して、現在に至っているわけですね。

そういった中で、特に今回すごく気になったわけですが、今、市長がまさしく言われたように、就業への自立支援、そのことへ向けてやはり行政も今後、各関係機関と連携しながら手を打っていかなくちゃいけないというふうに言われたわけですが、であれば、今回、厚生労働省は母子家庭の母親の就職などを支援する事業を全国の市町村がどのくらい、どの程度実施をしているのか、それを示すマップをホームページで公開しております。まさしく自立支援のための、就業支援のための事業が大きく四つ、五つ実施をされております。

そういった中で、私がすごく気になったのは昨年度実施していた状況、そして19年度に実施する予定状況というのがあるわけですが、これは県が行っていく部分、そして市が行っていく事業、縦割りがありますが、少なくとも市が行っていく事業に大きく三つあるんですね。高等技能訓練促進費ということで、看護師や介護福祉などの資格を取る人に修学期間の最後の3分の1につき、月10万3,000円の支給をするという事業です。そして、自立支援教育訓練給付金というのがあります。これは教育訓練講座を修了した人に経費の40%、上限20万円を支給するという制度であります。この制度を、19年度実施予定しているマップを見ていくと、離島で奄美市と西之表市、ここはまだやられてません。しかし、鹿児島県で、県内の本土でやられていないのは志布志市だけです、この事業を実施していないのは。なぜですか。

○福祉部長（蔵園修文君） ただいま議員御指摘の事業、教育訓練給付金事業、それから高等技能訓練促進事業、これにつきましては、合併前までは県の福祉事務所が自立支援・教育訓練、この二つの事業を実施していたのは御承知のとおりであります。

合併しまして、志布志市となってからは御指摘のとおり取り組んでいないところでございます。この事業につきましては、なぜ取り組まなかったかということですが、この事業につきましては、福祉事務所の必須事業でなかったということが一つ大きな要因でございます。したがって、任意事業であったために取り組むに至らなかったということになっております。

○14番（小野広嗣君） だから、同じ条件ですよ、ほかの市も。ほとんど合併している所は増えていきますよ、鹿児島市だって合併しているんですよ。ここに出ている曾於市にしても、鹿屋市にしても、指宿市にしても合併をしているんですよ。そして18年度実施をしている所もあれば、本年は実施しますということで、事業実施の計画をしっかりと組んでいるという中で、志布志市だけが組んでいない。離島の2箇所を除けばですよ。

これは先ほど市長が言われた、母子家庭の就業支援に対して、自立支援に向けてしっかり取り組んでいきますという方向性と全然違うじゃないですか。2年遅れているんですよ、取組が。意識が全然弱いんです。どうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、志布志市だけで県内で取り組んでいないということであれば、かなりこのことについては前向きに検討しなければならないというふうに考えたところでございます。

その状況につきましては、今後またほかの養育費の獲得というようなことの自立支援事業がございますので、そういったのを含めまして検討させていただければというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 国も、もっともっといろんな手当をしてくれればいいんですけども、限られた財源の中で、こういった事業を行う計画を立てていく、そこに地方の自治体がしっかり呼吸を合わせていくということも大切であろうと思いますし、やはりこういったいろんな角度でこれまでも質問をするんですが、いろんな事業に乗り遅れることによって一番不利益をこうむるのは市民なんです。その情報が提供されないがゆえに。先ほど私が言いました、教育の訓練講座あるいは資格、特に教育の訓練講座を受けたその上限が40%、これが20万円と。ところが、これはこれまで続けてきた額ですよ。情報を落とさないがゆえに、10月から、これが20%になって上限が10万になるんですよ。だから、去年、今年と手を打っておれば、この政策に乗った母子家庭の方々がいらっしやっただけでしょう。そういった部分の怠慢というものがやはりあってはならないというふうに思うんですよ。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） 今程部長の方が回答しましたとおり、合併の時のメニューに特別無かったというようなことであったようでございますので、今議員御指摘のとおり、県下の状況を見たときに、この市だけがそういった事業が組まれていないということはゆゆしき問題だというふうに考えております。今後、前向きに検討させていただければというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 確かに、こういった事業の認知度というのは行っている所でも、まず利用率がまだ低いと、やはり広報率が低いんだろなというふうに思っています。やっている所でも、なかなか進まない。だから、それを進めるために、やっていない所はこうなんだよ、実施している所はこうなんだよと、全国的なマップを公表したわけですね。こうしないとなかなか進まないという、そういった問題点もあろうかなというふうに思います。

もう1点、これは鹿児島でもなかなか進んでいない。県によっては進んでいる所がありますけど。母子家庭の方がパートから正規職員に雇用転換ができた場合、この場合にその企業に30万円を交付するという事業が行われております。鹿児島県はこれは遅れています。九州でどんどん進めている所もあります、市町村で。こういったことも含めて、例えばいろんな機会に市長が企業の方々とお話をされるときに、こういった事業がありますから、なんとか頑張って、3名でも5名でも正規雇用をしていただけませんか、そういった働きかけも企業の側に、ぜひともやっていっていただきたい。その辺、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その件につきましても十分、私自身勉強させていただきまして、そのことにつきましては様々な形で企業の方にもお話を申し上げたいと思います。

○14番（小野広嗣君） 先程、冒頭質問で申し上げました。これは市長がどのくらい御存じなのか、よく私も分かりませんが、法が改正になった。そして来年の4月以降は母子家庭の受給資格者が認定の請求をした月の初日から5年を経過するときは、おおざっぱにいうと手当が2分の1に減るという状況が生まれてきます。このことに対して、当局の認識はどうですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話ししましたように、国においては14年の母子及び寡婦福祉法、児

童扶養手当法を廃止して、そして児童手当中心から就業自立へ向けた総合的な支援へ変えたというようなことをございますので、そのような内容になろうかというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） そういうことでしょうけど、現実に母子家庭の生活、その実態が苦しいと、就職も困難、なかなか雇用先が見つからない。そしてパート雇用という形態がやはり多い。そしてなかなか収入が減ると、そういった中で5年を経過する。そうしたときに、2分の1、約おおざっぱに言うんですけどね、来年の4月から児童扶養手当が半額になるという家庭が出てくる。これ、本市において来年の4月からこういった形で該当される母子家庭の数というのは掌握できていますか。

○松山支所福祉課長（木佐貫一也君） ただいまの質問の、来年4月に5年を超える見込みの方が約80名ということになっております。

○14番（小野広嗣君） こういった方々が毎年ずっと出てくるわけですが、こういったときに市として取り組むべきことは、先程言いましたように就業支援に向けていろんな事業があると。その事業のことをしっかり広報をしていく、そして自立支援に向けての就職のあっ旋とか、そういったことに対して真剣に取り組んでいくというのが、一方でありますね。

もう一方では、来年の4月から、ぽんと半分になりますよということになる。そういった対象者に対してしっかり声掛けをして、今のうちから自立支援へ向けた励ましというのを送っていかないと、突然で慌てるじゃないですか。こういった周知というものは、今現在どのように進めていらっしゃるんですか。突然じゃびっくりしますよ。

○福祉部長（蔵園修文君） 児童扶養手当の現況届というのがございます。その際に、こういった制度が改正になるという周知を個別にいたしているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 6月、7月の現況届である程度の方向性、きっちり決まるのは年末というふうに、本年度末というふうにいわれていますので、そこから再度、周知ということも出てくるんであらうと思いますが、そういった対象者になる方々の思い、そういったものに対して理解を示していける行政であっていただきたい。だから、一応、現況届と出されてもびんと来ない方々もいるでしょうし、ですから、そういった来年の4月へ向けての行政の側のそういった対象者となられる方々に対する優しい在り方、これをしっかり組み上げていっていただきたいというふうに思っております。市長、その辺はよろしくお願いたしたいと思えます。

では、次に移りたいと思えます。次に、児童虐待の発生予防対策の観点から、これは子育て支援全般にもつながっていくわけですので、こんにちは赤ちゃん事業の推進状況、それに連動する事業の考え方、方向性を伺ったわけですが、具体的に市長が述べられたように、実際4月から7月まで89人に対して86件の訪問ということ、いろいろ言われました。そして再訪問の件も29件ですかね、という話もされました。そして一方で、この育児支援家庭訪問事業というのは事業としては進めていないけれども、それにつながる相談、訪問事業そういったことで、16人に対して22回接したということで、それなりに動かれているんだなというふうに思うんですが。これは、実際はだいたい全戸訪問ですから、来年末までにならないと分からないわけですが、全戸訪問をされていくだろうと思うんですけど、実際、今何名で、これまで、先ほど市長が言われた4、5、6、7月、対応されたんでしょうか。

○福祉部長（蔵園修文君） 母子保健推進委員の方に回っていただいております。その数については若干時間をいただきたいと思います。

○14番（小野広嗣君） であれば、この期間に回られた数があとで分かるとすれば、保健推進委員自体は総体で何名、本市においていらっしゃるんですか。

○保健課長（今井善文君） 申しわけございません。今、数字を寄せますので。先ほど言いました助産師の訪問者の数は2名でございます。

○14番（小野広嗣君） では質問の途中でも分かりましたら教えて下さい。項目が変わったら、ちょっと、あとで。

ちょっと数が分からないから、後の質問がちょっとしづらい部分があるんですよ、特に母子保健推進員の方々の数というのが、できれば多い方が良いなというふうに僕は認識しているものですからね、それをちょっとお示しをあとで下さい。

これで回っていくときに、そこの養育環境というもの、チェックリストがあって、それで調べて行けるように、こんにち赤ちゃん訪問事業ではあるんですが、そういったチェックリストをもとに養育環境なんかもしっかり掌握できているんでしょうか。

○保健課長（今井善文君） お答えいたします。

一応、家庭に訪問いたしまして、御指摘のようなチェックリストがございますので、それに基づいて環境の確認ということを行っております。

○14番（小野広嗣君） であれば、出産をして、気うつじゃないけど、いろんな状況の方、子供も親も引きこもりがちになるとか、いろんな環境がありますね。そして、そのあとネグレクト、いわゆる育児放棄という状態、そしてさらには児童虐待という方向へつながっていく。そういった訪問事業を展開される中で、こういったことの発見というか、そういった状況というのはどうでしょうか。

○福祉部長（蔵園修文君） この事業を始めましてからは、今までのところ虐待等の発見については至っていないという結果でございます。

○14番（小野広嗣君） であれば、この4月から、特に7月の分に関してはそういった傾向は見られないということですね。今度は逆に、児童虐待という観点で質問もさせていただいておりますので、例えば小学校であるとか、幼稚園・保育園であるとか、そういった先生方との連携の中で発見できる率というのも結構あります。保育所等に行くと親にぶたれる、ただやけどにあわせらせる、青あざをいっぱいつくってくる、そういった状況の中で、どうもここはおかしいよということで連携が取れば、その把握、そして児童相談所という流れ等が出来上がっていくと思いますが、そこら辺に注意する総合的な連携スタイルというのは、どうですか。

○福祉部長（蔵園修文君） まず、先ほどの母子保健推進員の数でございますが、総数27名でございます。それから助産師が2名、それから、この事業を担当する保健師が2名という数になっております。

あと、虐待の関係でございますが、若干過去の、以前も申したかと思いますが、数字をもって報告させていただきます。15年度が児童虐待5件、16年度が6件、それから17年度11件、それから18年度が13件となっています。それから今年度8月末まででございますが、平成19年度につきましては、今のとこ

ろ4件という報告を受けております。こういったものにつきましては、議員が御指摘のとおり保育所からの通告というのにも含まれております。そういったことでは子育て支援センターを中心に、こういった児童虐待への対応は行っているということでございます。

○14番（小野広嗣君） 私の手元の方にも、先進的な取組をしている訪問事業での自治体と、こういった法律が出来上がる以前から取り組んでいる所もありますし、これも一昨日の児童虐待の防止へ向けた関係機関のネットワークづくりがうまくいっている資料等です。もう細かいことはやりませんが、本市でもいろいろと一生懸命されている。特に、法律変わって、要保護児童協議会、ここでの連携というものがある。ほとんどの市町村がこれを実施しているけれども、実際実施しているというか、組織を立ち上げて、どういう方向でやっていけばいいのかというのがなかなか分からないという自治体もあるというふうにあります。

そういった中で、このようにやっていけばいいよということで、スタートアップマニュアルというのを作成して、1年目はこうやっていけばいい、2年目はこうやっていけばいいという年次をおってのアドバイスも出ております。本市において、要保護児童対策地域協議会、ここでの機能、充実度、こういったものはどういう状況でしょうか。

○福祉部長（蔵園修文君） この要保護児童対策地域協議会につきましては、児童福祉法で法定化されているものでございます。本市におきましては、今の段階ではこの協議会を設置いたしていないところでございます。ただ、子育て支援という観点、あるいはその中での児童虐待の防止ということで、現在この協議会の設置に向けて担当レベルで検討いたしているところでございます。

その検討結果が出ました時には、直ちに設置をしていきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） こういった組織が必ず無ければ何もできないということではないわけですが、全国の市町村85%が既にもう設置をしておりますので、早急にそういった立ち上げをして対応していただきたいというふうに思うんですが、本市においても、そういった協議会でなくても、母子保健推進員あるいは助産師、保健師さんを通して一生懸命これまでされてきた。そして、その集約の場としてケース会議みたいな形で持たれたと思いますが、これ、例えば、福祉部長、毎月されて、例えば毎月されているのか。そこに保健推進員の方々が必ず参加されているのか、そういった状況を、ちょっとお示し下さい。

○福祉部長（蔵園修文君） 母子保健推進員を交えての定期的な会合というのは行っておりません。ケースが発生した段階、通報があった段階で緊急性の確認という意味で、まず緊急受理会議というのを部内で行います。その結果を踏まえて安否の確認を行う必要があるのか、あるいは児相へつなぐ必要があるのか、そういったことを判断しながら、個々に対応しているというのが現状でございます。

○14番（小野広嗣君） あのですね、この先進的な事例ということでいうと、これは埼玉県志木市ですけど、母子保健推進員、これはすべてボランティアなんですけど、これが2年の任期で取組をされると。この推進員が規模が違う。年間600世帯ほどの新生児に対して取り組むわけですけども、そこに対して保健推進員が140名ほどいると。結構いらっしゃるわけですが、これが毎月一同に会してケース会議を行っている。各担当者の顔の見える中での協議をしていくから、すごくネットが張れるんですね、

情報も細やかに入ってくると。そうすることによって地域力もだんだん上がっていくということで、町ぐるみで、やはりこういったものを無くしていこうという運動につながっていったという例がありますので、発展的に今後そういった取組へ向けて、ぜひ頑張ってもらえればなというふうに思っておりますので、これは要請しておきたいと思えます。

次に、介護保険の関係で通告をさせていただきました。昨年4月に地域包括支援センターの立ち上げがなされて、そしてもう1年半ぐらいになるわけですが、本年また場所も3階に置かれていたのが今2階に移動をしておりますね。一生懸命されていると思うんですが、その取組状況は先ほど市長にお聞きをしました。先ほど、特定高齢者の件も話があったわけですが、厚労省が作った25項目のチェックリスト、これを使って特定高齢者の把握がどこまで進んでいるのかと、そのことに関してはそういった把握事業に一生懸命取り組んでいるという市長の答弁でしたので、また福祉計画の中にもしっかりとその方向性がうたわれています。その中で着々と事業を進めていってほしいと思うんですが、そういった把握された中で、介護予防に参加されている人はどれぐらいおられるのか、これがやはりひとつの実績であろうと思えますので、そこはどうなんですか。

○福祉部長（蔵園修文君） まず、特定高齢者の数でございますが、18年度末で101名でございます。平成19年度は特定高齢者の要件が若干緩和された結果、現在、直近の数字でございますが、237名というふうになっております。そのうち何名の方がサービスを利用しているかということでございますが、18年度末におきましては101名のうちに53名、それから、今現在、直近では237名のうちに111名という結果になっております。

○14番（小野広嗣君） その結果、結構、地域包括支援センターも含めて介護予防に対する取組が2年目に入って、少しずつ功を奏してきているのかという気がしますが、その数字は分かるんですよ、その数字に対してその実績の評価としては、どう考えていらっしゃいますか。

○福祉部長（蔵園修文君） 特定高齢者の予防事業実施の効果あるいは評価ということのお尋ねでございますが、この事業が年度途中からの開始、その把握につきましても当然、年度末それから19年度に掛けての把握ということになっております。したがって、評価につきましても今後明らかになっていくということで、私どもも詳細な効果、評価については、まだ今の段階では行っていない状況でございます。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。一杯聞きたいことがこの件ではあるんですが、介護保険全体について議論をするには、とてもじゃないけど時間が足りませんので、どちらかというと絞り込んで質問をしたいと思っているわけですが、介護保険本体に関しても、また介護予防サービスにおいても、その成否の鍵を握るのは、どちらかというと僕はケアマネージャーじゃないかというふうに思っているんです。そのケアマネージャーの質を高めるためにも、地域包括支援センターがやるべきことはこのことだけじゃないから、大きく四つの柱があるわけですよ。だから、なかなか大変だろうと。人的にも今の体制よりもうちょっと増えないと大変じゃないかなという気がするぐらいなんですが、そういったことを別個にして、その地域包括支援センターの司令塔的な役割というか、そういったケアマネージャーの質向上のための努力。昨年は、私もここ10日ぐらいの間に二人のケアマネージャーの方とじっくり話し

込みました。そういった中で、いろんなお話も聞いて、そのことを基にまた後ほど、どんどん質問もしたいと思いますが、昨年は地域包括支援センターを中心にした集まりがあったと。そこでいろいろと取組の在り方とか、というような勉強会もあったということですが、今年はどうもなかったようなふうに私は聞いたんですが、その辺はどうなんですか。

○志布志支所福祉課長（山下修一君） ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○14番（小野広嗣君） 続けますので、あとでお願いします。

なぜこういったことを言うのかというと、今後の本市の未来を考えたときに大きな問題だろうなというふうに思うことが、やっぱりあるわけです。担い手という問題も出てきますね、この介護の世界でも。実はケアマネージャーが一人の1カ月のプランを立てるのに、これまでは8,500円と定額が決まっていた。そして、法が改正されて変化したんです。実は、このケアマネージャーが介護保険で担ってきた役割というのが一番大きいというふうに思っています。いろんなプランを作成し、雑用等いろんな苦情等も聞きながら、本当にフル回転で頑張ってこられた人たちであろうと僕は思っているんですけど、こういった人たちもその仕事の割にはなかなか報酬が少ない。しかし、法律が変わって、そういったことが認められるときが来るんだろうなというふうに期待されていた方々もいらっしゃいました。だけれども、ますます状況は厳しくなっている。

なぜかと言いますと、これまでケアプランを立てるのに、先ほど言いましたように定額で8,500円。ところが法が改正になって、介護1、2は1万円、そして介護3、4、5は1万3,000円と報酬はアップしたんです、報酬はアップしたんですが、対応できる数が39名という枠内に限定されるわけです。それまでは50名程度が妥当だとされていたんですね。だから、報酬的にはほとんど変わらない、そういう状況。そして新しい事業として、介護予防、この介護予防に対するプランの額がいくらかというと、市長、4,000円なんです。

もう細かいことは、ここで時間を取りますので言いませんけれども、ケアマネージャーの方々も今後対応していく介護保険の対応枠の中で、おおむね半分の方々がこの枠の中にはまって来るであろうというふうに言われております。ケアマネージャー業界自体に対する大変な危機が襲いつつあるという状況があるんですね。そして、もう一方ではこういった介護予防に対するケアプランを立てる、委託を受けてケアプランを作り上げていく、そういったケアマネージャーが対応できる人間が8人という枠の中に封じ込められている。これであれば、団塊の世代が出てくる。そこに大幅に介護保険の対象者が増え、介護予防の対象者が増えたときに、ケアプランを立てられるだけの人がいなくなる可能性が高いんです。

そういったことを、どう見込んで本市は対応していくのかというのがすごく大事なんですね。その辺はどうですか。

○福祉部長（蔵園修文君） 団塊の世代が1号被保険者になっていく将来、どういった対応をしていくのかというお尋ねだろうというふうに思います。私の方から若干、第3期におけます計画の中で平成26年までの、27年に団塊の世代が第1号被保険者に入ることになるのでございますので計画の中で上げておりますが、平成26年で全体の人口3万3,993名というふうに推計をいたしております。そのうちに、高齢者人口が1万262人ということで高齢者人口総数としては、わずかでございますが減少しますが、そ

のうち後期高齢者人口としては4,961人から5,945人というふうに増加するというふうに推測をいたしております。

あと介護認定者につきましても、16年度末計画を立てる段階では1,923名であったのが、26年では2,248名という推測をしているところでございます。こういった今後の増加を見込んでの第3期の計画を策定したわけですが、議員御指摘のケアマネージメントにつきましても、一人当たり、今の段階では8名までのプランしかできないということで、包括の方で直接このプランの作成も行っておりますが、居宅介護支援事業所へ委託しておりますが、なかなか、その8件という枠にくくられていると、縛られているという状況でございます。

今後、この介護保険制度そのものが、こういった方向で、この高齢期、全国的な傾向でございますので、そこを見込んで改正されていくのか、今の段階ではまだはっきりした情報はつかんでいないんですが、志布志市におきましてはそういった状況を踏まえながら、今後の制度の在り方と併せまして、志布志市におけます介護予防、ケアマネージメントの事業の推進に向けて、また今後、さらに検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○志布志支所福祉課長（山下修一君） 先ほどの研修の件につきまして、研修につきましては全体の研修はございませんでしたけれども、困難ケースにつきまして、関係者で2回の研修を行っているところでございます。

○14番（小野広嗣君） そのことでどうのこうのと言うことではないわけです。ただ、ケアマネージャーの質の向上、そしてお互いの働く環境における情報交換の場というのは、より多くそういった場が設けられた方が質の向上にもつながると思いますので、そういったところも含めてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今、部長の方からありました。制度改正ということも、やはり考えてもらわないと厳しい状況にあるなというふうに私も思います。私は、私の立場でそういったことを現場の声として上げていかなきゃいけないというふうに思っております。そして、一方で、そういった事態を招いてはいけないということで、地域でやはりケアマネージャーの育成というものをどのように図っていくのかという自助努力というのも必要であるし、ケアマネージャーも正職であったり、臨時であったりと、その方々において給与体系も違ったりして様々な悩みを抱えて生活をしていらっしゃるわけですね。

だから、そういった所に対する行政としての目配せというものを、本当にやっていかなければいけないというふうに思います。

例えば、地域包括支援センター、これは自分でケアプランも作られる、しかし、おおむね委託が多い。これはこれで良いんですが、契約それ自体は直接この包括支援センターから行かれますよね。その時に、例えば志布志支所内に今あるわけですが、例えば有明とか松山に、そうやって契約のことで行かれたときに、もう高齢者の方々に地域包括支援センター、それはないやと言われるわけですね。志布志からないごち来やったらろかいと、志布志かい来やったらろかいという感じですよ。包括、それはなんげやなあという、それから名前を書きなさいと言ったら名前は書いたと。そんな感じが多いんですよ。本当に、この地域包括支援センターということの果たす役割、仕事、そういったことが分かっている人

は、その支援を受ける対象者の2割ぐらいじゃないだろうかという話も聞きますが、その辺はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○志布志支所福祉課長（山下修一君） 地域包括支援センターにつきましては、一応広報等にも掲載いたしておりますし、当然各世帯にパンフレットを作成したのもお配りをしたところでございます。ただ、なかなか読まれていない部分があるというふうには感じているところではございます。

○14番（小野広嗣君） そのことでトラブルというのは無いと思うんですが、やはり仕事の役割というのも対象者にしっかりつけていって、不安を与えない形で事業を進めていただければなというふうに思っています。

あとは、一昨年10月から施設入所の居住費、食費というのは自己負担になりました。そういった関係から、高額な料金を払えないという状況の中で、世帯を分けるというケースがどんどん出始めている。志布志市ではどうなんだろうかと、ある程度何人かの方々に聞いた、現場で働いていらっしゃる方々に聞いたら、実際そういう状況が起こってきているということであったんです。昨日も再度確認をして、そういった実態もお聞きしました。その辺のことに對して、これはやはり地方自治体の負担ということも今後大きくなっていくわけですから、そういったことがどんどんなされれば、その辺に對するとらえ方はどうなんですか。

○保健課長（今井善文君） 御指摘のように、途中で世帯分離というようなことで通知が来るケースもございます。それと、また逆にどうしてもやはり扶養義務というようなことで世帯分離しないという方もいらっしゃいます。

○14番（小野広嗣君） すごく複雑、悩ましい問題だろうと思います。いろんな悩みを抱えて、これだけの料金を払えないという、施設に相談に行くと施設の方で知恵を貸してくれるわけですね。住居をここに移せば負担が少なくて済むよと、あとは自治体が面倒を見るよという指導をする所もあるわけです。そういったことに對してどう考えているかということですよ、聞きたいのは。

○市長（本田修一君） ただいま御質問の実態について、私ども把握していない状況でございます。そのようなことはあってはならないというふうに思うところでございます。

○14番（小野広嗣君） あってはならないという考え方も一方では立つでしょう。一方では、結局生活苦に苦しんでいて、こういう状況ですというふうになると、当然そういうアドバイスをする人も出てくる。あるいは施設の人じゃなくても、そういったアドバイスを、知識を持っていればされる方々も出てくるわけです。ところがそのこと自体を極端に責められるのかということ、責められない部分も一方ではあるわけです。だけれども、地方自治体の財政を預かる立場からは、そういったことが極力無いようにという視点に立たないといけない。そのことは市長もお分かりだろうと思います。

だから、そういった方向へ、今度どんどん、どんどんシフトしていきますよ。この介護だけじゃないですよ。そういう方向性になっていく可能性が高いということです。そういったことに對して、しっかり行政でも打つ手を考えていかなければいけない。そのことを申し上げているんですね。今後、本当に、先程いくらかは掌握されていると思うけど、その掌握されている中身の実態までしっかり見ていけば、そういった部分が見えてくるんですよ。

だから、ただ世帯分離をして上がってくるということじゃなくて、その背景はどうなったのかという所にはいかないと、いろんなことが水面下では起こっているということですね。

あとコムスの件がありましたので、そっちの方へ戻りたいと思いますけれども、市長の権限のことも、先程申されましたけれども、あつてはならないことだけれども不正請求というものがどうしても出てくる。それはやはり訪問事業においては人件費がかなりの部分を占めていくということがあつて、その人件費を維持するためにはそういった水増し請求ということにつながっていく、そういったことがあつてコムスだけではなくて全国の事業者の中で、先程数を申し上げましたけれども、多くの取消等が行われている。そういったことが、我が地元であつてはならないことですが、いろんな方々と話をしていくと、お医者さんのさじ加減でできるんですよというような話も聞いたりもするんです。

だから、行政は、げなげな話をすべてうのみにする必要はないけれども、そういったことはあり得るかもしれないという観点もどこかで持っていなければ、やはり油断ができてしまうと僕は思うんですよ。

だから、現場の方からいろんな声が挙がったとき、先ほどもいろんなケース会議等をやつて話が出来上がったとき、じゃあいざ話をしなさいというときには勇気があるから言えなかつたりとかいうのがありますよ。そういった部分に対する配慮も含めて、こういったことに対しては取り組んでいかなきゃいけないと思いますが、市長その辺、どうでしょうか。

○市長(本田修一君) コムスの問題につきましては衝撃的な問題だというふうにとらえております。その事業所が当地になかつたということは幸いであつたなということもあります。

しかしながら、この地でもかつてそのようなケースもあつたというようなことも聞いておりますので、今後そういった事態が発生しないように県とも十分指導等を受けながら、監査を強化していかなければならないというふうに改めて思うところでございます。

○14番(小野広嗣君) ぜひ、このことについては、やはり民間での、特に民間の競争原理というものがあつて、そしてそれだけの人的雇用を抱えていて、それを賄っていくためには、いざ仕方がないというようなところからだんだん、だんだん進んでいく可能性だってありますので、この志布志からそういった不祥事ですよ、僕はすごく忘れもしない、当時の旧志布志において不祥事があつたと、そういったことがやはり市民に与える影響というのは大きい。そして暗いイメージで、その翌年を迎えなければいけなかつた。12月末に、11月、12月にかけて。そういったことが起きないように当局はしっかり、そういった面でも、かなり不正が起り得る領域の仕事なんです、これは。資料を一杯持っていますが、それはもうやりませんが、今、市長が述べられたとおりに、ぜひ目配せしながら頑張ってくださいというふうに思っています。

次に移りたいと思います。多重債務、これまで、この観点だけではなくて、悪徳商法についてとか、オレオレ詐欺オレオレ詐欺対策についてとか、ずっと議論をしてきました。幸いなことに、いろんな法律的な体制ができつつありますし、本市においてもいろんな各種相談がありますね。司法書士の法律相談、そして心配事相談だとか様々あります。先ほど言われました鹿屋の法テラスであるとか、くすのき会でしたかね、こういった司法書士会の皆さん、弁護士会の皆さんと一緒に取組んでいく流れ、こういったものがあるから幸いだなというふうに思うんですが、僕はたまたま8月末から奄美大島に所用

で行っております。そこでいろんなお話も、こういったことに関して聞いたわけですが、行政の方でも御存じの方もおると思いますが、奄美大島では市民相談を受けている職員が、もう本当に我が事のようになって死に物狂いで頑張っているという実績があります。それはNHKでも放送されて、奄美方式とまで言われています。市職員が市民の相談を受けて、この問題に対してどうすればいいのかと。一番大事な励ましは、「絶対に良くなるからね」と、「絶対に解決できるからね」というところまで自信を持たせて手を打っていく。こういった取組があります。

いろいろあるんですが、もう一つ一つ詳しくはやりませんが、そういった真剣に取り組んでいる例があります。だから、僕は以前も言いましたように、市職員のすべてがそういったことに専門家になれるというのは難しいです、いろんな仕事を抱えていますので。そういった中で、できれば、やはり研修等にもどんどん送り込んでいただいて、こういった悪徳商法、あるいは多重債務問題、こういった問題について詳しい職員、一生懸命になれる職員の育成というのも、ぜひやっていっていただきたい。なぜかと言うと、司法書士会も頑張っています、弁護士会も頑張っています、無料法律相談もあります。でも、受けられる対象数は決まっていますし、時期的な問題もあります。

先ほど、弁護士会は敷居が高いという話も出ました。いざ仕事、いざお願いをするとなると、弁護士さんの破産手続費用より司法書士さんの方が安い。だから司法書士さんへという場合も出てきています。今、4、5年前まではほとんど弁護士さんでしたけど、ほとんど司法書士さんの方で扱える範囲が増えましたので流れていきます。それでも費用は掛かるんです、それでも費用は掛かる。だからそこにも行けないから、どうしようかということで、また借りて自転車操業で困っていらっしゃる人たちもいるんです。

そういった方々の真剣な悩みに、真しに耳を傾けられる第一番目の相談窓口、これは司法書士会が第一番目になる場合もあるでしょう。けども、たまたま飛び込まれた役所の職員ということもあると思います。その職員にせっぱ詰まって言ったけど、全然分からなくて2週間後ぐらいに、これがありますから、その時にと言われる。「司法書士会の法律相談は2週間後、火曜日1時からですから」と言われても、その期間が大変な人だっているでしょう、その期間が大変で打ちひしがれて帰っていく場合だってあるわけでしょう。

ですから、やはり専門性の高いといたらあまりにも要望が高くなるかもしれませんが、こういった奄美方式みたいな職員もいらっしゃるわけですので、そういった取組については再三これまで申し上げてきておりますので、真剣な取組を要請したいんですが、その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 多重債務者相談で先進地と奄美市がされているということで、献身的な職員がおります、そのことにつきましてテレビ放映がされたというのは私も見ておったところでした。それで、この多重債務につきましては、庁舎内のほかの関連の債権等も滞納があっているという状況が多々ございますので、それらの関係機関と一緒にあって当たりながら、このことについては取り組まなければならないというふうに思うところであります。

それで、この先進地の奄美の方を勉強いたしまして、私どもの市としましてもそのような体制を整えていきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、今、市長が答弁されたような意気込みで取り組んでいていただきたい。本当に現場でいえば生活保護の相談、あるいは税金等の滞納、そういった分割での納付、こういった相談を受けられる、そして督促状も出される、ただ督促をされるのではなくて、やはり滞納されている家庭には滞納されているだけの理由があるわけですね。だから、その理由までしっかり入りこんでプライバシーを侵さない範囲で話をし、向こうが心を開いて語ってくれば、こちらからアドバイスを返していく。そのことによって明日を救うことができるかもしれないわけですね。そういった職員意識、育成をぜひ、市長の音頭で進めていていただきたいと、この点では強く思います。

あと今後の問題ですけど、自治体と地方金融機関とが連携して、経費の融資で借換ローン、こういったものを作っている所、あるいは弁護士に費用を払う、生活保護の世帯、困っていらっしゃる所は扶助費が出ます。それで賄えますけれども、それもかなり敷居が高かったりする。だが、そういったことの手続きができないからといって、そのままに放っておくと、どんどん借金が増えていくということがあります。だから銀行を使つての借換の問題もありますし、直接弁護士さんに支払いを市の方が行っていく。あるいは先ほど、国の制度が代わって利息制限法の引き直し、この過払い分が返ってる、この過払い分を滞納者と話し合つてその分を費用に充てると。あるいは、市の滞納分に充てるとか、いろんな方法を今、国が進め、また自治体でもやり始めてますね。そういったものをしっかり研究していただきながら頑張ってくださいと、市民も救えるし、本市の税源もいくらかバックできるということがあると思いますので、こういった取組もしっかり行っていただければというふうに思います。

貸付の件をなぜ言ったかというと、やはり本当に長引く経済不況の中で、市民の経済状況というのは、どちらかというと厳しいというのが国保財政を見ても、国保状況を見ても、今日も一番よく分かっていると思うんですが、そういった中で、こういった金融機関との連携、貸付制度の模索、これはやはり生活保障のセーフティネットになると思うんですね。その辺に対する今の、今できることじゃないと思っていますよ。でも先進地自治体やり始めていますので、そこら辺に対しての考え方はどうですか。

○市長（本田修一君） 先ほど申しましたように、先進地の奄美市では、奄美ひまわり基金法律事務所というのを開設されまして、そこを元に多重債務者の債務の過払いについて取戻しがされているということで、議員御指摘のとおり、そのことでもって市の財政にもまた貢献しているという流れができています。それらのものを、この市でも調査・研究いたしまして取り組んでいきたいというふうに考えるということにつきましては、先ほど答えたとおりでございます。

さらに、その上に金融機関等を加えた形のネットづくりということにつきましては、今後研究させていただければというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） 市長、最後ですので、ちょっと元気いっぱいやりたいと思いますが、市長、市民を元気にするためには、本当に先ほど来から母子家庭の問題等も話をしました。そして児童虐待に悩まれる家庭の話も含めながら、行政としての在り方の議論もしました。そして、介護保険の現場の、一部分ですけども、観点からケアマネージャー等の問題、そして雇用の問題、ケアマネージャーに関していけば、雇用が良くなれば、今のケアマネージャーの状態悪いから、どんどん、どんどん離職してい

くんですよ。介護の現場の方々には離職していくんです。そういう問題も抱えているんですね。そして今、多重債務の問題も最後に質問させていただいていますが、本当に市民に元気を出していくためには、こういった生活実態を理解していただいて、その生活支援をどうやっていけばいいのかというセーフティネット、生活保護のことを言っているわけではありません。その志布志市民の生活を支援するセーフティネットをどうやって作り上げていくのか、そのためには貸付制度もそうでしょう。いろんな方法があると思いますが、それを本当に市民の側に立って、真剣に考えていただきたい。それを要請して終わりたいと思います。

終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。55分から再開いたします。



午後 3 時44分 休憩

午後 3 時56分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、木藤茂弘君の一般質問を続行いたします。

○18番（木藤茂弘君） それでは通告に基づきまして、順次、一般質問をさせていただきたいと思っております。

1の入札制度の改革の考え方でございますが、県発注公共工事を見るに、官製談合事件で揺れた福島あるいは和歌山、宮崎県を教訓に、地方公共団体の入札契約制度改革を通して、競争性、透明性、客観性を確保し、価格と品質が総合的に優れた調達の実現に向けて、総合評価一般競争入札方式の導入拡大、談合等不正行為を行った者に対するペナルティの強化、市町村職員の技術能力等の専門知識の向上に伴う地方自治法施行令、施行規則等の改正もなされ、国は地方公共団体に対して地方公共団体における入札及び契約の適正化について、各市町村に要請通知があったというふうに思っているわけでございます。

特に、その中で競争性、透明性、客観性を確保する一般競争入札の導入について、すべての地方公共団体において一般競争入札導入、また直ちに導入することができない困難な市町村にあっても早急に取り組む方針を定め、条件整備を行い、速やかに実施するようにとの内容のものであるが、地域性を考えるに安易な導入は、大手による弱肉強食のあおりを受け、混乱を招く地域建設業界の崩壊は地域社会経済に大きな影響を招く危険性もあるので、競争拡大か業者育成保護かの仕組みを考える中で、これらをよく調整しながら、慎重に導入してもらいたいというふうに、私は思うわけでございますが、市長は一般競争入札の導入について、どのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 木藤議員の質問にお答えいたします。

入札制度改革につきましては、各地の自治体や機関で生じた談合事件などを受け、昨年末、全国知事会において「公共調達に関する指針」が出され、国も本年5月、「公共工事の入札及び契約の適正化を

図るための措置に関する指針」を閣議決定しております。また、8月には財務大臣通知として、各省庁に対し「公共調達適正化」を通知し、それぞれにおいて公正・透明な競争性の高い入札制度と契約方法について努めるよう求めています。

本市の入札制度改革につきましては、本年3月議会で談合防止策についてのお尋ねがあった際、改革の一環として一般競争入札の導入についてお話したところでございます。その後、近隣の自治体でも導入が開始され、その運用基準や必要事項の定めなど十分検討させていただき、本市においても幾つかの条件を付すなどした上で、一般競争入札の来年度の運用開始を目指し、準備を行っているところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 来年度に向けて導入を行うということでございますが、特に地域性を考慮するという点だけは、やはりしっかりと考えた上でやっていただかなければ、地域の公共事業を受けていただく業界の方々の崩壊というのは、地域経済社会に大きな影響を及ぼすわけでございます。特に、雇用の問題、あるいは地域の農業と並行した形の中での兼業農家の在り方、そうしたものにも大きな影響が出てくるわけでございますので、特にこれらの基準作成については施行能力による参入業者の格付けという問題、そして限られたエリアの企業の一般競争入札への参入のその地域の問題、地域要件と申しますか、そのようなこと。それから地域の貢献度ということ等で災害協定等や、あるいはボランティア活動等による地域の貢献度等を十分考慮した中で、これらの要綱作成ということをやっていただきたいというふうに考えるわけでございますが、これらの要綱の位置付け等については、市長の腹の据え方次第で、そのような位置付けが明確になるわけでございますので、これらの考え方について、市長はどのように考えておられるか御答弁をお願い申し上げます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

導入予定の一般競争入札につきましては、入札制度改革の中でも大事な改革であります。市内の建設業者の方々が本市のまちづくり、地域づくりにおいて様々な面から御貢献いただいていることに、心から感謝申し上げます。特に災害時などにおける緊急時の活動や、その他の事業所におかれましても、ボランティア活動などで市や地域に多大なる貢献をいただいている現状につきましては、何らかの形でくみするものでありたいというふうに考えております。

そういった中で、近年ではガソリン、鉄骨資材などを代表とします各種原材料価格の高騰などからくる御苦労も多いかというふうに存じておりますが、企業経営としての努力をお願いした上で、近年起きた契約や入札における様々な問題に対しまして市民から疑義などを受けることのない、できる限りオープンな競争によります市発注の各種工事などを発注していただくことが重要かというふうに思っております。

しかし、この改革におきましても、いまだ途中の手段の一つであり、不足な点や問題点などありましたら柔軟に対応していく姿勢は、さらに大事なものと考えております。その点では今後とも議員の皆様方はもとより、広く意見をお聞きしまして、さらに健全性の高い本市の契約制度を構築していきたいというふうに考えております。

○18番（木藤茂弘君） ただいま市長の方から要件等の事柄について説明がございましたが、私は一般

競争入札だけが万能な方式ではないというふうに考えております。方法としては、公募型指名競争入札という方法もあるわけでございますので、これ辺りを事業の内容等については十分ひとつ検討の上、それらに対応する入札方法を考案していただければ有り難いというふうに考えておるところでございます。それでは、1番の問題につきましては、これで終わらせていただきます。

2番のイチゴの産地づくりにおける炭疽病対策についてでございますが、炭疽病というのはどんな病気かと申しますとカビの一種で、その病原体は一応カビであるわけございまして、植物の茎や葉や果実などに斑点をつくり、それが枯れていくということで、特に高温多湿の条件下の中で発生する病気でございます。特にこれは土にもそのような病菌があって、雨が降って、場合にはそれが媒介するという伝染性の病気です。

そういう中で、本市のイチゴに対するエリアと申しますか、イチゴがどのような位置にあるのかということでございますけど、松山でだいたい6.7ha、栽培農家47戸、そして生産金額1億7,703万7,000円、志布志町では0.2haで一人の方が栽培されておられて生産額640万円、有明町で17ha栽培されて、栽培農家は95戸、生産金額で5億7,496万3,000円ということで、志布志市全体におきまして、栽培面積で23.9ha、栽培農家で142戸、生産金額で7億5,840万1,000円という生産額でございます。園芸作物では、ピーマンが8億6,000万円ぐらいございしますが、それに次ぐ生産作物であるということで、まさに園芸作物としては重要品目の位置を示しておるのが、このイチゴでございます。そういうイチゴの中で、特に平成13年度ごろから新品種のさがほのかを導入して、これらが結局中心になって、それと同時にまた鹿児島県で品種改良をいたしましたさつまおとめというものが導入されて、これらが元になって炭疽病の被害が始まったということで、特に対応性の弱い新品種の導入の切替と同時に、こうした病気が発生するということございまして、特にイチゴは親株から株分けによる繁殖方法としては、栄養繁殖ということで栽培がされるわけでございます。

その感染苗をほ場に持ち込むと被害が拡大するというようなことございまして、また感染していないものを植えた場合に、病気は表面的には発生していないけど、潜在感染苗として翌年の親株にこれらがまた出てくるということに、連鎖的な危険性があるものでございます。

そういうようなイチゴの繁殖の中で、炭疽病予防の対策について、どうしても健全な苗を確保しなければならぬわけでございますが、そのような形の中で、特にイチゴ農家の経営安定を図るために本年度の健全な苗の確保状況はどうであるのか、これらについて説明をお願いしたいというふうに考えております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成18年産の志布志市におけるイチゴの面積につきましては、23.9haということございまして、県内随一のイチゴの産地になっているということございまして、市場のニーズ、すなわち農家所得につながる品種を求めまして、平成16年度からとよのかからさがほのかへ徐々に切り替わり、平成18年産につきましては志布志市で9割以上、県内でも8割以上がさがほのかとなっております。品種の切り替わりによりまして、当初さがほのかの育苗管理技術の未熟さから、炭疽病等の発生による苗の不足が生じたようであります。

J Aあおぞらで平成19年1月、J Aそお鹿児島で同年3月から、健全苗供給体制をそれぞれスタートさせており、J Aあおぞらでは部会員全員、93人全員が毎年無病苗更新により炭疽病対策を行っているということであります。J Aそお鹿児島につきましては、毎年無病苗の注文を取っており、部会員62名のうち20名程度の更新がなされているという状況でございます。

○18番（木藤茂弘君） 現在の状況の説明がありましたが、毎年度、地域内でそれらをお互い持ちつ持たれつと申しますか、苗の状況によってどうしても本圃に植えられない苗等が出た場合には、良い苗を作った方々と譲り合わせをしながら年々イチゴの定植をしておられるような状況でございます。

そういう中で、特に今年度におきましても、私も松山町の地域の中を全部は見えておりませんが、それぞれの地域の中で農協さんの斡旋による無菌苗を導入して、増殖して、それを親株として翌年度に定植するという仕組みを取っておる農家につきましては、それなりの成績が出ております。しかし、無菌苗を購入せずに、自宅苗をもって親株として増殖し、翌年度に本圃に植えるという農家につきましては、現状として炭疽病が出ておるといようなことでございます。

そういう中でありながら、特に本年度も、あおぞら農協さんの場合には私は確認をしておりませんが、そお鹿児島の場合につきましては、松山につきましても、今年度は購入した方の人数を確認は私はいたしませんでしたが、購入された方々が半分おられるか、おられないかということだろうといようなことをお聞きしたんですが、今年度の購入価格1本450円ということで、だいたいそお鹿児島農協の場合について、特に松山地域の場合については、翌年度苗の親株増殖用としてだいたい1農家当たり25本程度買って、そしてだいたい私が見たところでは25本の無菌苗において増殖苗が600本程度できております。

そのような状況で、地域の中でむらがあるわけございまして、やはり、こうした苗の確保、そうした炭疽病という病原菌を極力抑えるためには、どうしてもやはりこうした健全苗の、いわゆる無菌苗の導入による親株増殖をやらなければ安定したイチゴ経営というものができないんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

これら、さがほのかを入れた経緯につきましては、病気にはこうして弱いけど、さがほのかの場合には花芽分化、実が必ず付くという、その特性があるわけですね。そうして、市場についても、その市場性が高いと。当初はとよのかであったわけございまして、とよのかの場合には病気には強いけど、いわゆる花芽分化と申しますか、実が付きにくいと。結局、本圃に植え付けても実のならない株が多いといようなこと等から、こうしたさがほのか等が導入されて、県の試験場としてもそれなりの鹿児島県で増殖した新品種等ができて、現在のほとんどがさがほのかといって栽培をしておられるようなわけでございます。

そういうことを考える中で、やはり私は、この2番目の分にあります今後の健全育苗体制の整備の在り方というものを、現状のような形でいこうとしておられるのか、これらのことについてどのように考えておられるのか、市長の考えをお聞かせいただきたいというふうに考えております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、J Aあおぞらでは平成19年1月、J Aそお鹿児島では同年3月から

スタートさせました健全苗供給体制であります。J Aあおぞらは佐賀県農業試験場より鹿児島県経済連経由で1月に無病苗を購入して、J Aあおぞらの育苗センターで10倍に増殖し、5月に部会員全員に20から40鉢を配布している。部会員はそれを9月までに20倍に増殖し、親株として定植、11月から翌年3月までに2倍に増殖しまして、さらに9月までに20倍に増殖させまして、9月には20 a 分ですが1万6,000鉢というものを定植するという方法になっているようでございます。

J Aそお鹿児島は、注文した部会員に3月に40から50鉢を配布していると。部会員はそれらを9月までに20倍に増殖しまして、親株としまして定植していくと。そして11月から3月までに、やはり同じように2倍に増殖しまして、9月までに同じように20倍に増殖させ、9月には2万鉢を定植するという方法になっているようでございます。

J Aあおぞら、J Aそお鹿児島とも、以上のような無病苗更新により炭疽病対策を行っていくということでもありますので、J Aと行政とそれぞれ役割分担をしながら園芸農家の所得向上を図っていきたいというふうに考えるところであります。

○18番（木藤茂弘君） 今、市長が言われましたように、特にあおぞら農協の場合にはそういう形で農協がタッチして、親株の配布をやって、親株から出たそのものを定植するものは農家でやっていくという、そういう仕組みであるわけですが、そお鹿児島農協、松山地域の場合にはそういう形になっておりませんので、ぜひともそのような方式を松山地域の場合にも導入していただいて、そして、農家の方々が安心してイチゴ生産に取り組むことができるようなひとつの体制づくりを、ぜひとも農協、行政、普及所、生産者一体となってやっていただくように、ぜひとも方向付けをしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

そこで、新聞紙上等にもいろいろと炭疽病の問題が出ておったわけですが、実はさつま町の件が新聞に出ていましたので、私も当時、松山町に旧宮之城町から視察に来られた方が、現在まだ健在の中でイチゴを作っておられます。その方々に聞いてみたところ、「うん、今年はしがないかぎいのことは宮之城はしたど。」ということです。どのような形でやられたかというふうに聞いてみたところが、育苗業者に増殖をお願いして、その増殖したものを農家に配布する手段を採ったということございまして、「ええでしたか。」ということであったわけですが、松山の方は、「あたいげえ方よっか先進地であい中で、どげなふうにしちよいやっとな。」ということございまして、「いやいや、まだうちは農家個々でやっておる中で、状況としてはこのようなことです。」ということでした。

そして、昨日、また5時前になりましてからさつま町の役場に電話を入れて確認をしたところ、さつま町につきましては生産農家が言われたように、育苗業者に一応増殖を委託して、そして品種はさがほのかだと。18年度の実績で1万2,511本農家に配布しましたと。そして1本175円だと。その金額の175円を掛けてみますと219万125円になるようですが、この30%は補助しておると、そういうことで健全な苗作りに農家の方々に励んでいただいておりますということございまして、19年度のことについてはまだ実績があがっていないというようなことございまして。

そのようなことで、特にイチゴの苗作りは農家の方々の土壌消毒なり、あるいは雑草除去、あるいはそうした手順を踏まえた適期的な薬剤散布、そうしたものが徹底すればいいわけでしょうけど、特に収

穫期を迎えると同時に、翌年度の苗作りも苗の親株作りをせないかんわけなんですね、イチゴの場合は。そういう育苗期の初期と収穫期が重なる形の中で、なかなか手の回らない面もあるわけですので、そうした形での育苗の在り方、そうしたものが松山地域の場合にもできるとするならば、健全なイチゴ苗を農家の方々が取得して来年度植える、そうした苗作りができるんじゃないかというふうに考えておりますので、どうかひとつ先ほど、市長の方から言われたように、松山地区等につきましてもそうした苗の供給体制をぜひとも位置付けしていただきたいというふうに考えておりますので、再度市長の答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） J A あおぞら、J A そお鹿児島というような所で、それぞれ育苗の仕方も違うというようなことがあるようでございます。それぞれの役割分担、それから長所というものをお互いに認め合いながら、今後、本市の園芸農家の所得向上に資していきたいというふうに考えるところであります。

○18番（木藤茂弘君） 新聞の情報によりますと、さつま町がそういうような供給体制を作っておるなかで、鹿児島県のイチゴの先進地である伊集院地区の日置地区も20年度から、そうしたことに具体的に取り組むというようなことでございます。そういう形の中で、特に日置地区につきましては鹿児島県の先進地と言われる中川地区と申しますか、あそこのイチゴというのは鹿児島県でも有名でございますが、そうした所もそのような体制づくりをやるということでございますので、ぜひとも志布志市におきましても農協は二つありますけど、そうした供給体制の位置付けをやっていただければ有り難いというふうに考えておるところでございます。

次に、新生志布志、本庁・支所周辺の景観についてでございますが、合併して2年を迎えようとする中で、私はあおぞら農協の前を通過して志布志市役所の方に来るわけでございますけど、特に市役所の方に入る、あの右折する所に立派な志布志市役所はこちらですよという、立派な案内看板も立ててありました。当時はあそこに板壁でしてありまして、入るときは良かったんですけど、出るときには交通上、白線より前に出なければ、向こうから来る自動車が分からんということでお願いしたところ、速やかにああいうのを造っていただいて大変交通の安全にも期しておる中で、あの看板を見れば、合併して新生志布志市の役所はこちらだなということの気を持って入るわけですけど、本庁の方に向かって真っ直ぐ行きますと、大きな看板で「有機農業実践のまち有明」という看板が立っております。立派な看板でございます。それが、目に入ります。それを過ぎて正面の方に向かって行きますと、庁舎敷地内の畦畔の中に立っておる看板で、文字の見えない看板が立っております。ペンキが抜けてですね。それを眺めながら、また今度は玄関の方に入っていきますと、「親孝行宣言のまち有明町」と書いて、その上には旧町の町章のマークがまだそのまま付いています。

新生志布志市における4月24日、しぶしの日を記念して市民が一体となり、力を合わせて邁進していくことを誓い、ここに志布志市、「志のまち」の宣言をしました。それと親孝行宣言のまち有明町という看板との関連を体系づければ体系づけられないこともないと思いますが、この場所が有明支所であればしょうけど、志布志市本庁です。そういう面から見ますと、なじまない看板ではないかなというふうに私は思うわけでございますが、特に、合併により市民の一体感を醸成するためにも私はやはり

標語の内容、そうしたものから見た中では替えた方がいいんじゃないかというふうに私は考えております。

また、それと同時に各支所につきましては、条例に無い、旧町時代等の条例にある委員会等の名称が書かれた看板等が各支所にもあるようでございます。そうした状態でございますので、旧町時代の看板等の整備・整理について市長はどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

旧町時代の標識、看板等の整備につきましては、昨年度、公用車等の町名から市名への変更、公共施設等における町名から市名への変更並びに標識、案内板等における変更等を行ったところであります。また、町としてのスローガン、あるいは事業を推進する上でのスローガンといったような内容を掲げてある、旧町の時に建てられた看板等の把握を行い、それらの中で、取りあえず早急に対応できる箇所につきましては整備を行ったところであります。

その時点で整備するまでに至らなかった看板等につきましては、柱の基礎もしっかりしており今後も当分の間、利活用できるものもあるため、看板等の内容を今までどおり残す方が良いのか、あるいは新たな内容に改めて市民の皆さんへ発信する方が良いのか、検討を行っている状況であります。

議員御指摘の看板の整備につきましては、再度状況の把握を行いまして、撤去を行うもの、一部書き換えを行うもの、あるいは再利用して新たな内容に修正を行うものなどに分類しまして、今後計画的に整備を進めてまいりたいと思っております。

○18番（木藤茂弘君） 鉄骨ですね、まだ立派なものがございます。懸垂幕をかける分にも使えるし、またそれらの内容を検討いただいて、すべてを無くすることもどうかなというふうに私も考えております。予算も伴うことでございますので、これらにつきましては再利用をできるものは再利用する。そしてまた内容等についてふさわしくないもの等については、その地域の雰囲気、状況に合うようなものに書き換えるというようなことを採っていただければ有り難いなというふうに考えております。

特に、本庁の周辺等につきましては、志布志市民は、これは旧有明町の庁舎であったから有明の分だなということが理解できると思っておりますけど、外部からの視察者については、「まだこれは旧町の分がここはまだ残っちゃちょっとやな。」というような、そうした雰囲気もあるんじゃないかと思っておりますので、特に本庁周辺等については予算も伴うわけでございますけど、できるだけ早い機会に整理をしていただければ有り難いなというふうに考えております。

次に、歴史の街づくりの基本構想についてでございますが、阪神・淡路大震災を教訓として、平成7年、1995年ですかね、地震防災対策特別措置法が制定され、校舎の地震補強事業の補助対象地域が全国に拡大されて補強工事がなされるようになったわけでございますが、やはり補強工事ということになりますと、最低やはり1億円以上はかかるんじゃないかというふうに私は考えるわけでございますが。そういう中で、補助率は費用の2分の1から3分の1で、補助残は市が負担しなければならないということであるようでございます。だからとって、学校の補強工事を放っておくわけにもいかない、自治体としては危機意識を持って対処しなければならない事業ではないかというふうに思うわけでございます。

そのような中で、現在まで委員会等で基本構想について具体的に示すようお願いもしてあるわけですが、旧志布志町時代にお作りになった基本構想も、具体的にこのようなものであるということ等については、全体的なその構想が示されない形の中で、特に予算にかかわる単発的な事業の取組の説明であり、財政上、実施可能な歴史の街づくりの基本構想について、行政機関、その他との機関決定をなされた基本構想、そのものがあるのか。そのことについて、教育長に答弁をお願いしたいと思ます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

歴史の街づくり事業の基本構想に掲げられた各種事業の財政面から見た実現性について、その見通しをという御質問かと思いますが、この事業は御案内のとおり歴史的文化遺産の保護と活用を事業全体の核心に据えておりますことから、これまで文化財保護行政が所管し、推進を図ってまいったところですが、その内容は地方行政のあらゆる分野にかかわる総合的な街づくり事業でございます。

このため、基本構想に基づいて計画されました各種事業につきましては、今後、市長部局に総括的な部局を置くなどいたしまして、関係する機関がそれぞれの立場で補助事業の導入等を検討しながら、並行的に推進して目標を達成することが最良の方策ではないかと考えておるところでございます。

教育委員会といたしましては、文化財保護の立場から、関連事業の実現に向けまして、財政的な面も考慮しながら取り組んでまいりたいと、かように考えておるところでございます。今後とも歴史の街づくり事業の推進に深い御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） ただいま、教育長の方から答弁がございましたが、執行部の方から、歴史の街づくり推進事業現地調査会の時の資料の中で、平成3年度志布志町の振興計画に基づく形の中で、「歴史のまちづくり」の提言がなされておるわけですね。そしてそのあと、平成5年度「志布志町「歴史の街づくり」基本構想」というのが書かれておるわけですが、その当時のこの構想の中に、今回の過疎地域自立促進計画の、平成22年度の3月31日までの計画の中で、現在史跡公園等の公有化等については、事業で取り組んでおられるわけですが、この中に、結局天水さんの所と平山さんの所等の、この庭園等の公有化事業が出ておるわけですが、平成5年度のこの歴史の街づくり基本構想の中にも、現在、過疎計画で出ております、これらもうたってあったのか、どうなのかということですか。

○文化振興課長（米元史郎君） 平成5年度に旧町におきまして歴史の街づくり基本構想を作成いたしております。これは基本構想でございますので、具体的にこの中で、何年度にどの事業をいくらかけてやるというようなことは述べられておりません。今後、この事業を推進するに当たって、どのような事業項目が対応すべきであるということを羅列はしております。

基本構想を出しましたのは、市民活動の中で旧町に提言が出されまして、旧町ではそれを受けて振興計画に載せまして、町としてどのようにこの事業を考えて取り組んでいくという方針を、町としての立場を打ち出したところでございます。それが、新市の方に合併協議を含めまして継続されているということでございます。

以上でございます。

○18番（木藤茂弘君） であるとするならば、やはり当時、そうした形の中で基本構想として出ておるわけですが、ただ文章的な羅列であったのか、私も基本構想の内容は見ておりませんので、過疎計画の中にこのように公有化の問題、特に、こうしたもの等がただ出てきておるわけですが、であるとするならば、再度この時点で実施可能と申しますか、やはりいろいろ運用の方法、そうしたものはあるかと思いますが、当時の、平成5年度の、旧志布志町時代にお作りになった平成5年度のこの基本構想について再度見直しをされる気はないのか、どうなのか、お尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この事業は、志布志市街地の東部にある数多くの貴重な歴史的文化遺産の保護と整備活用を核にしまして、観光基盤整備を始めとする商工業の活性化や、景観形成事業に伴う地域づくり活動の活性化等によりまして、文化的にも経済的にも市全体を活性化させようという総合的な街づくり事業でございます。

しかしながら、この事業は行政の広範囲な分野にわたっており、長期的な展望の下に進めるべき事業かというふうに認識しております。

一方、本市の財政状況を考えますと、交付税を始めとする一般財源が年々減額する反面、生活保護を始めとする扶助費が増加する厳しい状況下にあります。さらに、合併後に早急に整備しなければならない道路網の整備、老朽化した市営住宅や学校施設の整備事業など、優先しなければならない課題が山積しております。そのような状況の中で、本事業を計画どおり推進するには新たな国の補助金等の財源確保が前提であろうかというふうに思っております。

また、財政計画でも財政規模は縮小する計画であり、今後事務事業の見直しを進める中で、どの事業を優先的に実施するのか、各部局内での優先順位、市全体での優先順位をつけて、財源の許す範囲で事業を推進していくことになろうかというふうに考えております。

○18番（木藤茂弘君） であるとするならば、確かに良いことなんです、しかし財政が伴わなければ計画に上げて、それが実現しないということになりますので、やはりこれらの事柄について再度の見直しをすると同時に、私はやはりこの事業を進める形の中では、当然文化担当係のみでは達成できうるものではないと思います。

そこで、文化財の保護活動については建造物、あるいは遺跡など分野ごとの縦割りの文化財産の管理じゃなくて、やはり文化財産はそうした形の中で一体的に保護することが大事だということは、私もそのように考えております。そして文化財の保護活動は保存と整備活用の両面が考えられるわけですが、特に6月の定例会の同僚議員の一般質問に対して、市長は「今後観光基盤整備事業として位置付け、事業に伴う財政的な投資が直接に効果を生むように推進していく。」教育長は「文化財産の保護・活用と観光基盤整備事業を両輪として取り組むべきと考えている。」との答弁をされておられるわけでございます。

そこで、ちょっと先も申し上げましたが、歴史の街づくり推進事業の骨格には、志布志城跡史跡公園保存整備事業、これは文化行政の担当の分だろうと思っております。それから歴史的文化遺産保護活用事業、これも文化行政の主体的なものだと思いますが、3番目に町並み整備事業、これが主に都市計画なり、あるいは景観条例等の問題も出てくるんじゃないかと思うわけです。それから先ほど、市長の方からも

言われましたように、商工観光基盤整備事業、主に商工観光行政との関連の所管事業になるんじゃないかと思いますが、5番目に住環境整備事業、主に建築、都市計画課との所管事業と、こうした五つの項目が掲げられておるわけでございまして、行政全体を含んだ広域な分野にまでまたがった都市計画、商業観光振興的な側面を持った歴史のまちづくりの事業だろうというふうに考えておるわけでございますが、これらを具体的に進めていこうとされる、その体制について市長はどのように考えておられるのか。

現在、我々がながめる中では文化・歴史の担当課だけが一生懸命これらのものに携わっておられるというふうに見るわけでございますが、現在、志布志城跡の史跡調査、そうしたものが事業化されておるから、そういうものに見えるかもしれませんが、これらを本当に具体的にさっき申し上げました市長、教育長の答弁を考えるとすれば、やはりこうした五つの項目の2項目は文化行政でしようけど、あとの3項目は市部局の担当部署で取り組んでいかなければならない事業だろうと思うんですが。そうしたことを考える中で、進めようとする組織体制について市長の考えを聞かせてください。

○議長（谷口松生君）　ここでお諮りします。本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君）　異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

答弁を求めます。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、この事業につきましては文化財的なものの保存・維持、そしてそのものが今後どういった形で生かされるのかということも含めた形で、今まで教育委員会を中心に事業が進んできたところでした。

現在、様々な指定を受けましてそれらのものが一応基本的なものがあったんじゃないかなろうかというふうに認識するところでございます。その中で、今後取り組むべき方向といたしまして、今議員が御指摘のとおり、様々な関係部署の協議が必要かという段階になってきているというふうに認識するところでございますので、そのことを踏まえまして、今後全庁的な取組をしていきたいというふうに思います。

○18番（木藤茂弘君）　ぜひそういうふうに、ひとつしていただかなければ、投資したものが何にもならないという結末に相成っては市民も怒りますよ。そういうことで、特に旧志布志町時代に購入された商家資料館の分についても本年度調査費が500万円ついておるわけですから、その調査の結果に基づいては来年度、再来年度ということでもそのような事業も進めていかなければならないわけですので、特に財政負担を考慮しながら財政投資したものが無にならないように一つずつ完成を図り、活用できるように検討することと、特に18年度の公債費比率が12.5%、実質公債費比率が3年間の平均で10.8%となっておりますが、これ以上に財政的に悪化しないように努力をお願いし、見直すべきものは見直すということをお願いして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口松生君）　以上で、木藤茂弘君の一般質問を終わります。



○議長（谷口松生君） 　ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 　異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。明日は午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでございました。

午後 4 時 58 分 延会

平成19年第3回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成19年9月13日（木曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

| | |
|-----|---|
| 八久保 | 壹 |
| 丸山 | 一 |
| 上野直 | 広 |
| 小園義 | 行 |
| 鶴迫京 | 子 |
| 下平晴 | 行 |

出席議員氏名 (31名)

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 下 平 晴 行 | 2 番 西江園 明 |
| 3 番 丸 山 一 | 4 番 八久保 壹 |
| 5 番 玉 垣 大二郎 | 6 番 坂 元 修一郎 |
| 7 番 鶴 迫 京 子 | 8 番 藤 後 昇 一 |
| 9 番 迫 田 正 弘 | 10 番 毛 野 了 |
| 11 番 立 平 利 男 | 12 番 本 田 孝 志 |
| 14 番 小 野 広 嗣 | 15 番 長 岡 耕 二 |
| 16 番 金 子 光 博 | 18 番 木 藤 茂 弘 |
| 19 番 岩 根 賢 二 | 20 番 吉 国 敏 郎 |
| 21 番 上 野 直 広 | 22 番 宮 城 義 治 |
| 23 番 東 宏 二 | 24 番 宮 田 慶一郎 |
| 25 番 小 園 義 行 | 26 番 上 村 環 |
| 27 番 鬼 塚 弘 文 | 28 番 重 永 重 久 |
| 29 番 丸 崎 幹 男 | 30 番 福 重 彰 史 |
| 31 番 野 村 公 一 | 32 番 谷 口 松 生 |
| 33 番 若 松 良 雄 | |

欠席議員氏名 (2名)

| | |
|--------------|------------|
| 13 番 立 山 静 幸 | 17 番 林 勇 作 |
|--------------|------------|

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------------|---------------------------|
| 市 長 本 田 修 一 | 副 市 長 瀬戸口 司 |
| 教 育 長 坪 田 勝 秀 | 総 務 部 長 井 手 南海男 |
| 企 画 部 長 持 富 秀 明 | 市 民 部 長 嶋 戸 貞 治 |
| 福 祉 部 長 蔵 園 修 文 | 産 業 振 興 部 長 永 田 史 生 |
| 建 設 部 長 宮 苑 和 郎 | 松 山 支 所 長 白 坂 照 雄 |
| 志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博 | 教 育 次 長 上 村 和 憲 |
| 総 務 課 長 中 崎 秀 博 | 企 画 政 策 課 長 萩 本 昌 一 郎 |
| 財 務 課 長 溝 口 猛 | 港 湾 商 工 課 長 外 山 文 弘 |
| 市 民 課 長 竹 之 内 宏 史 | 福 祉 課 長 津 曲 兼 隆 |
| 保 健 課 長 今 井 善 文 | 松 山 支 所 福 祉 課 長 木 佐 貫 一 也 |
| 農 政 課 長 仮 屋 正 文 | 耕 地 課 長 上 原 登 |
| 水 道 局 長 徳 田 俊 美 | 会 計 管 理 者 楠 川 昭 博 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗 | 生 涯 学 習 課 長 小 辻 一 海 |

議会議務局職員出席者

| | |
|---------------------------|---------------------|
| 事 務 局 長 徳 重 昭 一 | 事 務 局 次 長 前 田 泰 郎 |
| 次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明 | 調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美 |

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

林勇作議員、立山静幸議員から欠席届が提出されております。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により吉国敏郎君と上野直広君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、4番、八久保壹君の一般質問を許可いたします。

○4番（八久保壹君） おはようございます。

今日は一番ということでありまして。昨日は活発な議論が展開されました。今日は一番バッターとしてですね、そうはいかないと思いますが、しかし精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、当局の誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告に基づき、二つの項目について質問をしていきます。

まずはじめに、都城志布志間高規格道路アクセスのことについてであります。このことについては、鬼塚議員が18年の6月議会でも取り上げられました。市長の答弁の中では、様々な場面で共同歩調をとりながら、国・県に働きかけをしているところである。この道路が完成すれば、さらに志布志港の活用が図られ、完成で港の振興、ひいては南九州全域の発展につながると、関係当局へ要望をしているという答弁であります。なぜこのことを私が取り上げたかと申しますと、このアクセス道路がどこに取り付けられるのかで、港湾が果たす機能・使命が大きく左右されることを懸念しているからであります。そこで、アクセス道路がどこなのか、そのことが分かれば教えていただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） おはようございます。

八久保議員の質問にお答えいたします。

地域高規格道路の都城志布志道路は、九州縦貫自動車道都城インターチェンジと中核国際港湾である志布志港とを結ぶ延長40kmの路線であり、平成6年12月に地域高規格道路の計画路線に指定された道路で、鹿児島県が事業主体となっております。

現在、松山から有明字尾間4.1kmにつきましては、本年度中の供用に向けて鋭意工事を進めているところであります。これに続く有明町伊崎田本村から志布志町安楽間3.6kmのうち2.2kmにつきましては、7月に地元説明会を行い、用地買収のための測量を進めているところでございます。終点は、志布志港となっておりますが、安楽から志布志港に至る区間につきましては、東九州自動車道や志布志港新若浜地区の臨港道路計画等との調整が必要であることから、現在、国等とも協議を行いながら検討を進めているところであります。終点を含めて、できるだけ早くルート決定をしたいというのが県の意向でございます。

私としましては、東九州自動車道との接続の問題や新若浜までのアクセスがどうなっているのか、機会あるたびに県当局に問い合わせしておりますが、今申しましたとおり、技術的検討や関係機関との調整に時間を要しているようでございます。

○4番（八久保壹君） アクセスの起点が志布志港となっているということは分かっているということでもあります。このような大きな事業になりますと、いろいろな憶測が出てきます。立ち退きや不動産等の提供など、いろいろなことが出ているようであります。伊崎田の字尾から、先程市長の答弁にもありましたように、伊崎田の字尾から本村を経て志布志へ向け安楽川の曲瀬辺りで橋が架かるという所までは図面も出来上がっているようであります。その先がどうなるのか、私も県の方に問い合わせをしましたが、分からないということで、まだ発表はできないということですね、というようなことでありました。もちろん、道路等の公共工事につきましては、しっかりと設計図といえますか、出来上がってから発表されるのが通常でありますので、これは当然のこととしてとらえていますが、決定しないということでもありますので、アクセスについてですね、どこになるのか。18年の6月の答弁後1年が経ったわけですね。そこで、この間ですね、関係当局にどのようなことをこちらの方から要望されたのか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） この路線につきましては、従来、志布志港までというような形で路線が計画されていたわけではなく、大原の東九州自動車道のインターチェンジ付近までというような形で計画がされていたような経緯がございました。しかし、新市になりまして、この新若浜の整備が進むにつれて、そして市道あるいは国道の交通渋滞等を考えて、どうしても志布志港までのアクセスというような形で、この東九州自動車道、そして都城志布志道路については、利活用を図るために志布志港までの延伸というものを強く要望いたしまして、このことが計画がなされているというような現実でございます。そのようなことから、従来の東九州自動車道のインターチェンジの路線の方が先に設計が出来ている関係上、この都城志布志道路の大原のインターチェンジあるいは志布志港へのアクセスということにつきましては、そのことと併せ持って検討しているというような状況でございます。私どもは、関係機関には、その都度その都度、それこそ顔を合わす度にこの事業の早期の完成をお願いし、そして地元負担のかからない形の設計についてお願いをしているところでございます。

○4番（八久保壹君） 初期の段階では大原までということでありまして、このことについてですね、昨年の6月議会で鬼塚議員の方から、いろいろなことで弊害を指摘されておりますよね。私の見た限りではですね、多分、東九州自動車道は大原辺りでジョイントするわけですね。だから、あそこへ持ってくるのではないかと懸念があるものですから、そうなるわけですね、当然、鬼塚議員がおっしゃったように、ますます交通渋滞が出てまいります。今は国道220号ですけども、今度は志布志福山間の県道も当然渋滞になることが懸念されます。そして、新港が出来ますと、あそこの港からですね、コンテナの荷物あるいはその他の荷物がですね、もう集中的に南九州一帯に配送するのが、あそこに集中してくるのではないかと思うわけです。そういうことを考えます。それから、現在もですね、今の大原へ続いているあの幹線道路ですか、あそこもどんどんどんどん大型が通っております。この前も事故があったということを知っております、大型同士ですね。こういう事故、それから騒音、そして道路が一

般道路とやっぱり高規格道路の設計基準が違いまして、やはり高規格道路になりますと一ランク上になると思います。そういうことで、道路の傷みも抑えられるわけでありまして。騒音とか、それから今申し上げましたように振動、こういうことも出てくるわけです。そういうことを考えたとき、やはり私は志布志港の大動脈となるアクセス起点はですね、志布志の港からですね、この今出来ている新港から直接いろんな方向へ出ていくような、そういう道路が必要ではないかと思うわけです。それでないと、大型の貨物輸送量がどんどん増えてきております。そう予測もされております。事実、だんだんだんだん増えてきております。こういうことを考えたとき、この1点が私は大事じゃないかと思っております。ということはですね、この自動車道路の性格・機能、これはさんふらわあ問題でもクローズアップされてきました。宮崎自動車道に引けを取らないような道路でなくてはならないわけです。そして、そういう使命を負った道路でなければならないと思うわけです。なぜならば、二度とこういう道路は、いろんな社会情勢、それから財政難の折から、二度とできないだろうと思っております。そのことをしっかりと踏まえて、やはりこっちからもっとしっかりと、先ほど大原まで計画されていたが、今度、志布志港の方へやるということでありますので、このことを十分踏まえられまして、県の方が担当ということでありますので、県の方へ強く要望してもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） 先ほどお話しましたとおり、この延伸につきましては、市道あるいは国道に非常に負荷がかかるということでありまして、どうしても志布志港まで直接乗り入れる形の路線にしていただきたいということの要望がかないまして、そして今現在、そのことが検討されているということでございます。来年の秋以降には、新若浜が供用開始ということになるわけでございますが、そうなりますと、現在1,000万tを超える貨物が志布志港に出入りしているわけです。それが直近ではもう1,400万tぐらいになっているという話も聞きますが、さらに取扱高が増えてくるということになるかと思っております。そして、そのかなりのものが志布志港から内陸部の方にコンテナあるいは大型トラック等で配送されるということになるということでございますので、私どもはこの新若浜の新港というものは、本当にこの高規格道路あるいは東九州自動車道の早期完成にかかっているという認識を強くもっておりますので、このことにつきましては県にはいつもそのことで要望しているという状況でございます。

○4番（八久保壹君） 強く要望しているという力強い答弁でありましたので、期待しておきたいと思っております。この項につきまして、高規格道路関係での最後になりますが、港湾機能を生かすも死なすもやっぱりアクセス次第であるということですので、くどいようですが、四つのことを申し上げてみたいと思っております。

1番目はですね、当地域においては、このような高規格道路は、財源不足、社会環境や経済環境の変化、道路行政の見直し等で、二度と計画されないと断言できるということでありまして。

2番目が、港湾機能を最大限に生かすには、港に直結するアクセス道路が最重要であるということでありまして。

3番目が、市街地等の現在の交通事情に大きな影響は出ない。それどころか、大型貨物が高規格道路へ直接乗り込むことで、交通緩和にも大いに役立つことが十分期待されます。

4番目がですね、そうなった場合、市民や観光者あるいはビジネス等で利活用を図るため、簡易イン

ターチェンジを設置して対応する。

こういうことですね、四つのことを申し上げました。このことを十分理解され、悔いを残さない志布志港発展のために、そして志布志市発展のために、最大限の努力をされることを期待して、市長の答弁を求め、高規格関係の質問を終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど来、お話しますように、県・国に対しては、強く要望を重ねているところでございます。そして、国につきましても、この地域の高速道路につきましても、特に東九州自動車道につきましても、前年あるいは前々年につきましても、多額の予算が付けられたということで、早期の進捗が図られているような状況でございます。そして、この都城志布志道路につきましても、県においても特に重点整備路線というような位置付けをしていただいておりますので、従来のような形の整備計画ではなく、格段のスピードアップが図られて、そして私どもが要望しますような、港への直接の乗り入れができる形の全線開通が早期に図られるよう、強く改めて要望したいというふうに思います。

○4番（八久保壹君） くどいようですが、この高規格道路はですね、先ほども申し上げましたように、宮崎自動車道に絶対負けてはならないわけです。そういう機能を備え、そして使命を負った道路でなくてはならないということを、私は自覚しております。市長の今の答弁が、もうちょっと力強い答弁が欲しかったんですが、まあこれはこのぐらいにしておきます。

次に移ります。スポーツ振興についてであります。今年の夏は、今までにないような暑さが続き、昨日まで非常に暑かったですが、今日は大分涼しくなっているようであります。

さて、夏休みになり、恒例のサッカーフェスティバルが8月1日から12日まで開催されました。今年の参加チーム数、それと県内、県外の内訳をまず伺っておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年のサッカーフェスティバルは、8月1日から12日まで、市内4会場、市外6会場、合計10会場で、県内外合わせて、過去最高74チームが参加し、練習試合形式で実施されました。延べ参加校は279校で、135団体の宿泊があったと聞いております。

市の対応としましては、参加した74チームに対し、志布志の水500m圏等、24本入りを1ケースずつ、それから様々な運営のサポートをする方々に氷を贈呈しまして対応をしたところでございます。

県内、県外につきましてもの数につきましても、担当の方に回答させます。

○議長（谷口松生君） 答弁準備のため、しばらく休憩します。

○

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○港湾商工課長（外山文弘君） お答えいたします。

本年度の参加校は全部で74校ですが、このうち県外から34校、県内から40校参加しております。ちな

みに県外でも大阪方面、京都方面から7校参加しております。

○4番（八久保壹君） 今年も盛大であったというような、参加チームがですね、去年に引き続き、多くのチームが参加したということであります。しかしですね、私が4回ほど、この間に観て回りました。私が見学したどの競技場も、観衆もいなく、選手の父兄が4、5人いるだけで、それは寂しいものでありました。スポーツも祭りもそうですが、観る人は多いほど賑やかで、そこで競技する者にとっては励みになり、力強い応援にもなります。志布志市の観光活性化やさんふらわあのことを考えるとき、これでいいのかと思った次第であります。先ほど、学校関係者のあれに対しまして氷を配ったということではありますが、私はもうちょっと寂しいような気がしたわけです。

そこで、市長と教育長に伺いますが、もっと支援方法があるのではないかと思うわけです。そのことについて伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年度の市の対応としまして、先ほど言いましたように、参加しました74チームに対しまして、志布志の水500ml、24本入りを1ケースずつ、そして運営のサポートをされておられます尚志館高校育成会の方々に氷をそれぞれ贈りまして、この育成会の方々から、かき氷を選手に提供していただいたということでもあります。

それから、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会で、選手を応援する横断幕を4本設置しまして、歓迎のムードを高めたところでございます。

また、大会期間中に市サッカー協会主催で5回開催されました監督会議へ、私以下、副市長、教育長、幹部職員がそれぞれ出席しまして、参加者の要望や意見、それから本大会及び市の問題点等を聞くとともに、次年度以降及び大会期間以外の合宿誘致のセールスを行ったところであります。私自身も今大会には直接的には3回ほど、昼間、参観をさせていただきまして、そして、監督の先生たちとも、このフェスティバルの運営の方について、いろいろ御意見を承ったところでした。そして、関係職員も常時張り付いておりまして、この運営がスムーズにいくように取り組んでいたようでございます。

○教育長（坪田勝秀君） 私どもは、今回このサッカーフェスティバルにつきましては、直接の所管ではありませんのであれですが、例年になく、今年は非常に暑くて、子供たちを所管する学校でも、やや足踏み状態ではなかったかなと思っております、観客としてですね、小学生、中学生等。ですから、保護者たちも割と、私の聞いたところでは、どうも暑くて、応援にも行きたいんだけどみたいなことを言う保護者もいましたけれども、確かにおっしゃるとおり、やはりスポーツというのは、観客が多い方がこれは当然盛り上がりまして、いろいろな面でサポートするのが、そして一緒に楽しむのがやっぱりスポーツの良さでしょうから、今後ともまた関係課と連携をとりながら、学校側、教育委員会側として、協力できる場所があれば、十分協力をしながら盛り上げていきたいと、このように考えております。以上でございます。

○4番（八久保壹君） 教育長の答弁にもありましたように、先ほども申し上げましたが、スポーツも祭りも、人が多いほど賑やかで、そして活性化するわけですね。市内あるいは鹿屋、あるいは近辺のこの大隅・曾於地方を含めまして、サッカー少年団というのがいっぱいあると思うんですよ。これまだ私

も把握してないんですが、学校に呼びかけてですね、勉強になると思うんですよ。だから、やっぱりこういうことを、もっとやってほしい。市長は先ほどやりましたとおっしゃいましたが、宣伝をいたしました、看板を付けましたとおっしゃいましたが、これは自己満足なんですよ。自分の所だけほとんど見て、サッカーがあるそうだというぐらいなんです。ところが、やっぱり子供たちを見せる少年団、小学生もおります、それから中学生もおります。もちろん高校はもうほとんど出ております、私も調べてみましたが。こういうことを考えたとき、やはりもっと支援方法としては、先ほど市長の方から答弁がありました、氷だけやるのは、物ですよ、物の支援ですよ。しかし、もっと心温かい、そういう支援を、私はやってほしいなと思うんですよ。せっかく志布志の尚志館高校ですか、あれが中心になって、今だんだんだんだん盛り上がってるんですよ。そしてまた今度、志布志新港にサッカー場を計画されていますよね。あれのことを考えたとき、将来どうなるんだろうと。このままいったら、ひょっとしたら、尻すぼみになって、もうサッカーもだんだんできなくなるんじゃないかと。施設は造ったは、人は少ないは、がらんとしているというような、そういう状況では、あまり効果がないわけですよ。そのことを考えたとき、あそこを、今このことについては、松山、これはもう市内になりますが、鹿屋が大分多かったですね。鹿屋とか中央公園とか、そういう鹿屋工業もそうだったと思いますが、そういう所でやっております。やっぱり選手を1箇所に集めて、できるだけみんなが観れるような格好をつけるために、今度、三つですか、新港の所に計画されていると聞いておりますが、そのことを考えたときですね、ぜひもっと、教育委員会の今度は管轄になるんじゃないかと思いますが、スポーツ少年団あるいは中学校の部活を通じた、そういう支援を積極的に進めてもらえないだろうか、これは要望ですが、教育長、どうですか。

○教育長（坪田勝秀君） おっしゃるとおり、子供の健全育成には、スポーツは決してこれは欠くことのできない活動でございます。また一方で、常に知・徳・体、バランスのとれた子供たちを育成するというのが、やはり教育の最終的な目的でありましようから、どちらにもあまりの加熱し過ぎて、勉強もそうありますが、スポーツもそうありますが、バランスをとりながら、子供たちの健康、そしてまた心身のバランスをとって指導していく、教育していくというのが教育の理念でございます。しかし、今おっしゃるとおり、あまりにも例えば勉学に偏っているというような、頭でっかちな教育が展開されているとすれば、これはもう反省しなければいけないので、今後また会合等で、学校の部活の在り方、あるいはまた子供たちのスポーツへの参加等々につきましても、十分指導していかなければいけないと、こういうふうを考えているところであります。特に中学校におきましても、それぞれ人数が少ないながらも、混合チーム等をつくりながら、サッカーに限らず、バレーでありますとか、あるいはその他のスポーツを、校長先生をはじめとして、やっている学校は多うございますので、今後また、いよいよスポーツの秋にもなりますので、一生懸命、文武両道を目指して頑張るように指導してまいりたいと、このように考えております。

○4番（八久保壹君） ちょうど、このサッカークフェスティバルが始まる頃は、夏休みになっております。そして、12日間という長い期間行われているわけでありまして、学校の事情はいろいろとあると思いますが、やっぱり小学校、中学校の生徒にとっては、より上の高校生のプレーを観せるのも、これは大

切な授業の一環、あるいは教育の一環になるのではないかと思います。そのことを踏まえて、今後とも取り組んでもらいたいと思います。

次に移りたいと思います。スポーツの持つ特性についてということですが、私はスポーツとは、人の健康を守るとともに、観る人に感動と一体感を与えてくれると思っております。毎年、春先になりますと、県下一周駅伝が始まります。地元を走るとき、沿道は人並みが続き、こんなにも市民と一緒にあって応援する、まさに地域が一体となったということが実感できます。また、高校野球では甲子園大会がありますが、地元チームが勝ち残れば、こんなに嬉しいことはありません。例え地元でなくても、県内のチームが決勝戦までいくものなら、例え負けたとしても、地元で感動と喜びを与えてくれます。これらの競技に限らず、スポーツとは多くの人々に感動を与えてくれるものです。私はこれがスポーツの持つ素晴らしい特性であると確信しますが、スポーツの持つ特性をどう認識されているのか、市長に伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

スポーツの持つ特性の一つに、我々人間が社会生活を営む上で、生きる希望と活力、そして喜びを与えてきたのがスポーツであると思います。これまで数多くの名選手たちが築き上げたひたむきな努力による力と技は、今もなお人々の心に熱く残っています。中でも青少年のエネルギーと、純粋でひたむきな汗と涙、高校生の夏の甲子園大会を引き合いに出すまでもありませんが、私どもにすばらしい感動を与えるものがあるというふうに思います。また、スポーツを通じて培われた友情は永遠のものであろうし、鍛え抜かれた心と体のバランスは、他人に対するやさしさや強さといった人間性を生み出し、まさしくスポーツによって培われたものであると考えます。このようにスポーツは男女を問わず、子供から高齢者まで、それぞれに応じて、生涯にわたってスポーツに親しむことができ、体力の向上や健康の保持・増進を図るとともに、一方では親睦と交流により、健全で人間性豊かな人間社会に大きく寄与できるものというふうに考えます。

○4番（八久保壹君） 私よりも事細かく、全くそのとおりだと思っております。そのような認識のもとに、市長もおられると思います。先日、南日本新聞に、市長、これなんです、志布志高校のビーチバレーが全国準優勝をし、市長を表敬訪問し、準優勝報告があったという記事が出ていました。市長、このときのことを、どんなだったのか、感想を伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本当に、今までバレーボールの選手だったという子供たちが、ビーチバレーに臨むということで、今年になってから、確か6月か5月ぐらいからですが、練習を始めて、そして全国大会に臨んだら準優勝というような結果が得られたと。監督も子供たちもですね、選手も本当にそこまでいけるとは思ってなかったということで、すごく喜んでおられまして、そして私も本当に嬉しく思ったところでありました。子供たちの本当にひたむきな練習の成果がそこに出てきたんじゃないかなあというふうに感じたところでした。

○4番（八久保壹君） 準優勝報告を受けて、嬉しかったと思います。しかし、私は先ほども言いましたが、いろんなことから、準優勝報告というのは、これは結果報告ではないかと思うんですよ、行って

戦ってきたと。しかし、もっと大切なことがあるのではないかと思います。それは先ほどから申し上げる、やはり資金的なこともあります。しかし、もっと温かい声援、声かけなんです。そういうのが、今、市内あっちこっち回ってみますと、横断幕があっちこちにこういう横断幕があります。こういう人たちに対して、もっと早くに、優勝してからではなく、優勝の前に頑張ってこいと、資金は出さなくてもいいですよ。頑張ってこいと、そういうことを、やっぱり声かけをしてほしかったと思うんです。そして、こういう準優勝報告があれば、まだ市長の喜びも倍加するのではないかと考えております。そういうことで、すべてとは言いません。もう何でもかんでもやっってくださいとは言いませんが、やはり励ましの声をできるだけ今からかけていかれるのか、これは、市長も忙しいと思います。副市長もいらっしやいます。そして、それでも忙しければ、教育長なりに、声かけをしていただきたいと思います。御三方にその答弁を聞きたいと思ひます。

○市長（本田修一君） 時あたかも、今週の土、日、県民体育大会曾於地区大会が、志布志市、そして曾於市、大崎町で開催されるということで、この地域にもものぼり旗を本当にたくさん立てたところでした。そして、花もいっぱい設置しまして、歓迎のムードをつくっているところでございます。そして、その地域地域によりますが、県体に出場する選手については、地域地域で激励の看板等も立っているようでございます。私どもそのような形で、様々な地域で、様々な層でそういった激励がされているということについては、本当に嬉しいなあと、有り難いなあというふうに思っています。私ども自身といたしましては、九州大会あるいは全国大会に出場される選手の方々は、事前に私どもの方に挨拶に来られます。その折々、激励の言葉を申し述べたり、あるいは参加費の足しになるような形の補助金を差し上げているというような状況でございまして、今後もそんな形で十分選手たちを激励していきながら、活躍を期待したいというふうに思ひます。

○副市長（瀬戸口 司君） お答えいたします。

議員の方から先ほどございましたけれども、スポーツというのは、市長の方が答弁申し上げましたけれども、生きる希望とか活力、そして喜びを与えてきたのがスポーツだということでございます。私自身も甲子園とか観て、大変感動いたしておるわけでございますけれども、議員から御指導ございましたけれども、機会がございましたら、そういう形で激励とかいったような言葉を今後かけてまいりたいというふうに考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、今年度7月31日現在では、今年度の分が10チームと申しますか、10人と申しますか、皆様方御案内のあちこちに横断幕又は垂れ幕が下がっていたと思ひますが、全国スポーツ大会に県の代表として出場する市内の児童・生徒及び市内出身者の高校生ということで限定いたしまして、その努力を顕彰するとともに、広く市民に広報し、青少年の健全育成に資するということを目的といたしまして、可能な限り、取りこぼしのないようにということを担当課にも指示しておりますが、中にはこぼれていることがあるかも知れません。しかし、100%を目指してやっているところでございます。先ほどありましたビーチバレーの選手も市役所の本庁に確かあったはずでありますし、それからほかの中学校等の子供たちの活躍あるいはまた出場を顕彰してやってきております。今後とも、こうい

う子供たちの顕彰は大切なことですので、続けていきたいと。予算も伴いますが、願いをいたしまして、続けていけたら続けていきたいと、こういうふうに考えております。その折はまた予算措置等をよろしく願いいたしますので、以上でございます。

○4番（八久保壹君） 御三方から答弁をいただきました。皆さん、それぞれに取り組んでいらっしゃいます。私が甘かったと申し上げてもいいと思いますが、しかし、やはりやっぱりこういう温かい心を、やはりトップの方たちがもっておれば、子供たちも、それに包まれて、すすくと私は育っていくということで、改めてまたここで、そういうことを申し上げた次第であります。今のことについては、これで終わりたいと思います。先ほども申し上げましたように、スポーツというのは、感動と一体感を与えてくれるということでもあります。そして、その一面には、今、サッカーフェスタのことを取り上げましたが、このサッカーフェスタを盛んにすることは、取りも直さず、さんふらわあへの支援と観光戦略としての一翼を担ってもらうという一面もあったのではないかと考えております。サッカーフェスタ開催中は、選手が大黒やダグリにも多く宿泊したと、昨日もありました。両ホテルとも、選手の送迎など忙しかったそうで、非常に喜ばしいことでもあります。そういう中で、ダグリー帯は志布志の観光拠点であり、志布志湾唯一のリゾートと位置付けられ、観光のメッカともいわれて、それにふさわしい所であります。しかるに、このメッカの地に、ホテル、そしてドライブイン、そしてプレハブが廃きよとなっております。市長は、この廃きよといいますか、こういう建物を把握されておりますか。伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の申される地帯につきましては、かねがねダグリ岬遊園地一帯の景観、あるいは観光振興をどうするかということで、常々研究しておりますので、ただいま申された件につきましては、十分把握しております。

○4番（八久保壹君） 私も、今まで気にもかけておりませんでした。足下をよく見ていなかったということになります。このサッカーフェスタで、ダグリに泊まったお客さんが、あんなロケーションの良い国民宿舎があるのに、出入口の所に、あのような危険な建物が残っているのはおかしいかと、なぜ撤去しないのか不思議がっていました。早速、私も行って確認をしてみました。そうすると、もう崩れかかっています。そして、中の鉄骨にはアスベストが吹き付けられて、むき出しになっています。前が海水浴場であり、崩れかかった鉄骨や板が、今にも下に落ちそうで、非常に危険な状態です。今まで事故がなかったということが不思議でなりません。改めて自分の足下を見直すことが大事だと痛感いたしました。観光地がこのような状態では、志布志市の観光にとっても大きなマイナスであります。これらの建物の所有者に撤去させるか、あるいは何らかの改善をさせるか、そういう要望をする気はないか伺っておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ダグリ岬一帯につきましては、国民宿舎、海水浴場、遊園地などが整備されておまして、総合的な観光レクリエーション地帯ということで、志布志の観光の拠点というふうになっております。このような中で、旧夏井荘跡地につきましては、廃屋化しておまして、訪れる観光客等に景観を阻害している

ということにつきましては、先ほども申しましたように、認識しているところでございます。また、売却者を通じまして、所有者に対しまして、建物の撤去についてお願いをした経緯があるということでございますが、現在そのままの状態になっているところであります。このことにつきましては、個人の所有物でありますので、強制的に撤去できない状況であるということございまして、再度、所有者に対してお願いしたいというふうに考えております。また、今後の周辺の観光整備を図る中で、当該地の必要性等については検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） 八久保議員、質問通告と少しずれてきておりますので、修正してください。関係はあると思いますけれども、お願いします。

○4番（八久保壹君） これはですね、質問通告は口頭で申し上げておりましたが、結局どういうことかと言いますと、やっぱりサッカーフェスタにかかわってくるわけですね。あそこへ泊まれたお客さんから、そういうことを指摘された。これはやっぱり放っておけないと。何とかして、志布志のリゾート地である、そして観光の拠点である、そこをやっぱりお客さんが来ても、さんふらわあで来た人たちが、あの辺に泊まれるわけです。大黒さんにも泊まられます。それから、ダグリにも泊まられます。そういう所は、やっぱり見苦しい、そして危険である、こういうことでは私は駄目ということでやりました。このことについては控えたいと思います。

最後になりますが、高校野球では特待生のことが問題になりました。そのような中、佐賀県の進学校が、地元出身者だけで優勝したことが報道されました。高校生になりますと、いろんな地域から生徒が集まります。志布志市民でない子供たちも数多くいます。県下一周駅伝大会では、曾於地区として、志布志市以外からも選手が出場します。地元を走るとき、分け隔てをして応援するでしょうか。地元代表高校として、もし地元の高校が甲子園に出場したということがあったと仮定します。地元代表高校として応援、当然これはしていくのではないかと思います。今までは地元出身者が少ないからと遠巻きに見ているだけだったのが、きびすを返すように支援もし、応援もすると思うんです。そして、市民も一体となり応援もし、支援もすると思うわけです。まさにスポーツがまちの活性化や発展に欠かせないということであります。志布志市を元気づけるためにも、もっと金銭的にも精神的にも温かい支援を期待して、市長と教育長の考えを伺って、私の質問を終わります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年の春に尚志館高校が県の野球大会で準優勝したときには、本当に嬉しい思いがしまして、そのちょうどたまたま入学式に参列いたしまして、そのときにお祝いの言葉とともに、夏にも期待するというようなことをお話したところでした。そのようなことで、この地域から、もしそういった学校が出れば、本当に嬉しいなあと、それこそ地域を挙げて、こぞって応援する体制が、ムードができるんじゃないかなろうかというふうに思っているところでございます。そのような意味で、私どもはスポーツ振興ということにつきましては、そういった効果があるというものを認識しておりますので、先ほども申しましたように、今年、県体がこの地域で開催されるというような意味合いから、運動施設・体育施設の整備に取り組むをしたところでございました。そんな中で、今年につきましては、昨年度ですが、これは陸上競技場のトラック改修をいたしまして、これは8,100万円かけております。そして、2,588万2,000円かけ

まして、B&G海洋センターの改修も行いました。それから、城山公園につきましては、3,768万円かけまして、テニスコートの改修も行ったところでした。今年度につきましては、またさらに運動公園につきまして、トイレ改修も含めてしたと。そして、多目的広場の整地もしたと。あるいは、ふれあい広場のフェンス工事もしまして、いろんなことを取り組んだところでした。有明につきましても、野球場の擁壁工事と防球ネットの設置工事もしましたということでもあります。そのようなことで、施設につきましては、十分ではないかも知れませんが、そのことの意味合いというものを重く考えまして、深く考えまして、このような形で整備をしたということでございます。そして、様々なスポーツ団体についても、そのような振興のための補助と支援をしているということでございます。今後とも市の財政状況もありますので、それら等も十分考慮しながら、今まで述べましたような形の振興、助成というものをとっていきいたいというふうに考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、やはり純粋主義というのもわかるんですが、やはり地元の高校からということになりますと、高校野球で申しますと、鹿児島が負ければ、次は宮崎を応援し、宮崎が負ければ大分を応援すると、九州勢が負ければ、次は沖縄に行くかというような調子で、やっぱり応援するのは地元のふるさとに近い選手を応援したいという心情は私も同じでございます。ただ問題は、こういうことがあまりにも勝利主義に偏って、そして純粋なスポーツ精神が一部の大人たちによって踏みにじられたり、傷つけられたり、利用されたりというようなことがあるとすれば、これは残念なことではないかと思っております。やはりバランスのとれた教育ということの、教育の場でございますので、地元の子供たちを中心にしながら、そしてまたそれを補足するというようなことで、選手を集めてというようなこともあるんでしょうけれども、やはり純粋なスポーツとして応援したいという気持ちは偽らざるところでございます。以上でございます。

○議長（谷口松生君） 以上で八久保壹君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

○
午前10時56分 休憩

午前11時07分 再開
○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3番、丸山一君の一般質問を許可いたします。

○3番（丸山 一君） 通告にしたがい、順次質問をいたします。

まず、農業行政についてですが、早期米不作の現状認識と、その後の対応についてであります。

今、地球温暖化が叫ばれ、地球温度の上昇により、コシヒカリの作付けに影響が出ているのではないかと、コシヒカリはもうこの地方には合わないのではないかと自分も考えました。また、様々な人からも同様な意見を聞きまして、自分なりに調査してみましたが、温度ではなく、日照時間に問題がありました。現在の我がこの地域の温度では、まだ問題はないということでもあります。ただ、宮崎県の不作の

原因は、台風4号、5号による温度の高い風が入ってきたことによる、穂がやけてしまったというのが原因であるようでございます。私の経験からしても、平均乾燥籾で10a当たり600kg程度の収穫をしておりますが、6月から稲刈り時期まで、ほとんど雨の降らない空梅雨の年は最高751kgでありました。20年以上米作りをしておりますが、その中で1回だけ経験があります。米は昼と夜の温度差があればあるほどおいしくなるようでありまして。夜の温度が高いと、蓄えたデンプンを消費してしまうため、味がかなり落ちるといふことでもあります。農業につきまして、市長は「豊かな自然に恵まれ、広大な農地を活かした県内有数の特色ある農村地区、水産業が営まれ、日本の食料基地として重要な役割の一翼を担っており、それらの振興と、それを取り巻く周辺加工関連産業の活性化に全力を傾注してまいります。」と述べられております。しかしながら、新聞等によりますと、早期米については、県平均で1等は11%しかない、過去最悪であると載っております。私がいろいろ調査したのも、大体そのような数字でありました。我が志布志市の早期米につきましては、1等、2等、3等、規格外A、Bとありますが、そのうちほとんどが規格外Bであります。収量的な面でいいますと、3割の減収であります。平年並みであれば、10a当たり、玄米30kgが15俵ぐらいになると思いますが、本年は12俵か13俵しかありません。規格外Bでは、農協出荷で1俵当たり4,500円しかならない。5万4,000円から5万8,500円ぐらいにしかならないわけです。しかしながら、必要経費は10a当たり、大体8万円から9万円かかります。一生懸命、稲作農業に携わってですね、一生懸命やったとしても、10a当たり3万円ほどの赤字であります。1haでは30万円、10haでは300万円、20haでは600万円の赤字になることになります。ですから、3ha以上の耕作をしている担い手農家、これは有明町内に17人、志布志町に1人おられますが、その人たちにとっては死活問題であります。私事で恐縮ですが、私自身、共済組合の評価委員を13年か14年ぐらい、今しておりますが、共済組合では3割以上の減収に対しての補償システムであり、等級は問題になっていないわけです。ここにも問題があると思います。この点も見直すべきではないかと考えております。

市長は、この2年続きの不作の現実と、それに直面している農家の人たち、それと共済組合の救済制度について、どのような認識を持ち、どのような対応策を考えておられるのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 丸山議員の質問にお答えいたします。

本年度の早期水稻につきましては、著しい天候不順により、主として乳白米が原因として、検査結果、収量とも、かなり厳しい状況であると認識しております。農協から報告を受けた検査結果によりますと、志布志市全体の結果として、2万4,044袋、約721tにおける割合としまして、1等米0%、2等米1%、3等米9.7%、規格外89.3%となっております。収量につきましては、正確な数字は把握しておりませんが、農家の方々のお話を伺いますと、平年と比べ2割以上の減収だったというふうに推測されております。

この結果を受けて、共済組合や九州農政局鹿児島農政事務所等と連絡をとり、対応策を協議しておりますが、現在、具体的に御報告できる救済方法等についてないのが現状であります。

特に今年度から導入されました品目横断的経営安定対策事業につきましては、認定農業者か集落営農組織だけが加入できるものですが、経営安定を図るため、米の収入が標準的収入を下回った場合、その差額を補てんするものでありますが、3等米以上が対象となるため、補てんが受けられないとされてお

ります。この問題につきましては、早期水稲の主要産地である高知県、宮崎県、鹿児島県の経済連においても何らかの対応を求める活動を検討していると聞いておりますし、大隅総合開発期成会においても、早期水稲の著しい不良への対応について、農業共済制度において、規格外米を減収と見なすなどの特例措置を講じることを求めて、今月5日から6日にかけて上京し、地元選出国會議員、農林水産省、財務省、自民党本部に対しての陳情活動を実施いたしました。

市としても、今後の状況を見ながら、必要な対応ができるよう、早急に本年度の早期水稲実績について総括するとともに、来年度に向けた取組を考えているところであります。

○3番（丸山 一君） 今、市長の答弁にありましたけれども、品目横断的経営安定対策についてですね、中身をいろいろ調べたわけですが、その中で担い手農家に対しては、3等以内の品目に対しての対象であって、それ以外は対象外であるということで、私もそのことをですね、対応をとすることを考えておりましたので、それを対応されているのであれば、その分は抜きにしますけれども、見通しの方はどんなでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この事業につきましては、通常作柄で社会的動向により、米の価格が下がった場合に対しまして、その差額を補てんするということが目的でありまして、天災については共済制度で救済されているものであると認識しています。どちらにも国庫補助が投入されており、同様の基準で執行することは当然であるというふうに考えます。したがって、品目横断での補てんは、天災による収量減等による共済制度が発動された場合、当然、補てん額から共済給付金を差し引くことになっているということで、特例的措置は現状として考えられてないということでもあります。また、規格外も対象とすることについて、各経済連からもそういう要望があれば、統計上も規格外は対象外というふうになっており、把握は難しい状況であるというようなことでもあります。

○3番（丸山 一君） あとですね、共済組合への救済制度であります。これも私も長年携わっております。実際、個票が上がってきたときにのみ、その対応をするわけですが、今年の場合は台風4号の台風襲来の前後ぐらいには、まだ稲が立ってたわけですね。それで、ほとんどの人たちは、ああ収穫は間違いないだろうという予測を立てておりました。それで個票がほとんど上がってこなかったわけです。ところが、実際、収穫をしてみますと、かなりの減収だと。それで、個票が上がってきた所を調査しますと、穂がですね、先の方がほとんど実が入っていない状態が非常に多かったわけですね。それで知ってる人、問い合わせがあった人に関しましては、個票を出っしやいと、我々が調査するからという形で、かなり対応をしたつもりであります。新聞等にもそれが出ておりました。個票が出ない限り、調査ができないわけですね。ですから、長年の経験でかなり収入減になるなあということは、我々は把握はしていたわけですが、実際、個票が出てこない田んぼに対しては調査しておりません。しかしながら、実際収穫をしてみますと、ほとんど3割ぐらいの減収に実際なっておるわけですね。その中で、量に対しての救済制度でありまして、これは質に対しての救済ではないわけですね。ですから、この共済組合制度も、見直しが必要ではないかと考えておりますし、ある人も、県の方にかなり強力な要望をされたようございますので、その点について、市長の答弁をいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、この共済制度につきまして、今、議員がお話のように、事前に申告して、そして共済を受けるという制度になっておりまして、今回の場合、収穫して初めて、そういった被害に気づいた、過去にないケースだということでございまして、今回そのようなケースというものが特殊なケースであるということで、未申告でも事後の手続きをすれば、共済金支払いとなるように弾力的な制度運用や、規格外米を品目横断的経営安定対策の補てん金対象とする特例が必要というようなことの農業共済制度の特例措置の適用というものをお願いしたいということで、先ほども申しましたように、大隅開発期成会を中心といたしまして、農水省に要望したところであります。

○3番（丸山 一君） 稲作は天候が大きなウエイトを占めております。昨年に引き続き、本年も天候不順による日照不足であり、特に出穂期、7月1日前後ぐらいになります。その前後2週間続き、4週間で平年の50%しかなかったという、そのことによりまして、光合成がなかなかできずに、デンプン不足で透き通っていない米が多いわけですね。なおかつ、未成熟米がかなりあったわけです。いろいろ調べてみますと、糖熟歩合が60%しかないという、これは粳をですね、水の中に入れたときに、重みで沈むのが60で、あと40は浮いてしまうという結果であります。整粒割合が低く、精米をしますと、乳白米が例年に比較して、かなり多く混ざっております。2年も続けて赤字では、稲作農家にとりましては、採算が合わないと、やめようという声が聞こえてまいります。実際、作物団地化をした中で、もうサツマイモだけ作ろうという人たちもおられるわけですね。それで、3ha以上の耕作をしていらっしゃる担い手農家にとりましては、もう農地は返そうじゃないかという、そういう声が聞こえてくるわけです。農家の利便性や収益面を考えて、作物団地化をかなり強力に押し進めてきたわけですが、初年度にしては、ある程度満足いく形になったのではないかと考えております。しかも、農地・水・環境保全向上対策事業によりまして、野井倉南部保全対策事業では、農道・水路の整備、復旧等に努めてまいりましたし、約10haのコスモスの作付けも今度の日曜日に計画をしております。農家の高齢化によりまして、反土もままならない状態でもあります。また、農道はほとんど荒れており、整備されておられません。農道を実際走ってみますと、草は生え放題、軽トラで行きますと、実際これが行けるのかどうかとわからんような農道がほとんどなんですよね。それで、今までの長い経験からして、反土をしたときの泥上げをしているものですから、片勾配になってたり、かなりひどい蒲鉾状になってたりするわけです。その中で農地・水の方で、かなりの農道整備をして、かなり喜ばれております。しかしながら、我々がそれだけ関係者の利便性とか機動性とか収益性を考えて努力をしても、担い手農家がですね、米作りをもう再考していると。考え直しをしているという現実があります。そのような現実に対してですね、市長はどのような認識を持ち、どのように取り組むか、再度伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

去年、今年ということで、非常に早期米を収穫される、栽培されている方々にとっては、厳しい年だったというふうに認識するところがございます。しかしながら、この野井倉台地、そして蓬原台地につきましては、長年そういった形でこの地域の水稲栽培を支えていただいた地域ということで、今後も昨年度から取り組んでおります野井倉下段地区を中心とするような、改めて基盤整備というものの取組を

開始しております。そのようなことで、この地域につきましては、引き続き私どもの志布志市の農業振興の中の稲作栽培を支えていただける地域というふうに考えております。そして、この地域につきましては、特に団地化を形成していきながら、今の時代に合います安全・安心な農業栽培のためのポジティブリストに耐えうる農業栽培地域として位置付けて、このことにも推進を努めているということでございます。

○3番(丸山 一君) それではですね、市長にお伺いしますが、県の農作物奨励品種の中で、うるち米について、何種類、どういうのがあるのか御存知だったらお答えいただきたいと思います。

○市長(本田修一君) ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○農政課長(仮屋正文君) 志布志市におきましては、現在、早期米につきましては、コシヒカリ、それとイクヒカリという品種で栽培されております。イクヒカリにつきましては、肝属の方では既に作付けが広がっているというような状況でございますけれども、志布志市につきましては、あおぞら管内におきまして1町2反、それからそお鹿児島管内におきまして3haという、まだその試行的に取り組みされているような状況というようなことでございます。それから、普通作につきましては、ヒノヒカリという形で、今この地域では奨励品種ということで作付けがあるようでございます。

○3番(丸山 一君) 県の農産物奨励品種特性表というのがありまして、その中で私も勉強しに行ったわけですが、その中で今答弁がありましたとおり、コシヒカリとイクヒカリなんですよね。コシヒカリは昭和36年に採用になって、もう四十数年になると思います。ただ、イクヒカリの場合は、平成15年度に採用になって、実際ですね、今、作付面積は9対1だそうです。ただ、その中でいろいろ県の交流センターの方でいろいろ調査をしたわけですが、コシヒカリに対しまして、倒伏性はかなり強いと。それで、竿長が78cmに対して66cmで、私同様、かなり足が短いということでもあります。ですから、倒れ難いということもあります。それで、量的にはですね、かなり収量は増えるということに、494kgに対して512kgである。ですから、倒伏し難く、等級とか収量面では、そのことによりまして長けているのではないかと考えます。

県の農業推進センターの技術主幹によりますと、技連会、これは改良普及センター、農協、市役所で構成された技術員の連合会であるそうですが、そこで様々な検討をされ、大崎町、有明町には、平成18年より推奨をしているということでもあります。大崎町の育苗センターは、県の指定も受けており、作付けも実際されておるようでございます。今、県内の作付けは、コシヒカリ9に対して、イクヒカリは1であります。全国的なブランド品であるコシヒカリに比較しても、知名度が低いので、売れるかということもありますし、成熟度が10日ほど遅れるそうでもありますので、今度は集団的に栽培といいますか、水系栽培ですよね、水系ごとに栽培をすとか、航空防除の問題もまたずれ込みますから、そこも問題があるという、様々な関係が実際見えてきます。現在、大型農家の人たちは、お客様の稲刈りをまず先に優先しましてやっておるわけです。それから、自分の田んぼの稲刈りをすると。ところが、自分の田んぼの稲刈りをする頃には、もう胴割れをしそうな、実際そういう状況にあるわけです。私が考えるのはですね、大型農家で自分の田んぼはですね、例えばイクヒカリにして、お客様のやつを刈り終わった頃に自分のイクヒカリが収穫という時期を迎えるわけですから、かなり稲刈りにおきましては、スム

一ズに移行できるんじゃないかと考えたわけです。竿長が短くて、倒れ難いのであれば、等級も上がるだろうし、収量面でも多いのであれば、イクヒカリを進めていったらと考えておるわけですが、そのことについて市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

コシヒカリが、昨年、今年ということで、天候異変ということで、こういった影響を受けたということであれば、当然、農家の方々、そしてその関係の方々も今後の作付けについて、いろいろな形で考慮されるというふうに思うところであります。今、お話があったように、このイクヒカリの特徴というものを、私どもも十分検討させていただきまして、この品種について奨励していくのかとか、もっとそれを組み合わせをして作付けをお願いするのかなどか、今後検討させていただければというふうに思います。

○3番（丸山 一君） 技術主幹によりますと、技連会を通じまして、大崎町と有明町には推奨をしておるんだと。大崎町さんからは返事が来たと。ところが、有明町からはまだ返事は来てませんということですので、今、市長が答弁されたように、かなり検討を進められて、どうかと考えます。

一つ抜けておりましたけれども、食味に関しましては、コシヒカリとほとんど変わらないということですので、様々な面を考えれば、イクヒカリのことについて勉強され、それによって、よければ奨励という形をとっていただければと考えます。

先ほど、答弁の中で、品目横断的経営安定対策事業という話が出ましたけど、これは国が3分の2、担い手農家が3分の1を拠出した基金があるわけですね。そこに担い手農家は1反部当たり3,000円を拠出しておるわけです。先ほどの答弁にもありまして、3等米以内という制約があるわけですが、陳情をされたということではありますが、特に今年の場合は規格外Bでありまして、かなりの担い手農家で大型農家の人たちはかなりの金額の赤字なんですよね。ですから、その分を、その基金の取り崩しじゃないんですけども、それをなるべく拠出した担い手農家に対しましては、払い戻しとか振り分けるといふか、いろいろ中を見てもみますと、かなりの救済措置があるようでございますので、今年は、特に特例措置として、かなり強力に、押し進めていただきたいと思っております。

それと、いろいろ調べてみましたら、農家に対しましては、スーパーL資金とか、近代化資金というのがありまして、かなり金利が安いようであります。それと、農林漁業金融公庫による担い手向けの融資制度というのがあるようでございますので、私の所にそういう問い合わせがあったわけじゃないんですけども、担い手農家の中で経営的にちょっとどうかなという人たちがおられれば、そういう人たちに、こういう情報といふか、それを周知徹底するといふか、皆さんにお知らせをするという形は考えておられないのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

スーパーL資金あるいは近代化資金というものにつきましては、新たにその農業経営を開始するとか、規模拡大とか、そのような場合にこの資金を融資するというような制度であるかというふうに考えております。そのようなことですので、今回のケースにつきましては、こういった資金等については対応できないということですので、先ほど来お話しするように、この農業共済制度の特例措

置の適用を本当に強くお願いしまして、救済を求めていきたいというふうに考えております。

○3番(丸山 一君) それでは、次に通山、一丁田地区の防災についてお伺いをいたします。

これは以前にも質問をしたことがあります、なかなか改善されないために、再度お伺いをいたします。

1番目に、線路跡地の排水対策であります。旧大隅線の志布志町と有明町の町境から、有明町側へ雨が降るたびに冠水をして、地元の人たちは非常に困り果てております。ちょっとした強い雨が10分か15分降るだけで、100mから150mぐらいが冠水、水没し、一番深い所で約60cmぐらいになります。今まで軽トラとか軽乗用車、自転車、電動車椅子等がですね、立ち往生をしたり、エンジントラブルで動けなくなったりということもあります。その中にはですね、この志布志市の750ccぐらいだと思うんですけど、作業車も含まれておまして、たまたまその時後ろから走ってきた市の4t車がですね、引っ張り出したことがあります。私の目の前で起こったことでもあります。このちょっとした強い雨が降るたびにですね、ちょうど町境に住んでおられるのが公民館長であります。私がそこにまた走っていきまして、2人で、向こうとこっちに分かれまして、市の方にカラーコーンを持ってくるように言いまして、向こうとこっちカラーコーンを三つ、四つずつ並べて、その中で強い雨が降る中で、突っ込んできた車に対して、降りていきまして、Uターンをするようにという指導をするわけですね。強い雨が降るときには、雷がかなり鳴ったりしておまして、気の小さい私は、本当怖い思いをしているわけですが、地元の人たちでさえ、少々水浸しになっているんじゃないかという危ぐの念を抱きながらも、やっぱり近道という形で突っ込んでこられるわけです。有明苑もありますし、有明病院もあるわけですね。それと、近道という意味で国道を避けて通るという形の人たちもおられて、それと新しいアパートが、もう20軒ほどできてくる。その人たちはよそから来られた人たちで、全然その現実を知らないわけですから、突っ込んでこられるわけです。その中でやっぱり、2人してそういうことを対応をしているわけですが、この現実を、市長はどのように考えておられるのか。一度は、町境の方から2,000ccのクラスの車が入ってきて、それを僕は150mぐらい手前で見ていたわけですが、夕方でしたので、ライトを点けて突っ込んできたわけですね。そしたら、途中でライトが見えなくなった。それでよく見てみますと。ボンネットの上まで水をかぶりながら走ってきとるわけです。私の目の前に来たから止めたら、地元の私の知り合いでございまして、女性だったんですけども、何でわかっているのに突っ込んでくるのかと注意をしたわけです。そしたら、逆ギレされまして、非常に怒られまして、何年経ったらここは直るのかと。市長は何を考えちゃっどかいと言ってくれと、かなり、強力に叱られまして、何のために俺は雨の中で頑張ってるのに、叱られにやいかんかということ考えたしだいあります。もう今まで、あの排水路が出来まして、もう何年なるんですかね、もう7、8年、10年ぐらいになるんですかね。雨が降るたびにこういうことになるんですよね。この現実に対して、市長の認識をお伺いをいたします。

○市長(本田修一君) 昨今、雨が集中的に、そして多量の雨が降るという状況が噴出しておまして、そのたびに議員におかれましては、地域のことということで、こうして安全のために立ち上がっていただいているということにつきましては、本当に感謝申し上げたいと思います。

この地域につきましては、御存知のように、旧町境ということでございまして、合併後の課題という

ような形で、残された地域だというふうに思っているところがございます。そのことで本当に地域の方々には御心配をかけているというふうに思っております。この箇所につきましては、旧鉄道跡地を利用した市道大隅線の志布志町境でありまして、国道からの流末排水と大隅線からの流末排水の合流の箇所で、排水能力の不足により、豪雨時にたびたび冠水して、通行不能になる所であります。幸いにしまして、降雨が落ち着きますと、短時間で水が引いているという模様でございます。下流側の排水断面、構造等に改修を含めた検討が必要かというふうに考えます。昨年度は大隅線の流末についてのみ委託測量を行い検討してまいりましたが、東側には国道から、もう一本の流末が別にある、大隅線と合流しておりますので、地区全体での排水計画として、関係機関と協議しながら、効率のよい手法で整備するよう検討してまいります。既に一部委託設計の準備を行っているところであります。また、道路の冠水対策につきましては、排水対策と並行しまして検討いたしますが、緊急な対策といたしまして、道路改良計画の中で道路の嵩上げなどを行い、通行に支障がないよう措置を行ってまいります。

○3番（丸山 一君） 排水不足ということを今答弁されましたけれども、実際、線路跡地の排水路工事が始まる時に、私に相談がありまして、実際この流末はどこに流せばいいんだろうという相談があったわけです。その中で私が答えたのは、志布志町境から、志布志町側へ150mぐらいの所に安楽土地改良区の土水路があると。そちらの理事長に相談をして、排水を考えたらどうですかということ提言をしまして、もうそれがOKになったから、今の志布志町境までの150mの工事ができたと思うんですよ。今、答弁の中にもありまして、国道からの2番目の排水が、ちょうどぶつかる所が、今ちょうど150mぐらい行った所なんですよね。実際、町境の道路からの水と、その2番目の水、それと尚志館高校の台地の辺り、その水が、今、それこそ馬鹿雨というか、神経雨というのが一気に降った時に、鮫島坂を通じて220号の側溝、それと市道の側溝を通じて1箇所に集中するものですから、一気に上がって、一気に引くわけですね。ただ、その中で全然知らずに来て、その土砂降りの雨の中で、立ち往生したり、そうしたり、それからまた車を駄目にしたら可哀想だなあという気持ちがあるわけですから、私は雨が降る度に走っていくわけですね。実際、車を駄目にした人もいるわけですよ。ですから、そういうことを考えれば、これはもう早急な対策が必要だと思います。ただ、それをもうやるということでもありますので、次に移りたいと思います。

次に、町境から海岸までの防災非難道路、私は仮称で付けておりますが、これについてお伺いをいたします。これは1番目の先の質問と関連があります。私がこれを言うのは、線路跡地から下の海岸までの道路に対しまして、1本、今は途中もう切れとるわけですが、5mか7mぐらいの緊急時の避難道路として造成をされ、そこに80cmか1mぐらいの、側溝を添えることによりまして、水が分散するわけですね。線路跡地の水が分散するわけですから、そのことによって、いざという場合の短時間で避難できる道路、それと排水が二分されるという利便性を考えて、この道路の整備をと考えておるわけです。そのことを踏まえ、市長の見解をお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御質問の箇所は、一丁田のパチンコ下から海岸までの道路であります。現在、私有地を含めまして、便宜上、通路として使用しているところがございます。したがって、いつ封鎖されてもおかしくな

い状況でありまして、また過去にはそういうふうな行為があったというふうに聞いているところであり
ます。

この地区につきましては、先に答弁しました排水計画などと総合的な計画を行ってまいります。非難
道路としての具体的な整備方法としましては、排水路の管理道路なども考えられますが、周辺土地利用
と一体となった道路計画も必要かというふうに考えております。

○3番（丸山 一君） 今の答弁の中にありましたとおり、一丁田地区、通山地区の人たちの海岸へ抜
ける道、途中は個人所有道路があるわけですね。実は今答弁にありましたとおり、実際閉鎖されたこと
もあるわけです。しかも、私のちょっと知っている人であります、所有者はですね。しかし、そういう
人たちと、できれば前向きな話を進められて、一丁田、通山地区の人たちがスムーズに海岸へ抜けられ
るように、しかも例えば台風とか津波による越波があった場合に、短時間で今度は逃げられるようにと
いう意味からもですね、ぜひこの道路整備につきましては、緊急にやっていただきたいと思います。

次に、3番目の通山地区からの排水路延長についてお伺いいたします。これは有明町時代にラフォー
レ松原住宅、それからLPガスの工場の前を通って、それが志布志町境まで来ております。ちゃんと整
備されておるわけです。ところが、志布志町側は従来の昔からある土水路を通じて排水をされておま
す。ただ、土水路がほとんど埋まっておりまして、水草や雑草が繁茂しております。しかも、その水草
や雑草の上には、不法投棄されたごみがいっぱい浮かんでおります。ですから、この排水路延長につい
て、もう合併をしたわけですから、合併したらやりましょうというのが志布志町職員との暗黙の了解
といいますか、合意であったわけですから、もうそろそろ着工していいんじゃないかという時期に来て
いるんじゃないかと考えておるわけですが、市長の認識をお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御質問の箇所につきましては、県営住宅ラフォーレ松原から西側に延びる排水路については、旧有明
町時代には耕地課のモデル事業で整備いたしました。流末の志布志町側は、土構造の天然水路として機
能しておりますが、河口部では河岸の決壊、あるいはまた潮の干満の影響など、現状での排水路維持は
極めて困難な状況となっております。同地区の排水路につきましては、安楽川河口部の護岸整備とも密
接な関係にありますので、県と協議しながら、整備に向けて努力してまいります。

○3番（丸山 一君） 今、市長の答弁の中にありました安楽川右岸堤防工事について触れられました
ので、もうこれは一緒に進めていきたいと思いますが、従来の松林の上にある個人所有の3町5反の中
の荒地の中を、従来の土水路が斜めに横切っておるわけですね。ですから、その水路をですね、上流
側へ配置換えすることによりまして、その3町5反の土地は有効活用できるんじゃないかと考えるわけ
ですね。今のままでしたら、斜めに突っ切っているわけですから、あまりに付加価値がないような感じ
なんですね。それを水路を上にあげることによりまして、そのまま使える。ですから、そういうことを
考えますと、利便性も上がって、付加価値も上がるんじゃないかと。そうなれば、安楽川の護岸工事を
するにあたりまして、かなり金額の差があるようでございますので、そのことを踏まえ、県と協議をし、
前向きにやっていただきたい。その堤防工事に関しましては、今年の4号、5号の台風のときも、私の
耕作している田んぼが一番下流にあるわけですが、その道路の所まで川の漂着物が来たわけですね。

そのときはまだ稲刈りをする前だったわけです。道路幅3mぐらい手前で、漂着物が止まりまして、その止まったお陰で今度は冠水をしたものですから、稲穂が見えている状態で、お陰様で台風による倒伏というのは免れたわけです。ただ、その排水をするのに、手掘りで私は3日、4日ほどかかって、排水を一生懸命やっていたわけですね。その2年前、3年前は、田んぼの稲刈りの後に、上流200mぐらい上に旧大隅線の線路跡地があるわけですが、あそこまで漂着物が行きまして、有り難いことに、かなりの量の置きみやげをおいて行ってくれまして、約6反部ぐらいの田んぼに漂着物が、厚みにして50cmぐらいでしょうか、それぐらい置かれて行ったわけですね。ですから、それを今度は撤去してもらうのに、志布志町にお願いをしまして、それはやってもらったわけですが、堤防がないばかりに、もう雨が降るたび、台風が来るたびに、難儀苦勞をしているわけですね。実際、今は私の田んぼから10mぐらい来た所に、もう満潮時には、川の水が流れてくるわけですね。本当もう限界のところまで来ているわけですよ。梅雨時とか、台風の際は、もうしょっちゅう私は見に行くわけですが、もう本当困り果てております。実際、安楽川の流れも、かなり上流から見ますと、3町5反の水田の方へ流れておりまして、そのお陰で松林ももう実際100m幅ぐらい無くなってしまっているわけですね。本数にして約300本は無くなっていると思います。ですから、ここに護岸工事をしていただきたい。今、河口で、浅瀬になっている砂を、無くなった松林の方へ今かなり移動をしております。今、10日ほどかかりますよね。かなりの量がですね、砂を今、移動させておるわけですが、そこに消波ブロックを並べるとい、もうこういう工事も始まっておるわけ。消波ブロックは志布志の方から251個運んで来ております。その砂の押し戻しといいますか、その工事が済み次第、今度は消波ブロックを並べるといことではありますが、右岸工事につきましては、まだ全然返事もいただいておりません。どのような状況になっておるのか、市長にお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） ただいま河口部に溜まっている砂を移動して、そして浸食されたふうに盛土をされていると、作業が始まっているということでございます。このことにつきましては、先日8月17日に議員をはじめ、地元公民館の皆様の御尽力によりまして、森山先生を現地に案内しまして、国・県の関係機関と視察を行ったというところでございます。このことによりまして、一刻も早い復旧工事ができるように、関係者一同、協議がなされたということでございます。

県によりますと、河口部護岸につきましては、平成15年に計画しまして、地権者と交渉中とのことであります。先に答弁しました市の排水計画と歩調を合わせまして、実施に向けて用地取得に努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

海岸部につきましては、19年度事業で河口部に埋塞しました砂、寄洲を利用しまして、復旧を図っているということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○3番（丸山 一君） 今、市長の答弁にありましたけれども、森山先生に来ていただきまして、協議会をつくっていただきたいと。今までは県の河川係単独では、なかなか進まない。実際この要望に関しましては、20年ぐらい努力をしております。安楽土地改良区若しくは市への要望、それと地権者の要望書等を通じて、検討をかなりやっております。しかし、全然形にならないということで、これはもう絶対、志布志港の拡充計画とも関連があるのではないかと、それと内部の耕地を守るため

に耕地課も関係があるだろうと。市役所も関係がある。下の松林は国土交通省ですから、ですからこの関係する省庁を全部集めていただきたい。この中で私は説明をするという形で来ていただいたわけですね。その中で、森山先生も言われましたけれども、丸山さんが言うとおりの協議会をつくったらどうかと。そして、皆さんで対応したらどうかということも言われましたけれども、その協議会設置はどうなったのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） この河口部の護岸の方の洗掘につきまして、現地で協議いたしまして、そして土地所有者との交渉が必要だというような話になったところでございます。そのことにつきましては、市についても協力しながら進めていくということで話ができております。今お話にあったように、この箇所につきましては、様々な団体に関係しておりますので、そういった形の全体的に協議会設置というのも必要かというふうには考えているところでございます。

○3番（丸山 一君） では、今の段階では、協議会はまだ設置されていないということですね。設置する意向ではあるんですか。

○市長（本田修一君） 関係機関と調整いたしまして、協議会が設置が必要かどうか、そこも含めて協議をしたいと思えます。

○3番（丸山 一君） この安楽川河口部の、河川堤防と護岸に関しましては、地元の人たちも特に防災関係の人たちを中心にして、もう雨が降るたび、台風が来るたびに、いつも調査して、また松の木が倒れた、無くなったと、護岸が崩れたという形で、電話が来るわけですね。ですから、かなり皆さんも関心をもっておられる。それはなぜかと言いますと、その護岸が無いばかりに一丁田地区の方へ、大きい台風の際は、実際近くまで海水が入ってくるわけですね。ですから、そういうことを考えて、やっぱり生活的な面もありますので、これはなるべく早急に解決の目途を立てていただきたい。ここ1、2年で、すべて解決されれば、市長にとりましては明るい未来が開けてくると考えます。

次に、5番目の鮫島坂の道路改良についてお伺いをいたします。これは有明町時代、志布志市になりましたも質問をしておりますので、確か3回目になるかとは思いますが。今年に入りまして、この鮫島坂の崖崩れはもう3回目になります。6月25日は坂の中間であったわけですが、ちょっと道路と距離がありまして、崩れた土は防空壕の前に流れ込みして、道路へは、少ししか流れておりませんでした。ただ、側溝の中もかなり埋まっておりました。7月12日は坂の一番下の方ですが、これはシラス壁が、直立しております。その中で10mほど上から崖崩れだったわけですね。道路全体が埋まってしまったと。人が埋まってなければいいがな、車が埋まってなければいいがなということを、私らは、何人かで心配困ばいしながら見て、市の方に連絡をしまして、業者さんに来ていただいて調査したわけですが、幸いなことにそこを通った人はいなかったという現実があります。実際、私ら地元の人でさえ、そこは怖くて通りづらい所であります。特に雨上がりなんかは、もうとてもじゃないが寄りつけない。しかも道路幅員が狭いですから、10m、15mぐらいのシラスが直立しておりますので、その直立している壁の上に雑木が生えております。根っこがむき出しなんですよね。台風とか強風が来たときには、その根っこが動いていまして、時々落ちてくるわけですね。落ちてきたら、道路は幅員がありませんから、もう直で自分の頭上に落ちてくるという状況にありますから、地元の人たちも今はあまり通らないような状況にな

っております。特に尚志館高校の高校生にとりましては、通学路であったわけですが、今は、なぜかしらそこを全然通りませんので、それは危険性を考えて通っていないんじゃないかと思えます。実際、6、7年前に、尚志館高校と地区公民館、自治会長の三者連名の要望書を出したことも実際あるわけですね。ですから、この鮫島坂につきましては、ぜひ改良をやっていただきたい。市長は、この今、現状を御存知であったのか、それをどのように把握しておられるのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本地区につきましては、近年、農地の住宅化が進行している水田地帯から国道220号へ通じる農道だということで、尚志館高校の通学路でもあったというふうなふうに聞いております。農道の現状は、幅員も狭く、非常な急勾配のため、通行車両等の安全性の確保においても支障があるのではというふうに懸念しているところでございます。このような状況を踏まえ、過疎地域自立促進計画におきまして、平成20年度に農業・農村活性化推進施設等整備事業鮫島地区として、県に事業申請する計画であります。ただ、県の補助事業につきましては、毎年、事業費が圧縮されておりまして、平成19年度におきまして、本市で4地区申請しましたが、採択は1地区のみという現状でございますので、このことにつきましても御理解いただきたいというふうに思います。なお、事業採択に向けて努力してまいりますが、今後、県単事業の動向を見据えながら、本地区の事業実施を検討したいというふうに考えているところであります。

○3番（丸山 一君） 今、市長の答弁にありましたとおり、過疎地域自立促進計画の中では、確か20年度に計画になっておるわけです。ところが、今、答弁にありましたとおり、本年度も4件申請をして1件しか採択になってない。であれば、この鮫島坂に関しましても、県単としての採択はかなり難しいのではないかと。それを平成20年度まで待って、それが採択にならなければ、また先延ばしになってしまうということを考えまして、ここはひとつ、下の国道の地域の人たちと、台地の上の人たちを結ぶ、今は生活関連の道路なんですよ。位置付けは一般農道としての位置付けであります。これは生活関連道路若しくは緊急時の非難道路としての位置付けを考えれば、これはぜひとも、市長の大英断が必要かと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど申し述べましたように、20年度の過疎地域自立促進計画において事業申請するという予定になっております。採択については、厳しい状況だということでございます。市内各地、様々な地域、様々な路線において、こういった地域や路線があるというふうなことでございます。今年、梅雨時におきましても、この鮫島坂だけでなく、中島坂においても、やはり崩落が起きまして、道路が一時封鎖されたら、通行が不能になったというような経緯があるようでございます。そちらの方の危険度・優先度があるというふうなことで、そこにつきましては、すぐ事業を開始するというふうなことになりますが、そのようなことで、順次この地区についても整備を行っていききたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○3番（丸山 一君） 確かですね、3年ほど前になると思うんですが、この鮫島坂の両サイドの地権者の全員の同意をいただきまして、市の方に提出はしております。それと、有明町時代に広報委員会の

写真撮影のために町の職員を連れていったわけですが、実際その15mほどの崖下の直下の所で写真を撮らせようとしたわけですが、もう帰りましょうよと、怖くて下におれんと。実際、頭の上の方にですね、雑木がもう乗ったような状況にあるわけですね。ですから、もう怖くてしょうがないから、もう丸山さん、帰りましょう、帰りましょうと、その職員は言ったわけですね。実際、そこに来た人でなければ、あの危険性、怖さというのはわからんと思うんですよね。ですから、先ほどから言いますけれども、台風が来る度に倒木によって通行止めになったり、崖崩れになって通行止めになったりということもしょっちゅう起きているわけです。ですから、今までは幸いなことに、その人的被害が起きてないからいいんですけれども、これがいつ起きるとも限らない。であればですね、市長が言われるとおりの、20年度申請という形を取りたいと言われますけれども、県の財政が苦しいのであれば、これが採択になるとはとてじゃないが思えないと思うんですよね。ですから、これは市長の大英断が必要ではないかと考えます。再度、市長の見解をお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この坂につきましては、本当に狭いので、そしてかなり雑木が生い茂っているなあとというふうに感じているところでございます。先ほども申しましたように、市内各地域で早急に手当をしなきゃならない地区、路線というものがございまして、そういったものの中で、財政的に私どもが取り組める範囲がございまして、その中で勘案させていただければというふうに思います。本当に安心・安全なまちづくりのためにというようなことで、私どもは様々な対策をとっているわけですが、集中豪雨というものがとてつもない規模で起きてくるということではございまして、市民の方々には、まず自ら安心・安全な身においていただきたいということで、避難というものをまず第一にお願いしているところでございます。そのようなことではございまして、危険度の高い箇所につきましては、あらかじめそのような事態が発生するというにつきましても、通行止めというような措置を今後はとっていきながら、この路線の改修というものに取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

○3番（丸山 一君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で丸山一君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。



午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、21番、上野直広君。

○21番（上野直広君） 私は、今、問題になっている保育所の民営化について質問いたします。

市長は、所信表明で、「子育て支援では市独自の子育て支援策を拡充する」と言っておられます。そしてまた、「地域ぐるみで子育てをサポートする志布志市ならではのユニークな事業を展開して、子育て日本一のまちづくりを目指します。そして、世界へ羽ばたく人材を育てます」と言っておられます。この言葉に、私は本当にほれほれしました。良い言葉じゃないかと思っております。しかし、市長は、公立保育所を行財政改革の名の下で、チャンバラのようにばたばたと切り捨てているような状況にあります。この変わり様に私は大変驚きました。なぜかという、この民営化を進める中で、保護者の合意がないまま、強引に民営化を進められているという話が相当来ております。保育所の民営化は一度実行に移されれば、もう一度公立保育所に戻すことはほとんどあり得ません。保護者の悲痛な叫び声が聞こえます。保護者の声として、いろいろ職員の説明の中で、民営化はもう決まっているとはっきりと言われましたと。まだ、子供のことを考えていないと思っておりますと。それに、市長は保護者の意見を聞いていないと。初めから聞くつもりがないように思えると。それと、納得してないのに、会長、副会長は納得していると言われましたと。これはもうだまされたということですね。地方紙に出したい。南日本新聞社の広場欄に載せたいという苦情も来ております。市当局が本当に信用できませんと。強引なやり方でいろいろ、住民が動揺されております。それに、これは一番私がぴんときたものですが、なぜ分かってもらえないのか、こんなやり方が通るようなら、独裁政治ではないかという苦情もありました。それに、また頭から保護者の意見を聞く気もないように見え、何を言っても無駄だなあという感じがしましたという、このような保護者の意見が来ております。こういう中で、もうちょっと慎重に考えるべきではなかったかと考えますので質問いたします。

その前に、次のことを頭において質問したいと思えます。児童福祉法の基本理念は、子供は心身ともに健やかに生まれ、育成されなければならないという基本理念があります。それと、児童福祉法上の子供は安心して暮らすことを保障されていると。これは行政が守らなければならない行政義務にあたると思えます。こういうことを考えてみると、ちょっと強引なやり方だったなあ、私は父兄の意見を聞いて、そのように思いました。

メリット・デメリットについてですが、我が国は首長公選制を採用してから、どこの市町村長も保身的立場から、補助金制度を活用してきました。しかし、今日のように、財政が苦しくなればなるほど、この交付内容を再検討し、廃止又は減額に努めております。さらに、これまで地方自治体の事務事業として扱ってきた内容であっても、効率・能率化のため、民営化の方向へ転換することは分権時代の大きな課題だと言われております。これは私も賛成であります。分権時代に民間ですべきことは民間という、その代わり、同じような効果が出た場合の場合ですから、民営化というのは。この民営化は行政がやっても民間がやっても、その効果が同じ、大差がないとするなら、民営化すべきではないかというのですが、今、保育所の民営化は進められておりますが、本当に民間がやっても、行政がやっても、同じ効果が出るものかどうか、メリット・デメリットについてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 上野議員の一般質問、保育所について、まず民営化によるメリット・デメリットのお尋ねでございますが、お答えいたします。

民営化の必要性につきましては、行政改革大綱の方針にありますように、民間でできることは民間で、

民間で行ったほうが効率的・効果的に業務執行できるものは民間でという考え方から、保護者のニーズに応じた保育サービスを提供することや、効率的保育サービスの提供という観点から、今後、多様化する保育需要に対応した保育事業を展開し、延長保育や一時保育などの保育サービスの向上を目指すものであります。

民営化のメリット・デメリットというものは何かという御質問でございますが、まずメリットにつきましては、多様化する保育需要に対応した保育事業を展開する保育サービスの向上、二つ目には保護者、地域のニーズに応じた保育サービスの提供、三つ目には保育行政を含めた子育て支援の推進・充実ということであろうかと思えます。

デメリットにつきましては、これまで慣れ親しんだ生活の変化、新たなスタッフが加わるということで、心理的影響が考えられるということでございます。対応策といたしましては、保育内容、行事などの保育環境について、急激な変化を生じないことや、臨時職員で移管後も希望される職員の方々の処遇等も引き続き継続していきますし、移管先法人と各保育所との十分な引継保育を予定しているところであります。

○21番（上野直広君） 市長は、行政サービスの低下というのは、デメリットだと思いますけど、行政サービスの低下があると思いますけど、その点についてはどうですか。

○市長（本田修一君） 行政サービスの低下ということではなくですね、今申しましたように、多様化する保育需要に応じた保育事業が展開できるということでございます。そのようなことを含めて、サービスの向上が図られるということでございます。

○21番（上野直広君） サービスの低下に対しては、そんなに懸念はないということですが、ここで公立保育所の存在意義について質問したいと思いますが、地域がもっとも必要とする保育ニーズに、直接行政が責任をもつという意義があります。例えば、認可保育所の条件を超えたニーズに応える必要が出てきた場合には、独自の施策を行う責任が自治体にはあります。このようなことを行うのは、民間ではできないだろうと考えています。市長が所信表明で言われている独自の施策とか、そんなのをする場合に、職員であれば忠実に実行するでしょう。民営化すれば、そう簡単に口出しはそんなにできないだろうと思えます。その点についてはどうですか。

○市長（本田修一君） 本来は、サービスというものにつきまして、質の保持ということにつきましては、公立の方が優れているというふうには考えるところでございますが、この保育事業につきましては、国の方針も変わっておりまして、様々な事業について民間が取り組む方がより手厚くできる財源措置がとられるというような流れにきているようでございます。そのような中で、私どもは、今申しましたような保育行政において、様々なニーズが出てきたときに、対応できる体制になかなかできないということがございまして、民間委管の方向をとっているところでございます。

○21番（上野直広君） ちょっと今のはわからなかったけど、民間にすれば、行政の施策を行う上でスムーズにいくという意見でしたけど、そういうことですかね。ちょっと私の聞き方が悪かったかも知れませんが。

○市長（本田修一君） 平成16年度より、保育所運営費の流れというものが変わってきておりまして、

公立では一般財源化されまして、このものが保育園に、市を通しまして流れるということになります。そして、民間につきましては、保育所運営費につきましては、国の措置として、補助として2分の1、そして県としまして4分の1の補助と、そして市としまして4分の1というような形で運営費の流れがあるというようなことをございます。そして、他の事業につきましても、こういった流れがございまして、保育サービスの提供という場面で、財政的に考えたときに、かなり厳しい状況に置かれているということでもあります。

○21番（上野直広君） 財政の問題になりましたけど、その行政の場合は補助事業に対してカットされたわけですけど、交付税措置がされているんじゃないですか。その代わりに交付税措置として行われているんじゃないですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○福祉部長（蔵園修文君） 保育所の運営費につきましては、議員がおっしゃいますとおり、公立につきましては交付税措置ということになっております。民間の場合は、財源区分がはっきりしているということをございます。

○21番（上野直広君） 民間もいずれ補助金をカットするというような計画があるようです。この点については、この辺で終わりたいと思いますが、私をもっとも心配しているのは、昨日もコムスン問題が出ました。このコムスン問題で民営化を考えると、私は本当に公立保育所も民営化が必要なのかと考えましたので質問いたします。今年、2007年6月に表面化したコムスン問題で、改めて民営化が福祉の質を脅かすものであると考えてみますと、2000年の介護保険スタート当時、民間活力で競争し、サービスの質が良くなると企業参入が緩和されましたが、今回のコムスンの問題はなぜ起きたんでしょうか。考えてみますと、市場原理・競争原理を出された結果じゃなかろうかと思えます。ここで市場原理・競争原理と国民生活の関係を整理しますと、三つの領域が挙げられると思えます。金融や製造業などは市場原理・競争原理を全面的に機能させる領域です。高等教育など、市場原理・競争原理をある程度機能させるけれども、一定の制限を行う領域というものです。基礎研究、義務教育、必需的な福祉サービス分野などで、市場原理・競争原理を機能させないことを原則としていくべき領域があると思えます。これが三つの領域で言われておりますけど、この中で福祉サービスを考えた場合、介護はもう福祉サービスですけど、保育関係も福祉サービスに入ります。これは厚生労働省の管轄である以上、福祉サービスに保育はあたるようになっております。そうなった場合に、規制緩和や民営化に聖域なしとして、介護や保育の分野まで企業参入を促進してきました。その結果が予想どおりの結果として出てきたのが、今回のコムスン問題です。コムスン問題を保育政策をもう一度考え直していくことが、行政政策に強く求められるのではないかと、私は思いますが、保育政策も福祉政策であるということをご認識しておられますか。

○市長（本田修一君） コムスンの問題につきましては、今会議でもそのような話がありまして、本当に残念だなあと。この地域でなくてよかったなあとというふうなことを申し述べたところでした。当然、この保育事業につきましても、社会福祉法に基づきまして事業がなされているということは十分認識しているところをございます。

○21番（上野直広君） こう少子化で子供が少なくなれば、民営化されて、民間の場合は利潤追求しますね。利潤追求の結果がコムスンのような問題を引き起こしているわけです。今後も、志布志においても、保育所関係でこういうことが起こらないという保証はありません。だから、もうちょっと慎重に考えてほしいと思います。志布志の保育行政というのは、あり方というのはどうあるべきか、そしてまた保育の質というのをどのように上げていくかということを考えていくべきじゃないかと思いますが、どう思いますか。

○市長（本田修一君） 私も当然そのようなことを考えたということを前提としまして、この保育園の民間移管については進めているところでございます。このことにつきましては、先ほど来申しましたように、行政改革大綱に基づくということもありますが、合併前の各町でとられている政策の中でも、そのような方向性が出されているというようなことに基づきまして、合併協議会でもそのことについては話し合いがされまして、まちづくり計画の中にも盛り込まれました。そして、新市が合併いたしまして、そのことに基づきまして、新たに私は施政方針を盛り込みまして、そのことについて進んでいるところでございます。

○21番（上野直広君） では、市長、公立保育所は民間保育所の水準を上げた役割をもってきたんじゃないですか。それを逆に考えれば、行政職員というのは、それだけ質が低いということですかね。民間に及ばないと、高い給料を払って職員を養って、民間のひこ仕事はできないというのは、ちょっと私は納得がいかないんですね。それだけ今まで民間の保育所を行政保育所が引っ張ってきたのはいかがなものですか。本当ですかね。

○市長（本田修一君） 現在、市の保育所につきましては、所長と、そして主任保育士というような形でなされておりまして、一般の保育士につきましては、臨時の職員で対応しているというようなことでございます。市の職員につきましては、確かに本当に高い給与を得ておられまして、そして高い能力を持っておられるということでございます。もちろん臨時の方についても、そういった形で仕事をしていただいているところでございますが、民間の方々につきましては、正職員の方々が仕事に取り組んでいただけるというようなことで、質の高い保育サービスが提供できるというふうに考えているところでございます。

○21番（上野直広君） 行政が民間に負けるというのは、私はちょっと納得がいかないんですね。高い給料を払って職員を、行政というのは何だろうかと私は思います。その行政というのは、それだけ仕事の能率・効率が悪いのかと考えますよ、こうなれば。民間に及ばない。行政サービスというのは、民間は及ばない良いサービスがあるわけですから、銭金を考えずに行政サービスはするわけですから。こうなった場合、今の現状の地域経済を見た場合に、教育を民間に移管すれば、所得格差が出ている以上、個々に保育の差が出てくるんじゃないかと、所得の差によって。その点についてはどうですか。

○市長（本田修一君） 国の定める保育料というものは、同一ということございまして、それぞれの地域でそれぞれの形の保育料が行政の考えによりまして定められているということでございます。私どもの地域につきましては、他の近隣の地域よりも保護者の方々にとって負担が軽い形の保育行政をしているということを御理解いただければというふうに思います。そして、私ども、この新生志布志市につ

きまして、本当に毎回毎回お話するように、厳しい財政状況であると。そして、限られた財源の中で効率的な仕事をしなければならないということになるわけでございます。そのような中で、先ほどからお話しますように、民間でできるサービスについては民間にお任せしようというような流れがあるということございまして、そのことに基づいて、このような保育所の民間移管があると。当然、公務員としましては、公務員のなすべき仕事というものがあるわけでございまして、そのことにつきましては、例えば専門性の高い、極端に秘密性が守られるべき内容の問題とか、高度に法律的に取り組まなきゃならない問題とか、そういったことについては、職員につきましては非常に質が高いわけでございますので、そういったものに取り組んでいただけるようにというふうに考えるところであります。

○21番（上野直広君） 市長は、職員は質が高いと言われます。まあそのとおりだろうと思います。ここで、公立、民間保育所のネットワークを築く中心的な役割があります。保育実践等研究ネットワークをつくっていく取組の中心あるいは橋渡しをする役割を果たしていくのが公立保育所の役割として求められております。こうなった場合、民間になった場合、公立保育所とネットワークをとって、子育ての質向上をすることはちょっと難しくなるんじゃないですか。職員がそれだけレベルがよければ、公立保育所がレベルが上がっていけば、民間も上がっていくと。もう民間だけに任せておれば、それは多少銘々それぞれの民間の保育によって、子供は育てられるわけですから、その高度な新しいニーズに合わせたそれに対応することはできないだろうと思います。やっぱり民間だけでは恐らく対応はできないだろうと。やっぱり行政がいろんな知識を与えて、お互い市全体の保育所がレベルアップするような方向にもっていくべきじゃないかと思います。でないと、このままいけば、もう民間保育所は行政を離れるわけじゃないですけど、もうほとんど関心がなくなっていくのは目に見えております。もうそれぞれの民間保育所で自分たちのやり方で運営していくと。児童福祉法に違反しない限り、自分たちのやり方でやっていくというように思いますが、公立保育所も必要じゃないかと私は考えております。市長はどうですか。ネットワークとか、保育所のレベルアップですね、質の向上ですね、そういうのをやる場合は、やっぱり職員の行政手腕が必要じゃないかと私は考えておりますが、市長はどうですか。

○市長（本田修一君） その公立保育所のネットワークというものについては、ちょっと承知しておらなかったわけですが、そのようなものでお互いに質を高め、そして保育の改革について取り組んでこられたということは大いに推測できるところでございます。しかし、それとは別に、また民間の方々には民間の方々でそういった機関を設けておられて、連絡等、そしてお互いの研修等を重ねておられているというふうには聞いております。そのような意味で、そのものがまた機能してくるのではなかろうかというふうに思うところであります。また、先ほど来お話しますように、私どもはこの事業につきましましては、民間の方々にお任せしても十分、私どもが考えている保育事業というものは達成でき得るというふうに考えまして、このようなことで取り組むわけでございます。そのことにつきましては、いわゆる現在、市内の保育園に入所されているの方々、入園されている方々の状況を見たときに、そのようなものが本当に傾向がつかめるというようなことでございます。例えば、入所者の入所率でいきますと、公立の定員が390名に対しまして302名、私立の定員が600名に対しまして740名、125%の方々が入園されております。このことを見たときにも、すべての私立の保育園につきまして、115%ないしは125%、

達しているという状況があるわけでございます。このことを考えても、子どもは私立の保育園に預けておられる方々は、十分満足されていると。そしてさらに、その方向へ向かっているというようなことが推測されるということでございます。

○21番（上野直広君） 保護者の保育ニーズは私立の方が多いいいことですが、公立の保育所も保護者のニーズがあるわけでしょう。公立の保育所にやりたくないという保護者はほとんどですかね。そうじゃないでしょう。やっぱり公立の方がいいと、それは志布志の公立保育所のレベルアップが寄与したものじゃないかと思っていますけど、ここで民間に入れた方がいいと言っているんですけど、ここに保育制度の基本である児童福祉法は平成9年6月に50年ぶりに大改正され、平成10年4月から施行されました。その改正の柱は、一つに市町村の措置により、保育所に入所する仕組みを保護者が希望する保育所を選択する仕組みに改めるということ。選択する仕組みに改める、保護者がですよ。公立保育所がいいとなれば、公立保育所もある程度措置しなくてはならんということですよ。今回、民営化を進める中で、いろいろ問題になりましたけど、保護者の保育所の選択に役立てるため、市町村はその区域内の保育所の設置、それに設備及び運営の状況などに関して情報公開されましたか。一部されているんじゃないですか。全部されましたかね。

○市長（本田修一君） 情報公開につきましては、原則そのような方針できておりますので、知りたいと思われる情報につきましては、入手できるというふうに思っております。

○21番（上野直広君） 知りたい情報を公開するというじゃなくて、保護者にそういう状況を、志布志の全保育所の状況を情報公開するのが当たり前じゃないですか。必要な情報だけ与えるのは、おかしいんじゃないですかね。それと、その保育所を選択する仕組みに改めるというのがあれば、公立保育所をほとんど望まない保護者だけだということですかね。市長、今回、さっき私が保護者の意見でいろいろ言いましたが、何でこげんいろいろ皆さん動揺されているのかと考えて、こういう質問をするわけですけど、賛成された方でもですね、根負けして仕方がないというような意見です。ということは、行政がいかにか強引に民営化を進めたか、説明責任をいかにか果たしてないかということじゃないですかね。説明責任とか、そういうのを何回ぐらいやったんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年から、この民間委管につきましては、保護者の方々に説明会をしてきたということでございます。そして、今年度になりまして、4月1日以降、また改めて来年4月1日移管に向けて説明会を開始したということでございます。今年につきましては、有明区域、そして松山区域でまず第1回目をしまして、その後、意見交換会的なものを蓬原保育所で2回、野神保育所、有明保育所でそれぞれ1回ずつの計4回の意見交換会をしたということでございます。そしてまた、有明保育所につきましては、別途、説明会等も開催しているということございまして、子どもは何回も何回もそんな形で保護者の方々とお話をさせていただいたということでございます。今回、こうして民間移管を進めるにあたりましては、保護者の方々の理解を得ながら進めていくということを前提として進めてきておりますので、その理解を得るために、もし理解を得られない方々がいらしたら、またその方々に対してお話をさせていただくということを重ねてきているところでございます。

○21番（上野直広君） 説明会を2、3回したところで、みんなが納得するわけじゃないでしょう。結局みんな賛成したとしても、しょうがないなあと、あきらめて賛成しているわけですよ。説明責任を果たさずに、20回でも30回でもいいんですよ、説明責任というのは。それは根気よく住民が納得するまで。今のままでは独裁政治だと言われているんですよ。やり方がですよ、民営化に対しては。そのくらい聞く耳を持たないと、市当局が。もう民営化ありきというような、保護者はそう考えて憤慨しておられます。これはどうかなあと私も考えましたので、保育所の民営化に関しては、保育行政の在り方、質の上げ方をまず考えて、民営化なら民営化に取り組むべきではなかったのか。そこで、保育の在り方、質の在り方は、分かっておれば教えてください。

○市長（本田修一君） 先ほどからお話しておりますように、この事業につきましては、既に先行しております有明地域の通山保育園あるいは伊崎田保育園につきましても、そして民間移管が済みました志布志地域の保育園につきましても、保護者の方から、移管後に何ら苦情が来てないということにつきましては、前回あるいは前々回の議会でもお話したところであります。このことは保護者の方々にもそのようなふうにお話してきているところでございます。そして、先ほども申しましたように、充足率につきましても、公立はこうなんですよねと、そして民間の方はこうなんですよねということをお話してきたところでした。そして、民間の方では、今後、多様なサービスに対応していただける体制をきちっと取っていただけるんですよと。残念ながら、公立の場合は、なかなかそういった対応というのは、今後難しい状況にあるから、民間委管の方向にあるんですよとということをお話してきているところです。そのようなことで、今、議員からお話がありましたように、1回、2回の説明では何なのかというようなことがありますから、私どもの方は何回でもそのことについてはお話をさせていただきたいと、お話をしますということを経験的な姿勢で取り組んできているところです。しかしながら、有明保育所におきましては、そのようなことも許さないというようなこともあったわけでございまして、私どもは役員の方々に了解を得まして、そのような形を個別の対応を取らせていただいたというような状況であります。何ら私どもは独裁的に、独断的に進めているわけではない。私どもは何回でも説明しますよと、お話をしますよとということを経験的なスタンスとして、このことについては取り組んできているということをお話していただきたいと思いますというふうに思います。

○21番（上野直広君） 市長は一生懸命やられているでしょう。でも、保護者の方にはそれは伝わっていないんですよ。だから、私は保育の在り方、質の在り方はどうなっているのか、それが民営化されてどう変わっていくのか、公立の保育所の在り方、質の在り方は、答えられないのに、民営化した場合には、どうなるんですかね。

○市長（本田修一君） そのことにつきましては、先ほどもお話ししましたように、志布志の地域で民間に移管した後、もう一回、公立に戻してくれという声なかったということでもあります。そのようなことで、私どもは例えば延長保育とか休日保育とか、あるいは直接的には違いますが、学童の保育とか、そういったものについて、民間の方々をお願いしながら、保育の質を上げていくという方針をとっておりますので、そのことがきちっと、その地域の保育園ではされておりまして、保護者の方々は十分満足されてきているというようなふうを考えているところであります。私どもはそのようなことを他の地域

ではずっとお話しまして、納得がいただけたというようなふうにいるところでございます。そのような意味で、今お話ししました有明保育所につきましても、何回も何回も保護者の方々にお話ししまして、私どもが説明をした折には、55名聞き取りをいたしまして、条件付きで41名の方が移管に納得されたと。そして、どちらでもよいが7名と、納得できないが6名という、こういった結果も一旦はいただいたところでした。このような結果をいただいた後に、また若干、保護者会の方でいろんな動きがありまして、お話があったようで、また別な形の、別な数字の結果も出ているようでございますが、もしそのような結果が出ているとすれば、何度でもまたお話をさせていただきたいなというつもりでございます。

○21番（上野直広君） 保育の質とか、在り方というのは、答えてもらえませんが、その保育の質を、民営化された場合は、本当に保証できると思いますか。コムスンのように、また問題が起きるんじゃないですか。この保育所の民営化とは、保育所というのは福祉サービスですから、競争原理があまり働いてもいかんのですよね。私がなぜこんなに聞くかといえば、戦後の日本社会はですね、自由放任主義と英才主義教育の両極端で子供たちは振り回されてきました。これは子供の成長に影響し、精神的なバランスを失って、非行少年の方向という形で表れているということです。その基というのは、人間は0歳から7歳までに人間の性格、人格が決まると言われております。これは科学者が言ってるんですから、間違いないだろうと思います。このことについては市長はどう考えますか。

○市長（本田修一君） 科学者のお話ということでありまして、いろんな見解、論評、そして学説があるかというふうにいると思います。しかしながら、私どもは昔からいろんな意味で習い事、学問を始めるのは3歳からというような言葉があるように、その幼少期から子供たちの青少年期へ及ぼす影響というものについては大きいものがあるというふうにいるところでございます。議員がおっしゃることにつきましては、最近の深刻な事件等が発生しまして、そのことが家庭における育児の放棄や児童の虐待ということの、そういった背景もあるのではなかろうかと。あるいは、家庭や地域の教育力も低下してきていると、それからもう一つは、子育てにかかわる周囲の大人たちの厳しさも欠けてきているというようなことがよく言われているということでございます。このような中で保育所の果たす役割というのは本当に大きいというふうには認識しているところでございます。今申しましたように、家庭や地域でなし得ない子供への教育、保育というものが、保育所でなされるというふうにいるところでございます。

○21番（上野直広君） 0歳から7歳までに人の人格、人柄が決まるという、それに昔からいわれている三つ子の魂は百までといわれておりますが、幼い頃に育った性質や性格は、老人になっても変わらないと、幼児期のしつけ、礼儀作法の大切さを論じたものですが、こんな大事な時期にですよ、保護者が動揺しているようなやり方で民営化を本当に進めていいものかどうか、もうちょっとその保育の在り方、保育の質というものを論じ合って、保護者とか市民とか論じ合って、進めるべきじゃないかと私は思っております。この大事な時期に事の善悪と判断力を教え、将来、社会に出て一人で生きられるよう、しつけることが真の保育というべきではないかと思いますが、そう簡単に民営化がよか、民営化がよかと考えるのは、私はちょっと疑問だと思います。

○市長（本田修一君） 頭からですね、民営化がよか、民営化がよかというようなことですね、お話

している内容じゃないということでもあります。これは先ほど来言いますように、合併前の流れがあると、そして合併後に私どもはまた行財政改革を進めなきゃならないということで、大綱の中でも定めていただいたと。そして、私自身もそのことを受けて、施政方針で述べて、進めますよということをお話しているというようなことでございます。そして、私自身も本当にこの問題について、改めて保護者の方々とお話をさせていただいたときに、本当に不安なんだなあということには実感したところでございます。その不安感を払しょくするために、私どもの方はこうなんですよねと、市の取り組もうとする方針、市が歩もうとする財政的な面、そういったものを含めた形でお話をさせていただいているところでございます。保育所は、保育される子供と保護者のためにあるものだというふうに認識しているところでございます。その方々が一番いい環境というものを創出して、そして提供していくのが私どもの立場でございます。そういう意味で、私は新市の市長になりまして、改めて今まで取られてきた保育の流れを見まして、市の流れを見まして、民間移管につきましては、間違いないという確信をもって取り組んでいるところでございます。そのような意味合いから、ほかの地域の方々につきましては賛同いただいていると。そして、現在、有明保育所だけが残っておりまして、この地域につきましても、先ほども言いましたように、私どもの聞き取り調査では、本当に反対だという方はごく少数だということでございます。そのことを十分御認識していただければというふうに思います。

○21番（上野直広君） 私は、保護者と話したところは、行政当局と話すときには、もうしょうがないなあ、賛成だと。だけど、普段の保護者は反対なんですよね。もうしょうがないと、これだけ強引であれば、しょうがないかなあ、財政問題を考えたりすればと。皆さん財政問題を考慮しておられます。市が困るんじゃないかと、財政的に。そういうことも考えておられる保護者もあります。だから、市長はみんな賛成賛成と言うけど、裏に回れば反対の人は多いんですよ。民営化に賛成した人も、裏に返れば本当はこげんじゃつとなあ、電話で来ますよ。だから説明責任が足らんのではないかと、私は。説明責任を足らんじ、すぐ選定委員会にかけて、そこでまたもめる。その繰り返しだろうと思いますけど、もうここでどうしても保育所の質を上げるためには、ある程度の公立保育所は必要であると私は考えております。でないと、いろんな保育があって、レベルは上がるのでありますので、その公立保育所が無くなれば、それだけ魅力が一つ消えることになります。市内全体でネットワークを作って、子供たちを将来一人で判断できてくるように育てていくべきものが保育ではないかと思っております。もう市長は、今までの答弁を聞いてみますと、民間ありきです。公立保育所も良い所はあるんじゃないですか。どうですか。悪い所ばかりですかね。

○市長（本田修一君） 少し誤解されているなあというふうに思いますが、もちろん公立は公立で良い所はあるということは何回も重ねて申し上げているところでございます。私どもは今こういった流れの中にいるということは、その様々な要因があって、こういった流れの中にいる。そして、そのときにじゃあ民間になったときに、サービスはどうなのというふうに判断したときに、残念ながら公立よりサービスの質が高いという結論を出さざるを得ないということでもあります。そのことにつきましては、先ほど、志布志市内の保育所の民間の保育所と、そして公立の保育所の充足率をお話しましたが、そのことが明確に物語っていると私は思うのであります。逆にいえば、この仮にどこか1園公立で残したという

ことになれば、その充足率はかなり周りの民間に比べて減っていくんじゃないかなあというふうに見えるところでもあります。そういったふうにお話をされる民間の経営者の方も実際にいらっしゃいます。そういう意味でいえば、私どもは保護者の方々についても、もしそういった形で残ってしまうと、サービスの提供を受けるチャンスを失ってしまうという場面があるというふうに思うわけでございます。そういう意味合いで、全保育所を今回こういった形で取り組まさせていただきますというふうに思うところでもあります。

○21番（上野直広君） 市長は、民間サービス、サービスと言われますけど、延長保育とか日曜保育とか、私はそこを問うているんじゃないですよ。ただ、中身を言ってるんですよ。子供たちが本当に将来、非行に走ることなく、一人で判断して生きていける、市長が言われる世界に羽ばたく人間に育てほしいわけですよ。その形じゃないんですよ。ただ、その人間の中身ですよ。それについて、私は質と言ってるんですよ。そこをもうちょっと考えてほしいと思います。本当に保育の在り方、保育の質を市全体で考えてですね、みんなの知恵を出し合ってからでも遅くはないんですよ。そう急ぐ必要はないんですよ。みんな、ああよかったなあ、これじゃあ独裁政治だなあと言われますから、後でこれは良かったよなあ、保育は民営化されてもよかったよなあと言われるような、その保育の在り方、質を十分考えてやるべきじゃないかと。私が公立保育所も残した方がいいというのは、まだレベルアップの途中にありますので、それをレベルアップすれば、みんなやっぱり公立の保育も必要だと考えておりますので、そう言ったわけです。OECDの報告書で示されておりますが、このOECDというのは、経済協力開発機構ですが、これは国際的な機関です。その報告書によると、人生は始めを力強くという方向で、保育を公的責任で、より充実してやるのが未来性があると。公的責任ですよ。これはもう世界的にこういう、始めを力強くというのは保育ですよ。この時期を逃したら、18、15になってからは、もうちょっと難しいということですね。この時期に保育を公的責任で、民営化ばかりしておったんじゃ、行政の力は中身までは及ばんですよ。市職員であれば、それは忠実に市長の意向を聞くでしょう。一旦、民営化になれば、その運営者というのは、そう簡単に動かすことはできないと思います。市長はどうですか。

○市長（本田修一君） 民営化になりまして、この社会福祉法人ということで、県の監査等がありまして、そして私どもの方も、その施設については市の施設ということで指導を残せるということになるので、協定書の中に盛り込むということになるかというふうに思います。そのような意味で、今後も市の指導の範囲内で保育活動をしていただくと。そして、その事業につきましては、児童福祉法ないしは社会福祉法人の範囲内でしていただくということになるかというふうに思います。

それから、先ほどからちょっと気になるんですが、本当に独裁的というふうなおっしゃりますが、私どもは本当に独裁的な形でやっているということではないということでもあります。独裁といえば、私が突出して、そのことに踏み切っているようなふうに印象を受けるところでございまして、私は副市長、そして担当職員といつも協議を重ねながら、そして保護者の方はこういったふうにお話がありましたよと、保護者会はこういった反応ですよということを逐一連絡を取り合いながら、そして、その地域の園長とも連絡を取り合いながら、このことは進めてきていることとございまして、独裁的にやってい

るということでは決してないということ、まず御理解いただきたいというふうに思います。

○21番（上野直広君） 独裁的ということ、そういう感じに受け取ったということですね、保護者の方が。そのように感じられたということですよ。先ほども保護者の意見をいろいろ述べましたけど、納得がいかないが、あまりに強引なので、賛成せざるを得んと。いろいろあるでしょう。財政的に可哀想だということもあります。市のやり方は、納得できないというのが大部分でした。もう最後になりますけど、まだ言うことはたくさんあるんですけど、もう結論は出ません。現在の保育の民営化の状況について、ちょっと分かっておれば教えてください。

○議長（谷口松生君） 上野議員、今の民営化にかかわる、その今の現状という質問ですね。

○福祉部長（蔵園修文君） 今の段階で、3箇所について、一応選考委員会の選考結果が出ているという結果でございます。残りが3箇所ということでございます。

城南保育所、それからみどり保育所、野神保育所の3箇所が、今、選考委員会まで進んでおります。

○21番（上野直広君） そうすると、今後の見通しはどうなるんですか。いつ頃、議会に出すんですかね。

○市長（本田修一君） 私としましては、今議会に当初、提案しなかったということでございますが、今、議員がお話になられていましたように、まだ決まってない所がありまして、その方々とお話をさせていただいている状況でございます。そのことが整いましたら、6園一緒に提案したいということでございますので、また皆さん方に、そのときには御相談したいというふうに思います。

○21番（上野直広君） 最後です。民営化は一度移行になれば、もう一度公立に戻すことは難しいと言われております。これは法律上難しいんじゃないですかね。志布志地区がそうなったのも、恐らくそのとおりだと思います。そうですので、もうちょっと慎重に、保育というのは、保護者、保育者、市民が、最善の努力の中でのつくるべきものではないかと考えております。でないと、将来、悔いを残しますので。市当局だけじゃいけませんので、市民もおります、保護者もおります。そういう最善の努力を要望して、私の質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で上野直広君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

○
午後2時18分 休憩

午後2時32分 再開
○

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

次に、25番、小園義行君の一般質問を許可をいたします。

○25番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

昨日、本田市長が大変買っておられた安倍首相が、突然の辞任をされました。総理大臣になる前から、「美しい国日本」この本を読みなさいと、ここにおられるスタッフにも大いに勧められたと。そういう意味では、どういうお気持ちかなあと伺いをするところですが、その答弁はいりません。今回、安

倍総理大臣が突然の辞任というのは、参議院選挙の結果もちろんそうでしょう。貧困と格差を広げた弱肉強食の構造改革路線の破綻と、そしてテロ特措法の延長を「職を賭して」と、まさにアメリカ言いなりのそれに職を、命を賭けると、私は国民の生活、そういったものに命を賭けてほしいと思いましたが、まさにアメリカに命を賭けたと。アメリカ言いなりの政治、そしてまたそれを一緒に進めてきた自民党、公明党の、その政治そのものの路線的破綻が大きな根本にあるのではないかというふうに思います。今後、新しい総理大臣が決まります。この弱肉強食、こういったものではなくて、真に国民が安心して暮らせる社会、そういったものに国の政治はなくてはならないというふうに私は思います。今後、どういった方がなられるのか分かりませんが、そういう方向に国の政治があってほしいものだというふうに感じております。

通告をしていました点について、それでは順次質問をしていきますが、昨日からのやり取りを聞いておりまして、私はきちんとこの本会議場、また委員会で答弁をしたことは、きちんとやられているものだというふうに思っておりました。新しく市ができて、それぞれの議員がそれぞれの立場から、いろんな質問をします。これまで私も毎回質問をしてきました。昨年、12月の議会で児童福祉法が改正をされ、虐待防止を目的とした児童対策地域協議会、この設置に向けてきちんとやるというふうに答弁をされましたが、昨日の答弁では、まだ立ち上げてもないと、こういった答弁であります。まさに、議員が真剣に住民の負託を受けて質問をし、それに責任をもって答弁をしているはずの当局の皆さんが、こういったことで果たしてよいのかと。今求められているのは、本当に厳しい財政状況、経済状況の中で、住民の皆さん方は、私たち議員に高い報酬を支払い、そして皆さん方にも給与を与えて、そういった立場から、きちんと目を向けておられるんですよ。それがここで終わればよいんだと、そういった姿勢で感じられて、私は仕方がなかった。ここで発する発言というのは、私たち議員も責任をもたなきゃいけないが、当局にとっても、この場逃れの責任、言葉だけではいけないと私は思います。そういった意味で、冒頭にきちんと責任ある発言というのを、私たち議員もそうです、当局もして、そのことについては真しに取り組んでいくと、そういった姿勢を私はまず冒頭に求めたいと思います。

そこで、通告をしていました保育所民間移管の問題であります。この問題については、私は民間の保育をされて、公立ではない無認可の時代から営々として頑張ってこられた、そして、公立の保育所民間移管という形を受けられた、旧志布志町地域、また有明町地域で、民間保育に携わってこられた、そういった方々の努力は十分に理解をした上で質問をします。

まず初めに、市長に、行政の政治姿勢としてですね、地方自治法の第1条の2、地方自治体の使命は何よりも住民の福祉の増進を図ることであり、行政改革も本来、行政の施策が住民の福祉の増進により役立つものに資するという観点から取り組むべきだというふうに私は思います。そういった意味で、地方自治法にこの第1条の2、これについての市長の受け止め方、どういうふうに受け止めておられるのか、まずお願いをします。

○市長（本田修一君） 小園議員の質問にお答えいたします。

地方自治法第1条の2でございます。地方公共団体の役割と国による制度施策等の原則ということで、第1条の2には地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的

かつ総合的に実施する役割を行うものとする第1項にありまして、第2項というふうにあるところでございます。このことにつきましては、私は当然、法律に基づいて、この職を担うべきものというふう
に自覚しております。

○25番（小園義行君） そのことを私が1時間しかありませんけど、その立場であなたは答弁をしていただきたいと思います。そして、当局の課長さんや部長さんがお渡しになるんでしょう。それはもう要らないですよ、私と政策論争ですから。細かい数字はですよ、当局の人がやられればいいでしょう。ちゃんと私の目を見てですよ、答弁をしてくださいよ。お願いします。

今、あなたは、この地方自治法第1条の2、住民の福祉の増進を図ること、これが地方自治の本旨だというふう
に、あなたは今答弁されましたね。それであれば、いわゆる行政改革の名のもとに、いろいろ言われているやり取り
ありましたね、先ほどから。財政の問題、こういったものもですね、あくまでも行政改革をすることが住民にと
ってより良いものであるという、その視点がなければならぬというふう
に思うわけですが、今回のこの保育所の民間移管もそういう立場が必要だというふう
に思います。あなたは先ほどの答弁で、第1条の2項それが自分の姿勢だというふう
に答弁されました。それについていかがですか。

○市長（本田修一君） この保育所の民間移管につきましても、そのような基本的な考えで取り組んで
おります。

○25番（小園義行君） じゃあ、先ほどの上野議員とのやり取りでいろいろありましたけれども、改めて民間移管を進める主なる理由と、自治体の公的責任、今、自治法に基づいてあなたが答弁された自治体の公的責任というものをどのように考えておられるのか、この保育に関してお願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保育所の民間移管の理由ということでございますが、社会情勢の変化により、女性の社会進出や就労形態のあり方も変わってきまして、以前にも増して利用しやすい保育サービスが要求されるようになってきております。延長保育や一時保育などの特別保育や、学童保育の充実に取り組みやすい体制を整えていくことや、子育て支援の充実を図ることが今後の行政の役割ではないかということがまず1番目
あります。

2番目に、有明地区、松山地区におきましては、合併以前の動きとしまして、民営化の方向へ来ており、その結果、保育所職員を行政職へ配置転換を行ってきておりました。そのことにより、現在の保育所職員は6保育所7名、所長を除くと一人という現状で、責任ある保育行政の運営ということで、大変厳しい状況でございます。さらに、これまでも申し上げてまいりましたように、志布志市行政改革大綱にありますように、行政の担うべき役割の重点化として、行政が事業主体として実施すべき業務であっても、「民間でできるものは民間で」、「民間で行った方が効率的・効果的に業務遂行できるものは民間で」という考え方を基に進めているということでございます。

次に、公的責任ということですが、児童福祉法第24条第1項に、「市町村は保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。」とあります。これは市町村の保育に関する責任を明示した規定であり、これに基づい

て保育を実施しているところであります。

○25番（小園義行君） 今、あなたが進める理由、先ほど、上野議員と同じような、全くその答弁であったわけですが、これね、延長保育とかそういったものはもう実際に今もやっておられるわけでしょう。志布志市の公立保育所においてもですよ。そういった要求が新たに來てるとかね、そういうことではないんですよ。そんなのは旧松山町地域、志布志町地域でも、延長保育なんてやられてたんですよ、そんなの。あなたがいろいろ述べるけれども、現実には合併、先ほどじゃないけど、ありきということできっと進められている。そこで、行政改革大綱、ここでそれが認めていただいたからそうなんだということ、あなたは答弁ありましたね。それと合併協議会、先ほどのやり取りの中でもあったんですが、合併協議会ではですね、一切そのことはうたっていないんですよ。公的な保育のそれについて、合併協定書、ここありますけどね。保育については、現状のまま引き継ぐ。保育所の入所、そういったものは、合併後当分の間は現行のとおりとする。保育時間、これについても合併時まで統一する。特別保育事業、新市において地域の実情を考慮して調整する。保育料については、松山町の例を基本に合併時まで統一する。合併する年度は現行のとおりとするということで、この合併協定書にあなたと上村環松山町長、そして慶田泰輔志布志町長、これは協定されてますが、民間に移管する、そういったものは一切書いてないんです、これ。それでもあなたは合併協議会でそういうものが論じられてすると、これは協定書ですよ。それが書いてありますか、どこに書いてあるんですか、それは。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

協定書の中には、そういったふうに明確に盛り込まれてないところがございますが、新市まちづくり計画の中で、合併後にそのことについては進めるというふうに記述した覚えがございます。

○25番（小園義行君） それはね、これまでもこの、今議員になっておられる上村議員、そして福重副議長、副議長もここで質問されてますよ。そういった方向ではないというふうに、お二人の方も当然その当事者だったはずなんです。そういうふうに言われてます。方向性としても、例えば松山町の例だって、統一、いわゆる二つを一つにしてやるとかいうことを経て、次にいくんだというふうに言われてるんですよ。それをあなたはあくまでも合併協議会の中で決まったからそうだと、そういうことを違うというふうに二人の議員が否定してるじゃないですか。それでもあなたは合併協議会の中でそうだったんだということですか。

○市長（本田修一君） 合併協議会の中で、この保育所の民間委託ということでした、その当時は。協議がなされてきたわけでございますが、特段そのような形で協定書の中になかったということでございますので、そのことについては協定の中に盛り込めなかったと。しかしながら、先ほど言いましたように、新市まちづくり計画の中に、そのことについては盛り込んだということでございます。

○25番（小園義行君） あくまでもね、この議会の本会議場で、あなたがそういう議員の質問に対して、議員の側はこうだったという質問をして、あなたはそう言い張るんですね。それはあなたは市長だから、それでいいかも知れませんが、合併協議会の中で論じられた、その精神というのはですよ、やはり先ほど、あなたが地方自治の本旨、その立場で私はやるべきだと、そうしたときですね、児童福祉法、先ほどもありましたが、この第1条、第2条、第3条、この第3条、第2条でですね、「国及び地方公共団

体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と。これはすべてに尊重されなきゃならないと言ってるんですね。あなたは、子育て支援日本一を標ぼうしてるじゃないですか。このことが本当に地方自治法、そして児童福祉法、そしてあなたが掲げている子育て支援日本一のまちを目指すとして、今のやっってることが本当にそうだというふうに思いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私としましては、冒頭に申しましたように、地方自治法第1条の2という中で、自主的かつ総合的に私は取り組むという立場でございます。そのような意味から、今回取り組もうとしているものは、そのものに該当するというふうに思っております。

○25番（小園義行君） じゃあ再度、公的責任として、志布志市のいわゆる子供の保育、ここに対しての公的責任はどうあるべきだというふうに思っていますか。もう一回答弁してください。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しましたように、公的責任というのは、当然あるわけでございます。私どもは自主的かつ総合的に判断しながら、その公的責任を果たしていかなきゃならないというふうに基本的には考えているところでございます。

○25番（小園義行君） 答弁になってないですよ。保育に関してどういうことが公的責任なのかと聞いてるんですよ。

○市長（本田修一君） 保育の実施につきましては、児童福祉法でしなければならないということを規定しております。したがって、公立・私立を問わず実施しなければならないことは当然であると。そして、近年の働く保護者の増加によりまして、少子化の中にあつて、保育にかける乳幼児の数は増加傾向にあると。そうした中で、保育ニーズが多様化してきており、それに応えていくというためにも、今の志布志市の公立では非常に厳しいと言わざるを得ないと。こうした状況の中で、志布志市の保育の実施につきましては、今回お願いすると、お話ししているような方向でお願いするというところでございます。

○25番（小園義行君） 公立では厳しいということですか。私が考える自治体の公的責任というのは、地方自治法や児童福祉法に基づいて、公立の保育所、そして民間で受けられた法人の方々との協力・協働、こういったものを児童福祉法の精神に基づいて、子供をきちんとやっていくという、これが僕は基本的な公的責任の在り方、それでそのことに対して、行政として民間移管を受けていただいた、その人たちともきちんと協力・協働して、きちんとやっていくというその姿勢がなければ、僕はいけないと思います。今回ね、志布志で1回、1園、2園それぞれ受けられていますよ、法人の方が。その方々が私がもう一つやりたいと。ここにね、手を挙げられてないでしょう。一つはありますね、1園ありますね。でも、他の法人ありますか。ここを私はやりたいと言って。ここはね、どうですか、それ。

○市長（本田修一君） 公募の申込みにつきましては、2園あったところでございます。

○25番（小園義行君） 現実にそれぞれの法人の方がですよ、行政と一緒にあって、しっかり移管を受けたそこを頑張っていこうと、そういう法人の人たちと一緒にあって、あなた方が志布志市の保育の在り方を一緒にやっていかないといかんわけじゃないですか。上野議員もおっしゃっていましたが、そういう公立・私立、ネットワークを作りながら一緒にやっていくんだと。こういう立場が私は、本来、

志布志市が果たすべき公的責任だというふうに思うんですよ。あなたは先ほどの答弁でそういった問題についてね、公立よりサービスの質が高い、確かにそういう面もあるかも知れませんが、民間の方がですね。これは大都会ではですよ、たくさんの子供がいて、そしてそれに入りきれない待機児童がいたりして、民間の保育所とかありますね。旧志布志町を見てください。志布志町だってそうですよ。公立の保育所があって、それに入りきれない人たちがいる。それにじゃあ私たちが受皿になって頑張ろうと行って、無認可でずっと頑張ってきてこられた人たち、この人たちがあって志布志は成り立っていましたね。松山町を見てください。大変、松山町の人に失礼ですけれども、人口が少ない中では、民間の保育所というのは成り立たないじゃないですか。だから、1園もないでしょう。すべて公立の保育所じゃないですか。そこに、私はあなたが言う公立よりサービスの質が高いと、こういうのは大都会のですね、たくさん保育所があって、いろいろ来られる。その中であなたが言ってるこれは、児童福祉法の改正でサービスを提供できるようになったからですよ。私の所は100円出すから、おやつをちょっと高くしてあげてねと、これも選択、これは規制緩和でなったんです。先ほどもありましたね。そういうことをあなたはね、思ってるんじゃないですか。志布志市の例を考えたときに、こういうね、確かにそれはプライドをもっておられますよ。私も無認可の保育所でずっと御世話になりました。そこは本当に素晴らしい保育園でしたよ、公立に対してはちょっと文句も言いたいねっていう、そういうこともあったかも知れませんが、それぞれの親御さん。どっちもとても素敵だったんです。そこで、僕はね、もう一回聞きますよ、あなたに。このさっきね、上野さんに答弁しとったが、公立よりサービスの質が高いとかですよ、そして充足率、ここもね、民間移管にする公的責任については、もうあなたのそれでよく分かりましたからあれですよ。この充足率、民間移管を進める理由の中にね、これは公立は定数が390で302名だと。民間、私立は600名で740名、こんなに大きく超えてる。これね、あなた現実をちゃんと見てますか。条例上さあ、この定数というのは、例えば有明、条例でちょっと言ってみて。蓬原、有明、野神、条例定数に対してね、当然そこは人が少なくなってるから、その条例を見直しをしないといかんですよ、充足率ということでしたら。そして、しかも志布志市は志布志町地域のやつはすべてもう民間に移管してますよ。当然こういうことになりますよ。そこはね、ごまかしですよ。公立の6園の条例を見て、実際そこに入ってる、例えばですよ、野神、その条例定数、その現在のやつで合ってると思いますか。ここ5年、6年のですよ、流れを見たときですよ。そういうごまかししちゃいかんですよ。これは定数の見直しをすとかしてやってあげないと、受けるにも受けられんじゃないですか。その定数のことをちょっと言ってみて。僕、分かってんだけどさ。

○福祉部長（蔵園修文君） 公立の定数についてお答えをいたします。

城南保育所が90、みどり保育所60、さゆり保育所45、有明保育所90、蓬原保育所45、野神保育所60、合計390となっております。

○25番（小園義行君） これのね、当然これだったら、今あなたが言うように、こういうことですよ。そのことで民間がいいんだって、そういうことじゃないでしょう、これ。先ほど、上野議員にそういう答弁をね、されてましたよ。違うでしょう。これだけの定数をずっと見直しもしないままに、これはやってきたわけですね。これは現実にそれぞれの所に合いますか、これ、状況として。そういったもので

民間が良いということには僕はならないというふうに思うんですね。だから、そういった入所充足率だとか、そういったものではね、本当に民間にしたいという、あなたの本音は別なところにあるんですよ、やっぱり。これは現実に充足率が高いから民間がいいと本当に思ってますか。

○市長（本田修一君） ただいま部長の方から答えがありましたように、定員はそのようなことであります。そして、実際の入園者についても、そんなことでありまして、この地域の定員の見直しということが必要じゃないかというようなお話ですが、現在のところ、この地域にはこれだけの子供がいるというようなことが前提になりまして、定員が出されていると。そして、この地域の子供たちが民間の方に通っているという現実があるようでございます。

○25番（小園義行君） それでも定足数に達してないわけですよ、これね。現実にあなた、そこに子供がいるなら、ほとんどそうでしょう。だから駄目だっていうわけですか。そういうふうにはならんでしょう。

○市長（本田修一君） 公立の保育所につきましては、地域性をとっておきまして、その地域の子供たちがその地域の保育所に預けるといようなことが前提になっているかというふうに思います。そのような意味合いから、こうして地域の保育所が充足率が足りてないということにつきましては、今、先ほど述べましたように、民間の方にその分については通っているという現実があるというふうに思っております。

○25番（小園義行君） じゃあそのことは、また後で少しやります。

公的責任、いわゆる民間移管を進める理由と自治体の公的責任、それぞれやり取りしましたけど、今回、あなたがですね、どうしてもその民間に移管したいということで、住民への十分な説明、そして理解を求める対応をやってきたということですが、それぞれされたということでもあります。何回もやったということでしたが、上野さんの質問の中でもありました。それぞれ保護者からの声としてね、いろんな声が届いてますよ。もうそれをいちいち言いませんけど、現実にあなた方が説明、いわゆる理解を求めるために、松山町地域は全体で1回と、そしてそれぞれ1回ですね、そして有明については、全体で1回とそれぞれにやって、今、有明保育所についてはいろいろやられているということで、そのことで少し陳情が来てますね。あなた方の所も来て、議会にも来て、議会で現在その問題について審査をしているわけですよ。二つ陳情が来てます。そのことをどういうふうにあなた方は認識されてますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成18年11月と平成19年6月に、公立有明保育所を存続させる会より、陳情が提出されており、議会におきましても、継続して審議がされているところでございます。

陳情に対する議会での審議結果は出ておりませんが、私は施政方針の中で、市内の公立保育所の民間移管について、平成20年4月の移管を目指して推進していくと述べましたとおり、今後多様化する保育需要に対応した保育事業を展開する保育サービスの向上や、保育行政を含めた子育て支援の推進・充実を図るためにも、6公立保育所の民間移管を押し進めていかなければならないというふうに考えております。

○25番（小園義行君） 仮に議会がこの陳情をですよ、採択したらどうなりますか。

○市長（本田修一君） 仮にというようなあれでは、ちょっとお答えしにくいところですが、私どもの進める事業につきまして、議会も理解いただけるというふうに考えております。

○25番（小園義行君） 仮の話ができないんだっただけですよ、あれですけど、これは陳情が出されて、議会で今、真剣にですよ、この民間移管についてどうなのかという、いわゆる陳情が公立有明保育所を存続させる会から2回ほど出てるんですね。分かってますか。分かってますよね。これをです、仮に議会が採択してしまったら、住民の意向としてです、それに対して議会はちゃんと執行部当局にそれぞれやらないといけません、法律に基づいて。それをあなた方はもう何だと、もう議会で継続で今審査している間でもどんどん進めるんだということで、あなた方はやっておられます。これはまさにね、議会に対しても大変、僕は施政方針で言ったからいいんだということで、あなたはやってるんですが、これね、本当に議会に対して軽視をされているのではないかという感覚もあります、私自身がです。そこで、あなた方が二つの公立有明保育所を存続させる会の陳情書に回答が出されてますね。これね、非常にこの議会で私はいただきましたけど、あなた方が公立保育所をどんどん進めるということに対して、陳情は公立を存続していただきたい。そして、このことは絶対反対ではないということなんですね、この二つの陳情は。なぜ急ぐのかと、公立でなぜ駄目なんだということを問われています。お願いですね、この陳情書ね。そこで、あなた方が回答してるもの、これね、先ほども説明されましたね。職員の適性化計画との関連もあります、各保育所において、正規保育士1名ということで、所長5名、主任保育士1名、正規の保育士1名ということで、確かな保育サービスの提供が十分といえない状況になっています。限られた財源の中で厳しい財政運営を行っています。だから、理解をしてくださいということですね。いいですか。もう一つの陳情には、今度はこういうふうにあなた方が回答してるんですよ。いわゆる確かな保育サービスの提供が十分といえない状況になると、こうおっしゃっていますね。今度は、もう一方の陳情には、こういうふうに言ってるんです。「保育所における保育運営に関しては、保育所保育指針が厚生労働省より示され、公立、私立を問わず、豊かな人間性を持った子供を育成するという、保育所における保育の考え方や、人権を大切にする心を育てるなど、保育所の学習指導要領といえるもので、これを基に保育を行っているところです。各保育所はこの保育指針に基づいて運営されており、その範囲で民間保育所の場合は、独自性を発揮しながら運営をされているものと思います」と。「その点から言いますと、公立であっても、私立であっても、乳幼児の保育につきましては、平等な保育の実施が行われているというふうに考えております。」一方ではね、確かな保育サービスの提供が不十分、十分できないと、一方では十分だと言ってるんですよ。この自己矛盾はどこにあるんですかね。

○市長（本田修一君） 8月13日付けの回答につきましては、十分に確かな保育サービスの提供は十分でないというふうなふうに回答しております。そして、1月の19日付けの回答におきましては、公立であっても、私立であっても、乳幼児の保育につきましては、平等な保育の実施が行われているものと考えておりますというふうなふうに回答しております。ただ、1月19日の回答、その公立・私立という件の前に、各保育所はこの保育指針に基づき運営されており、その範囲で民間保育所の場合は独自性を発揮しながら運営されているものというふうに思いますというふうに表現、回答しております、その

ことで何ら二つの回答については、ずれはないというふうに考えております。

○25番（小園義行君） 確かな保育サービスの提供が公立では十分でないと言うんでしょう。これは回答そうですよね。これね、もう一つの一方では、保育所指針に基づいて、子供の可能性の基礎を養うことを目標として運営をされている、公立、私立とも、何ら変わらないものと考えている。あなたがこういうふうに回答してるんですよ、これ。先ほど、公立よりサービスの質が高いと、そういうことはない、あなたが自分で言ってるじゃないですか、これ。こういうね、真剣にこういう陳情に対しても、僕は向き合っていないんじゃないかという気がします。これは自己矛盾ですよ。同じこの陳情をされている方々は、別に正規の職員の保育士を置いてくれということもおっしゃってません。民間が悪いともおっしゃってないんですよ。なぜ急ぐのかと、こういうことを考えたとき、合意を得るために、私はこの陳情書は出されているというふうに思うんですね。だから、今の有明保育所に対して、何の不満もありませんと書いてありますよ。正規の職員がいないから駄目とか、そういうことも求めてないんですよ。その陳情に対して、全くこういう矛盾することで、あなた方が言ってるんですが、これはいかがですか。

○市長（本田修一君） ただいま議員御指摘の件につきましては、多分、民間保育の方が子供たちを商品のように扱っているんじゃないかというようなことに基づいた回答でございまして、そのような意味から、保育所保育指針に基づいて、公立・私立とも何ら変わらないという形で運営しているというような回答をしているところでございます。

○25番（小園義行君） この陳情の概要をやっぱり見ないといかんでしょう。今の保育所が問題があるとかいうことじゃなくて、保育の中身のことをおっしゃってるんですよ。別にその民間が悪いとか、そういうことを言ってるわけじゃないですよ。今の時期に安心して有明保育所でいいおっしゃってるわけでしょう、これね。だから、正規の市役所の職員が配置されてないからまずいとも言ってないですよ、この二つ。そこに、あなたたちはやっぱり公立じゃ駄目なんだという立場でこれをやってるわけでしょう。だから、一番冒頭言いましたよね。いわゆる地方自治の本旨という、この地方自治法、ここでいわゆる財源の問題でね、このことを論じるというのは、親の立場からしたときに、これ民間の保育園の方々も必死で僕は預かった子供に対してはやっておられると思うんですよ。あなた方だけが、国が地方交付税を一般財源化してこうであるから、金くれないから、そういうことで論じてる。親御さんも保育所にかかわっている臨時の保育士、公立におられる人、民間の法人の経営されているそういう人たちも一切そういうことじゃなくて、真剣に子供の保育というものに向き合ってる。この陳情だってそうじゃないですか。そのことが分かりませんか。あなた方は民間移管をしたいがためだけの答弁じゃないですか、これ。この陳情されている人たちの気持ちというのは、保育に関しての中身の問題を問われていると思うんですよ、これ。

○市長（本田修一君） 反対されている方々は、まさしくそのことだというふうに思います。子供たちの環境が変わるといこと、そして今の公立の運営の仕方がいいという方であられるということでございます。私どもはそういった方々にも民間ではこういった形で運営されているんですよということをお話しながら、御理解をいただいているところでございます。そういう意味で、私は総合的な形でこの民間移管については進めていくということでございます。

○25番（小園義行君） もう一つ、じゃあ財政的な問題も考えてるんですか。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○
午後 3 時14分 休憩

午後 3 時15分 再開
○

○議長（谷口松生君） 会議を再開します。

○福祉課長（津曲兼隆君） 財政的な面も含めて考えております。

○25番（小園義行君） これ市長ね、市長も冒頭、私の質問に対して答弁したでしょう、自治法でやるんだと。そして、児童福祉法に基づいてやるんだと、そう言いましたよね。それが本来、志布志市の保育の公的責任だと。担当課長に財政的な面でやるんだって、そんなことでいいんですか。

○市長（本田修一君） 財政的な面の裏付けの数字がちょっと今手元に見つからなかったもので、そんなふうに担当に回答させたところであります。

○25番（小園義行君） 財政的な面でね、そういうもので論じたって、どんな気持ちかされるんですかね、親御さんたち、子供たち、含めてですよ。この財政的な面で、じゃあ何かいいわけですか。あなたが言ったように、国がね、こういうふうにして何でもかんでもですよ、今の政権、一般財源化して自治体にどんどん負担を増やすんですよ、これね。民間であれば、こうして補助金やりますよ、じゃあそのどこがどういいわけ、ちょっと教えてみて、私に。

○福祉課長（津曲兼隆君） 民営化前と民営化後での比較でございますが、民営化前の現在では交付税措置の算入になっております。それと、民営化後と比較した場合、およそ8,100万円程度の負担軽減となると考えているところです。

○25番（小園義行君） これでいいわけ。18年度決算の、回答した。これさ、ちょっと皆さん、ごめんなさいね、悪いけど。この総事業費の関係でね、民営化前と民営化後、書いてんだけど、ここに一般財源負担分、交付税措置、2億3,800万円からありますね。この中でですよ、交付税対象分ていくらあるんですか、じゃあ。

○福祉課長（津曲兼隆君） およそ9,000万円ほどの財政措置がされているということです。

○25番（小園義行君） じゃあね、この9,000万円ほどでしょう。残りがいわゆる1億4,700万円ですね。そしてね、下の方は総事業費、若干上がってますね。ここには職員分のですよ、志布志市の保育所におられる人たちのそれはゼロでしょう、これ。ここ入ってませんよね。上はですよ、その分が飛んでるんじゃないですか、これ。下のここになったときに。職員は保育所から今度は市役所の方に移ってくるんですよ。ここから消えるんですよ。その分がいくらあるんですか、それじゃあ。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○
午後 3 時19分 休憩

午後 3 時19分 再開
○



○議長（谷口松生君） 再開します。

○福祉課長（津曲兼隆君） 民営化後につきましては、議員おっしゃるとおり、人件費については入っておりません。

○25番（小園義行君） 入ってないですよ。当然、こういう結果になりますよ。文教厚生委員会で委員会を開かれて、この陳情についてのね、閉会中の審議をやりました。市長もおられましたね。部長もおられましたね。皆さんおられましたね。その中で、有明地域において、いわゆる民間移管した場合としない場合での市の持ち出しはいくらですかとやったときに、民間移管したときに1億2,800万円、これは概略です。そして、しないとき1億3,100万円、約これ300万円でしょう。それしかないですよということを明確にあなた方が答弁されたんですよ。だから、こちらの方は職員分が抜けているからね、ここに3億8,000万円からなってるけど、ほとんど僕は民間移管しても、これ市の持ち出しとしてはね、そんなにね、大差ないんですよ、これ。扶助費ということでやられるから。そういった意味で、財政的な問題も含めて、いわゆる行政改革をやるときには、住民のいわゆる福祉の向上、増進を図るという観点からやられないといけないということを僕は今回のこの一般質問で皆さんに問うているわけですよ。何でもかんでも、だから民間にやればよいというものでもないでしょう。民間の人にじゃあ押しつけていいんですか。ちゃんと民間の人も受けたらやっていけるような対応をしてあげないといかんわけでしょう、これ。定数の見直しを、例えばね、志布志保育所でもいいでしょう、一つ例にとって。90でなっていますけど、ここを90であると、大変受けられた法人の方も大変ですよ。一番いいのは、僕がちょっと試算してもらったら、60が一番人の配置とか、いろんなことも含めてやりやすいですよ。こういったことも考えてやってあげるべきだということではないですよ、最終的に困るのは住民だし、受けられた法人ですよ。だから、急がないで、もっと合意を得るために努力をしてちょうだいということを何回も言ってきてるじゃないですか。それをたった一遍のね、そういうことで財政的な問題でやるんだと、そんな問題じゃないでしょう、これ。今、私が言ったこれについて、何か答弁はありますか。

○福祉部長（蔵園修文君） 確かに財政的には、今、回答したとおりでございますが、その人件費につきましては、移管後につきましては、同じ一般財源の中で当然、行政職を保育所の部門からは外れるということでございますので、他のサービスへ人件費分が充当されるということで、その分につきましては、民間移管に伴う一般財源の減というふうに考えております。

○25番（小園義行君） そういった意味では、財政的な面でやるとかいうのはね、あまり効率的でないということですよ。この分、聞いておられたでしょう、市長。じゃいなあて思いやったでしょう。そのことは分かりました。そういうふうに理解をします。

それでですね、次、十分にね、保護者の方々への説明という点でね、僕は先ほど、上野議員の方もありましたけど、いっぱいいわゆる声として寄せられました。そこでね、もう上野議員がおっしゃったとおりですよ、本当にそういうことです。威圧的、いわゆる職員がして、ハイと言わんと帰さんぞというようなことをね、有明保育所、保護者の方々からそういうお電話ですよ、本当に。夕方、迎えに行つて、ここでちょっと話させて。もう買物に行きたいのに、何したいのにとということで、ハイと言わんとや

っせんというようなことですよ。そういうことは、もう先ほどあったとおりの。僕はね、そのとき本当に住民の視点に立ってやるならば、ゆっくり時間をかけてやらないといかん。なぜ急ぐのかて、この陳情もおっしゃってるとおりですよ。そこでね、この移管先選考委員会のこれ議事録がありますか。

○市長（本田修一君） あります。

○25番（小園義行君） 本来だと、今、議事録を出してほしいんですけどね。これ、そこでね、先ほどもありましたが、もうこれは決まってるんだと、そういったこととかですよ。選考委員会の中で保護者の代表の方々が、本当にもう行きたくない、そういう思いをされるような選考委員会であったというふうにお聞きをしたわけですが、実際、その議事録にそういうことがきちんと載ってるかどうかわかりませんが、選考委員長である副市長、あなたがそうですよね。そこでね、本当に住民の方々は、もうあの選考委員会には行きたくありませんというようなことまで述べられたんですよ。そういった状況があったんですか。

○副市長（瀬戸口 司君） お答えいたします。

御承知かと思うんですけども、選考委員会にはですね、保護者代表という形で、各園2名の方が入っていただいております。ちなみに申し上げますと、旧志布志町、隣の大崎町におきましても、このように保護者の代表という方は入っていらっしやらないわけです。こういう意味からも、私どもは非常にその保護者の意向を踏まえたですね、全体でそういう運営を行っているというふうにございます。ただいま議員からございました件につきましてはですね、ちょっと誤解されているんじゃないかというふうにございます。

○25番（小園義行君） じゃあ議長にお願いします。議事録があるということでございますので、私もここで発言した以上、責任があります。住民の皆さんとのお約束もあります。責任もって発言をしましたので、もしそれが問題であれば、私は訂正もしなきゃいけませんし、議事録の配付を後ほどで結構ですが、それは議長にお願いをします、取り計らいを。

○議長（谷口松生君） 執行部の方で公開できるものであれば配付することができると思います。あとは文教厚生委員会なり、所管の委員会等で、委員会として請求をしていただければ、その中で判断できると思います。そういうふうには私は考えております。よろしいですか。

○25番（小園義行君） わかりました。じゃあそういうことでお願いします。

最後、この民間移管、この問題については、一番最初から言いました。地方自治体があるべき姿、そしてこの保育所の保育、中身が大事なんだということと併せて、安心して子供を預けられる保育所、そういったものの公的責任の問題含めてやりました。いい形ですね、やるには、合意が得られないと私は難しいと思います。仮にどこかの法人が受けられて、志布志市以外の保育所にですね、今度は連れて行くようなことになったら、まさしく市長としては、これは問題でしょう。保護者の方々がですよ。そういうことにならないようにですね、本当にやらないといけない。でも、基本的に、私はこれまで旧志布志町時代も公的責任の放棄につながる部分が多いということで、民間の努力されていることは理解をし、反対をしてきました。今回のこの議案、まだ議案も出てませんので、質問をしますけど、きちんと民間移管を急ぐなど、そして合意が得られれば、それは賛成でしょう、それ。そういう立場ですよ。だ

から、進め方に対して、もっと住民に寄り添う形でね、私はやらないといけないし、その受けられる法人に対しても、後々もって、大丈夫だという、そういう状況があって、安心して受けてくださいという状況を作りだして、私はやるべきだというふうに、これは思います。そういった今後の対応をですね、ぜひやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、議員御発言の内容につきましては、保護者の方々からも、かなりの形でそういった意見が届けられているところでございます。そのことにつきましては、私どもは真しに、そして真面目に取り組んで、決して私どもが強引に進めるというような印象を受けない形でお話をさせていただきながら進めるということを前提として取り組んでいるということでございます。今後もそのような形で進めていきたいと思っております。

○25番（小園義行君） 最後に、有明保育所で何回かアンケートを取られていると思うんですが、この民間移管に対して賛成・反対、いろいろ何回もやられているというふうに聞いたんですね。一番最終のやつ、そういうアンケートが届いていますか。

○市長（本田修一君） 最終と申しますか、私どもが個別にアンケートを取らせていただいたときには、6名の方が絶対反対というような形で結果を得たところですが、その後、また保護者会の方でアンケートを取られまして、民営化に賛成という方々が21名、民営化に反対34名、未回答3名という、計58名という結果が出てきているようでございます。

○25番（小園義行君） 賛成が21、反対が32ですか。もう一回ちょっと数を最終のやつを教えてください。

○市長（本田修一君） 賛成が21、民営化に反対が34、未回答が3、合計58ということでございます。

○25番（小園義行君） わかりました。

ぜひですね、本当にお父さん、お母さんをはじめとして、保育をしていただくということは、安心して預けたいということから、いわゆる公立、民間含めてですね、安心してできるような、そういう状況をつくってやるというのが児童福祉法の精神です。そのためにあなた方は仕事をしなきゃいけないわけですので、ぜひその立場で、先ほど答弁があったようにお願いします。

次に、後期高齢者医療制度についてお願いします。これも本当に大変なことがまた起こるわけですが、まさにですね、医療改悪、これは昨年、自民党、公明、両党が強行した医療改悪法、ここからこれは始まっているわけですが、この後期高齢者医療制度、これについて中身、市長はどういった認識を持っておるのか、その中身について分かるものであればお願いをします。併せて、この認識、考え方をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

後期高齢者医療につきましては、現行の老人保健法に代わりまして、高齢者の医療の確保に関する法律を根拠として20年4月から施行されるものであり、75歳以上の高齢者と65歳以上の認定された障害者の方々が対象となっているものであります。制度といたしましては、老人保健医療制度や介護保険事業と似通った部分が多く、現行制度と大きく異なる部分は、保険者が各県ごとに創設された広域連合であ

るといふことと、保険料の率を広域連合により県内同一とすること。そして、給付まで行うことであると思ふます。このようにことに至った背景には、高齢化の進展に伴い、老人医療費が今後も伸び続けることが見込まれているものと認識しております。このため、財政運営の責任主体との明確化を図るために、高齢者の保険料と現役世代の負担の明確化・公平化を図り、分かりやすい制度とする必要があったものと認識しております。ちなみに、本市における老人医療費は、17年度で一人当たり78万8,284円で、県平均では90万3,274円であり、11万5,000円低い数字であります。49市町村中、33番目であります。基本的な考え方としましては、いつも申し上げておりますが、たとえ広域連合になりましても、常に医療費の抑制には努めていかなければならないというふうに思うところがございます。今後も適切な保健事業等を全市的に展開し、元気で健康なまちづくりに寄与したいと思ふます。まず、医療費のかからない世帯、高齢者等になっていただくことが大事ではないかなというふうに考えております。

○25番（小園義行君） 制度の中身は、市長もまだ理解を全てされているというふうには理解をしてないわけですが、今おっしゃったようにですね、75歳以上すべての高齢者をそこに加入させますね。そして、子供の扶養に入っておられる方々もそこから抜けて、実際、そこに入らなきゃいけないというふうになっていくわけですが、少し具体的なことでちょっとお聞きしますね。この後期高齢者制度、これ対象者数と、今私が言った子供の扶養に入っておられる180万円以下のですよ、こういった保険料を支払う必要のない人がいるわけですが、新制度ではその人も負担をしなきゃいけないわけですね。その人数がどれぐらいになりますか。そして併せて、月1万5,000円以下の普通徴収、1万5,000円を超える人は特別徴収で年金から天引きされるんですが、その対象者がどれぐらいなのか、ちょっとお示しをしてください。

○市民部長（嶋戸貞治君） 本市における後期高齢者医療の対象者数でございますが、8月1日現在で、国保老人数4,493人、国保以外の社会保険等の老人数686人を合わせて5,179人です。このうち国保以外の社会保険等の扶養になっている人が、推定ですが、600人程度おられるようであります。また、現在、国保世帯で世帯主でない世帯員が約2,000人程度おられるようであり、合わせて2,600人程度かと推計いたしております。

確かに現行制度では、国保及び社会保険等の扶養に入り、被保険者が保険料を払っているわけですが、後期高齢者制度では、個人により所得割、均等割の2方式により、広域連合のほうで県下同一の計算を行い、保険料を納めてもらうシステムとなっております。

それと、月1万5,000円以下の普通徴収の対象者はどれくらいかということですが、御承知のとおり、後期高齢者制度では、保険料の負担については、75歳以上の方が特別徴収の形で年金から天引きされます。これは年金額が年間18万円以上で、医療保険料と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えない場合が特別徴収され、これ以外は普通徴収となるものであります。お尋ねの月1万5,000円以下、年額18万円以下の年金対象者については、現在、厚生年金等の受給状況については把握してはおりませんが、国民年金について申し上げます。本市には、年額で18万円以下の年金受給者数が194名おられるようであり、うち国民年金だけの受給者数は25名であります。確かに年金からの天引きとなりますと、年金で暮らしている多くの高齢者には負担とはなりますが、所得の水準に応じて、7割、5割、2割の

軽減措置がありますので、これにより負担軽減が図られ、所得に応じた対応ができるものと考えております。

○25番（小園義行君） これですね、本当に今ありましたように、年金から天引きされるんですね。介護保険料と合わせて、後期高齢者医療保険ですよ、これ本当に大変です。例えば、社会保険の扶養に入っておられる人たち、今、0円ですね。その人が仮に3,100円となったときには、3,100倍じゃないですか。それで、2年間によって措置をするということになってますが、今、いわゆるそれぞれの広域連合で、これ国からの試算が来てですよ、どうだって来てるんですが、保険料のそういう、いわゆるこれぐらいだよという、それに対しての通知というのは、それぞれほかの都道府県で出たりいろいろしてるわけですが、試算もされたりですよ、そういったものがまだ来てませんか。

○市民部長（嶋戸貞治君） 保険料につきましては、11月に行われる広域連合の議会で決定されるものと思います。

○25番（小園義行君） それはもうよく分かってるんですよ。その議会で決めなきゃいけないわけで。でも大体これぐらいになりますよという、それもまだ来てないんですね。

○市民課長（竹之内宏史君） 我々が今知っている範囲でお答えをいたしたいと思いますが、昨年、厚生労働省で示されたものが、先ほど、議員がおっしゃられたとおり、応益割が3,100円、応能割が3,100円、合計6,200円、年額にしますと7万4,400円程度かと、その額で今のところは伺っております。

○25番（小園義行君） 大体そういう金額ですよ。これは本当に高齢の方々はですね、75歳以上の人、すべてそういう対象に入らなきゃいけないわけですね。そこで、こういった問題についてですよ、国に対してね、市長、財源というのが後期高齢者の保険料が1割ですね。そして、他の医療保険からの支援金というのが4割、公費、いわゆるそれが5割なんですね。だから、実際、国・県、そこがですね、負担を増やしてくれない限り、この保険料というのは、大変高いものになっていくというふうに思うわけですね。だから、ぜひ、その国の負担金、財政支援をしてくれというのを、これね、やっぱりやらんといかんじゃないですか。そういう声を上げるという考えはありませんか。あくまでも広域連合が決めることだけれども。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県の広域連合の組合が立ち上げがなされまして、そして動くということで、今年度進んできたところでした。その際には、例えば新しい電算のシステムの導入につきましても、かなり厳しい形で私どもは負担しなきゃならなかったという現実がございまして、このことの改善について、改めて要望を申し上げたところでした。今後も様々な形で負担が軽減されるような形の要望は上げていきたいと思っております。

○25番（小園義行君） ぜひですね、構成員で、これは一回入ったら脱退ができないんですよ、これはね。もう絶対できないんですから。ぜひそういった意味では、県に対して一般財源を繰り入れて、この保険料のこれを安くしてくれと、そういったものも含めてですね、私は大いに努力をしていかなきゃいけないというふうに思います。今日の新聞赤旗にですね、東京都首都圏、これは広域連合、四つの広域連合長がですね、埼玉、千葉、東京、神奈川、これ、国に財政支援をしてくれて申し入れしてますよ。本当にああいう中央であっても大変だということですよ。この地方だって、本当にこれ大変なことにな

っていくて、今後ですね。これも今の国の連立内閣のですよ、本当に地域医療を壊し、地方に住んでいる人々を大変苦しめている政治、その全くですよ、最後になって、こんな苦しめられるんですよ。これね、もっとひどいのは、これまで後期高齢者、いわゆる75歳以上とか、障害者、被爆者は、短期資格証明証、そういったものを発行してはならないというふうにされたんですけど、これ自民党、公明党の連立内閣、これを発行してよいというふうに、これは言ってるんですよ、明確に。それについて、これはですよ、さっき市長が答弁されましたね、現役世代と後期高齢者、診療報酬もこれは別建てになるんですよ、これ。年な者はそれじゃいかんていうことで、実際ですね、高齢者の治療、入院の報酬を引き下げるんですよ、診療報酬をですよ。そうやって病院から追い出しをするというそういう政策ですよ。だからぜひですね、この短期証明証とか資格証明証、これ保険証、短期保険証、資格証明証を発行する、そういったところを担うのは、各自治体の窓口なんです。保険料徴収、督促相談、滞納処分、これは市町村の窓口が担うことなんです、これね、この法律を見ると。だから、ぜひですね、これは機械的な対応をね、止めるように僕はお願いをしたいと思います、市長、これいかがですか。

○市長（本田修一君） 現実的にどのような形で、そういった方が出現するか、現在のところ、状況として把握できないところでありますが、仮にそういった方になったら、何らかの対応が必要かというふうに思っております。

○25番（小園義行君） ぜひですね、先ほど、答弁があったように、18万円以下の年金受給者の方々、これは約194名、この人たちもですね、特別に納めないといけないんですよ、この人たち。これぜひね、機械的にあんた滞納してるから、こうだからという形にならないようにですよ、ぜひしていただきたい。併せて、この法律はですね、来年の4月から国保に加入されている前期高齢者、65歳から74歳までの年金をいただいている人は、国民健康保険税を年金から、これは天引きするというふうになってるんですよ。まさしく今までは納められない人は窓口に来て分納したりですね、いろんなことはあったけれども、その年金から先を取っちゃうよと。まさしくですよ、これ本当にそこまで苦しめるのかいなど。だから、今の政治の在り方が問われているというふうに僕は思います。ぜひですね、こういったことで相談にも応じられないでしょう、これ。年金から天引きされるようになったらですね。この65歳から74歳の方々も、これ本当にこれ大変だと思いますよ。現実にはですね、こういうふうに冷たい政治を本当に行い、それに耐えきれず安倍さんは辞めちゃったんですよ、これ。最終的に本当に国民の怒りがそこに集まった。そういうことを今後もこれはやっていこうというふうに決めちゃったんですよ、これ。連立内閣のとき、小泉さんをはじめとしてですね、ぜひ、市町村の窓口で対応される職員が機械的にね、この短期証明証、保険証を取り上げる、そういったことのないようにですね、私はぜひこれをお願いします。今、市長がそういう答弁がありましたのでね、ぜひそのことをお願いをしておきたいと思います。

次に、生活保護についてお願いをします。北九州市で小倉北区の52歳の男性、生活保護をいったんは開始があって、その後、辞退届ということで餓死をされた。そのことに対して、弁護士や福祉関係の方々など、364人と4団体がその地域の福祉事務局長を公務員職権濫用罪と保護責任者遺棄致死罪で刑事告発されてる。これは御存知ですよ。この方は12月に申請して、末に開始になって、3カ月後に辞退届を出されてですね、6月5日から7月10日の間、新聞報道だとそういうことであります。こういったこ

とが起こってるということに対して、市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

北九州市で起きた事件につきましては、誠に遺憾なことというふうに思います。生活保護行政は国からの法定受託事務であり、保護の実施要領等、厚生労働省からの通知に基づいて実施しているところがあります。厚生労働省からの指導にもありますように、生活保護の相談の段階から、制度の趣旨、仕組みを十分説明するとともに、他法、他施策の助言を適切に実施する等、要保護者に対するきめ細かな面接、相談を行うよう努めております。

報道にありますように、要保護者に対する申請書の受取拒否や被保護者への生活保護受給辞退の強要など、あってはならないものというふうに認識いたします。

○25番（小園義行君） これまでは県の方で対応してます。合併して福祉事務所ができましたのでね、福祉部長が福祉事務所長を兼ねているわけですが、直接そういうことは対応しなきゃいけないということになっています。ぜひですね、そこでちょっとお伺いします。本市のその相談に対する申請率、私は生活保護を受けたいけど、どうでしょうかと、その申請率と開始率、ここ昨年度、合併して1年半過ぎているわけですが、この昨年実績でいいですよ。今年度実績でちょっとお知らせをしてください。

○福祉部長（蔵園修文君） 志布志市の福祉事務所保護係において、面接相談を実施した件数でございますが、18年度は56件でございます。そのうち17件が生活保護申請をされております。この割合を申請率としますと、30.4%という割合になります。また、申請17件に対する開始の割合でございますが、82.4%となっております。なお、面接56件に対する開始の割合は25%となります。

○25番（小園義行君） 今、志布志市が実際に始まってからのことが、18年度実績でちょっと示されましたけど、これは厚生労働省がですね、出した2004年度の生活保護の相談に関する申請率、開始率と、これ市長、いいですか。鹿児島県はですね、この申請率が64.4%です。そして、開始率は59.2%です。全国のですね、平均を見ると、鹿児島県は本当によく頑張っているわけですね。30.7が申請率で、28%が開始率です。志布志市をそれに比較するとですね、これは本当に全国の平均からも、鹿児島県のそこからも低いじゃないですか。この現実、どう受け止めたらいいいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県に比較して、そういった数字だということございまして、私どもの地域は私どもの地域のそういった事情があつての数字でありまして、このことでもって、先ほども言いましたように、強制的にどうこうしてということじゃないというふうに考えます。

○25番（小園義行君） 私もそういうふうに思います。去年1年、本当に県の職員の人から、いろいろ指導いただきながらされてると思います。ぜひですね、これ生活保護法のですよ、これ第1条から第10条まで、第12条、ここまで見ると、本当にですね、きちんとやりなさいということですよ。これは憲法第25条の生存権から始まるから、ぜひその精神でですね、とんでもないことが起きないようにお願いします。よく議員をさせていただいてますと、生活保護の申請どうすればいいのけて、よく相談があります。福祉事務所に行ってください。いろいろ聞いたり、いろいろしますね。その中で開始になったり、できない場合もこれはあるでしょう。でも、基本的に生活保護のそれを私も勉強してみましたけ

ど、一番視点をどこに置くかで、がらっと僕は変わると思うんですね、これね。開始率、申請率、ここも含めてですよ。ぜひですね、この今私が言いました、これは厚生労働省の指標ですよ、2004年度ですけどね。ぜひ、そういった意味で、生活保護を最後の砦として相談に来られるわけですので、間違いのない対応をされてると思いますけど、今後もですね、ぜひそういった立場でやっていただきたいというふうに思います。

次に、福祉タクシーのことですが、志布志町地域、これまでも委員会を含めてですね、この本会議でも有明町地域や松山町地域と同じような、そういう取組ができませんかということで、担当の部長さんたちをはじめとして、見直しをしていくというふうに答弁がされておりますが、志布志町地域の昨年度の利用実績と合わせて、今、私が言いました、どういうふうに検討されているのかですね、少しお願いをします。

○福祉部長（蔵園修文君） 実績につきまして、私の方からお答えをいたします。18年度の実績でございますが、11月からの開始でございましたので、5カ月間ということになります。2路線ございますので、四浦、志布志支所路線、263人、八野、ボルベリアダグリ路線、825人、合計1,088人であります。利用者数につきましては、延べ人数でございますが、参考までに月平均が217名で、登録者数188名となっております。

○25番（小園義行君） 今年度、いかがですか。そして、先ほど言いました松山町地域、有明町地域と同じように、電話いただいて、そこにきちんとタクシーが迎えに行くという、そういったことの見直し、検討はどうされたのかですね、お願いします。

○福祉部長（蔵園修文君） まず、19年度の実績でございますが、7月末までの実績ということで、4月から4カ月間でございますが、四浦、志布志支所線が457名、八野、ボルベリアダグリ路線が968名、計の1,425名となっております。月平均356人で、登録者数が257名となっております。前年度に比較しますと、月平均で139人、64%の伸びでございます。登録者数におきましても69名、36.7%伸びております。

今、議員から御指摘のありました、その路線方式につきましては、当初から予約の状況や時間の許す限り、個別の入り込みにも融通を利かせて、弾力的な運行を図っていると。実態としましては、松山地域、有明地域と同様の運行ができていると、サービス提供ができているというふうに考えているところでございます。

○25番（小園義行君） それでは、そういう見直しをされているということであれば、これまで住民の方々含めてですね、同じルートをぐるぐる回っているということで、午前2回、午後2回という、そう理解の方々もおられると思います。ぜひ、広報等を通じてですね、今、部長がおっしゃったようなことでやれるのであれば、そのお知らせをちゃんとしていただきたいと。そして、もう公共交通機関が無いわけですので、その足の、いわゆる交通の利便性を確保するという点からは、ぜひその使用の範囲をですね、広げていったらどうかということも考えるわけですが、そこらについての考え方と広報をちゃんとやっていただくということを含めて答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 現行の運行の状況につきましては、ただいま部長がお話したとおりでございます

す。なるべく予約の状況や時間の許す限り、個別に対応できるようにしていくということを原則としているということでございます。現在、事業を受託していただいております2事業者につきましても、事業開始前の受託移行について協議を進める中で、タクシー業務に影響は及ばないというような運行であるようにということを要望としていただいているということでございます。このことも、またタクシー会社自身も、独自の福祉サービスを提供されるということでございますので、このようなことも考慮しながら、志布志地域については運行しなきゃならないということになろうかと思えます。まだ、運行が始まりまして1年を経過するかしらないかというような状況でございますので、今後の利用者数、登録者数の推移を見守って、そして市民の方々の要望を聞きながら、それと関係事業所とも協議しながら、今後の事業実施につきましても、市全体の交通政策の中で検討してまいりたいというふうに考えるところであります。

○25番（小園義行君） 今、市長の答弁があったように、同じ志布志市地域として、公平なですよ、サービスがいくように対応するというものでありますので、そういう志布志町地域においても、こういうサービスもできますということも含めてですね、広報等で対応していただきたいと、そういうふうに思います。

あと、最後に、来年、行政改革大綱とかいろいろあって、その組織の見直しも部長制を廃止とかですよ、そういうのがいろいろ言われているわけですが、保健師のですね、職員がどれぐらいいるのかということでもちょっとお聞きをしたいと思います。考え方ですね、この保健師は普通の一般のですよ、事務の方ももちろんそうでしょうが、合併するとき、合併すると専門性の高い職員を確保できますと言って、本田市長、当時、町長ですが、合併協議会等でもいろいろ論議がされてきたと思います。その中で採用してすぐ1年で、その実力を発揮できる、そういうものでは僕はないと思います、保健師という職業柄。もちろん栄養士の方もそうですよ。看護師の方もそうですよ。そういうことで、この保健師のいわゆる位置付けですね、どういうふうに保健師を生かしていこうと、この志布志市が思っているのかですね、今みたいにあっちに一人、こっちに一人って、こういう形で果たしていいのかなあと。昨日もその保健師の問題でやり取りありましたね、包括支援センターの中で。今後、志布志市の市民の健康をどういうふうに把握をして、医療費の伸びを抑えていく、こういったのを、栄養士、看護師、そして保健師含めてですよ、いろんな角度からやらないと、僕はこの医療費の伸びというのは抑えられないのではないかとこのように思うんですが、この保健師の仕事、栄養士、保健師の生かし方ですね、そのことをどういうふうに認識されていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、本市には保健師が12人在籍しております。配属としましては、国保が1名、残りが保健対策となっております。保健師の業務につきましても、18年度から始まりました地域支援事業などにより増加しておりますが、合併により、旧町でそれぞれ業務に従事したものが集約されまして、効率的に業務分担ができるようになったということで、カバーされてきたんじゃないかなあというふうに思っております。今後、先ほど議論がありましたような医療制度の改革に伴うもの、あるいは介護事業の変革に伴うもので、保健師の役割というのはますます重要になってくるというふうに思っております。そのような

制度の面の改革に合わせた形で、保健師の活用については考えていきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） ここ5年ぐらいの間で、県がやっていた事業がほとんど市町村の段階においてきましたね。今12名おられるということですけど、保健師が本来やるべき事務量というのをですよ、どういうふうに把握されているんですか。

○市長（本田修一君） 保健師の業務、事務量は増えてきておりますが、業務分担の見直しで、事務事業につきましては執行しているということでごさいます、十分かなということも認識しておるところでございます。また、県下で見ても、保健師1人の担当人口は少ない方であるというふうに考えるところであります。

○25番（小園義行君） 保健師や栄養士の、そういった生かし方としてですね、やっぱり志布志市の住民の健康、そういったものをしっかり把握して、対策を打っていくということが大きな仕事の一つだろうと思います。うちは管理栄養士のお一人ですよ。管理栄養士、お一人ですね。保健師は12名おられるということですが、現実に特定検診、志布志市は国保だけでいいわけですけど、事業主が。メタボリック症候群、こういったものが下においてきます。精神障害のデイケア、これも志布志市においてきます。保健所が本来。そして3歳児健診、そういったもの全部、以前は県でやっていたものが志布志市においてきている。その事務量というのをですよ、きちんと把握をされて、この12名、そして栄養士は1人で良いというふうに、当局としてとらえておられるんですか。

○福祉部長（蔵園修文君） 足りているかということにつきましては、先ほど、市長が答弁されたとおりでございます。客観的に対1人当たりの担当人口ということで比較すると、数的には足りていると。ただ、業務の内容につきましては、ただいま議員御指摘のとおり、特に栄養士が1名体制であります。その分をカバーするために、在宅の方をお願いすると、そういったやり方をしております。今後こういった保健師あるいは栄養士等の効率的な活用ということ、あるいは機動的な勤務ということを考えますと、その組織の在り方については、行政改革の中で当然検討していくべきことだろうというふうに思っております。今、そういった方向で、その行革の中の組織の見直しの中でも、部内で検討を始めているところでございます。

○25番（小園義行君） 今年度の採用試験の要項に、保健師の募集ですか、若干名ということでしたが、若干名というと、普通に日本語的にいうと、1人なのかなあと、2、3人なのかなあと、いろいろあるでしょう。今年、採用予定というのは、若干名ですよ。若干名というのは何名ですか。

○市長（本田修一君） 要項で示したとおり、若干名ということをお願いしたいと思います。

○25番（小園義行君） それは若干名でいいでしょう。ただ、本当にですね、志布志市のこの3万5,000人ですか、この方々の中で、いろんな事業が、国・県の事業が本当に下においてくる。末端が大変な状況になっていく中で、行革しなきゃいけないと、人も減らしていかなきゃいけないということですよ。保健師も退職ということも、当然、明日辞めるかもわからないじゃないですか。そういうこと等も含めてですよ、採用してすぐ即戦力っていうふうには、僕は本当に保健師の人に大変失礼ですけど、ならないのではないかなと思うんですね。人を覚えたり、いろんなことも含めてですよ、信頼関係をつくるという意味で、ぜひですね、そういう先の見通しをもって、この対応をしていただきたいと。そして、医療

費が高い高いと、かねて言ってるわりには、手をやっぱり打たないですよ、これはいかんと思いますね。昔、沢内村という所がありました、村長ですよ、そこのお医者さん、保健師、そして看護師、一緒になって、そこで頑張ってますよ、医療費を下げていくという努力をした、NHKでもいっぱいありましたよ。私なんかも行ったりしましたけれども、志布志市が安心して健康で住める、そのためには栄養士の配置、そして保健師の配置、ひいては今後はまた他のその職種も当然出てくるでしょう。ぜひですね、そういった意味で、きちんとした配置をしていってほしい。人を少なくするという、このことはもう合併をするという時から、これは決まってるわけです、自治体リストラだったわけですから。でも、その中でどうしても必要な部分というのは、切れないじゃないですか。そのことを踏まえてですね、私はこういう事務量の把握というのをしっかりやって、人の配置をそこにきちんとしていって、安心して暮らせるまちにしていくと、そういうことが私は大事だと思います。そういった立場でですね、市長、あなたが政治家ですよ。あなたがしなさいと言ったら、皆さんされるんですよ。ぜひ、政治家としてですね、そういうまちづくりをしていくということを最後にちょっとお聞きをして質問を終わります。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、今、様々な形で制度の改正がなされているというようなことでございます。それは少子高齢化が進みまして、そして医療を受けられる方が、介護を受けられる方が増えてきているということでございまして、そのような制度の改革がなされているんじゃないかなあというふうに思います。しかしながら、私どもは現実的にこうして市民と直接、接している立場の行政を行う立場から考えますと、その方々がいつまでもお元気で、そして安心して、そして健康な幸せな生活を送っていただきたいということでございまして、その方々はそういう状況ということになるとすると、介護を受けない、あるいは病院に行かないというような形であろうかというふうに思います。そういう意味で、まず私どもは市民の方々が健康であるようなまちづくりというようなものを本当に真剣に取り組んでいかなきゃならない。特に高齢者の方々には、そのような意味で様々な事業を提示して、そして今申しましたような、なるべく介護を受けない、なるべく病院に行かないというような、そして健康で地域の方々からも改めて尊敬されて頼りにされるような高齢者のまちにしていきたいというふうに考えておりますので、今お話にありました保健師の配置、そして確保につきましても、そのようなことを考慮して取り組んでいきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で小園義行君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前10時から、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

ご苦労様でございました。

午後4時12分 延会

平成19年第3回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成19年9月14日（金曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鶴 迫 京 子

下 平 晴 行

日程第3 事件の訂正について

出席議員氏名 (32名)

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 下 平 晴 行 | 2 番 西江園 明 |
| 3 番 丸 山 一 | 4 番 八久保 壹 |
| 5 番 玉 垣 大二郎 | 6 番 坂 元 修一郎 |
| 7 番 鶴 迫 京 子 | 8 番 藤 後 昇 一 |
| 9 番 迫 田 正 弘 | 10 番 毛 野 了 |
| 11 番 立 平 利 男 | 12 番 本 田 孝 志 |
| 13 番 立 山 静 幸 | 14 番 小 野 広 嗣 |
| 15 番 長 岡 耕 二 | 16 番 金 子 光 博 |
| 18 番 木 藤 茂 弘 | 19 番 岩 根 賢 二 |
| 20 番 吉 国 敏 郎 | 21 番 上 野 直 広 |
| 22 番 宮 城 義 治 | 23 番 東 宏 二 |
| 24 番 宮 田 慶一郎 | 25 番 小 園 義 行 |
| 26 番 上 村 環 | 27 番 鬼 塚 弘 文 |
| 28 番 重 永 重 久 | 29 番 丸 崎 幹 男 |
| 30 番 福 重 彰 史 | 31 番 野 村 公 一 |
| 32 番 谷 口 松 生 | 33 番 若 松 良 雄 |

欠席議員氏名 (1名)

17 番 林 勇 作

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|---------------------|-------------------------|
| 市 長 本 田 修 一 | 副 市 長 瀬戸口 司 |
| 教 育 長 坪 田 勝 秀 | 総 務 部 長 井 手 南海男 |
| 企 画 部 長 持 富 秀 明 | 市 民 部 長 嶋 戸 貞 治 |
| 福 祉 部 長 蔵 園 修 文 | 産 業 振 興 部 長 永 田 史 生 |
| 建 設 部 長 宮 苑 和 郎 | 松 山 支 所 長 白 坂 照 雄 |
| 志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博 | 教 育 次 長 上 村 和 憲 |
| 総 務 課 長 中 崎 秀 博 | 企 画 政 策 課 長 萩 本 昌 一 郎 |
| 港 湾 商 工 課 長 外 山 文 弘 | 保 健 課 長 今 井 善 文 |
| 都 市 計 画 課 長 下 平 幸 三 | 水 道 局 長 徳 田 俊 美 |
| 会 計 管 理 者 楠 川 昭 博 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗 |
| 生 涯 学 習 課 長 小 辻 一 海 | |

議会事務局職員出席者

| | |
|---------------------------|---------------------|
| 事 務 局 長 徳 重 昭 一 | 事 務 局 次 長 前 田 泰 郎 |
| 次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明 | 調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美 |

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

林勇作議員より欠席届が届いております。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、吉国敏郎君と上野直広君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、7番、鶴迫京子さんの一般質問を許可いたします。

○7番（鶴迫京子さん） おはようございます。

一般質問も三日目に入り、市長をはじめ執行部の皆様も大変お疲れのことと思います。残すところ二人ですので、知力、気力、体力を振り絞って気を緩めずに最後までお付き合い下さい。執行部の誠意ある答弁を期待いたしまして、順次質問してまいります。

まず、若者への支援と育成について質問いたします。遠い昔、私たちの若い頃は青年団の組織が各地域ごとにあり、いろいろな活動をしていたものですが、いつ頃からかその青年団という言葉さえ耳になくなっていました。青年団といえば、市長も若かりし頃、青年団活動を一生懸命やられたとお聞きしております。青年団に対する思いも人一倍強いものがあるのではないでしょうか。

そこで、市長御自身の経験を踏まえまして、本市の青年団の活動に対してどのような認識をお持ちですか。まず、伺いいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。鶴迫議員の質問にお答えいたします。

本市におきましては、昨年有明地区の若者を中心に市青年団連絡協議会が発足したところであります。現在15名の団員で市の各種イベントに参加したり、ロードミラーの清掃などのボランティア活動を行ったりしておりますが、団員の増加には至っていないのが現状でございます。もちろん、チラシを配布したり、声かけ等で勧誘はしているということですが、若者の間の価値観の多様化や職業の細分化、情報化の進行など青年団活動の必要性や仲間づくりの意識が薄くなっているのが現状であるようでございます。

そのため、青年団で仕掛ける大きなイベントをやりたくても人手等の問題で着手できない状況にあるようでございます。しかしながら、やっちくまつりやふるさとまつり、お釈迦祭りなど本市の重要なイベントには積極的に参加して、大いに盛り上げてもらっているところであります。

このように市としての青年団連絡協議会はスタートしたばかりですので、今後とも地域における高齢化を考えた場合、やはりこういった青年団活動など若者の活動の場は大きな活性化をもたらす存在だというふうに思いますので、今後とも活動への積極的な支援をしてまいりたいというふうに考えるところ

であります。

○7番（鶴迫京子さん） ただいま、市長の方から本市の青年団連絡協議会が合併と同時に発足したということで報告がありましたが、その数字、団員数15名ということで、志布志の方が4名ぐらいほどで有明町が主になっていますが、松山町はゼロということであります。その数字を見まして、先程市長も答弁されましたが、いろいろな要因があるかと思いますが、再度お聞きしますが団員数の確保といたしますか、その要因というのは先程述べられたとおりでありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

鶴迫議員の方で始めに述べられましたように、私どもが青年団活動をしていた時代とは本当に今昔の感があるというようなことでございまして、大変価値観の多様化、そして職業の細分化、最近は特に情報化が進んでおりまして、青年団の方々がかともに何か地域のために取り組もうというような発想、姿勢というものが希薄になったんだというふうには思うところであります。

そのような中でも、この市の中ではかろうじてではございますが、こうして市の青年団も改めて組織化されたということについては本当に有り難いなど、嬉しいなというのが率直な感想でございます。

このような中で、今お話がありましたように松山地域におきましては、いまだ加入者がゼロということでございますが、松山におきましてはやっつく松山藩というものがございまして、こちらの方でその対象者の方々は十分地域の活動をされているようでございます。また、市全域の活動となればそれらの方々とも連携した形の活動ができるのではないかとというふうに期待しております。

○7番（鶴迫京子さん） ところで独身男女に出会いの場をということで、6月議会で一般質問をしましたが、市長の答弁では、県の少子化対策の出会いサポート事業、応募している二つの団体があるとのことでした。その後の県の審査の結果、さんふらわあを利用した「クルージングパーティーinしぶし」という名前で、志布志市青年団連絡協議会の企画したものが7組の中に入りました。

この志布志市青年団の事業の第1回目の実行委員会に出席する機会を得まして、若者たちが自分の意見を堂々と発表するはつらつとした姿を目にしました。そのような若者のいる志布志市を誇りに思うと同時に、清々しい元気な気持ちになりました。市長は激励の言葉を述べられました。実行委員会の若者たちの様子を御覧になり、どのような感想を持たれたのでしょうか。まず感想をお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このイベントは先の6月議会でもお答えしましたように、少子化対策の新たな取組として、結婚に向けた若者の出会いの場を創出する目的で、県から委託を受けて市の青年団が実施するようになったものでございます。本当に大変有り難く思っているところでございます。

志の篤い若者たちで構成されました志布志市青年団連絡協議会が、少ない人数ながらもアイデアあふれるユニークな発想で事業を企画し、事業実施に向け真剣に協議する姿を見て、大変頼もしく思ったところでございます。

市でも共生・協働・自立の観点から、全庁を挙げて青年団と一体となりまして「さんふらわあクルージングパーティーinしぶし」の成功に向けて取組をしたいというふうに考えます。この事業により少し

でも多くのカップルが誕生しまして、少子化対策の一助になればというふうに考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 青年団の若者たちに、この事業をすることになったきっかけは何でしたかと尋ねましたところ、こんな答えが返ってきました。「合併する前は有明町で、青年団主催でサマーフェスティバルというイベントやいろいろな活動をやっていたが、合併後は団員が少ないということもあり、それも無くなり、まちの活性化のために何か自分たちの手で何かをやりたいといつも考えていた。その矢先にこの県の企画事業があった。」ということでした。

このような熱い思いのある若者たちです。志が一杯あふれています。そこで市長にお伺いします。今回の補正予算にも計上されているようですが、この12月23日のイベント、さんふらわあを利用した「クルージングパーティーinしぶし」に向けて、市の支援策は今度どのように図られていくのか、具体的にお聞かせ下さい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回のさんふらわあ志布志航路利用促進協議会補助金としまして450万円の補正予算を計上させていただきました。その中の200万円が今回の「さんふらわあクルージングパーティーinしぶし」の実施分でございます。

内訳としましては、一番目にさんふらわあの借上料としまして90万円、船内イベント費としまして60万円、新聞広告費としまして70万円の合計220万円で、参加者負担分20万円を見込みまして、差引200万円となっております。

○7番（鶴迫京子さん） ただいま予算関係の方は承知いたしました。各課の協力体制、サポート体制をもう少しお聞かせ下さい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市としましては、青年団主催の「さんふらわあクルージングパーティーinしぶし」に対しましては、さんふらわあ借上料、先ほど申しましたが、そういったものの財政的な支援をはじめまして、当日の運営につきましても市役所内の関係部署の職員を中心としまして庁内サポート委員会を立ち上げまして、企画面や事務的にも全面的に支援をする予定でございます。

ただし、主体はあくまでも青年団でございますので、行政職員は黒子として青年団の支援をしたいというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子さん） よく理解いたしました。財政的にも財政難のおり青年団に対しまして市から支援があるということで良かったなと思っておりますが、その当日も本庁内というか庁内職員の方々もサポートを黒子になってしていただくということで、大変安心いたしました。

この事業が青年団、行政、市民にとって「やってよかったね。」という満足と、そして感動を共有できるものになることを確信し、さらに何組かのカップルが成立することを心から願っています。とりあえず、このイベントは12月23日で終わります。本市の青年団も、いま種をまき、芽が出たばかりです。この芽が大きな花を咲かせるように市としてずっと見守り、応援して欲しいと考えますが、この青年団活動に対する支援の在り方として、また育成はどのようにしていかれるのか今後の方向性を示

しただきたいと思います。団員が少ないということです、やはり本市を挙げてサポート体制も必要ではなからうかと思ひます。

○市長（本田修一君） 今回のイベントで男性を50名、そして女性を50名と、合計100名の方をこのパーティーで御招待申し上げて、そして出会いの場を作ってカップル誕生を願おうというような仕掛けをするということで、このことにつきましては本当に私自身もワクワクして期待しているところでございます。

このことが成果がありまして何組か、ひよっとすると何十組かできればいいなというふうに思っております。初めに申しましたように、このパーティーが成功すれば青年団の方には第2弾、第3弾お願いしますからねというようなお話もしているところでございます。そのようなことで、青年団の方には今回の企画につきましても、またさらに充実させていただきたいというふうをお願いするところでございますが、全般的には地域づくりに青年団というのは欠かせない存在だというふうに考えております。地域住民とのふれあいの中から地域おこしの原動力としての地域活動の展望を開いていくことが期待されております。

団員の中には、県青年団の事務局長をしている者や、曾於地区の役員をしている者もいるため充実した青年団活動が期待されているところであります。このようなことから19年度も青年団連絡協議会に対しまして運営費の補助をしているところであります。今後、市としましても教育委員会としましても、青年団の研修体制の整備や市民の青年団活動への理解を図るため、市の広報紙等を利用して、その活動を紹介したり、団員の確保や健全な青年団活動の充実、発展を支援してまいりたいというふうで考えております。

○7番（鶴迫京子さん） ただいま市長の答弁にありましたが、今度の「クルージングパーティーinしぶし」は男性50名、女性50名、50、50の募集であります。青年団15名によりまして50名、50名という参加者がいないと、これは予算があつたり、黒子の応援団があつたりしても参加者がいないと成り立たないわけでありまして、その15名の青年団だけでは参加者を集めるというか、なかなかじゃなからうかと思ひます。

そういう意味で、本市挙げて情報を早く皆さんに知らしめて、そして、そういう方が近所隣りにいないかどうか、参加者を募集する手だてというのはどのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） このことは県の事業ということで、そして先日も南日本新聞の広告等でも取り上げていただいたということで、かなり関心が高いなというふうに思っているところでございます。私自身、大隅振興局の会がございまして、その場でもこういった企画があるというようなふうで紹介しましたところ、ぜひ私どもの方にも市、町の方に直接その企画については案内をしてくださいというような声があつたところでした。

そのようなことから、私どもは様々な形で広報等については努めるということでございますが、青年団からは新聞やホームページ、それからテレビを利用した参加者募集を考えているというふうで聞いております。私どもは財政的な中でその新聞広告につきましては、青年団に対しまして支援していくと。そして市内の独身者の方に対しましては、市を通じまして各家庭より独身者の情報を提供していただき

まして青年団が行う参加者募集の支援をしていきたいというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子さん） 12月23日までだいぶ時間があるか、もう無いと考えるか両方ですが、本庁内の支援をよろしく願いいたします。

それと、先程市長の方からありましたが、本市の青年団の中には県の青年団の事務局長をしたり、曾於のそういう肩書きのある役員もいるということで、一生懸命頑張っている姿がそういう役付けになっていようかと思うんですが、県の青年団の事務局長ということは県の青年団に入っているということでもありますので、県からの情報、全国からの青年団が集まりまして、全国的な組織の情報というのも入ってくるだろうと思います。そういう中にありまして、先程、助成をしているということではありますが、どれくらい助成をされているんですかね。市からの青年団に対する育成金、補助金ですかね。

○市長（本田修一君） 志布志市の青年団連絡協議会に対しまして、運営費の補助は41万4,000円でございます。

○7番（鶴迫京子さん） 41万4,000円ということではありますが、まだ、今、本市の青年団は発足したばかりでありますので、今から活動をして実績を残していただろうと思います。そしてまた実績を残した経過を見まして、その補助金とかそういうのも下がったり上がったりしていくのではなかろうかと思いますが、やはり一所懸命頑張っている姿を見せると思いますので、その補助金も活動に見合っという全国的というか、県のそういう青年団活動に支障がないように、そういう県の青年団を脱退するようなことがないように、財政的にないように、これからも継続して、育成、支援をよろしく願いたいと思います。

市長がまだ青年だった頃に返りまして、思い起こして下さい。青年団活動を実行していくうえでの一番のネックになったことはその当時何だったか。また、今は反対の立場になっていらっしゃるんですが、行政に対してどのようなことをそのとき一番望んでいたかということなど、その時代背景は随分変わっていますが、若き青年の心は今と変わらないのではないのでしょうか。そういうことを踏まえたうえで市としてできること、また市長としてできることは何であるのか、最後ですが再度お聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身が青年団員だったのは、もう30数年前の話でして、ちょっと思い起こしたとき、やはりその当時も団員の確保が一大命題でありました。なぜ団員が集まらないのかというふうに考えた時に、もうその頃から、その地域に対するそういった活動に対する評価が、若干薄まってきているというような流れ、時代の背景ですね。そして、また職業が多様化してきましてなかなか時間が、同じ行動をする時間が確保できなくなってきたというような背景。そして、当然それに伴いまして個々の青年の価値観が多様化してきているというようなことだったんじゃないかというふうに思います。

もちろん、行政はそのようなことも十分把握しておられまして、それなりに一所懸命対応していただいたようなふうに覚えております。時代は変わりがまして、現在も先日の連絡協議会の実行委員会を拝見させてもらいまして、やっぱり変わりはなかなというふうに感じたところでした。そのようなこともございますので、十分私どもは青年団の存在意義というものを地域の方々にお知らせしまして、そして青年団に加入していただくような雰囲気を広報していきたいなというふうに考えるところでございま

す。

○7番（鶴迫京子さん） 篤き志を持った本市の青年団が中心となり、まちづくりの仕掛け人として子供たちも含め若者たちが主役になる、このことを基本にしっかりと念頭に入れておくこと。それを忘れないで、そうすることで独身男女の出会いの場も作られ、また地域での自発的な結婚支援にもなると思います。ひいては少子化対策の充実、高齢化社会に対応する地域の活性化に大きく貢献すると思います。

若者たちが参加できるような行政の仕組みの支援が必要で、若者たちの自発性、主体性を重んじた行動に対する行政からの声かけが必要だと思います。いろいろなグループが互いの長を認識し、尊重しあいながら対等な立場で共通の目的を達成するため、みんなで協力し、協調しあう共生・協働の精神がこれからの地域を再生していくとされています。志布志市青年団のこれからの活躍を期待し、私も市民の一人として自分には何ができるのかと常に問いながら見守っていきたいと思っています。

次に移ります。少子化世界一、高齢化世界一という日本ですが、志布志市も少子高齢化の進行が著しくて年齢階層のバランスが崩れつつあります。そういう少子高齢化社会を支え担っていくのは子供や若者たちです。財政的になるべくお金をかけないで行政を展開していかなければなりません、お金をかけるところにはかけるというやり方もあっていいのではないのでしょうか。

そこで若者の市外への流出を防ぐ対策として、本市では現在どのようなことをやっていたらいいのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

若者の市外流出に対しまして、どのような取組をしているかという御質問でございますが、活力ある地域づくりの基盤となるものが人口でございまして、御指摘のとおり、毎年転出者が転入者を上回っている。若者の市外への流出というものが課題の一つであるというふうに思います。

特に、若者につきましては、雇用の場の確保というものが大きな課題でございます。現在、学校と連携しました職場体験や、志布志支所内の職業相談室の拡充を行い、情報収集・提供を行っております。また、市の基幹産業である農業を若者の雇用創出の場と位置付けまして、新規就農・後継者の研修や支援、育成を行うとともに、農業農村家業再生支援事業により農業後継者の育成を推進しております。

雇用の場の拡充に向けての企業誘致につきましては、立地企業や地場産業の支援、新エネルギー産業の支援などを進めながら鋭意取り組んでおります。来月10月2日には、第1回の立地企業懇話会も予定しておりまして、情報収集に努め、あらゆる機会を通じて雇用の場の確保について努力しております。

今後、新若浜地区に約11haの臨海用地としての分譲地も造成されますので、ぜひとも雇用の場につながるよう、県と一体となり取組を強化していきたいというふうに思います。

魅力ある地域づくりも重要でありまして、いったん市外へ転出された方も帰ってきたくなくなるようなふるさとづくりも大事だというふうに考えるところでございます。

人口減少に歯止めを掛けることを市の重要課題としてとらえまして、生活環境、定住・交流基盤、子育て環境、保健・医療・福祉・教育・文化環境の充実に向けて、各分野で取り組んでいるところであります。

以上、申し上げましたように、それぞれの部署であらゆる施策を展開しながら、若者の市外への流出

対策、市全体の人口減に最大の努力を図っていきたいというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子さん） 今年3月できた第1次志布志市振興計画策定のための去年12月の住民意識アンケート調査でも、定住促進を図る雇用・就労の確保に不満を持っている人が多く、裏を返していえば重要度が最も高いという結果が出ています。同じく、3月に出された志布志市住宅マスタープランの中でも今後、優先的に行っていく必要性の高い施策として、高齢社会への対応、定住促進に資する住宅施策と二つ掲げております。

市の定住促進ということで、このようにあります。全体的に市内での居留意向は高いものの、20代、30代の若年世代は居留意向は低く、半数は市外へ転出したい、分からない、と答えているとあります。若者に尋ねてみたら、「志布志は仕事もあまりなく、鹿屋、都城市街地と比べても家賃が高い。安い給料では払えない。」と聞きます。また結婚後、市営住宅に入りたいけど、待機者も多く、間に合わないで高い家賃の所へ入らざるを得ない。すると、収支のバランスが悪いので仕事を変えざるを得ず、市外の仕事を探す。農業地域では農地転用が難しく、宅地化できず家も建てることもできないなど、よく耳にします。

そしてまた、この住宅マスタープランの中にありますが、高齢社会が避けられない現在において、地域活力の向上のためには若年世代の定住は不可欠な要素であり、これからの世代の市外流出を抑制し、市内への定住を促進していく必要があるとうたっています。

そして第7章に、この計画の実現に向けての取組が掲げてありますが、庁内関係部署からなる連絡会議を設置するとありますが、このマスタープランにある連絡会議というのを設置するのは、いつ頃になるのか予定をお示し下さい。

○市長（本田修一君） 庁内の関係部署で連絡会を作りまして、それで検討を始めるということで、今準備中でございます。

○7番（鶴迫京子さん） 準備中であるので、いつ頃になるのかなということをお聞きしております。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の部長に回答させます。

○建設部長（宮苑和郎君） ただいまの連絡会議につきましては本年度中に立ち上げて、住宅マスタープランに沿いながら進めていきたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 今、今年度中にということがありましたが、志布志市住宅マスタープランというのを読ませていただきました。大変、もう、これが100%実行できたならすばらしい本市になるのではないかなと思います。総合的にバランスよく総花的に全部計画が載っています。本当に夢のあるように載っていますね。だから、すごくこれを読んでいてワクワクしました。ぜひ、最初の段階になりますので、早めに庁内の連絡会議を立ち上げて、マスタープランが絵に描いた餅にならないように実行できることを望んで要請しておきます。

そして、定住促進を図るためにも、ここにも書いてありますが、いろいろなことが網羅してあります。とてもいいことが書いてあるんですね。大変立派なものできたなと職員皆様に敬意を表したいと思いますが、ここにも書いてありますように、若者のいろいろなニーズを調査し、分析し、なぜ市外流出が起きるのかというのを、先程も市長の方からいろいろと答弁がありまして、そしてそのための総合的な

バランスを考えてやっていく、またやっているという答弁でありましたが、そのためにもやはり担当セクションが大事だと思いますので、ニーズを調査し、分析し、施策に反映していくために、そして空き家情報などいろいろな情報発信もする、多岐にわたると思います、このIターン、Uターン政策とか、いろんなことが入ってくると思いますので、そのような相談窓口機能を十分に果たす担当セクションを設ける考えはないでしょうか。

例えば、定住促進課ですので、「ずっと住みませんか」とか「ずっと住めますか」とか、そういうようなぱっと聞いてわかるようなネーミングを付けてやっていくという実効力のあるものにするためにメリハリのある取組を期待しますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） 先程も申しましたように、この問題につきましては様々な観点から、そして様々な部署の全面的な取組が、総合的な取組が必要だというふうに考えるところでありまして、今議員の方からお話がありましたように、例えばいろんな分野の方々が、住環境あるいは雇用環境というようなことで相談に来られた時、それらの担当部署に今、相談に行かれるというのが現実ではなかろうかというふうに思います。

そういう意味で、私どものまちは若者定住促進について積極的に取り組んだよというようなことで看板を掲げまして、それらに対応するというのは本当にいい方向かなというふうに思いますので検討させていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 若者への支援ということで、今、ワーキングプアとかニートとかフリーターとか、以前はフリーターとか言っていましたが、そういう働こうとする意思のある若者たちもですが、その一方では働きたくとも仕事ももちろんありません、雇用環境が悪いということではありますが、そういう様々な状況を抱えている若者たちです。自分たちが若いときと比べまして相当環境が変わってきております。それを一方的に若者が悪いという意味にはとらえられません。時代背景がありますし、社会環境も随分変わっています。

そういう中で、若者に対する支援というのがやはり薄いのではないかというか、若いから元気もあるし、そういう若い者を、先程も市長がおっしゃったように自立性というのが一番大事ですが、いろんな観点から言いますと、ただ若いから頑張ればいいという、団塊世代で育った私たちはちょっと怠けているようなところを見たら怠けもんがとか思ったりしますが、そうではないという一面もありますので、いろんな観点から若者に対する支援というのは必要かと思えます。

そして、定住促進を含め雇用促進、そしてまたいろんな意味でそういうワーキングプアとかニートとかでありますね。そういう対策を、ニート対策ですが、京都なんかは採っている所があります、相談窓口を作って、そういう仕事をしたくてもできないというか、そういう状況にある、まず中身ですね、中身の一つ一つ窓口で対応して個々に応じる、個々の相談、個人的に見えない部分の相談にも応じるということを施策としてやっています。そういう中で、いらっしゃるのはその本人ではなくて親がいらっしゃるそうです。本当にそのとおりだと思います、子供が悩めば親の問題です。

ですので、個人に起こる問題はやはり社会の問題ですので、その社会の問題はやはり行政、自分たちもそのとおりですが、なんとかしなければいけないのではないかと思います。身近にもいろいろとある

と思いますので、そこいら辺の支援というか、そういうお考えをもういっぺんお聞かせ下さい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

若者に対しましての定住促進あるいは雇用促進、それからもっと別な観点でいえばふるさとを愛する心を育てる、そういったものの事業とか、そういったものを総合的に本当に取り組んでいかなきゃならないなというふうに思うところでございます。

私どもは、それらのものを総合的にやっているということになるわけですが、本当に若者に対して強くアピールできるような形ではあまりしていなかったというようなふうに今、反省するところでございます。若者が定着して、そしてまたその若者たちがこの地域を支える中核となって、子供を産み育てていただくというような循環があってからこそ、この志布志市の将来的な発展があるというふうには十分深く認識しているところでございます。そのようなことで、もっと若者に対しまして私どもは積極的に行政として取り組んでいっているんだよというようなことをアピールするんだと、形を採っていきたいというふうに考えるところでございます。

ややもすると、本当に少子高齢化という言葉がありますように、じゃあ子供をどうするか、子供の環境をどうするかという問題が大きくクローズアップされます。そして高齢化の方々が増えてきますので、その高齢化の方々が安心・安全で、そして幸せな生活をどうして送るために行政がどうすべきかというような論点が大きく取りざたされるというような時代であります。

そのような中でありますが、今申しましたように、若者の存在があつて、そして次世代を受け継ぐ、そういった子供たちが育てられていく環境というものが本当に必要だというふうに思いますので、そのことにつきましては改めて積極的に取り組んでいきたいというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子さん） 今の市長の答弁で、若者に対する視点が全部とは言いませんが、少し欠けていたという大人の反省の弁ではなろうかと思えます、私はじめですね。ですので、そういう視点をもつと次世代を担っていく育成支援ということで、やはり視点を拡げていって、そこにもスポットライトを当てていただきたいなと思えます。

そして、一番の成功、成功事例というか、身近にありますよね、去年、私、松山町の秋の陣祭りに参加して思ったのですが、当日だけでなく、その前日にも行って、祭り前日を迎える皆さんの働きぶりを見てました。からくり屋敷にも行きましたが、松山町での秋の陣祭りというのはずっと続いていて、一番若者の、先程市長のおっしゃられた若者たちが魅力ある地域づくりをやっている一番典型的ないい成功事例ではなからうかと思えます、続いているということが成功ですよ。それをみんな地域でやっている。それも何というんですかね、汗水を惜しまずやっている姿を見まして、ああ、これこそ政の原点ではなからうかなという意識を強く持ちました。

そして、そういうことが松山でできているんですね。ただ人口が少ないからできるとか、そういうことではないと思えます、やはり情熱だと思いますね。お祭りにしても、政治の政にしても何にしても、やはり情熱が根本になるのではないのでしょうか。情熱があれば、それが失敗したにしても、そのことを経験に生かして、また次の段階に入ります。ですので、やはり一番身近にいい例がありますので、若者たちをそういう心にかき立てられるような支援、行政としての支援が何ができるかというのを考えてい

っていただきたいなど、そして合併した意味ですね、松山と志布志と有明と合併しましたので、松山でやっていることを大きく延ばしてということにもならないかもしれませんが、やり方、手法というかそういうのはいっぱい学べるんじゃないかならうかと思っておりますので、そういうことを踏まえまして魅力ある地域づくりをしていっていただきたいなと思っております。

もういっぺんお願いしておきます。先程の定住促進に対する全庁の連絡会議ですけど、早速取りかかっていただきたいと要請しておきます。

自らの命はこの世の中で一つです。失うかもしれない命がわずかの差で助かるとしたら、こんなにも喜ばしいことはありません。例えば最新の機械があった、それを知っていた、使いこなせる人がいた、そんなたったわずかな差で命が助かるとしたら、この上にもないことです。自動体外式除細動器、AEDは心肺停止状態になった人に対し電気ショックを与えて正常な状態に戻す医療機器ですが、2004年7月から市民も使用ができるようになりました。そういう中、本市でも有明本庁と松山支所、志布志支所の3箇所は今現在設置され、携帯型も含め4台あります。そこでお伺いいたします。AED設置後の状況は職員はじめ、市民の反応はどうであったか、まずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

AEDの設置につきましては、本庁、各支所ともに6月26日に設置しております。設置場所は、それぞれ市民から目につきやすい市民課窓口付近の壁に取り付けたところであります。そして市民への周知としましては、市報7月号の32ページにAEDの設置と貸出しに関する内容の記事を掲載したところであります。

AEDの貸出しの状況であります。7月に3回貸し出してあります。そして、その3回は志布志みなとまつり、尾野見校区球技大会、市小学校水泳記録会というふうになっております。いずれにしましてもAEDは使用されておきませんが、緊急時に即対応できるという体制ができていますので安心だったと聞いております。また、今後の予定としましては、県民体育大会、田之浦中学校の運動会、四浦小学校の運動会というもので貸出しの予約が入っているということで、市民の方々にもだんだんと、設置、そして使用ができるということについて認識が高まっているというふうを考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 今、携帯型のAEDの使用状況といたしますか、利用状況をお知らせいただきましたが、本庁と支所に設置されている、その状況に対する市民とか職員の反応はいかがでしたでしょうか。

○市長（本田修一君） 市職員は当然このことにつきましては認知しておりますので、今後そのような場合、緊急の場合が生じたときにはそのことに対応するという自覚は備わってきたというふうを考えます。

市民の方々から特段そういったことで、このAEDが設置されまして、どうこうというようなことは今のところ無いようでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 市民の方々から特段無かったということは、反対に市民の方はそれが何だか目にも止まっていないのではないのでしょうかね。ただ、用事があって来られるわけですので、急いでい

ますので目につかないということもありますが、AEDという横文字ですので、知っていらっしゃる方は知っていらっしゃるけど、まだその周知というか、まずAEDという言葉さえ知らない方が多いのではないかと思います。

そこで、AEDの操作方法を学ぶということで、私も去年の11月に志布志創年団の企画で普通救命講習を受けました。また私の隣の方の友人が突然家で亡くなったということで、その方がもう人ごとではない、ぜひ集落でもやりたいということで、水ヶ迫団地自治会でも救命講習の出前講座をしてもらいました。今年の7月に救急救命士の資格を持った消防士の方からAEDの操作方法を始めとする救命措置を学びました。AEDを初めて試した人は、AEDは横文字の機械だから扱えるのかなと思っていたが、案外簡単にできたのでとっさの時でも使えるかなと、また実際講習を受けてみなければ分からない、受けてみてよかったねと感想を述べていました。

どれくらいAEDという言葉が市民の中に浸透してきたのかというと、まだまだ啓発が実際には進んでいないのではないかとというのが私の実感であります。機械が設置されても実際に使用できる知識を持った人がいなければ、設置した機械も何の意味も無くなります。救命率の向上に大きくつながるためにも、より多くの機会に市民がこのAEDの機械を使えることが大切なことと考えます。

そこで設置場所である本市が、役所3箇所が率先してAEDの普及に取り組むべきだと考えます。そのことによって本市のAEDの普及に大きく貢献できるのではないのでしょうか。山形の上山市では、市役所のほかに体育文化センター、地区公民館の3箇所にAEDが設置され、消防本部の職員を講師にした講習会を数十回開き、市職員全員の習得を目指していると自治体情報誌にありました。

こういうことを踏まえましてお伺いいたしますが、本市ではAED設置前や設置後にそのような講習会が職員に対して開かれたのか、どうか。また、普通救命講習修了証を持っている職員は、今現在何人いらっしゃるのか、全体でどのくらいの割合になっているのか、お示し下さい。

それと、市の職員の全員習得を目指す計画は立てられているのか、いないのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大隅曾於地区消防組合南部消防署の署員を講師をお願いいたしまして、普通救命講習会を6月29日の9時から本庁改善センターホールで実施したところであります。受講者は、臨時職員3名を含めて48名が受講しております。また、昨年も実施しておまして11名が受講しております。現在、総務課で把握しております普通救命講習修了者数は59名となっております、そのうち女性職員が9名ということでございます。

本庁、支所の内訳は、本庁が35名、志布志支所が16名、松山支所が8名となっております、各部・課等にそれぞれ講習修了者がおまして、緊急時に対応できるようにはしております。なお、市職員全員が習得する計画は立案していませんが、今後も年次的に普通救命講習会を実施いたしまして、AEDの取扱者の養成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子さん） 今、数字を述べていただきましたが、だいたいどれくらいの割合になるのか、お答えがまだいただいていませんが。

○総務部長（井手南海男君） 先程、市長の方から59名ということでしたので、それで率を出

しますと、だいたい23～4%になろうかと思っております。

○7番（鶴迫京子さん） 先程、市長の答弁にありましたが、講習を59名ほど受けているので、その方たちがいざというときにAEDを利用してできるのではないかという答弁でありましたが、今、割合をお聞きしましたら23%ということですが、その方たちが必ずとっさの時にいるとも限りません。ですので、やはりなぜ全員と申しますのは、やはりそこに、どの方が居合わすかというのは分からないわけがあります。そして、先程も言いましたが、やはり実際集落でやってみました。そして、やる前と救急救命の訓練したものと、体験後と体験前の感想ですが全然違うんですね。だから、やはり人間やっぱり試してみないとわからないというところがありまして、頭の中では分かっているけど、いざそういう現場に居合わしたときにとっさに手が出ない、足踏みするということになると思います。一回でも、そういう救命講習を受けていれば、いざというときにはさっと勇気が出てできると思いますので、年次的にやっていくとありましたが、ただやっていくと言えば言葉だけになります。やはり計画を立てられて、どのようにしてやっていくのかというのが大事ですので、やはり皆さんの希望者だけ参加すればいいというような救命講習の計画ではなくて、やはり受けていなかったら受ける、本庁に置いているわけですからね、本庁とか支所にあるわけですから、そこにあって反対のことを考えますと、そういうとっさの時に、そういう事例があつて、そのときに助けられなかったと、AEDも使うこともできなかったと、それでもしものことがとなったら大変なことになります。

ですので、やはりそのためにもぜひ救命講習は受けてもらいたいと思いますが、救命講習も受けてみて初めて分かったのですが法律が改正されてきますね。やり方も変わっていきます、とても簡単になっています。ですので、ああ、もう3年前、4年前に受けたからいいやではなくて、この救命修了証にも書いてありますが、2、3年したら必ず、また受け直しましょうというようなことが書いてあります。そのとおりだと思います。刻々と情勢は変わっていますので、ぜひそのようなところ、どうですか。

○市長（本田修一君） 今年度につきましては6月29日開催しまして48名が受講したということでございます。各部、各課、それから支所というものの割合としまして、もれなくその担当から来るような形の職員が参加したということでございます。

そして、今後はまた講習会を重ねていくわけですが、またそれに応じまして割当をしまして、別な者を、別な職員、受講していない職員について受講を求めるわけですが、今、お話がありましたように、この受講証につきましては3年が有効期間というふうにされているようでございますので、そういったものも考慮しながら、なるべく全職員が受講が済んでいるような体制というのを目指していきたいというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子さん） AEDの設置状況、それもひとつの要因、設置状況のいい所、悪い所とかいろいろありますが、そういうのにも県別生存率というので、心筋梗塞だけの心臓病の、交通事故を除いた救急車で搬送されてからの1カ月間の生存率がどうかということで新聞に載っていますが、全国的には5倍の差があるということで、そして県は平均より2ポイント下回って、1カ月後の生存率が低いということが、この新聞にうたってありますが、そこにも少しそういうAEDが設置されてある状況というのも、2ポイント下回っているのを上げるためにも、そういうAEDが設置されているか、されてい

ないか。また設置されてあるだけではなくて、使える人がいるか、いないかということで大きく変わってくるかと思っておりますので、そういうことを念頭に、置けばいい、ただやればいいということではなくて、そのあとが大事なんです。そこを踏まえまして、しっかりとその計画を立てるなりして、講習を受けていただくように、そうするとやはり公務員といいますか、役所の方、職員はモデルだと、いつも私は思っております。良いことはモデルにならなければと思っておりますので、ぜひ、誰よりも率先して早く救命講習を受けまして、誰よりも先にそういうことが起きたら先頭に立ってそういう措置をしていただくということが一番の要望ですけど、よろしく願いいたします。

○総務部長（井手南海男君） 先程の受講率の関係でございますが、23～4%と申し上げたわけでございますけれども、私の計算がちょっとくるってございまして15%ということでございます。訂正申し上げます。

○7番（鶴迫京子さん） もっと上がる訂正かと思いましたが低くなった訂正でちょっとがっかりしましたが、反対に低いから、まだ救命講習を皆さんで受けるという希望が出てきますので、全員習得を目指してそのような計画を立てられていただきたいと思います。

では、次に移らせていただきます。6月議会での一般質問に対するその後の取組についてお伺いいたします。AEDをすべての小・中学校25校へ配置する考えはないかということで、市長も「十分検討したい」、そして、教育長は、「AEDが各学校にすべて配置されれば命が助かることも十分考えられる。リースにするとか、財政担当課とも相談を来年度あたり配布ができないものか、また近隣市町村を調べて考えてみたい。」と答えられました。

そこで、市長と教育長に、いつ、どこで、どのように検討されたのか、お伺いいたします。近隣市町村の調査結果があれば、それもお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

6月議会におきまして、鶴園議員からこのことにつきまして、すべての小・中学校へAEDを設置するよう積極的な御意見をいただいたところでございます。

教育委員会としましては、その後県内及び隣縣市町村の設置状況等を調査いたしましたところ、設置につきましてはそれぞれの市町村で温度差がございました。教育委員会といたしましても、心肺停止時の一次救命措置の重要性が指摘されております昨今、AEDの設置は児童・生徒の生命を守るための一つの対策であると認識をしておりますので、すべて小・中学校25校に段階的にAEDを設置する方向で、来年度当初に予算措置をお願いしてみたいと考えているところでございます。

なお、設置完了までの間は元より、常日ごろから継続的に授業中や、あるいは部活動での健康観察、特に心臓病を持つ児童・生徒の把握を怠らないよう指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。鶴迫議員でした。

失礼いたしました。

○7番（鶴迫京子さん） 今、教育長の方から、段階的に来年度から設置する予定であるという前向きな回答をいただきまして、明るい方向に向かっているなということで、これでまた一つの命が救えるのではないかなと思いがして、安心して子供たちが学校に通えるのではないかと思いますので極力努力し

て全校配置をよろしくお願ひいたします。

○教育長（坪田勝秀君） 近隣町村の様子をということだったと思いますが、私どもが調査いたしました範囲におきまして申し上げます。

鹿児島市は中学校38校中38校、薩摩川内市は小学47校中2校、いちき串木野市は中学校5校中5校、川辺町は小学校7校中2校、中学校1校中1校と。鹿屋市が中学校14校中14校という状況でございました。

なお、近隣の市町村の状況でございますが、曾於市と大崎町は設置予定無しということでございます。以上でございます。

○7番（鶴迫京子さん） よく理解いたしました。

それでは次に移らせていただきます。救急救命についてお伺ひいたします。本市の医療機関は病院が5、医院が22、歯科12で産科も一つあり、充実しているようですが、ほとんど市街地にあり農村地域との医療格差が大きいと思ひますが、現況について具体的にお伺ひいたします。また医療の確保ということで、本市ではどのように図られているか、また医師不足、診療科不足ということはないのか、お伺ひいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の市民が利用します救急医療体制でございますが、医療機関が診療を行っているときは、その医療機関を利用できます。しかし、医療機関の時間外における救急医療体制につきましては、休日及び夜間で制度が構築されているということでございまして、曾於地区における制度、都城市及び鹿屋市における制度があるということでございます。それらのものにつきまして、曾於地区におきましては、休日は曾於郡医師会による当番医によりまして、夜11時までは曾於郡医師会会員による夜間急病センターで、それ以降は医師会立病院において医療が確保されているということでございます。

都城につきましては、休日が当番医、夜間が救急医療センター、鹿屋におきましては休日が当番医、夜間は鹿屋市医師会による輪番制となっているようでございます。

専門医が、ということでございますが、報道にありますように一部の診療科では医師の不足が言われているというふうに報道されているようでございます。当地区におきましても状況は同じでありまして、体制が整っていないものがあります。医療の充実を図るということは重要なことでありますが、様々な医療機関に現在、要望しているところでございまして、今後とも医師会等と連絡しあいながら、そして要望しながら医師の確保については努力してまいりたいというふうに考えているところであります。

しかしながら、医師の確保につきましては報道にあるように非常に厳しい状況であるというふうに考えているところであります。

○7番（鶴迫京子さん） 今、現況についてお知らせがありましたが、その中で医師不足は非常に厳しい状況であるとお伺ひしましたが、その内容をもう少しお伺ひしたいと思ひます。

○福祉部長（蔵園修文君） 救急医療体制の中におきます専門医の確保ということで、補足して御説明申し上げます。

先日も夜間救急センターの負担のお尋ねにお答えしましたように、特に脳外科医の確保というのがお

話にも出ましたように緊急な課題でございます。そのことにつきましては、以前からあらゆる機会を通じて郡の医師会等に働きかけは行っていますが、いかんせん絶対数が足りないということで非常に対応が遅れているという状況でございます。

それ以外にも新聞報道等でありますように産科医の確保とか、そういったものが、小児科医の確保ということが叫ばれておりますが、それぞれの医療圏域におきましても、その対応について何らかの対応を図るべきということで担当レベル、あるいは医師会レベルでもそこら辺については協議がなされている箇所もあるというふうには聞いております。

そういったことで救急体制の整備につきましては、今後も当然私どもとしても取り組んでいかなければいけないと、大きな課題だというふうを考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 診療科によって、脳外科ですが、ずっとそういう先生がいないということで、医師不足ということで、旧志布志町時代からいられていますが、どれぐらい脳外科の診療の先生がいらっしやらなくなって経っているのでしょうか。

○福祉部長（蔵園修文君） ちょっと時間をいただきたいと思います。直ちに調査をいたします。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。



午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

執行部の答弁を求めます。

○福祉部長（蔵園修文君） 大変失礼いたしました。医師会立病院、夜間救急センターでございます医師会病院での脳外科医が在籍しておりましたのは13年の9月までということで、13年の10月以降不在ということでございます。

なお、もう御承知とは思いますが、志布志市内にはこの専門医が1件、びろうの樹があるということでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 志布志市内にはびろうの樹があるということで、今、答弁がありまして脳外科が夜間救急センターに在籍していないという報告がありました。そして、6年在籍期間が無しということでありますが、6年間脳外科の先生が在籍していない理由は、その何であったのか、お知らせ下さい。

○福祉部長（蔵園修文君） 医師会で以前、お聞きしたところ、医師不足ということで配置ができないという話を聞いたことがございます。

○7番（鶴迫京子さん） 医師不足ということで、それまでは脳外科しかり、ほかの科にしかり、在籍無しとなった場合、すぐ早急に対策を取られたのではないかと思います。そのときの対策としてはどのような対策が取られたのか御存じであったら教えて下さい。

○福祉部長（蔵園修文君） その当時から救急医療協議会、各郡内の町で構成しております、そちらか

らの要請とか、私どもの担当者レベルであります幹事会、そういったところで医師会の院長を通じて、そういったお話、お願いをしたというふうに記憶いたしております。

○7番（鶴迫京子さん） 救急医療協議会なる、あらゆる手だてを尽くして脳外科医の在籍不足ということで努力されたとは思いますが、努力されたにもかかわらず6年間ある意味で、そのまま問題が放置されたといっても過言ではないかと思いますが、その医療協議会となるものの中で、どのような話し合いがされたのでしょうか。そしてまた、現在もされているのでしょうか、このことに関してですね、脳外科医がいないということですね。

○市長（本田修一君） 医療協議会の方で、夜間救急医療協議会の方で、医師不足に、専門医の不足については、この脳外科のみならず、ほかの専門医についても話し合いがされております。

その際、県あるいは鹿大の方に医師の派遣の要請をしているということでございますが、なかなかその確保ができないというようなことを、回答をいつも得ているところでございます。それで、現在、先程も申しましたように、他地区の救急医療センターと連携しながら対応しているというような状況でございます。

○7番（鶴迫京子さん） 医療協議会なるものに、脳外科の先生をお願いしますということで要請のみしていたら、ただそのときの会の時に要請するだけに留まりますよね。そういう状況がずっと続いたということに結果的にはなっていますね。医師不足ということで、それにはいろいろな課題があるかと思いますが、それをどうにかしようという、本市だけではできないんじゃないかと思うんですね。いろんな所で連携して、広域連携ということで、いろんな所で、いろんな対策を取っていますね。医師確保ということで奨学金を出したりとか、市で条例を作ったりとかあらゆる手だてを考えていこうという矢先ですが、そのような中身に、どうしていこうという対策に対する中身的な、そういうことというのは医療協議会の中では検討されないんでしょうかね。現状が脳外科医がいないということだけでとどまっているんですかね。打開策というのは全然触れられないんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程もお話しましたように、脳外科の方が夜間救急医療センターの方にいないということで広域的に対応してもらっているというようなことをお答えしたわけでございます。

実際、今、夜間救急医療センターが開業いたしまして、そして実際に受診されている方は確か一晩当たり7名ぐらいだったと思いますが、それぐらいの方が受診されるということで、極めて少ない数字で、その内訳につきましてはちょっと正確には把握していないんですが、そういった脳外科関係の方は極めてまれだというふうなことであったようでございます。

だからといって対応しなくていいというわけではなくて、先ほども言いましたようにそういう場合には広域的に対応していただいているというようなことでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 今、市長の答弁によりますと、有明町にびろうの樹の脳神経外科、脳外科がありますので、救急時にはそちらの方ということであろうかと思いますが、やはり松山町にとってはすぐあるわけですね、その地域に、曾於郡医師会立病院という立派な病院があるわけです。そこにやはり脳外科の先生がいるのといないのでは命の格差になりますよね、命が。松山で心臓発作になった、

救急車を呼んで、そして脳外科のびろうの樹にといったら、いくら救急車でもそんなに早く走れません。

やはり松山町地域に脳外科の先生がいるか、いないかで、また一人二人の命が救われるのではないかと思いますので、医療協議会の中でも、その姿勢として近くに、有明町に脳外科があるのでというような消極的な姿勢ではなく、やはり予算を伴って市も持ち出しているわけですので、ぜひ、そこいらへんをもっと積極的な姿勢で、どうにかしなければいけないという気持ちで、なられませんか、そういう気持ちに。

○市長（本田修一君） すべての科目において、すべて専門医が配置されるというような形の状況があれば本当に望ましいなというふうに思っております。しかしながら、現実的には今お話しますように脳外科あるいは小児科、あるいは産婦人科といった科目について、医師の確保は本当に厳しい状況にあるというようなことでございます。これはお話にありましたように財政的な面もありますが、全体的な国の医師の制度、医師の配置の制度もあろうかというふうに考えるところであります。

私どもはそういった状況がありますので、なるべく地域の方々の安心・安全な、そして医療が速やかに受けられる体制というのは求められますので、そのことについては要望は重ねていきたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 何か問題が解決しないことがありましたら、私もそうですが、まず人のせいにしてしまいます、自分のせいということは認めたくないので、やはり国のせい、県が悪い、何が悪いと自分で自分よりほかに原因を求めてしまいますが、やはり国の制度を待っていたら間に合わないわけですね。国の制度が充実するためにはう余曲折ありますので、間に合いません。まして命のことですので、やはり声を大にして市長自らそういう協議会なり、このことを議論する場がありましたら、そこで本当に声を大にして言っていただきたいなと思います。そういう6年も脳外科のいない状況を放置したということも、やはり旧町、私たちも責任があると思います。そういう状況を、です、今何をすべきかと申しますと、先程質問しても答弁が返ってこないように、なぜ辞めたかも分からない、そこに原因があつて、またそこに改善できるようなこともあるかも分かりません、調べたら。そこからさかのぼって検証して、そして取り除く、医者への賃金が安かったからかとか、いろんな状況があろうかと思しますので、そこいら辺を検証して、そこから始めて問題を解決していこうという気構えを見せていただけないと、対策は立てられないと思います。

ですので、そこいら辺を十分に検討していただきたいなと思いますので、市長もういっぺんこの脳外科の医師確保に対する意気込みをお願いいたします。

○市長（本田修一君） 私どもも先程来言いますように、すべての科目においてすべての専門医がおられる状態というのは望ましいというのは十分承知しております。

しかしながら、議員もお話しされましたように、私どもはこの夜間救急センターについても財政負担をしているということもございます。それは限られた財源の中でできる得限りの財源の支出をしているということもございます。そして、それは先ほども少し申しましたように、受診される方が極めてまた少ない状況、そして受けられる科目が、またそういう脳神経の方々がほとんどおられないという状況の中で、そういった専門医をそれだけ確保する必要があるのかということも、必要かというふう

に思います。

そういう意味で私どもは、そのような方には広域的に対応していかざるを得ないという状況であるということをございます。そのことを御理解していただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 質問を終わろうかなと思いましたが、今、利用者数が少ないから医師の確保もということですが、そういう立派な脳外科の先生が以前いらしたんですね。そのときは医師会も繁盛といったら変ですね、すごく利用者数が多かったんですね。やはり、病院、医療機関というのは医者です。いろんなことを言われますが、どういう医者がそこに存在するかによって患者さんは安心して医療を受けられるのです。だから、いい医者を求めてみんな行くんですね。脳外科の先生がいないから診療にいけないんですよ、だから、数が少ないんですよ、反対じゃないですよ、少ないからいないじゃないんです。脳外科の立派な先生がいらっしゃらないから、受診者数が減っているんです。そして医師会の経営も成り立たなくなっていくんです。そこが勘違いだと思いますよ。

どの病院にとってもです。医療機関というのは立派な医師がいたらどこからでも来ます、全国。私も癌になりましたので野口病院まで1年に一遍通院しています。だから、北海道であろうが行きますよ、自分の命に関しては、いい医者がいたら、そういう時代です。ですので、やはり住民はドクターショッピングという言葉があります。医者を求めて、いい医者を求めて全国出掛けます。お分かりですか。だから、先程の見解はちょっと違いますよ。どうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

医師会の病院というのが最近、どこの病院もなかなか経営が難しくなっているというふうに聞いております。それは、個々の民間の病院がそれぞれ力をつけられ、施設の充実を図られて、そして今おっしゃったような専門医の先生を配置せられてきて、そういった方々が大病院となって地域の医療を支えておられるというようなことが現実ではなかろうかというふうに思います。

いみじくも今、議員がおっしゃられましたように、名医がおられる所につきまして全国から患者の方が駆けつけられるというような状況に、そういった時代になっているというふうに思うところであります。

そのような中で、この私どもの地域の医師会立病院というものの位置付けというのが当然必要かというふうに思います。そういう意味で、私どもとしましては、できうる限りの、財政というものも考えながら対応していかざるを得ないということをご理解いただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 市長の方は、よく私の質問でお分かりになったと、いい方向に理解しまして、これからの医療協議会なるそういう会におきましても、声を大にして現実の実情を訴えていただきたいと思います。

では、次に移らせていただきます。救急医療体制の整備は万全かどうかということで先程からもやっていますので重複するかと思いますが、皆さんも報道で御存じかと思いますが、ここに「産科医不足、また悲劇」ということで新聞報道に出ています。この新聞報道、救急搬送中の妊婦死産のニュースは現在、妊娠している人のみでなく老若男女問わず、この悲劇に強いショックを受けました。そして、全国的に衝撃が走りました。また、奈良市では1年前にも約20の病院に断られた妊婦が死亡しています。産

科医不足を背景に同じようなことはどこでも全国で起こり得るとの指摘もあります。もっと早い段階で受け入れてくれる病院があったなら赤ちゃんも助かっていたかもしれません。

妊婦がスーパーでお腹が痛いと言っていると、知人が119番してから最後の病院に到着するまでなんと3時間もかかっています。その間、救急車は交差点でこともあろうか軽ワゴン車との接触事故に巻き込まれたのです。妊婦には掛かり付け医が無く、救急隊が直接搬送先を探しました。そのため、妊産婦の急変時に掛かり付けの病院からの連絡で県立医大病院などが窓口となってコンピューターで受入病院を探す周産期医療情報システムが活用されなかったということです。本当に悲しい残念なことです。これはあってはならないことですが、しかし、明日はわが身、人に起こることは自分にも必ず起こるということを考えまして、もしも掛かり付け医が無い妊婦が、本市のスーパーで奈良県とまったく同じようなケースでお腹が痛くなったと仮定したならば、119番通報を受けた救急隊の妊婦搬送は、本市の場合どのような経路をたどるのでしょうか。そしてどのくらいの時間を有すると想定されるのでしょうか、まずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大隅曾於地区消防組合の救急業務につきましては、18年1月から12月の1年間の数が出ておりますので少しお話したいと思います。

急病、一般負傷や交通事故等によりまして医療機関へ救急搬送された人は3,384人となっております。うち、管内で1,904人、都城市が749人、鹿屋市及び肝属郡が641人、ほかに霧島市、串間市等々となっております。

搬送先の主な医療機関は、曾於郡医師会立病院が672人、昭南病院が388人、都城救急医療センターが279人、びろうの樹脳神経外科が277人、大隅鹿屋病院が260人というふうになっております。

産婦人科医への転送につきましては、手元に数字がございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○7番（鶴迫京子さん） 市長、答弁書を見てお答えのようですが、私はそのようなことは聞いておりません。もし、奈良県で起きたような、そういうことに関して、もし、この志布志市で起きたらどのような搬送経路を通ってなるんですかということをお聞きしていますが、質問を聞いていらっしやなかったんじゃないですか。

○市長（本田修一君） 一般的な救急の搬送について、こういった状況だということをお話したところでした。

奈良県の事例につきましては、本当に私どもの地域で起きたら本当に悲惨な状況だったなと改めて思うところでございます。そのような意味で、あの事件につきましては電話転送がされまして、そして結果的にああいった事態になったということでございますが、救急患者の電話転送の回数というものが出ております。0回で医療機関へ搬送できたものというのが83.1%、2,811人ということでございます。1から3回が519人で15.3%、4から6回が37人で1.1%、そして7から10回が17人ということで、0.5%というふうになっています。

電話の転送回数が増えているのは、休日の急患等の場合に医師、専門担当医の不在等で電話回数が増

えるということであります。これまで、その間に容体等が急変したということはないということでした。

○7番（鶴迫京子さん） 今、詳細な結果をお知らせいただきまして、よく管内の状況が分かりました。1回で83%の方は搬送されているということで、すごく安心したところでありますが、やはり休日とか夜間に限りまして、そのような7回から12回という方もわずかながら17人いらっしゃるということで、やはりそういう方の時に、このような事件、事故につながると思いますので、だから全体的には良いけど、少ない割のところをどう救っていくかということが大事であろうかと思いますが、そういう点で本市は産科医が1軒ありますね、ですので、とても安心はされているだろうかと思いますが、やはりとっさの時に何が起こるか分かりませんし、掛かり付け医が無いという方のことで、こういう事件が起きていますが、やはりそういう体制につきまして安心はしましたが、本市の状況を見まして、産科に限らずいろんな科におきまして救急医療というものの重要性が、ここでうたわれています。

第1次志布志市振興計画策定のための市民意識アンケート調査でも、緊急医療の充実と医療体制・医療環境の充実を挙げる人が最も多く、不満度も最も高いという結果があらわれています。高齢者福祉、児童福祉、子育て支援の充実を上回っています。このことは、命は何よりも優先されるということです。このかけがえのない命に格差があってはいけないと考えますが、救急救命ということで入院・手術が必要な救急患者に対応する二次救急医療は、事故発生や発病から病院へ搬送されるまでの措置の時間で、その生死を決定する場合があります。

本市では、去年の9月議会で同僚議員が救急車の利用する時間が地域で違う。志布志市の田之浦、松山、尾野見は20分かかる、志布志市市街地では5分で着く。これは不公平だということで質問されましたが、市長はそのとき、「大隅曾於地区消防組合で合併協議がなされたときに、レスポンスタイムという形で示された。非常に時間の掛かる地域があるということは議論があったところだ。そんなことについていかに短縮するかということも当局の方から示されたところだ。」と、去年9月議会で答えられています。

しかし、市長はその当局が示した内容を具体的には答えられませんでした、そのときに。ですので、1年経っていますが、当局の示した内容というのは具体的にどういうことだったのか再度お尋ねしたいと思います。「いかに」というところが大事ですので、短縮する方法を示されたのかどうか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 救急車の到着する時間というのは、地域の格差があるというのは皆さん御理解していただけたと思います。その格差というものは、絶え間なく解消していかなければならないということは、前提であるというふうに思います。

そういう意味合いで、現在その格差を埋める、例えばそこまでのアクセスの道路の改良とか、あるいはそこに到着する救急車の高度化というような形、救命士の配置、そういった形で努めているというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子さん） 今、市長の見解を述べられてましたですね、考えておりますと。私はそのときに当局が示された内容をお聞きしています。そのときに、どういうことを当局は示されたのかということで。市長の見解はよく分かります。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○
午前11時53分 休憩

午後1時09分 再開
○

○議長（谷口松生君） 会議を再開します。

鶴迫京子さんの一般質問を続行いたします。

執行部の答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御質問のいかに短縮するかということについて、当局の方から示されているというようなことについてのお尋ねでございます。そのことにつきましては、輝北分署の移管に伴う救急車の出動について、当局の方で回答がされているというようなことでございます。

輝北分署が管轄している野方地区につきまして、いかにどういった影響があるかということで、この地区においては輝北分署が移管されると、現在の出動区分は消防組合発足当時から南部消防署から出動することになっています。しかし、30年が経過しており、道路状況等を見直したところ、北部消防署で対応の方が早く到着できますので、北部消防署から出動することになります。

なお、北部消防署から出動すると、輝北分署から出動するよりも到着が平均で約4～6分遅れることとなりますので、最新の道路状況やデータ等を取り入れながら対応してまいります、というようなことでございます。

○7番（鶴迫京子さん） よく分かりました。

今、市長が示された内容によりまして、救急医療体制の格差問題が先の議会でも指摘されましたが、特に救急医療、つまり救急車の現場到着の時間が問題で1分1秒を争う、つまり命を守ることが一番大事だと思いますが、その時間の格差を解消するために、この志布志市に南部消防署だけでなく、松山、尾野見、田之浦、四浦、そしてまた八野地区ですね、そちらの方に救急業務に分署化し、そこに分署を置くということは、それを要請するということは市長考えられないでしょうか。これは、今、市長の答弁にもありましたが、大隅曾於地区消防組合で今回、平成20年、来年の3月31日で輝北分署が鹿屋市に移管されるということでありまして、それで組合の議員でも市長あられますね。御承知のとおりだと思いますが、その輝北分署移管後に救急業務の格差を無くし、市民の安全と安心を守るために、またこの格差問題、それを解消するためにも松山の尾野見台地など、場所はどこかいい所があると思いますが、設置していくということを市長として働きかけるということは考えられませんか、お聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのことにつきましては、合併協議会の中でも話し合いがされたところでした。大隅曾於地区消防議会の方で話し合いがされたということございまして、具体的にその場合にいかほどになるかという検討もされたようでございました。しかし、合併あるいは輝北分署が移管というような、そのときには当面の間は輝北分署もこの組合に残るといったような方向性が示されたために、その協議については、その

後進まなかったということでございます。

今、改めて合併がなされて、そして新しい2市1町体制がこの地域で採られているわけでございますが、今後この消防体制につきまして、国の方でも平成24年に向けまして消防体制の広域化の問題につきまして、取組がなされるよう来ているところでございます。

そのような関係で、今回私どもがこのことにつきましても討議を重ねていかなければならないということになりますので、その場で支所の配置等についても改めて協議がなされるというふうに考えるところでございます。そのような観点から今、お話をされましたような地域のことにつきましても討議の対象に加えていただくよう要請したいと思います。

○7番（鶴迫京子さん） 平成24年度に向けて消防体制の在り方、その在り方について本市の事情、田之浦、四浦、八野、そういう所の救急医療の在り方、また救急車の到着時間の差があるということ、命に差があるということ、その格差解消に向けて、ぜひ今の想いを市長、本市自らトップですので、組合議会の中で議論が活発に行われると思いますので、ぜひ声を大きく、大にして要望して行って欲しいと思います。本当に要請しておきますので、よろしく願いいたします。

本市でのすべての市民に医療格差が公平に図られて、救急医療の充実が図られ、そしてまた医療環境の充実に向けまして、現在の曾於郡医師会立病院、そして都城の医師会病院、そこの連携の下、大隅曾於地区消防組合とのネットワークを通じて連携をしっかりと守って、そして救急医療体制の円滑な運営をこれまで以上に促進していただけることを確信して、また市長にお願いしながら今後の救急医療体制の整備を図っていただきたいと思います。トップリーダーですので、ぜひ先頭に立っていただきたいと思います。意気込みを、どうぞお願いします。

○市長（本田修一君） 先程来お話しするように、本当に安心・安全、そして幸せな環境づくりというのが、私どもに課せられた大きな使命でございます。そのために、今お話があるような医療の問題、そして消防の問題というのも、本当に安心・安全のまちづくりのために必要不可欠な問題でございますので、そのことについても全力で取り組みたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口松生君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

次に、1番、下平晴行君の一般質問を許可いたします。

○1番（下平晴行君） 最後になりましたけれども、通告書に基づいて質問をいたします。

初めに、サンポート志布志アピアの商業政策についてお伺いします。まず、1点目でございますが、このサンポート志布志アピアは平成8年11月に都市再開発と商業活性化を目的に計画され、志布志町と中小企業事業団、商工会、出店者が出資してまちづくり公社を設立してオープンしております。平成8年に高度化資金9億6,000万円を無利子で5年据置きの20年償還で借入れをして、平成13年から償還が始まっております。

しかしながら、その後大型店舗等の立地により大変厳しい経営状況で、年間6,400万円の約定償還は初年度のみで、約定償還ができないために毎年借入先の鹿児島県に条件変更承認申請をして、なんとか経営を乗り切っている状況であります。

現在、18業者、19店舗を出店して約150人の雇用が図られております。その家族を入れますと相当数の市民の方がアピアで生活をしておられることとなります。今回の合併で志布志町のアピアから志布志市のアピアに組み入れられ、同時に志布志市が筆頭株主になり、本田市長が取締役会長になっておられます。株を50%以上所有している志布志市が代表権のある代表取締役社長になって経営に取り組むべきであると思うが、お伺いします。

○市長（本田修一君） 下平議員の質問にお答えいたします。

サンポート志布志アピアは、志布志町におきまして駅前再開発事業の核となる複合型商業ビルを建設し、町の商業機能の活性化と併せて、多種多様な人々が楽しめるコミュニティの場を地域の人々に供し、魅力ある志布志の街づくりに貢献することを目的に平成8年11月にオープンしたところであり、現在代表取締役に肱岡良平氏が就任されているところであります。

御質問の代表取締役への私の就任であります。国が示しています第三セクターに関する指針の中で、役職員の選任については職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求めることが適当であり、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努めることとされております。私自身もこのように考えているところであり、商業施設であるアピアにつきましては、その道のプロが代表になることがふさわしいと考えます。

○1番（下平晴行君） 今、市長の方で国の指導と申しますか、できるだけ民活で対応した方がいいと、これは当然なことだろうというふうに思うわけですが、ただ問題は経営が、市長も御存じのとおり大変厳しい状況であると、そういう実態を知るためにも自らがやはり代表取締役社長になって取組をしたら違うんじゃないかと。要は、オーナーが中小企業事業団と志布志市がほとんどの株を持っているわけでありまして。やはり、その中に入っているテナントの業者が社長ということであるわけでありまして、そういうことから見ても、もちろん国のそういう第三セクターの経営についてはよく分かります、その中身を把握するために私は必要じゃないかと言っているわけです。

それと今、現社長は実際給料も何も無いわけですね。その中で大変な経営上の中で、日夜一所懸命頑張っておられる。おそらく、その心労からだろうと思うんですが、入院をされております。そして手術をされて今回復に向かっているとおられると、そういう大変な状況であるわけです。

以前は、市長は御存じないかもしれませんが。支配人がいて、おそらく支配人にも400万円か500万円ぐらいの給料を払っておられた。経営が厳しいということで肱岡社長が、自らが取組をされているという状況でもあるわけです。

私が申したいのは、そういう中で市長が、国の指導はそうかもしれませんが、市長自らが、よし、俺が1年でもやってみようと、そういう気持ちは無いんですか。御自身の気持ちをちょっとお聞かせ下さい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程お話ししましたように、プロの方が経営の再建と申しますか、経営向上のためにされるのが一番ふさわしいというふうに思います。私自身は、市長という重責を担っておりますので、そちらの方に専念すべき立場であるというふうに考えます。

また、今指定管理者制度というの導入されて、そういった時代の流れでなるべく私自身、あるいは

そのような公の立場にある者については、その地位から外れるようにという流れになってきている中で、改めてこのアピアにつきましては本当に重要な問題であるというふうには認識するところでありますが、そのようなことで私自身はプロの方にお任せする方がいいというふうに考えるところであります。

○1番（下平晴行君） 考え方よく分かります。市長、あつてはならないんですが、もし倒産でもしたら大変なことだと思います。法的には市には責任は無いと思います。しかし道義的には責任が問われるんじゃないかと思いますが、そのことについてはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

アピアにつきましては、当時の志布志町の様々な想いがあって設立され、そしてそのことにつきましては町が積極的な形で施設づくりをしたということにつきましては、まさしく道義的な責任があるかなというふうに感じているところでございます。

現在、償還というような面で非常に苦慮されているというふうなことでございます。6,400万円程度、年間償還しなければならないというふうなことでございますが、このことについては一部償還がなされているというふうなことで、まだ破産というような、そういう最悪の事態というのは当面考えられるような状況ではないというふうには認識しております。

○1番（下平晴行君） 考え方、よく分かりました。できるだけ、会長といえども、私、詳しくは知りませんが、その実態把握を市長自らがちゃんと認識をして欲しいというふうに思います。

次に入ります。2点目でございます。コミュニティ施設の運営は、当初から公共性の高い施設として低い使用料を設定しているため、年間約2万人の方が利用しているにもかかわらず、利用収入は約200万円、それから年間必要経費が約、それぞれ年度によって違うわけですが、1,300万円、はるかに届かない状況であるわけです。当初、公共部分というのは約2分の1ということで設定をしておりますので、このようなことから2階のコミュニティ施設が全体の13.1%を占めております。これは通路部分も公共施設ということからであります。償還については大変重荷になっているわけですが、利活用についてどう考えておられるか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

サンポート志布志アピアの2階部分につきましては、地域住民の文化交流の拠点として計画され、建設されました。このコミュニティ施設の運営は、当初から公共性の高い施設としまして低い使用料が設定されているため、年間約1万8,000人の方々に利用されているにもかかわらず、利用収入は200万円余りでありまして、年間必要とされる運営費の1,300万円にははるかに届かない状況だということは、ただいま議員の御指摘のとおりでございます。

この差額につきましては、テナントの家賃等で負担する計画でありましたが、当初計画の半分にも満たない売上げしか得られない現状では、この差額を商業者が負担することはほとんど困難な状況にあります。そのことが年間6,400万円の償還について大きな重荷になっているというふうなところがございます。

これまで2階部分につきましては、新たなテナント誘致として大手チェーン店や医療、クリニック等

の勧誘を行ってきたということですが、最終的には実現に至らず現状に至っております。

アピア2階のコミュニティ施設の利用促進、活用につきましては旧志布志町でも様々な論議がされていたところですが、市といたしましても会社の動向を見ながら、国・県の御指導をいただきながら、施設の利活用促進を図っていききたいと、一緒に取り組んでいきたいというふうに考えるところでありますあ。

○1番（下平晴行君） これは、市長がおっしゃるとおりであります。しかし、今のような利用形態では、これは以前と変わらない。先ほど申しましたとおり、条件変更の承認条件は、やはり市が県に対してコミュニティ施設を支援する、あるいは利活用をするという条件で県は承認しているわけであるわけですね。ですから、そこを考えて、今の状況では市長がおっしゃったとおり通常の活用なんですよ、これは2万人活用しても200万円しか収入が上がらないと。だから、これを抜本的に、利活用をどうしていくかと、そこに入りこまないと、これはとてもじゃないですが以前と一緒にだど。そこ辺はどうお思いですか。

○市長（本田修一君） 私自身も、そのことについては本当に経営内容を見つめたとき、本当に厳しい、そして重大な問題だなというふうに思っているところでございます。

ハローワークの移転というのも提案というような形でしたところですが、そのことについては再考というような形で現在至っていないということでございます。その際も2階部分の利活用というような形で、そしてそのことがアピアの経営資質の改善ということにつながっていけばということで考えたところですが、しかしながら年間6,400万円というような償還額というものを考えたときに、なかなかそこまで行くというような形の利活用と、そして支援というものについては、なかなか難しいなというようなふうに感じるところであります。

しかしながら、先程も申しましたように、このことにつきましてはアピア側と一緒に活用策について取り組んでいるところであります。

○1番（下平晴行君） 市長がおっしゃいますようにハローワーク等の設置をして、その対策を採ろうという考え方があったというのは承知いたしております。

鹿屋市が、鹿屋中心街地活性化事業、市長も御存じだろうと思いますが、鹿屋市市民交流センター、通常リナシティかのや、総事業費101億円でオープンしております。公共施設が、約74%占めているわけであります。福祉プラザ、芸術文化プラザ、情報プラザ、スポーツプラザ、これはすべて行政財産として市が管理していると、商業施設としては約26%であります。

第三セクターで、ということでアピアは設置したわけですが、この鹿屋の場合はやはり少子高齢化社会、あるいは男女共同参画社会、環境問題、自由時間の増大など20世紀を見据えた生活と交流に立ち、心のゆとりと精神的な充実を満たし、多様な市民交流の活性化を図りながら市民生活の活力を醸成していくため、芸術文化機能、保健・福祉機能、学習機能、産業商業機能を持った地域経済活性化の拠点、芸術文化、学習振興拠点、総合的な福祉拠点と、そういう目的で作られているわけですね。

おっしゃいますように、本当に第三セクターがそういう使用料で賄えるかということと大変な状況であるというふうに、担当者もそういう観点から公共施設でないとなり立っていかないというようなことで設

置したと、計画実施したという説明でありました。そのことも含めて先程言いましたように、2階部分の活用を本当に真剣に、このことも含めてそういう活用ができるのかどうか、そういう公共施設の活用として収入が得られるのかと、そこ辺も含めて取組をしていかなければならないと思うわけでありました。

市長、最後にもういっぺん、そこら辺の取組をお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 私どもは合併いたしまして様々な施設を有しているというようなことでございます。そして、それらの施設がそれぞれの目的に沿って市民の方に利用されている、そういう意味で、このアピアの機能性というものを考えたときに、近いものが文化センターだなというようなふうで考えるとあります。この文化センターの利用の状況等も勘案しながら、もし、さらに必要となれば、そのような措置も考えなくてはならないというふうで考えます。

この2階部分の活用につきましては、先程も言いましたように、本当にアピア側とともに真剣に取り組んでおりますので御理解いただきたいと思っております。

○1番（下平晴行君） 真剣に取り組んでいくということでございますので、次に入りたいと思っております。

地域の活性化対策について、お伺いいたします。

この新聞に「山村荒廃、都市にも影響」と、そういうことで限界集落の提唱をされた高知大の大野晃名誉教授が、ここは終わりだ、もう限界だという住民のつぶやきがヒントになったと。限界集落を見れば過疎という言葉では言い表せないほど実態は深刻だと言っておられます。

どんな問題を突きつけているかと、このことに対して集落固有の伝統芸能や文化が失われ、日本人の豊かな感性を育ててきた日本の原風景の喪失につながる。田畑の耕作放棄や戦後の拡大造林による杉の放置林が増えているのも大きな問題だと。山の保水力が低下し、集落を取り巻く自然環境の貧困化が進んでいる。山村が荒廃すれば下流の都市は水害や濁水という形で大きなしっぺ返しを受ける。だから、山村問題は都市住民にとっても対岸の火事では済まされない。

それでは、問題解決に向けてどう取り組めばいいかという答えに対して、投資効果だけを考えれば、山村の維持よりコンパクトシティに住めばいいという理屈になるが、それでは将来は展望できない。人間と自然はセットと考え、ともに豊かな仕組みを作る視点が必要だと。国土や環境保全の観点からは災害復旧などに膨大な税金を使う後追い行政より、問題が起こる前に対処する予防行政が本来の在り方で、しかも安上がりである。山村の再生に向けて森林環境交付税の創設や流域共同管理などの取組を提言している。

この流域共同管理ということの意味ですが、これは上流・中流・下流、上から水は流れるわけですがけれども、そういう流域社会圏の枠組みの中で上流の人が水源を守って、下流の人たちが上流を支援するという社会システムが不可欠だと、そういう意味であります。

それでは地域活性化のためにどんな発想や理念が求められているか。これに対して住民主体で政策、立案能力を高めなければならない。そうした環境を整えるには行政のバックアップやプロジェクトリーダーの養成が必要だと。住民レベルでできることや自治体や国が行うべきことを仕分けし、活性化の具体策を自ら考えて欲しい。棚田維持のために担い手農家に所得保障するという高知県の大豊町、独自の交付金制度は国による中山間地の直接支払制度を先取りした形になったと、こういうふうで言っていま

す。

要は地域の担い手の育成、行政のバックアップ、リーダーシップの養成、また予防行政が重要で、地域の振興策と同時に、それぞれの役割で地位活性化の取組をしていく必要があると、教授は言っておられます。

それと私独自で調査したのですが、学校の実態です。八野小学校は今10名ですが、5年後は1名に、潤ヶ野小学校は38名が17名に、森山小学校は17名が16名に、田之浦小学校は20名が12名に、四浦小学校は9名がいなくなる大変な状況であります。また、校区公民館の高齢化率であります。八野校区が46.5%、潤ヶ野校区が36.7%、森山校区が40%、田之浦校区が50.6%、四浦校区が56.9%、このように校区も大変な状況であります。限界校区と言っているんじゃないかなというふうに思います。

公民館も現在、70歳の年齢を引き上げないと運営ができない状況であります。このように過疎地域は少子高齢化で学校運営はもちろん、公民館、集落の運営が大変厳しい現状であります。定住化を促進するために地域活性化住宅を設置する気はないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域活性化住宅の推進につきましては、先の議会におきましても御質問がございましたが、本市における地域活性化住宅の主旨としまして、学校児童数のバランスを図るため、児童数減の著しい校区内に民間活力を導入しながら、住宅の建設を促進し、均衡ある発展を図ることを目的としており、本市有明町におきまして旧町時代に4地区の団地に計42戸が建設され、運営を行っているところであります。このことは地域行政に多大な貢献をしているところであります。

この定住促進に伴う地域活性化住宅建設の推進につきましては、地域づくりの観点から及び地域の学校の在り方など多面的な見地から、その取組について、適否を判断し検討してまいりたいと思います。

○1番（下平晴行君） これは市長が申されたとおり、有明町でそういう事業を実施しております。それはあとでまたお伺いしますが、私は潤ヶ野校区であります。小学校に出している父兄の若いお父さんたちが、このままでは子供たちがいなくなると、もう少し地域のことを真剣に考えてよと、なんとかしてくれよと、会があるたびにこのことを聞いております。

そこで、先程市長が申されました学校規模ということですが、教育長にお聞きします。志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会がありますが、委員のメンバーと今までどのような協議をされたかお伺いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

委員のメンバーでございますが、メンバーは市立小学校の校長3名、中学校長3名、それから市立学校PTAの代表者が10名、地域の代表者5名、それから学識経験者5名の計25名に委員を委嘱して鋭意検討をいただいているところであります。

現在、2回ほど開きましたが、近くこういう問題を抱えて、そしてそれなりに解決しながら前進しておられるある町に視察に行く計画を相手方と連絡を取っているところでございます。この議会が終わりましたら早速視察にまいりたいと思います。

そして、あと本年度中に2回ほど会議を開きたいと。これまでやりましたのは、志布志は、現在どう

いう状況になっているかと。先程議員が指摘されました生徒数の推移等につきましても実情をお示しいたしました。そして各学校の今、小学校、中学校別にこれほどの生徒がおりますというようなことも委員の方々に説明をいたしました。それで資料を提供しながら、あくまでも在り方検討委員会を中心として現在、今後の本市の小・中学校の在り方を十分検討していただくと、こういうふう到现在進めているところでございます。

小学校長が3名、それから中学校長が3名、それから学校のPTAの代表者が10名、それから地域の代表者5名、それから学識経験者5名、計25名でやっております。

○1番（下平晴行君） 私は、学校規模、今、教育長が御説明がありました、現状把握をちゃんとするというようなことから設置されたというふうに思っているわけですが、これは本当に、市長、地域の振興策と併せて、これは先程市長もおっしゃいました、やっぱり学校規模との関連、そういうことで、そういう住宅の設置の関係、これは当然であろうと思います。

このことを、先程申しました学校のこういう現状ですよ、これは5年後にはこういう状況になるわけです、さっき言ったようにですね。それを2年も3年も5年もかけていたら、これは本当にどんどん疲弊しているのは目に見えているわけでありますので、教育長がおっしゃいました委員会も短期間のうちにやはりまとめていただいて、やはり当局と企画政策課と、本当に真剣にこれは取り組まないと、大変なことになるというふうに私は思います。その辺についてはどうですか。

○市長（本田修一君） ただいま、教育長の方から在り方検討委員会につきましての状況の説明があったところでございます。

私は教育委員会の方、教育長と常々このことにつきましては、本当に地域にかかわる重大な問題だから慎重に進めていかなきゃならないということをお話をしているところでございます。今、申しましたように、本当に児童数がゼロになる可能性がある校区が出てきたということについて、じゃあ、このことを市全体として考えたときにどういったふうに位置付けるか、そしてまたそこに住んでいらっしゃる方々がどういったことを考えておられるのか、あるいは学校に子供を出す親御さんたちがどういったふうに考えられているのかということも含めて、私どもはそのことを十分検討しながら進めていかなきゃならないということを教育長と話をしているところでございます。

○1番（下平晴行君） ぜひ、そのことを考えて取組をしていただきたいと思います。

先程も出ましたけれども、志布志市住宅マスタープラン、それから公営住宅ストック総合計画、この中で住まい・まちづくり施策の展開方向、そして地域活性化に資する魅力な住まい・まちづくりが計画されております。

本計画の目標年次が19年から10年間を対象としておりますが、このストック活用手法の判定結果では市全体で649戸建替え対象、それから用途廃止対象を除くと328戸になります。この10年間ということでもありますけれども、このことが住民のニーズに対応できるのかどうかと、そういうことですね。

それから、特に志布志の現状を見ますと、ほとんどが市街地に建設されているという状況であります。計画にありますように、地域活性化に資する魅力的な住まいとあるのですが、そうであれば松山、有明を含めて2割か3割ぐらいはやはり過疎地の方に設置する気はないのかどうか、そこ辺を市長、お願い

いたします。

○市長（本田修一君） 松山地域、有明地域につきましては元々農村地帯というようなことで住まいが点在しているというようなことで、このような形で住宅建設が、活性化住宅を建設して、それなりの効果が出てきたというふうには思うところであります。

志布志地域につきましては、市街区と、そして農村部、あるいは山間部とはっきり区分が出来ているような状況でございますので、そのことも併せて本当に活性化住宅が建設されたときに、この住宅につきましては民間資本を導入するというような形で建設されますので、そのことの効果が出るのかどうか、そういうのを含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○1番（下平晴行君） 分かりました。ぜひ、そういう取組を本当に真剣に対応させていただきたい。

そのことですが、この公営住宅関係について、関係課と今までにどういう形で協議をされたのか、その辺を、協議されたことをお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

マスタープラン、そしてストック計画が作成されまして、そのことにつきまして年次の計画、そして今後取り組むべき年次にわたっての計画というものを検討しているところでございます。

その中で、やはり優先すべきものが、事項というものがあまして、とにかく危険住宅が多いというようなことがございます。そのことについては速やかに着手しなければならないということで今、検討が進んでいるところでございます。

○1番（下平晴行君） 分かりました。

先程、市長が、有明町で活性化住宅を42戸、4団地ですか、建設されておるということで実績が上がっているということでもあります。この方法だと、これはPFI方式に似たような建設の仕方ということでいいわけですね。市が宅地を造成して、ここに民間の企業が建設するというやり方で、15年後には民間企業に譲渡するというような形で、流れであるわけですが、この方法だと、もちろん民活のために建設コストも大変安く市の負担も少ないわけです。また、その反面、固定資産税等も入ってくる、最初から入ってくるわけですね、特に15年後からは土地の固定資産税も入ってくる。

このような事業を進めていけば、本当に今、建設会社等も仕事が無いような状況にあるわけですが、こういう事業を生かしていく。この方式だと、分かればのことですが、年間どれぐらいの予算を支出しているのか、これは分かればですね、お答えしていただきたいと思います。

○建設部長（宮苑和郎君） お答えいたします。

旧有明の方で4団地、42戸、活性化事業で今進めて、家賃収入、支払等をいたしておりますが、年間にいたしますと約2,200万円ほど借上料があると。42戸を民間から借り上げております。2,200万円ほど借上げをいたしまして、土地の方は市の方で貸付をいたしております、年間約180万円ほど土地代をいただいております。そして、今、入っている人の家賃が、小学校の方がいらっしやいますので、3万円ずつの42戸でございます。その分が約1,510万円でございます。

それを差し引きいたしますと510万円ほど年間、市の方が出さないといけないということでございます、月これを割りますと42万5,000円ということで、約1戸に1万円ぐらいずつ助成をしているとい

うような状況になっています。

○1番（下平晴行君） ありがとうございます。よく分かりました。

市長、510万円の市の負担、これは大したよか事業ではないですか。これをぜひ、取組をしていただきたい、して欲しいというふうに思います。

6月議会だったのでしょうか、5番議員も森山地区の公営住宅設置について質問しております。市長は、市全体の公営住宅の在り方を関係団体と協議すると答弁されております。どのような関係団体と協議されたか分かりません、これは質問しません、私の質問では無いですから。

私はそういう、この土地は市長も御存じのとおり土地開発公社は購入しているわけです、土地は購入しているわけです。そういうことであれば、今の部長の方で説明がありましたように、この地域活性化住宅はすぐできるわけじゃないですか。土地を購入しているわけですから、あとは市が造成して、今先程説明がありましたとおり、15年間で月払い方式で、造成については市が負担するということであるわけですね、市が造成すればいいわけですから。

こういう土地がちゃんとある所にはすぐできるというふうに私は思うわけでありませよ。そうして、私たち潤ヶ野地区の父兄と申しますか、もうじだはいくらでも提供すると、すぐそういう対応をしてくれと。ただ、土地については本当に今、失礼ながら田舎の方です、安いですからすぐに対応できるというふうに思うわけでありませ。

そしてできるだけ、先の在り方検討委員会も含めてですが、やはり学校周辺にやはりそういう定住化住宅を造っていただく。これは先程も言いましたけれども、その地域の振興策と併せてやっていただきたい。ただ住宅だけを造って対応するというのはいずれかはまた出て行ってしまうということになるわけでありませから、やはりそこ辺を市長、今さっきの5番議員のこの公営住宅の設置について、併せてお伺いしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） 森山校区の事業につきましては、地域の方々から、ふるさとづくり委員会等を通じまして、強い要望が来ているところでございます。そして、そのことにつきましては、私どもの方としましても現在、前向きに検討しているところでございます。

しかしながら、このことにつきましては、森山地区だけの問題ではなく、全市的な観点から取り組まなければならないということですので、そのようなことから、じゃあほかの地区はどうするのということが整理できた上でお話をしたいというふうに考えるところであります。

○1番（下平晴行君） 市長、それはもちろん当然です、森山地区だけじゃないです。八野地区も潤ヶ野地区も田之浦もあるわけですから、そういう全体的な振興策と併せてそういう取組をしていただきたいというふうに思うわけです。

それと曾於市も活性化住宅に取り組んでおります。財部町に20年、21年に40区画分譲するためのプロジェクトをつくって、チームをつくって取り組んでおります。また末吉町に48区画、分譲を計画中であります。この事業は、単独で計画すると、単独で設置するということでもあります。なぜ単独かと聞きますと、いわゆる補助だと所得制限にかかって入れない方がいる、子供がいても入れない方がいる。だから、単独だと、一般財源だと。この担当課長は、今取り組まないと大変なことになる、そのために企画

政策係まで設置したと。市長、志布志市は企画政策課があるわけですよ、もうちょっとランクの高いのが、課があるわけです。だからやはり振興策と併せて、本当に関係課と、もちろん産業振興、それから企画はもちろんです、いろんな課と部とそういう協議を重ねて取組をしてもらいたいと、していただきたいというふうに思うわけでありませう。

それから、すごい取組をしている町があります。これは福島県の川俣町であります。定住化促進総合整備事業、総合対策事業ということで目的が出生率、これは当たり前のことです、著しく低下、労働力の流出や高齢者増加等の人口増減、人口動態の問題に対応する実効性のある施策を総合的に促進するために、優しいまちづくり対策、UIターン対策、就労対策、高齢者対策、育児環境対策、定住対策、これを合わせて定住化促進をしているということでありませう。こんな中に、もういくつもあるんですね、これは読みませうけれども、これはインターネット引っ張ってみてください。

もう一つすごいのが若者定住対策事業というのがあります。これは若者の定住により過疎化及び高齢化を緩和し、人口の増加を図るとともに豊かで活力あるむらづくり、まちづくりに寄与するため、若者が安定した生活を営む上で必要な基礎的条件の整備等に関し、助成を行う。町内に住所を定め、継続して住居する者がおおむね16歳から40歳までというようなことで、これには若者定住祝金、夫婦20万円、単身10万円、子供15歳未満につき5万円。それから就業祝金10万円、結婚祝金20万円、出産祝金、これは金を出せばいいということじゃない、こういう事例があるということでありませう、第1子が7万円、第2子が10万円、第3子が30万円、4子以降が10万円加算と。それからおもしろいのが縁組助成金、一組につき10万円、それから研修補助金35万円以内、補助率10分の7ということでありませう、これはまちづくりメンバーの研修に限るというようなことでありませう。

こういうふういろんな形で定住化促進の事業を図っているわけでありませう。市長がここ1、2年のうちに、1年、2年かからんよと、回答をもらえばこれで終わりますが、市長もう一回、どういう形でいつ頃から始められるのか。もちろん先程言いましたように、その地域、地域の学校規模の在り方、そういうことも含めてということでありませう、取りあえずどこかが入りこまないと、どこかの地区にです。市長もあとないでありませう、もう3年目ですから頑張ってください。お答えお願ひします。

○市長（本田修一君） 先程お答えしましたように、様々な地域からそのような要望が挙がってきているという現実がございませう。そのものを踏まえまして、財政の許す範囲内で取り組んでいくということでありませう、私としましては来年度予算には反映できればというふうにと考えるとございませう、活性化住宅あるいは定住化のための住宅政策でございませう。来年度予算に反映したいと考えてございませう。

○1番（下平晴行君） 念を押していかないとちょっと分かりませうでしたので。ぜひ、そういう形でお答えいただきましたので、取組を、やはり事業に取り組むことが2年後、3年後見えてくるわけでありませう、市長がそういう予算を計上するということでありませう、以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。



日程第3 事件の訂正について

(議案第75号 市道路線の認定について)

○議長（谷口松生君） 日程第3、事件の訂正についてを議題とします。

事件の訂正理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 議案第75号の訂正について説明を申し上げます。

先に御提案申し上げました市道路線の認定についての議案中、市道の路線名に誤りがありましたので訂正をお願いするものであります。

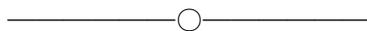
整理番号309の「堤口・懐線」を「提口・懐線」に、整理番号453、456及び459は「大訪」を「大諏」に、整理番号586の「安良3号線」を「安良4号線」に訂正するものであります。

今後慎重な取扱いに気を付けてまいりますので御承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、本日御承認いただきましたら、来週18日の各委員会が始まる前に、議案の差し替えをさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議題となっております事件の訂正についてを、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正については承認することに決定しました。



○議長（谷口松生君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日から9月27日までは委員会審査等のため、休会とします。

9月28日は、午前10時から本会議を開きます。日程は付議事件に対する委員長報告、質疑・討論・採決などであります。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時05分 散会

平成19年第3回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成19年9月28日（金曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第74号 市道路線の廃止について
- 日程第3 議案第75号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第76号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第77号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第78号 平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第79号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 請願第1号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願
- 日程第9 陳情第7号 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める陳情
- 日程第10 認定第1号 平成18年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第2号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第3号 平成18年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第4号 平成18年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第5号 平成18年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第6号 平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第7号 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第8号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第9号 平成18年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 発議第7号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について
- 日程第20 発議第8号 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書の提出について
- 日程第21 議員派遣の決定
- 日程第22 閉会中の継続審査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長）
- 日程第23 閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

追加議事日程

- 日程第1 野村公一議員の年金に関する発言についての動議
- 日程第2 国民年金保険料にかかわる本会議及び文教厚生常任委員会での発言に対する説明責任について

出席議員氏名 (32名)

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 下 平 晴 行 | 2 番 | 西江園 明 |
| 3 番 | 丸 山 一 | 4 番 | 八久保 壹 |
| 5 番 | 玉 垣 大二郎 | 6 番 | 坂 元 修一郎 |
| 7 番 | 鶴 迫 京 子 | 8 番 | 藤 後 昇 一 |
| 9 番 | 迫 田 正 弘 | 10 番 | 毛 野 了 志 |
| 11 番 | 立 平 利 男 | 12 番 | 本 田 孝 志 |
| 13 番 | 立 山 静 幸 | 14 番 | 小 野 広 嗣 |
| 15 番 | 長 岡 耕 二 | 16 番 | 金 子 光 博 |
| 18 番 | 木 藤 茂 弘 | 19 番 | 岩 根 賢 二 |
| 20 番 | 吉 国 敏 郎 | 21 番 | 上 野 直 広 |
| 22 番 | 宮 城 義 治 | 23 番 | 東 宏 二 |
| 24 番 | 宮 田 慶一郎 | 25 番 | 小 園 義 行 |
| 26 番 | 上 村 環 | 27 番 | 鬼 塚 弘 文 |
| 28 番 | 重 永 重 久 | 29 番 | 丸 崎 幹 男 |
| 30 番 | 福 重 彰 史 | 31 番 | 野 村 公 一 |
| 32 番 | 谷 口 松 生 | 33 番 | 若 松 良 雄 |

欠席議員氏名 (1名)

17 番 林 勇 作

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|---------|-------------------|-----------|
| 市 長 | 本 田 修 一 | 副 市 長 | 瀬戸口 司 |
| 教 育 長 | 坪 田 勝 秀 | 総 務 部 長 | 井 手 南海男 |
| 企 画 部 長 | 持 富 秀 明 | 市 民 部 長 | 嶋 戸 貞 治 |
| 福 祉 部 長 | 蔵 園 修 文 | 産 業 振 興 部 長 | 永 田 史 生 |
| 建 設 部 長 | 宮 苑 和 郎 | 松 山 支 所 長 | 白 坂 照 雄 |
| 志 布 志 支 所 長 | 山 裾 信 博 | 教 育 次 長 | 上 村 和 憲 |
| 総 務 課 長 | 中 崎 秀 博 | 企 画 政 策 課 長 | 萩 本 昌 一 郎 |
| 財 務 課 長 | 溝 口 猛 | 会 計 管 理 者 | 楠 川 昭 博 |
| 水 道 局 長 | 徳 田 俊 美 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 大 園 朗 |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|-------------------|---------|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 徳 重 昭 一 | 事 務 局 次 長 | 前 田 泰 郎 |
| 次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 | 門 岡 秀 明 | 調 査 管 理 係 長 | 徳 田 弘 美 |

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、吉国敏郎君と上野直広君を指名いたします。



日程第2 議案第74号 市道路線の廃止について

○議長（谷口松生君） 日程第2、議案第74号、市道路線の廃止についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第74号、市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要と、その結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月18日、委員10人が出席し、執行部から建設部長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、平成18年1月1日の廃置分合に伴い、合併前の松山町、志布志町及び有明町において認定された路線の名称の整理及び合併前の町境を超える路線の統合を図るため、現在ある市道の路線を廃止する必要があるとの説明でありました。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、路線の廃止、認定の変更は、変更になった部分だけ変更できなかったか質したところ、920路線のうち、字句の訂正が3分の2であり、間違いの無いように全路線の確認という意味で実施したと答弁がありました。

1級、2級の選定基準があるのか質したところ、昭和55年の建設省通達により区分している。1級路線は、都市計画決定された幹線道路、集落戸数が50戸以上と、これと密接な関係にある集落と連絡する道路とか、六つぐらいの基準がある。2級路線は、集落の25戸以上の総合連絡道路、集落と交通流通施設を結ぶ道路とかが基準に示されているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第74号、市道路線の廃止については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第74号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第75号 市道路線の認定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第75号、市道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第75号、市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要と、その結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月18日、委員10人が出席し、執行部から建設部長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、平成18年1月1日の廃置分合に伴い、合併前の松山町、志布志町及び有明町において認定された路線の名称の整理及び合併前の町境を超える路線の統合を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道に認定する必要があるとの説明でありました。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、1級、2級、その他の路線で交付税は違うのか質したところ、交付税の算定基準が路線の延長、面積であったため一緒であるとの答弁でありました。

改良事業を実施するには、その他道路の方が補助事業を受けやすい状況にあると思うかと質したところ、耕地の事業で以前は協議すれば、その他の市道の整備ができるとのことであったが、現在は事業採択が非常に厳しい状況であるとの答弁でありました。

路線の延長はどのくらい伸びたのか質したところ、約6.7km伸びているとの答弁でありました。

交付税の算定額を質したところ、交付税算定基準は市道の1km当たり27万4,000円と、1,000㎡当たり8万5,400円の単位費用であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第75号、市道路線の認定については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第75号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第76号 平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第76号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

まず、13番、立山静幸総務常任委員長の発言を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第76号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、総務常任委員会における審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月18日、委員全員出席のもと、関係部長、担当課長及び担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

総務課、選挙管理委員会分の主な説明によりますと、一般管理費の需用費の減額はコピー料金入札執行残であり、文書広報費の増額は志布志市例規集の条例・規則・要綱及び規程等、今後新たな制定及び一部改正等のデータを更新する必要があるため、増額するものである。

自治振興費の需用費の減額は、志布志・有明地区自治会の使送袋購入入札執行残である。

執行選挙費の補正につきましては、4月8日に執行された県議会議員選挙に係る執行経費確定による減額補正並びに節内組替えである。

非常備消防費の需用費の増額は、災害時の避難者用非常食分である。

負担金補助及び交付金の増額は、共生・協働型地域コミュニティ活動創出支援事業の補助金で、事業主体は有明町通山校区公民館である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、通山校区公民館が実施する共生・協働型地域コミュニティ活動創出支援事業について詳しく説明願いたいと質したところ、本年、県の事業の取組としまして、人口減や連帯感が薄れてきている。住民にとって、最も身近なコミュニティである自治会の弱体化とか、あるいは崩壊が進行している中において、県においては住民を取り巻く複雑多様化しているこれらを解決しようと、本年度から担い手となる自主的な地域コミュニティの創設に取り組む必要があるということで、県内3箇所を

モデル地区として取組がなされております。事業費は200万円以内で、県が2分の1、市町村が2分の1補助して、19年度から2ヵ年継続事業で、平成21年度は5箇所の予定である。19年度の採択地区は、志布志市、大口市、指宿市である。20年度は市内全域に枠を拡げて防災マップ等の作成を実施したいと考えているとの答弁がありました。

文書広報費の増額で、本会議の質疑に対して当初予算の見積りが甘かったと答弁されたが、新たな制定、一部改正等によるものであれば見積りの甘さではないのではないかと質したところ、本会議で部長が答弁しましたとおり、当初予算の見積りが甘かったとらえております。当初予算で347万9,000円計上しましたが、3月議会で助役を副市長へ、収入役の廃止、事務吏員の読替等の条例の改正分、10月以降郵政民営化の改正、教育改革改正、地方自治法の改正等に伴い、例えば助役を副市長に替える分でも約31の規則、規程改正が必要である。また、収入役を会計管理者に替える分でも約22の規則、規程の改正が必要となります。さらに、本市は例規集をまだホームページに登載していないので、本年度中にホームページに登載するために、字句の修正等を含めて347万9,000円増額補正をお願いするものであるとの答弁がありました。

執行選挙費で経費節減等を考えたとき、投票所の見直しが必要ではないかと質したところ、現在志布志地区が18、松山地区が8、有明地区が14の40箇所の投票所がある。今回の参議院選挙においては場所の変更は実施した。投票所の数の見直しについては高齢化社会が到来すること、投票率のアップ、車社会や期日前投票等いろいろな点を考慮する必要があり、立候補者の看板設置場所も含めて、今後選挙管理委員会等で検討したいとの答弁がありました。

非常備消防費の食糧費は、台風4号の避難者に対する食糧の提供と説明があったが、場所、世帯数、人員等について質したところ、台風4号が7月13、14日に襲来した。13日に警戒本部を設置し、自主避難の呼び掛けを実施しました。79世帯の124名が自主避難していただきました。内訳は、志布志地区が54世帯の81名、松山地区が3世帯の7名、有明地区が22世帯の36名であります。本来、自主避難の場合は、食糧は供給しないわけでありますが、台風4号は13、14日と長時間であったため、14日の昼はパンと飲み物、夜は握り飯だけを供給した。今後の災害に備えるため補正するものであるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、行政改革推進課分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、一般管理費の報償費の増額であります。指定管理者に伴う選定委員会の委員を2名増員するためのものであります。2名のうち、1名が学識経験者で中小企業診断士等、もう1名が市長が適当と認める市民代表者をお願いしたいと考えている。現在6名を8名にして、選定委員会を充実したい考えである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、2名の増員については結構なことである。1名の中小企業診断士については問題はないが、もう1名の市民代表者については現在までも1名入っているので、市民代表者が必要なのか質したところ、市長が特に認める者として公民館長代表者、市役所の部長が現在入っているが、もう

1名、市民代表者を増員したい考えであるとの答弁がありました。

行政改革推進課と港湾商工課等、所管課等との事務の流れについて質したところ、港湾商工課など施設の所管課が募集要項・仕様書を作成し、指定管理業務に万全を期するため、あらかじめ庁内検討委員会の承認を経た上で指定管理者の募集を行っている。所管課は各業者から提出された書類を審査した上で、指定管理候補者の選考を選定委員会に提案する。庁内検討委員会及び選定委員会の事務局は、いずれも行政改革推進課であり、指定管理業務全般の窓口となっているとの答弁がありました。

選定委員の方々が多くの申請書、関係書類を判断する期間が3日間では少ないのではないかと質したところ、今後は前回の3日間を踏まえて10日間ぐらいは必要ではないかと考え、今検討中であるとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、企画政策課分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、企画費の地域総合整備資金貸付金であります。目的としまして活力と魅力ある地域づくりを推進するために、地方公共団体が地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業者等に地方債を原資とした無利子資金の貸付業務を実施するものであり、有限会社谷口海産がチリメン水産加工工場を建設する資金に貸付けするものである。谷口海産は元金だけ15年で償還するもので、利子については市が負担するが、利子の75%は交付税措置される。4,000万円の担保として、鹿銀から連帯保証を取るようになっている。財源は一般単独債を充当する。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、貸付条件の雇用人員は申請書では何人雇用するようになっているのか質したところ、新規雇用者7名を採用するようになっているとの答弁がありました。

利子の25%は市の一般財源持ち出しであるが、いくらになるのか。また、活力と魅力ある地域づくりを支援するとあるが、経済効果は、さらに協調融資はどこから借りるのか質したところ、ふるさと融資制度を利用している。金利を年2.29%で、1年据置きの14年償還とした場合、約180万円程度となります。経済効果であります。貸付条件が3点ほどあり、1点目が公益性等があるのか、2点目に新たな雇員を5人以上すること、3点目が貸付対象費用が2,500万円以上であること。以上、3点から経済効果は十分あると考えている。協調融資は谷口海産が銀行等から直接借り入れることになっているとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、財務課分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、地方債の補正の追加分として、地域総合整備資金貸付事業を4,000万円追加、変更として2億1,360万円を増額している。歳入の地方特例交付金を増額、特別交付金の減額につきましては、総務省の確定通知によるものである。地方交付税については、普通交付税が確定した分の増額補正であり、普通交付税の総額は62億4,347万1,000円で、前年度対比3.1%の減額である。施設整備事業基金繰入金として、給食センター建設費の一般財源相当額を充当するものであります。

歳出は、財産管理費の需用費、燃料費として21万6,000円補正している。継続費として、学校給食セ

ンター建設事業として、平成19年度 2億6,418万円、平成20年度 6億478万円、計 8億6,896万円を計画している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、給食センター建設に伴い施設整備事業基金の活用を考えているが、現時点での当該基金の残額と、20年度完了時点での残額はいくらになるのか質したところ、基金の活用を勘案しますと 6億3,100万円程度の残額となります。また、平成20年度末にはおおむね 5億円程度の残額になると予想しておりますとの答弁がありました。

振興計画等で掲げてある今後の施設の建設、改修を見たとき、どの程度の基金の積立が必要と見込まれるのか質したところ、当該基金条例では「市の施設整備事業を円滑かつ効率的に行うため」と、その用途については広義の解釈もできるが、基本的には大規模な施設整備事業で、一般財源を多く必要とする事業、あるいは一般財源で対応しなければならない学校施設を始めとする施設改修事業等に充当する方向で考えております。今のところ、当該基金を活用する大きな事業は計画されていないが、今後、小・中学校の校舎改築事業が主になると思われる。基金の積立額については不明であるが、先程述べたように基金の有効活用を図ってまいりたいとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、港湾商工課分の提案理由の説明を受けたところであります。

主な説明によりますと、商工業振興費につきましては、本市の志布志市商工観光戦略会議事業が平成19年度観光かごしま「よかここ体験プログラムづくり」モデル事業の実施団体に採択されたことにより、予算の組替えをするものである。港湾振興費につきましては、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会への補助金で、内容としましては給水料金の一部助成、企画ツアー等の助成、クルージング及び利用促進ミッションの実施に伴う補助金であります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、県の事業「よかここ体験プログラムづくり」モデル事業に採択されたため、既定予算の組替えであるが、県の補助額と平成20年度も継続されるのか質したところ、県の補助金は事業費の2分の1で90万円である。継続については現在のところはっきりしないとの答弁がありました。

さんふらわあ利用促進については、県はもとより近隣の市・町、宮崎県の近隣市・町の広域的な協力が大事であると思うが、現在の取組状況を質したところ、県内の中学校、高校、特に高校については県の方が力を入れていただいております、県内の各高校に来年度の修学旅行については、さんふらわあを利用していただくよう文書をお願いしてある。特に宮崎県の都城市、串間市、日南市方面まで、今後事務局で協力要請をしてまいりたいとの答弁がありました。

さんふらわあ給水料金の総体料金はどうなっているか。企画ツアー等の助成内容と、志布志方面からの助成だけなのか質したところ、現在、給水料金として480万円計上している。利用増加に伴い、今回20万円お願いしている。企画ツアー等の助成は、1団体10名以上で往復が1,000円、片道が500円助成している。上り下りとも助成の対象である。

志布志市商工観光戦略会議事業でグリーンツーリズム等についてどのような取組を実施しようとし

ているのか質したところ、現在グリーンツーリズム等の観光については、大隅半島は鹿屋市が中心となり、広域ネットワークの中で取り組んでいる。本市ではまだ取組をしていない。それで観光戦略会議の中で農家民泊、体験ツアー等先進地を研修していただき、今後本市でも受入体制等の整備を実施したいとの答弁がありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、議案第76号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、19番、岩根賢二文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となっております議案第76号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分について、審査経過の概要と結果を御報告いたします。

本委員会では、9月18日に福祉部及び市民部関係、19日に教育委員会関係を、委員全員の出席のもと、それぞれ執行部から教育長、関係部長、担当課長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受け審査を行ったところであります。

それでは、審査日程順にしたがい、はじめに福祉部福祉課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、自立支援費31万8,000円の手数料について、これまで各事業所から市へ直接請求していた。自立支援給付費は、9月利用分から国保連合会が支払事務を受託することになったため、その手数料6カ月分を計上した。

老人福祉費1,500万円は、介護保険事業計画に基づき、有明地区の地域密着型サービスの拠点としての認知症高齢者グループホームの整備を行うものであるとのことであります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、自立支援費の手数料は31万8,000円で足りるのかと質したところ、手数料は1件当たり200円で、月平均265件を見込み、6カ月分を計上したところであるとのことであります。

老人福祉費1,500万円の補助金は誰でも受けることができるのか、これが限度額なのか、また待機者は何名ぐらいいるのかと質したところ、この事業の補助は介護保険事業計画に盛り込まれていることが条件になっている。当計画では、有明に整備する計画になっており、今回公募し、3法人の応募があった。これから地域密着型サービス運営委員会で協議し、そこで決定した事業所が申請することができることになる。グループホームへの入所希望待機者は、現在14名であるとのことであります。

生活保護の異動があった場合、福祉事務所からはどのような形で他の係に連絡しているのかと質したところ、保護の開始及び廃止の通知書を国保係、年金係、公営住宅関係の建設部等へ回覧している。志布志、松山で手続を進められた方については、それぞれの支所の福祉課にも連絡をしているとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、福祉部保健課分について申し上げます。執行部の説明によりますと、今回の補正は平成18年度の事業確定によるものである。保健衛生総務費の共同事業負担金は、夜間急病センターの負担金であり、前年度実績分を次年度に負担することになっており、不足分9万2,000円を今回計上したものである。なお、年間の総額は614万7,757円であるとのことであります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、夜間急病センターの18年度の実績はどうなっているかと質したところ、利用者は1,524人で、そのうち志布志市の利用は55.9%である。また、夜間急病の場合、曾於郡医師会へ56.6%、都城市へ34%、鹿屋市へ9.3%となっているとのことであります。

夜間急病患者の症状はどのような内容かと質したところ、多い順に、腹痛、風邪、打撲、骨折、高血圧症等であるとのことであります。

心臓や脳関係は少ないのかと質したところ、脳外科等の診療科が無いので他の専門医の所で対応していると思われるとのことであります。

命に支障のある専門医を置かずに、なぜ市は負担しなければならないのか、少々お金がかかってもそのような専門医を配置する努力をしなければならないのではないかと質したところ、救急医療体制を確保するという意味で、総合的な観点から自治体として負担をしている。緊急度の高い科目については、引き続き医師の確保についてお願いをしていくしかないと思っているとのことであります。

国の制度改革により、結果的に地方で医師不足になってきている。国や県に対して強く要望すべきである。どのように認識しているかと質したところ、確かに国や県の動向が地域医療に及ぼす影響は大きいと思う。地域医療体制をどのように充実させるかという協議を曾於地区で始めようとしているところであるが、医療体制の整った都城医師会の方にも加入をしているので、こちらを含めた形で体制整備の在り方について検討していきたいと思うとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、市民部市民課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、国民年金費21万円は、国民年金未納者対策における所得情報の提供媒体システムの開発委託料である。また、国民健康保険特別会計への繰出金が60万円計上してあるとのことであります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、年金の未納について本会議で質疑をしたが、どのような調査をしたのかと質したところ、人事厚生係に過去の人事記録を調べてもらっている。8月と9月に、過去に年金係にいた職員の人事記録や処分書綴り等を精査して調査してもらったが、旧3町ともそのような事案は無かったとのことであります。

職員の不正調査を依頼したのではなく、年金を納めたのに納めたことになっていないという不具合が本市では出ていないのかということを確認していると質したところ、本庁に履歴照会が来て台帳を調べた結果、納められていたというのは1件あった。窓口や電話での問い合わせがあったものについては、調査をしているとのことであります。

納めたのに納まっていないという案件が本市で何件あるのか調べられないのかと質したところ、鹿屋社会保険事務所に行ってそのことを尋ねたが、現段階では把握できないということでありましたとのことであります。

福祉事務所から市民課に来る生活保護の開始や廃止についての通知の処理はどのようにしているか、支所にも回覧しているのかと質したところ、電算で入力処理をしている。これは支所でもすぐ見られるシステムになっているが、各支所にも連絡をして情報を共有するようにしたいとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、市民部環境政策課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、環境保全調査の委託事業は国が100%負担をする。地下水や湧水の調査をする事業である。また、共生協働ごみゼロまちづくりは、全国モーターボート競争施行者協議会の助成事業であるとのことであります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、環境保全の地下水、湧水の調査地点は何箇所かと質したところ、この事業は全国で1箇所であり、調査地点は松山1箇所、志布志2箇所、有明2箇所を予定しているとのことであります。

地下水汚染は市内だけでは解決できない。今後、広域的な協議会を立ち上げる必要があると思うかと質したところ、都城市や曾於市を含む広域で取り組むことが必要であると考えているとのことであります。

地下水調査は、地元業者で対応できるのか、また、調査結果の情報は開示するのかと質したところ、特殊技術も要するので地元業者だけの指名にはならないと考えている。調査結果は、市報等を利用して周知していきたいとのことであります。

ごみゼロまちづくり事業は、当初予算の2倍の額が補正されているが、なぜかと質したところ、当初は地域通貨のひまわり券の費用として計上したが、事業を展開する中で、ごみ拾いのための道具類や消耗品等の経費が必要になり、そのときに地球環境温暖化対策に資する補助事業の募集があり、応募したところ採択になったものであるとのことであります。

海岸清掃や自治会等によるボランティア活動は、この事業には含まれないのかと質したところ、当然含まれるので、区間等を決めて登録をしてもらいたい。当局としても今後PRをしていきたいとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、教育委員会教育総務課、学校教育課及び給食センター分について申し上げます。

審査を行った9月19日には、全委員と教育長、教育次長及び給食センター関係の職員4名出席のもと、新給食センター建設予定地で現地調査を行ったあと、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、教職員住宅管理費と、中学校の需用費及び原材料費は、台風4号による被害修復を既定予算で対応したため、今後の必要額の補正である。

小学校費の委託料は、森山小学校体育館のシロアリ駆除の費用である。

給食センター建設事業については、2ヵ年継続費として8億6,896万円を計上、本年度については2億6,418万円を計上している。その財源は、国庫補助金、基金繰入金、合併特例債等であるとのことであります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特別支援教育の支援員の役割はどのようなものかと質したところ、支援員は教員の免許を持っている者が障害のある児童に対して食事や排せつ、教室の移動補助等の学校における日常生活の介助をしたり、授業中の教師の話を繰り返して話してあげたり、文字を教える等の学習上の支援をするのが支援員の役割であるとのことであります。

特別支援教育の指導員は、どの学校に配置されるのかと質したところ、支援員を小学校に2名、中学校に1名、計3名を確保して、毎日支援を必要とする学校や、1日おきでよい学校等があるので、必要に応じて対応していく考えであるとのことであります。

特別支援教育については、保育所や幼稚園から小学校へ入るとき、また小学校から中学校へ上がるときには、そのつなぎをきちんとやる必要があるのではないかと質したところ、そのつなぎについては情報収集をち密に行いながら、就学時健診や市の就学指導委員会の判断を待って、就学措置とその後の障害に対する対応について検討していく。安易に通常学級へということにはならないとのことであります。

学校給食でのパンと米飯の割合はどうかと質したところ、5日間のうちパン食が2回、米飯食が3回で、今までと同じ形でやっていく予定であるとのことであります。

地元業者の育成もしなければならぬし、残食の出ない給食づくりに努めなければならぬと思うかと質したところ、残食はなるべく出ないように、地元食材を生かしながら栄養バランスを考えて献立を作るように努力していきたいとのことであります。

栄養士の役割は大変大きいと思うが、今の体制のままで良いかと質したところ、現在、志布志に2名、有明に1名、松山に1名、計4名の栄養士が配置されているが、県内の合併した他の市の状況を調査して検討したい。安心・安全な食育を目指す必要最小限の人員は確保しなければならないと考えているとのことであります。

職員の雇用の場の確保についての考え方はどうかと質したところ、現在の人数で適当かどうか、他のセンター等も参考にしながら決めていきたい。配送員については、現在、志布志、松山はシルバー人材センターに委託し、有明では個人委託の形であるが、新センターではシルバー人材センターにお願いする考え方で検討してまいりたいとのことであります。

工事費は4割の前払いをするのかと質したところ、19年度分は外溝を除いた工事費の5割を予算計上しているとのことであります。

補助率が10分の5.5と2分の1とあるが、どういうことかと質したところ、国庫補助の補助率がへき地に該当する部分は10分の5.5であり、へき地以外は2分の1となっているので二通り示してあるとのことであります。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第76号、平成19年度志布志市

一般会計補正予算（第4号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、23番、東宏二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第76号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった分について、審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月18日に委員10名が出席し、執行部から農業委員会事務局長、産業振興部長、建設部長ほか関係職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

農業委員会分の説明によりますと、歳入の農業費補助金の農業委員会交付金は、補助金の確定による増額で、標準小作料改訂事業は3年ごとの改訂が今年度あり、補助金の確定による減額である。また、雑入の農業者年金支給委託料の増額は、年金加入者の増加によるものである。

歳出の農業委員会費の使用料及び賃借料の減額は、農業委員会の先進地研修を当初、東北地方で計画しておりましたが、さんふらわあの関係で大阪地方に変更したことによる減額です。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、標準小作料改訂は来年度から改訂か、改訂しなければならない要因、今後の流れ等について質したところ、小作料の改訂は19年度に改訂し、20年度から実施する。見直しの要因は最低労働賃金の引上げによるもので、今後の流れは必要があれば改訂していくとの答弁でありました。

農業委員会の研修は、委員の方々が積立てをして、その中から半額負担して実施されているが、農業委員研修補助金の減額をしないで、委員の負担額を無くすことはできなかったのか質したところ、財政上、3年に1回、半額負担でお願いしているとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、耕地課分の説明によりますと、歳入の農林水産業施設災害復旧費補助金ですが、6月から7月の梅雨前線豪雨災害及び台風4号被害が激甚災害に指定されたための増額補正である。

歳出ですが、農地総務費の工事請負費は、曾於南部土地改良事業に伴う電柱移転の工事を行うものであり、農地整備費の主なものは、賃金として農道や農業施設の維持管理作業賃金として増額である。委託料は、菅牟田農村公園の遊具が老朽化し、腐食して危険であるため、撤去するものである。使用料及び賃借料は、農道や農業施設の維持管理用重機借上料を増額補正するものであり、工事請負費は、上通山農道の舗装工事分である。現年農林水産業施設災害復旧費は、今年度の災害が激甚災害の指定をされたことに伴い、測量設計委託料を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農道維持整備事業の原材料費が松山支所分だけ補正予算が計上していないがなぜかと質したところ、松山地区については当初の予算の計上で対応できるとの答弁でありました。

菅牟田農村公園の老朽化した施設の廃棄後はどうするのか質したところ、集落の要請で撤去して更地にしてほしいとのことだったので、新たな遊具は考えていないとの答弁でありました。

農道の上通山地区の道路は、拡幅はどのぐらいか、地域住民の協力が得られたのか質したところ、幅員を5mということで拡幅して舗装までするとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、農政課分の説明によりますと、農業総務費の修繕料は、やっちくふるさと村の落雷における危険被害防止のための方向性高圧気中開閉器の取替えであり、備品購入費は、宿泊施設の寝具の購入である。茶業振興費の報償費は、全国茶品評会等の出品の増による謝礼金である。旅費、需用費については、全国茶品評会において蒸し製玉緑茶で産地賞と農林水産大臣賞を受賞したことにより、授賞式に参加する旅費と懸垂幕を掲げるためのものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、やっちくふるさと村の落雷の方向性高圧気中開閉器はどんなものか、また普通の設備に使われているのかと質したところ、ふるさと村の館に落雷があったときに、その電流が逆流して他の施設に障害を及ぼすことのないように電流逆流防止するものであり、他の施設にも付いているとの答弁でありました。

茶業振興大会を成功させるため、進捗状況はどうなっているのか質したところ、茶業振興大会に向けて、運営委員会の開催、開会に必要な発注も終わり会場設営も予定どおり進んでいる。

ふるさと村の宿泊施設には寝具は無かったのか、ダチョウ牧場の管理状況はと質したところ、寝具は今まで利用者が持ち込んでいた。ダチョウ牧場の8月の利用者は5,710名であったとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、畜産課分の説明によりますと、畜産業費の歳出の主なものとして、負担金補助及び交付金の増額は、畜産環境施設整備事業のこれまでの執行済みが11件、今後の見込件数が18件あり、不足分の798万円を増額補正するものです。

活動火山周辺地域防災営農対策事業は、野神西部飼料生産組合分を増額して、松山の小谷山飼料生産組合分の入札執行残額を減額し、差引き1,212万3,000円を増額するものである。耕畜連携による鹿児島黒牛放牧実証事業は、野神の放牧組合が取り組むことで追加補正するものである。全国共進会関係では、旅費と出品謝礼金を補正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、曾於南部ホルスタイン共進会について、本年度はどれぐらいの範囲で開催するのか質したところ、昨年までは志布志酪農農業協同組合の組合単位での開催であったが、組合の合併により志布志支所が発足し、志布志支所単位で開催される。会場は、曾於中央家畜市場で開催されるとの答弁であった。

活動火山周辺地域防災営農対策事業については、降灰被害が確認されているのか、また降灰の調査を市で実施しているのか、事業継続の見通しはどうかと質したところ、被害は確認されていない。降灰の調査は市ではしていないが、県で調査している。事業継続は、平成20年度から、第12次事業計画を策定中だが継続される見込みであるとの答弁でありました。

家畜排せつ法が施行されたが、対象農家の推移はどうか質したところ、対象農家の件数は増加傾向にある。また、簡易対応を含めて整備されているとの答弁でありました。

農薬散布された土手の刈り取った草を牛等に与え事故が起きる可能性がある。一般質問でもあった目印を立てるなど事故防止対策に取り組んでほしいと質したところ、行政だけではなく技術員連絡会などで検討し、被害防止に努めたいとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、林務水産課分の説明によりますと、財産管理費の地域森林環境づくり促進事業の増額は、曾於地域の植樹祭が志布志市で開催されるもので、期日は12月1日、場所は有明町伊崎田の霧岳山頂付近である。市有林施業計画作成については、有明町有林が未整備だったため現地調査をするものです。林業振興費の備品購入費は、木の樹高を測定する器具の購入である。林道整備費は、毎年のように多発する秋雨前線による豪雨等の小災害に対処するものである。漁港建設費の主なものは、夏井漁港の追加工事に伴うものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、植樹祭がある霧岳整備の規模はどのくらいか質したところ、霧岳に牧場跡地があるが、そのうち4町歩を整備し、天然林間伐、低い樹種の植林並びに牛舎から無線基地までのうち、700mを舗装するとの答弁であった。

樹高測定器の使用法、活用等について質したところ、市有林の台帳が整備されていないので、木の高さ、年輪、樹種、石数を調査し、整備するとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、都市計画課分の説明によりますと、都市計画総務費の増額につきましては稚子松都市下水路高札地区下水路の暗きょ、開きょ水路の土砂除去に伴うものと、大原地区の大型排水路の法面の伐採、張コンを行い、集中豪雨による法面の洗い流し、崩壊を防止するものである。

特殊地下壕対策では、蓬原の川原宅の庭が陥没したため、国庫補助対象になるのか、今回ボーリング調査を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、土砂の撤去、法面の伐採、張コンをする箇所がたくさんあると思うが、調査して随時工事をしていくのか質したところ、崩壊の恐れのある箇所から年次的に計画していくとの答弁でありました。

蓬原の特殊地下壕のことは初めて聞いたが、今後の計画はと質したところ、聞き取りの結果、地下壕とのことであったので調査させていただき、国庫補助金の対象となる200万円以上の事業費の場合は来年度の申請になります。しかし、対象外であった場合は賃金等を予算化し、対応するとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、管理課分の説明によりますと、住宅管理費の修繕料は、志布志町宝満住宅の雨漏り補修と松山の住宅の床張替え等であります。委託料は、志布志町宮脇住宅の解体業務委託料である。工事請負費は、

志布志町の東町住宅の外部の軒先コンクリートが落下する恐れがあるため、落下防止工事を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志地区の宮脇住宅の解体だが、解体しなければならない住宅がいくらかあるのか質したところ、政策空家としてあと25戸と、若浜住宅に20戸あり、合計45戸あります。そのうち、9戸は解体済みですとの答弁でありました。

今後も年次的に解体していくのか、解体整地した跡地の利用計画はあるのか質したところ、政策空家については今後も年次的に解体整地していくが、跡地の利用については都市計画課が策定した住宅プラン及び公営住宅ストック総合活用計画に基づき利活用したいとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、土木課分の説明によりますと、道路維持費は三つの管内の道路維持に伴う舗装工事を主に増額補正をお願いする。道路新設改良費は、過疎事業で5件、地方特定事業で2件、合併特例債事業で7件、地方道路交付金事業で3件の路線を改良します。特に、町原・弓場ヶ尾線の右折の工事を早期にしたいということから、用地取得費と補償費を工事費に組み替えるものです。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、飯山通山1号線の場所は、通山保育所の下の山の斜面ということだが、ここは前にも工事を行っている。あのような工事では崩壊すると予測されたと思うが、施工方法に工夫は考えられなかったのかと質したところ、前に工事をいたしておりましたが、その上の山の予期しない崩壊でしたので、法面を吹き付けて、上の畑の排水が流れるように工事をするものであるとの答弁でありました。

道路改良工事をした中で、用地交渉がいかず、そのまま残っている場所があるが、今後の交渉の考え方を質したところ、事業効果があれば用地交渉して改良していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、議案第76号、平成19年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会に付託になりました所管分につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第76号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第77号 平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第77号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第77号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告いたします。

本委員会では、9月18日、委員全員が出席のもと、執行部から市民部長、市民課長ほか担当職員に出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

執行部の説明によりますと、歳入では、前年度の確定により繰越金が3,802万7,000円減額となったため、同額を基金から繰り入れるものである。また、歳入では、一般管理費の60万円は保険証のカード化に伴い、印刷製本費を増額するものである。さらに前年度の退職分療養給付費交付金の確定に伴う返還金が922万3,000円になり、その分を予備費から減額したとのことであります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、繰越金が減額になった理由は何かと質したところ、年間の医療費を積算し、1億3,351万円余りの繰越しを見込んでいたが、医療費が伸びて繰越金が減ったものであるとのことであります。

このまま医療費が伸びると、保険税の引上げも考えているのかと質したところ、来年度から後期高齢者医療制度が始まり、75歳以上の方、約5,000人が移行することになり、残った方々で国保を運営することになるので国保税率の改正が必要となる。今の段階では所得状況が分からないので、上がるか、下がるかは言えない。来年4月からは年金から天引きする特別徴収の制度も始まるので、12月議会では国保税の改正を行う予定であるとのことであります。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第77号、平成19年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第77号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第78号 平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第78号、平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第78号、平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告いたします。

本委員会では、9月18日、委員全員が出席のもと、執行部から福祉部長、保健課長ほか担当職員に出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、7月までの本年度給付実績から年間所要額を算定して不足する分を補正するものである。また、国・県への償還金は、平成18年度の実績による返納金であるとのことでありました。

概略、以上のような説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域密着型介護予防サービス事業では、当初予算のおよそ2倍の補正となっているが、なぜこのようなことになったのかと質したところ、当初、要支援1・2の方のサービス利用についてはそんなに多くないだろうという見込みであったが、利用者が多く大幅に不足を生じる状況になってしまったためであるとのことでありました。

要支援者が増えるということは、包括支援センターの仕事量が増えるということになると思うが、きちんと対応できているのかと質したところ、8月現在で約500人の要支援者がある。その方々が重度化しないよう、また改善できるよう地域支援や介護給付等の事業で連携を図りながら、プラン作成や介護予防に取り組んでいるとのことでありました。

介護度が下がることにより、今まで受けていたサービスが受けられなくなるケースがある。その対応をどのように考えているかと質したところ、認定作業は一定のルールの下に行われていると認識している。不満等については介護保険組合とも意見交換をしていきたいとのことでありました。

認定調査の時は、個人の尊厳を守るよう配慮をしてもらいたいと思うが、調査員の研修は年に何回ぐ

らい行っているかと質したところ、研修は年2回行っている。個人の尊厳は当然守られるべきだと考えているので、課を通じて組合にも話をしていきたいとのことであります。

認定調査の時の状況によって介護度が変わると思うが、基準があるのかと質したところ、基本的には調査の時の状況により判断するわけだが、日内変動や季節変動等がある人については、特記事項として記入をし、医師の意見書と併せて総合的に判断するようにしているとのことであります。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第78号、平成19年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(谷口松生君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

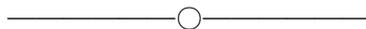
○議長(谷口松生君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第78号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(谷口松生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第79号 平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)

○議長(谷口松生君) 日程第7、議案第79号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(岩根賢二君) ただいま議題となりました議案第79号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告いたします。

本委員会では、9月18日、委員全員が出席のもと、執行部から市民部長、環境政策課長ほか担当職員に出席を求め、提案理由の説明を受け、審査を行ったところであります。

執行部の説明によりますと、歳入では、繰入金1,022万2,000円は、繰越金1,776万円が確定したことによるもの、諸収入の971万2,000円は、消費税還付によるものである。

歳出では、需用費の135万円は、通山地区の真空ポンプの修繕とマンホールの修繕代、公債費の333万円は、地方債の借入利率の決定によるものであるとのことであります。

概略、以上のような説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業集落排水への接続が増えたのは一般会計の公共用水域保全事業の効果によるものかと質したところ、平成18年度が15件であったものが、今年度は8月21日現在で23件の接続があり、この事業の効果が出ていると思うとのことでもあります。

加入率と今後の目標はと質したところ、平成18年度55.5%、今年度は7月31日現在で56.8%となった。今後は採算ラインである78%に向けてさらに努力していきたいとのことでもあります。

人件費の増額と委託料の減額は6月補正で出すべきではなかったかと質したところ、本来なら6月に補正すべきであったと考えている。一般会計の繰り出し等の関係で、決算が確定した今回補正をお願いしているとのことでもあります。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第79号、平成19年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第79号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 請願第1号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願

○議長（谷口松生君） 日程第8、請願第1号、悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願を議題とします。

本請願は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました請願第1号、悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願について、総務常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9月18日、委員全員出席のもと、審査を行ったところです。

委員会の中で論議されたことは、クレジット契約は商品の販売と代金の回収が分離されていることから、販売業者にとっては購入者の支払能力を考慮することなく高額商品を販売でき、クレジット会社から立替金をすぐに受領できるため、強引・悪質な販売方法により契約を獲得し、代金を取得したあとは誠実な対応をする動機がないなど、構造的危険性を生じており、経済産業省でも改正に関する審議が進められ、平成20年春の通常国会に同法の改正案が提案される見込みであり、消費者に対しての安心・安全なクレジット契約の提供が強く望まれている。

以上のことから、この請願は採択すべきであるとの意見が出され、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、請願第1号、悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願については、賛成多数をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

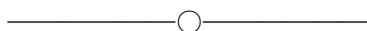
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。請願第1号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本請願は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第9 陳情第7号 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める陳情

○議長（谷口松生君） 日程第9、陳情第7号、南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める陳情を議題とします。

本陳情は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました陳情第7号、南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める陳情について、総務常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9月18日、委員全員出席のもと、審査を行ったところです。

委員会の中で論議されたことは、平成18年6月定例会で、陳情第11号として非核・平和宣言を採択した経緯もあり、また陳情の内容については理解できるし、市民感情としても妥当なものであるとの意見が多く出され、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、陳情第7号、南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める陳情については、賛成多数をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第7号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本陳情は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は所管委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここで5分間休憩いたします。

〔「続行」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 続行でよろしいですか。再開いたします。

—————○—————

日程第10 認定第1号 平成18年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、認定第1号、平成18年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成18年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、説明申し上げます。

志布志市誕生後、初めての通年決算となりました平成18年度決算につきましては、過疎地域自立促進計画の実現に向けて鋭意努力するとともに、経常的な事務事業の見直しや投資的経費の抑制を図り、将来の発展基盤を形成するために、財源の重点的な配分を実施いたしました。

決算額につきましては、歳入総額184億1,609万1,263円、歳出総額179億3,675万8,806円で、差引額は4億7,933万2,457円となり、翌年度へ繰り越すべき財源4,112万円を差し引いた実質収支額は4億3,821万2,457円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入のうち、市税、繰入金、使用料・手数料等の自主財源は、総額47億4,941万4,000円、構成比25.8%の減となっておりますが、諸収入、繰入金、繰越金の減額によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国・県支出金の依存財源は、総額136億6,667万7,000円、構成比74.2%、前年度と比較しますと10億4,928万3,000円の増となっております。その主な要因は、合併に伴う地方交付税の増額、新市誕生に伴う生活保護費の給付による国庫支出金等の増額によるものであります。

続きまして、歳出の主なものを性質別に申し上げますと、人件費、公債費、扶助費の義務的経費は86億2,838万2,000円、構成比48.1%、前年度と比較しますと8億6,465万6,000円の増となっておりますが、新市誕生に伴う生活保護扶助費等の増額によるものであります。

普通建設事業費、災害復旧費の投資的経費は、37億2,111万円、構成比20.7%、前年度と比較しますと11億4,710万3,000円の減となっておりますが、平成17年度事業で、合併に伴う施設整備事業及び販路開拓緊急対策事業の実施があったため、大きく減額しております。

物件費、補助費等のその他の経費は55億8,726万7,000円、構成比31.2%、前年度と比較しますと2億8,167万円の増となっておりますが、減債基金及び地域づくり推進基金への積立てを行ったことにより増額しております。

また、決算の主な財政指標について申し上げますと、まず経常収支比率は91.8%で、対前年度比3.8ポイント改善しております。これは、歳出の経常一般財源の抑制に努めていることとともに、地方交付税の増額に伴いまして改善しております。

実質公債費比率は10.7%で、対前年度比0.7ポイント改善しております。これは、有利な起債の活用を図っていることと、地方交付税の増額に伴いまして改善しております。

また、18年度地方債残高につきましては、225億4,532万7,000円で、対前年度比3,352万8,000円、0.15%の減額となっております。市民一人当たりで換算しますと64万8,000円となります。

なお、主要施策の詳細につきましては、説明書を提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

今後も行財政改革大綱及び集中改革プランの着実な実施により、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、職員一人一人が創意工夫に努め、健全な財政運営を推進してまいります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号については、12人の委員で構成する平成18年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。ます。したがって、認定第1号については、12人の委員で構成する平成18年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました平成18年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、西江園明議員、玉垣大二郎議員、坂元修一郎議員、鶴迫京子議員、藤後昇一議員、毛野了議員、小野広嗣議員、長岡耕二議員、岩根賢二議員、宮田慶一郎議員、重永重久議員、野村公一議員の12名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました12人を平成18年度志布志市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において平成18年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから第一委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩いたします。

○

午前11時34分 休憩

午前11時43分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。委員長に重永重久君、副委員長に坂元修一郎君が、それぞれ互選されました。

○

日程第11 認定第2号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第3号 平成18年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第4号 平成18年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第5号 平成18年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第6号 平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第7号 平成18年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第8号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第9号 平成18年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、認定第2号から、日程第18、認定第9号まで、以上8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第2号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、説明申し上げます。

決算額につきましては、歳入総額44億1,834万3,288円、歳出総額43億2,285万6,449円で、差引き9,548万6,839円を翌年度に繰り越しております。また、基金の総額は、平成19年3月31日末現在で、1億3,302

万9,741円となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税が11億105万6,972円で、構成比24.9%、国庫支出金が16億6,241万4,604円で構成比37.6%、療養給付費交付金が5億2,611万7,000円で構成比11.9%、県支出金が2億3,942万5,899円で構成比5.4%、共同事業交付金が3億6,195万7,157円で構成比8.2%、繰入金が3億7,021万3,898円で構成比8.4%、諸収入が1,572万7,525円で構成比0.4%となっております。

また、保険税の徴収率は、現年課税分で93.3%となり、徴収額が10億7,727万7,474円であります。

歳出の主なものは、総務費が3,750万5,382円で構成比0.9%、保険給付費が28億8,241万2,723円で構成比66.7%、老人保健拠出金が7億4,354万7,928円で構成比17.2%、介護納付金が2億3,845万1,721円で構成比5.5%、共同事業拠出金が3億7,102万2,089円で構成比8.6%、保健事業費が2,828万7,730円で構成比0.6%、諸支出金が2,084万8,600円で構成比0.5%となっております。

平成18年度における本市の国民健康保険事業につきましては、国の交付金、補助金の削減などにより、大変厳しい状況となっております。今後とも収納率向上等による財源の確保、保健事業の充実、医療費の抑制、適正化を図りながら、国民健康保険事業の健全運営に努めてまいります。

次に、認定第3号、平成18年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

決算額につきましては、歳入総額46億5,983万5,777円、歳出総額45億8,464万9,788円で、差引き7,518万5,989円を翌年度に繰り越しております。

歳入の主なものとしまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金が23億2,599万8,422円で構成比49.9%、国庫支出金が13億3,814万656円で構成比28.7%、県支出金が3億4,477万563円で構成比7.4%、繰入金が4億9,541万5,000円で構成比10.6%、諸収入が1,887万2,152円で構成比0.4%となっております。

歳出の主なものは、医療諸費が43億9,541万9,827円で構成比95.9%、諸出金が1億8,167万6,004円で構成比4.0%となっております。

平成18年度における本市の老人保健特別会計事業につきましては、平成14年10月から対象年令が70歳から75歳に段階的に引き上げられ、受給者数が減少していますが、市民の健やかな老後を確保するため、疾病の予防、治療、介護予防の保健事業を実施し、老人福祉の増進に努めてまいりました。今後とも保健事業の充実、医療費の抑制、適正化を図りながら、老人保健事業の健全運営に努めてまいります。

次に、認定第4号、平成18年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

決算額につきましては、歳入総額29億4,769万7,086円、歳出総額28億200万7,252円で、差引額は1億4,568万9,834円となり、翌年度に繰り越すべき財源387万5,000円を差し引いた実質収支額は1億4,181万4,834円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものは、介護保険料が4億5,910万1,307円で構成比15.6%、国庫支出金が7億9,123万919円で構成比26.8%、支払基金交付金が8億8,325万9,207円で構成比30.0%、県支出金が4億4,795万5,459円で構成比15.2%、繰入金が3億5,443万2,000円の構成比12.0%となっております。

歳出の主なものは、総務費が297万8,128円で構成比0.1%、保険給付費が26億9,733万3,971円で構成比96.3%、諸支出金が4,887万8,989円で構成比1.7%、地域支援事業費が4,582万4,325円で構成比1.6%となっています。

平成18年度におきましては、地域包括支援センターを開設し、新たな事業として地域支援事業を実施してきたところであります。今後も市の介護保険事業計画に基づき、事業を実施し、介護予防を含めた高齢者福祉、地域ケア体制の充実に努めてまいります。

次に、認定第5号、平成18年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

決算額につきましては、歳入総額3億3,818万9,951円、歳出総額3億1,942万9,515円で、実質収支額は1,876万436円となり、全額を翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、下水道事業の市債1億5,380万円、一般会計繰入金1億1,760万円、下水道使用料5,229万1,310円、繰越金1,439万5,936円でございます。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか、市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費など、一般管理費として5,575万4,526円、公債費2億6,367万4,989円でございます。

今後とも加入率の向上など効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第6号、平成18年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

決算額につきましては、歳入総額456万4,077円、歳出総額446万2,020円で、実質収支額は10万2,057円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものは、一般会計繰入金449万3,000円で構成比98.4%であり、繰越金及び預金利子が7万1,077円で、構成比は1.6%となっております。

歳出の主なものは、地方債償還金の443万3,460円であります。

次に、認定第7号、平成18年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

決算額につきましては、歳入総額4億6,535万2,148円、歳出総額4億6,174万3,158円、実質収支額は360万8,990円となり、全額翌年度へ繰り越ししています。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

歳入では、公営企業収入4億1,146万7,355円で構成比88.4%、一般会計繰入金4,780万4,000円で構成比10.3%となっております。

歳出では、管理費3億5,900万9,484円で構成比77.8%、公債費が1億273万3,674円で構成比22.2%となっております。

次に、認定第8号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

決算額につきましては、歳入総額1億3,839万4,335円、歳出総額1億643万8,908円、実質収支額は

3,195万5,427円となっております。

歳入の主なものは、繰入金が9,494万5,173円で構成比68.6%、公営企業収入が3,345万7,290円で構成比24.2%となっております。

歳出の主なものは、諸支出金が9,494万5,173円で構成比89.2%、事業費が834万5,116円で構成比7.8%、総務費が314万8,619円で構成比3.0%となっております。

平成18年度における本会計の決算につきましては、民間への譲渡に伴う基金廃止による基金繰入れを行い、一般会計へ同額を繰り出しております。また、と畜場使用料等の収入を得て電気料等の支出を行ったところであります。なお、と畜場事業は平成18年6月30日をもって廃止、7月1日に志布志畜産株式会社へ譲渡を行っております。

次に、認定第9号、平成18年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

決算の結果、総収益が6億3,569万9,951円、総費用が6億2,784万9,686円となり、785万265円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益5億6,951万1,105円で構成比89.6%、営業外収益6,035万8,094円で構成比9.5%、附帯事業収益583万752円で構成比0.9%となっております。

総費用の主なものは、営業費用5億6,835万9,441円で構成比90.5%、営業外費用5,940万1,645円で構成比9.5%となっております。

建設事業の成果としましては、伊崎田山之口地区での送配水管布設替、泰野地区基幹改良工事ほか道路工事等に伴う国・県の水道支障物の布設替え実施しました。また、災害に伴う工事として、上水道災害復旧工事、野神原地区・西部地区、新橋地区簡易水道事業災害復旧工事を実施しました。

今後も市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、災害に強い施設の建設に努めてまいりたいと思っております。

以上、認定第2号から認定第9号まで説明申し上げましたが、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、12人の委員で構成する平成18年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、12人の委員で構成する平成18年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました平成18年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、下平晴行議員、丸山一議員、八久保壹議員、迫田正弘議員、立平利男議員、本田孝志議員、宮城義治議員、東宏二議員、小園義行議員、上村環議員、

鬼塚弘文議員、若松良雄議員の12名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました12人を、平成18年度志布志市特別会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において平成18年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を招集いたします。

ただいまから第一委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩いたします。

引き続き昼食のため休憩します。

1時10分から再開いたしますのでよろしく願いいたします。

○

午後0時04分 休憩

午後1時10分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に立平利男君、副委員長に迫田正弘君が、それぞれ互選されました。

○

○議長（谷口松生君） 日程第19、発議第7号及び日程第20、発議第8号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

○

日程第19 発議第7号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第19、発議第7号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました発議第7号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました請願第1号、悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願は、総務常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定しました。それを受けて、総務常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としまして、クレジット契約は、商品の販売と代金の回収が分離されていることから、購入者の支払能力を考慮することなく高額商品が販売されるなど、構造的危険性が生じてきています。このようなクレジット契約を利用した悪質商法被害・過剰与信被害を防止するため、割賦販売法を抜本的に改正されるよう、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであり

ます。

提出先は、衆議院議長、河野洋平、参議院議長江田五月、内閣総理大臣、福田康夫、経済産業大臣、甘利明でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第7号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり提出することに決定しました。



日程第20 発議第8号 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第20、発議第8号、南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました発議第8号、南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第7号、南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める陳情は、総務常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定しました。

それを受け、総務常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、核拡散防止条約に加盟せず、核実験を行って核兵器計画を進めているインドに対する原子力関連輸出を認めるための議論が、原子力供給国グループで予定されていることから、慎重な議論を求めるよう、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、福田康夫、外務大臣、高村正彦でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○31番（野村公一君） 今回の意見書の提出についてはやぶさかではないわけですが、一部文章について御説明をいただきたいというふうに思います。

この意見書案の最後段にあります「とりわけ、本市は「非核平和の宣言」を行っており、その意味から、日本の原子力関連産業も関わる可能性のある対インド原子力関連輸出については」、特にこれからですが、「慎重を期すよう要請するのは当然の義務と考える。」、この「慎重を期すよう当然の義務と考える。」というくだりではありますが、これは陳情者が本市に対して陳情される趣旨であり、本市から本省に対する意見書としてはいかがなものかというふうに考えます。

したがいまして、そこら辺をどうお考えになるのかお尋ねしておきます。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。



午後 1 時 19 分 休憩

午前 1 時 22 分 再開



○議長（谷口松生君） 再開いたします。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま御指摘がありましたとおり、総務常任委員会では原案のとおり採択をしたわけでございますが、今御指摘がありますとおり、あとの文言を「当然の義務と考える」を削除していただきまして、「要請する」でとどめたいと考えておりますが、訂正方をよろしく願いいたします。

○議長（谷口松生君） ただいま提出者から原案について、訂正をしたいという申出でございます。訂正することに御異議ございませんか。

休憩します。



午後 1 時 23 分 休憩

午前 1 時 27 分 再開



○議長（谷口松生君） 再開いたします。

先ほど、私の方で委員長の方から訂正の申出がございまして、皆さん方にお諮りをいたしました、私の分の発言の取消しをいたします。

続いて、再度、立山静幸総務常任委員長から発言が求められておりますので、許可いたします。

○総務常任委員長（立山静幸君） 先ほどの質疑に対して、私の訂正の申出を取消したいと思っております。

委員会でも採択をしておりますし、先ほどの日程第 9、陳情第 7 号でも可決されておりますので、このとおり提出することにいたしたいと考えております。

終わります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第8号、南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり提出することに決定しました。

○

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議決されました発議第7号及び発議第8号の字句整理及び提出手続については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

○

日程第21 議員派遣の決定

○議長（谷口松生君） 日程第21、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定については、会議規則第162条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は配付してある内容のとおり決定しました。

○

日程第22 閉会中の継続審査申出について

○議長（谷口松生君） 日程第22、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○

日程第23 閉会中の継続調査申出について

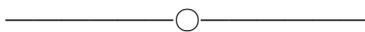
○議長（谷口松生君） 日程第23、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（谷口松生君） ここで先日の野村議員の質疑に対して、市長から報告の申出がありましたので、これを許可したいと思います。

○市長（本田修一君） 平成19年9月11日の志布志市9月定例会本会議の予算質疑の中で、野村議員から国民年金保険料の問題について質疑がありましたので、このことについて御報告申し上げます。

質疑の内容としては、総務省から各自治体に再調査をするように通知が来ている。本市ではそういう使い込みの事案が無いのかどうかということで説明を求められたところであります。また、質疑の中で、一番懸念しているのは、徴収が社会保険庁に移る前にいろんな問題が発生したということと、使い込みの問題が無かったかどうかということ、そしてどういう調査をされたのかということがありましたので、国からの再調査の結果を踏まえまして、本日その結果を御報告いたします。

このことにつきましては、まず平成19年8月7日付けの文書で、市町村における年金保険料の着服事案の調査について、鹿児島社会保険事務所から調査がまいったところであります。早速、人事厚生係に過去の事案を調査させたところであります。調査につきましては、人事担当者と旧町の人事担当者を含めて過去の事案について調べたところであります。

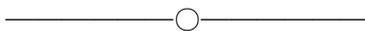
その結果、旧3町とも懲戒処分等の対象となるような職員の年金保険料の着服事案は見当たらなかったところであります。この時の調査期間は、昭和52年4月から平成14年3月までの期間であります。

次に、平成19年9月10日付けで鹿児島社会保険事務所から市町村における年金保険料の着服事案の調査についての文書がまいったところであります。これは昭和36年から平成14年3月までの期間についてのものであります。

今回の調査内容は、懲戒処分等の有無、処分等があった場合の処分内容、告発状況、返納等があった場合の返済状況、マスコミや議会への公表状況、起訴された場合の状況及び裁判の判決状況等の調査であり、人事厚生係に再度調査を指示したところであり、人事記録及び処分書綴等を精査したところであります。

今回の調査結果につきましても、旧3町とも対象となるような職員の年金保険料の着服事案は見当たらなかったところであります。

以上で報告を終わります。



○議長（谷口松生君） これで、今定例会に付議されたすべての案件を終了いたしましたので、
[「議長、30番」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 動議ですか。
[「動議です」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 30番、福重彰史君。

○30番（福重彰史君） ただいま市長の方から、この国民年金保険料にかかわる報告がございましたけれども、この国民年金保険料にかかわる本会議及び文教厚生常任委員会での野村議員の発言に対する説明責任と、その取扱いについてを求める動議を提出いたします。
[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） ただいま30番、福重彰史君から、野村公一議員の年金に関する発言について動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。

引き続き、野村公一議員の年金に関する発言の動議について、これを議題として採決します。この採決は、起立によって行います。

休憩します。

—————○—————

午後 1 時35分 休憩

午前 1 時36分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開します。

この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることは可決されました。

—————○—————

追加日程第 1 野村公一議員の年金に関する発言についての動議

○議長（谷口松生君） 追加日程第 1、野村公一議員の年金に関する発言についての動議を議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

○30番（福重彰史君） ただいま市長より平成19年 9 月11日の本会議において、野村議員より一般会計の予算質疑の中で、国民年金保険料の問題で、本市で使い込みの事案が無いのかとの説明を求められ、国からの再調査の結果を踏まえまして、旧 3 町とも職員の着服事案は見当たらなかったとの報告がありました。

このことは、9月11日の本会議でも市長並びに市民部長は、平成19年 8 月 7 日付けの調査が来て、早速調査をし、そのような事案は無かった。さらに 9 月10日付けの再調査の文書が来ているので早急に調

査をしたいと答弁をされたが、そのやり取りの中で、野村議員は、「もう使い込みの話があるんです。」と発言されている。また、その後の議案を付託された文教厚生常任委員会でも、野村委員は年金調査状況の質疑をされ、その中でも、「何も無いことはない。調べたら使い込みが出てくる。」とも発言されている。

これらの発言は神聖なる本会議や委員会での発言であり、ただいまの調査結果の報告と照らし合わせた場合、絶対に見過ごすことのできない野村議員のみの発言にとどまらず、議会の信頼を失墜させるゆゆしき重大で不穏当な発言であります。

また、職員にも不要な不安と動揺を与え、疑心暗鬼に陥らせるような重大な発言でもあります。

よって、私は議会のこけんにかかわる問題ととらえ、議会の威信にかけて、野村議員の説明責任と、その責任の所在を明らかにすることを強く望むところであります。そして、これに対する措置と対応につきましても、直ちに議会運営委員会で協議されますことを要請いたします。

以上申し上げ、同僚議員の勇気ある賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） 口述書を整理しますので、しばらく休憩します。



午後 1 時 40 分 休憩

午前 1 時 46 分 再開



○議長（谷口松生君） 再開いたします。

先ほどの動議の提案者の趣旨は、議会運営委員会に付託をして検討してほしいという趣旨であります。

ここで皆様方にお諮りいたします。ただいまの追加日程第 1 については、申し出のとおり議会運営委員会に付託することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。よって、ただいまの動議につきましても、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。



午後 1 時 48 分 休憩

午後 4 時 14 分 再開



○議長（谷口松生君） 再開いたします。

先ほどの事件、国民年金保険料にかかわる本会議及び文教厚生常任委員会での発言に対する説明責任について、この件を日程に追加し、追加日程第 2 として直ちに議題にしたいと思っております。

追加することをお諮りいたします。追加することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。よって、国民年金保険料にかかわる本会議及び文教厚生

常任委員会での発言に対する説明責任については、追加日程に追加されました。



追加日程第2 国民年金保険料にかかわる本会議及び文教厚生常任委員会での発言に対する説明責任について

○議長（谷口松生君） 本件は、議会運営委員会の方に付託してありましたので、その結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（丸崎幹男君） 先ほど付託になりました動議の件について、議会運営委員会の協議の内容を報告いたします。

動議の内容につきましては、御承知のとおり、野村議員の説明責任を求める動議であります。議運で取扱いを協議したところ、野村議員は確証があるとのことであります。不正の事実があるとすれば、執行部に対し野村議員は前向きに情報を提供され、当局は引き続き調査の必要があるとの意見が出されました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） ただいまの報告につきまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

○1番（下平晴行君） 市長の方で今回の調査結果について、3町とも対象となるような職員の年金保険料の着服事案は見当たらなかったという報告があったわけですが、その報告に対して、今、議会運営委員長の報告ではそういう形で取り扱うということですが、私は基本的にその時点で野村議員がやはり確証があるんだと、使い込みの確証があるんだということであれば、そのときなぜ申出が無かったのか、そのことの議論がされたのかどうか、お伺いします。

○議会運営委員長（丸崎幹男君） 先ほども申し上げたんですけれども、野村議員の方から、そのことについては確証があるということでございまして、長い時間をかけてまして本人ともやり取りをした中で、やはり私たちの議会運営委員会の中では、もし不正の事実があるとすれば、速やかに執行部に報告をされたいというような意見も出たところでございます。

その中で、やはり本人は確証があるということでございます。その中で、いろんな形で本会議でその報告はできないとの野村議員からの言葉でございました。今後、第三者委員会と申しますか、その中でやはりいろんな検討会もなされるんじゃないかというような発言もあったところでございます。その中で、どういう形で調整をすべきかということでございましたけれども、先ほど出ましたように、やはりそういう確証があるとすれば執行部に速やかに情報提供をしていただきたいと。そしてまた、当局もそれに対し、いろんな形で調査もされたいというような意見の一致でございました。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（下平晴行君） 今、委員長の説明がありましたけれども、やはりその中で動議が出されたのは、先ほど言いましたように、そういう申出が無かったから、あったわけではありますが、そのことについては、どうだったんですか。

○議会運営委員長（丸崎幹男君） 今、出された件ですが、ちょっと内容的に把握できませんでしたので、申し訳ないですが再度お願い申し上げたいと思います。申し訳ないです。

○1番（下平晴行君） 先ほども申し上げましたけれども、市長が報告されたあと、野村議員がそういう申出をされていたら動議は無かったというふうな質疑は無かったのかということです。

○議会運営委員長（丸崎幹男君） そのものについては、内容的には話は出ておりません。

○25番（小園義行君） 先ほどの委員長の報告で、方向性として情報提供をしていただき、そしてそのことについて調査をすると、そのことに努力をするという方向性が出ているわけですが、本来、本会議で起きたことを本会議で明らかにするというのは基本的なことではないかというふうに思います。

ただ、今回の場合、議会運営委員会に付託ということで、私は反対をしましたがけれども、可決になって議運での方向が出ました。ただ、その中で、本会議で起きたそのことに対する説明責任というのを、情報提供していただいて、調査をし、いつ本会議でそのことが結論として出てくるのかというのは、非常に時間がかかるのではないかというふうな気がします。そのことによって、職員の皆さん、そして市民の皆さん、そして私たち志布志市議会の議員の説明責任ということもいろいろ問われます。そういったことに対して、議会運営委員会として、いつまで、この結論を先延ばしをする。その期間がどれぐらいということ、情報提供していただいて当局に調査をしていただく。そのことの論議は無かったのか、お願いします。

○議会運営委員長（丸崎幹男君） これを本日中に結論を出すべきか、継続してこのものを審議をしていくか、まず議運の中で、最初その話し合いをいたしました。やはり本日動議が出され、この会期中に議運に付託されましたので、今日中に結論を出すべきだということで、先ほど報告したとおりでございます。

その中で、野村議員の方から、先ほどから申し上げますように、確証があるということでございますので、やはりそう言われる以上、当局もその調査の必要性もあろうというふうに議会運営委員会としては判断をしたところでございます。

期間につきましては、特段触れておりませんで、やはり継続的に、確証がある以上、そのものは調査をするべきだというような意見が多かったということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はございませんか。

○30番（福重彰史君） この動議は、市長の報告を受けての動議であって、その内容からしてみたときに、野村議員の指摘していることとは明らかに違うと。そういうことで、なんで違うのか、その説明責任を果たしていただきたいという趣旨の動議でありまして、そのことが議員の皆様方の賛同をいただいて可決いたしましたところであるわけでございます。

当然、なんでこのように見解が違うのかということの説明責任は、あつてしかるべきであろうというふうに私は思っております。また、確証があるということであれば、このことは犯罪行為であるわけでございますので、その犯罪行為を知り得ていながら、そのことを明らかにできないということは、これもまた理解に苦しむことではないかなというふうに思っております。

個人情報保護ということもございますけれども、その情報はしっかりと保護される中で、当然明らかにできる部分というものはあろうかというふうに思います。今、議運委員長の方から、この件について、野村議員には執行部の方にもその情報提供をするようにということがありましたけれども、このことは、

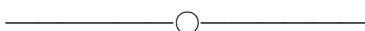
このままうやむやになるのではなくて、しっかりとした調査がなされなければいけないと。したがって、議会としての一議員の発言にとどまる問題ではない。いわゆる議会そのものが問われる問題になってくるといふふうに考えているところでございます。そういう点での議運での議論は無かったのか、お伺いいたします。

○議会運営委員長（丸崎幹男君） ただいま福重議員の方からございましたように、そのまま終始、議会の責任として協議がなされたところでございます。やはり一議員といたしましても、やはり全体の議員の責任だというような意見も多々出されたところであります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終結します。以上で報告を終わります。



○議長（谷口松生君） これで、今定例会に付議されたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。

御苦労さまでございました。

午後 4 時 27 分 閉会